

公益信託認可等に関する運用について
(公益信託認可等ガイドライン)

令和7年12月

内閣府公益認定等委員会
内閣府公益法人行政担当室

目次

第1章 基本的事項(総則).....	1
第1節 ガイドラインの趣旨・目的.....	2
第1 公益信託制度の経緯.....	2
第2 ガイドラインの趣旨・目的.....	3
第3 ガイドライン策定に当たっての基本方針等について.....	4
第2節 ガイドラインにおける基本的な考え方.....	8
第1 公益信託法の目的.....	8
第2 公益信託の関係者の責務.....	9
第3 公益行政の基本的な考え方(公益信託).....	10
第3節 事務処理の原則.....	11
第1 公益認定等委員会と公益法人行政担当室.....	11
第2 事務処理の原則.....	13
第4節 内閣府と都道府県との連携.....	15
第5節 行政手続法及び行政不服審査法との関係.....	16
第1 行政指導等(公益信託法に基づく勧告を除く。).....	16
第2 不利益処分等(行政手続法との関係).....	18
第3 審査請求.....	18
第2章 公益事務該当性の判断.....	19
第1節 総論.....	20
第1 公益事務とは(公益信託法第2条第1項第2号).....	20
第2 信託行為及び申請書記載事項.....	22
第3 審査に当たっての確認事項及び判断基準.....	32
第4 変更認可事項と変更届出事項.....	39
第5 監督に当たって特に考慮すべき事項(第6章(監督)参照).....	39
第2節 具体的な事業区分ごとの当てはめ.....	40

第3章 公益信託認可基準等	48
第1節 公益信託認可基準(公益信託法第8条)	49
第1 公益信託の目的(公益信託法第8条第1号)	49
第2 受託者の「経理的基礎」及び「技術的能力」(公益信託法第8条第2号)	50
第3 信託管理人の能力(公益信託法第8条第3号)	66
第4 公益信託事務の処理能力(公益信託法第8条第4号)	72
第5 特別の利益供与の禁止(公益信託法第8条第5号及び第6号)	74
第6 公益信託としてふさわしくない事業(公益信託法第8条第7号)	76
第7 収支の均衡(公益信託法第8条第8号)	77
第8 費用の額の適正割合(公益信託法第8条第9号)	77
第9 使途不特定財産(公益信託法第8条第10号)	77
第10 公益信託報酬(公益信託法第8条第11号)	77
第11 他の団体の意思決定に参与することができる財産の保有制限(公益信託法第8条第12号)	83
第12 残余財産の帰属権利者(公益信託法第8条第13号)	84
第13 特定資産公益信託(公益信託法第8条第1項)	85
第2節 欠格事由(公益信託法第9条)	87
第1 受託者の欠格事由(公益信託法第9条第1号及び2号)	88
第2 信託管理人の欠格事由(公益信託法第9条第3号及び4号)	90
第3 信託行為及び事業計画書の適法性(公益信託法第9条第5号)	91
第4 公益信託事務の健全性(公益信託法第9条第6号)	92
第4章 公益信託認可の申請等	93
第1節 信託行為	94
第1 信託行為(総論)	94
第2 信託行為の記載事項(各論)	100
第2節 公益信託認可の申請等	137
第1 行政庁(公益信託法第3条)	137
第2 公益信託認可の申請(公益信託法第7条)	138
第3 公益信託の変更等の認可(公益信託法第12条)	148

第4 公益信託の変更の届出(公益信託法第14条)	151
第5 受託者の辞任の届出等(公益信託法第15条)	153
第6 公益信託の併合等の認可(公益信託法第22条)	153
第7 公益信託の継続(公益信託法第24条)	157
第8 信託の終了の届出等(公益信託法第25条)	158
第9 清算の届出(公益信託法第26条)	159
第5章 公益信託の財務規律・情報開示・会計等	161
第1節 財務規律	162
第1 公益信託事務の収入及び費用(公益信託法第16条第1項、公益信託規則第17条から第23条まで及び同規則第45条)	163
第2 公益事務割合(公益信託法第16条第2項及び公益信託規則第24条から第32条まで)	179
第3 使途不特定財産額の保有の制限(公益信託法第17条及び公益信託規則第34条から第37条)	184
第2節 情報開示	192
第1 財産目録等の備置き・閲覧、公表等(公益信託法第20条及び第21条)	192
第3節 その他規律	228
第1 名称等(公益信託法第5条)	228
第2 寄附の募集に関する禁止行為(公益信託法第18条及び公益信託規則第38条)	228
第6章 監督	248
第1節 監督の基本方針	249
第1 監督の目的	249
第2 監督の基本的な考え方	249
第2節 定期提出書類の確認	252
第3節 報告徴収の実施方針(公益信託法第28条)	253
第1 報告徴収の趣旨	253
第2 報告徴収の実施方針	254
第3 報告徴収結果の処理	255
第4節 立入検査の実施指針(公益信託法第28条)	255

第1 立入検査の趣旨	255
第2 重点検査	256
第3 点検調査	256
第4 立入検査の手続について	257
第5節 監督処分等の適用方針(公益信託法第29条・第30条)	258
第1 監督処分等の趣旨	258
第2 監督処分等の適用方針	258
第7章 移行認可(公益信託法附則関係)	261
第1節 既存の公益信託に関する経過措置について	262
第2節 移行認可の申請について	263
第1 移行認可申請の準備等	263
第2 行政庁	263
第3 移行認可の基準等	263
第4 申請書及び添付書類(公益信託法附則第6条)	264
第5 移行認可の手続	264
様式集	266

※本ガイドライン内で引用する法令の条項の変更等形式的な修正については、適宜更新を行う。
(令和7年12月 内閣府公益認定等委員会/内閣府公益法人行政担当室)

凡例

主な法令の略称は以下のとおり。

- ・ **公益信託法**: 公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)
- ・ **旧公益信託法**: 公益信託ニ関スル法律(大正11年法律第62号)
- ・ **信託法**: 信託法(平成18年法律第108号)
- ・ **読替信託法**: 公益信託法の規定により読み替えられた信託法
- ・ **信託法整備法**: 信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第109号)
- ・ **認定法**: 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)
- ・ **法人法**: 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)
- ・ **行政手続法**: 行政手続法(平成5年法律第88号)
- ・ **行審法**: 行政不服審査法(平成26年法律第68号)
- ・ **信託業法**: 信託業法(平成16年法律第154号)
- ・ **公益信託令**: 公益信託に関する法律施行令(令和7年政令第233号)
- ・ **認定令**: 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令(平成19年政令第276号)
- ・ **公益信託規則**: 公益信託に関する法律施行規則(令和7年内閣府令第63号)
- ・ **合同命令**: 公益信託に関する法律第33条第3項の規定により読み替えて適用する信託法第34条第1項第3号の内閣府令・法務省令で定める事項等を定める命令(令和7年内閣府・法務省令第3号)
- ・ **認定規則**: 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号)
- ・ **法人法規則**: 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則(平成19年法務省令第28号)
- ・ **公益認定等ガイドライン**: 公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)(平成20年4月(令和6年12月改訂)内閣府公益認定等委員会・内閣府公益法人行政担当室)
- ・ **公益法人会計基準**: 公益法人会計基準(令和6年12月内閣府公益認定等委員会)
- ・ **会計基準運用指針**: 公益法人会計基準の運用指針(令和6年12月内閣府公益認定等委員会)

【公益信託/公益事務とは】

公益信託：公益信託法の定めるところによりする受益者の定め（受益者を定める方法の定めを含む。）のない信託であつて、公益事務を行うことのみを目的とするもの（公益信託法第2条第1項第1号）

公益事務：学術の振興、福祉の向上その他の不特定かつ多数の者の利益の増進を目的とする事務として次に掲げる事務（公益信託法第2条第1項第2号・別表）

- 1 学術及び科学技術の振興を目的とする事務
- 2 文化及び芸術の振興を目的とする事務
- 3 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事務
- 4 高齢者の福祉の増進を目的とする事務
- 5 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事務
- 6 公衆衛生の向上を目的とする事務
- 7 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事務
- 8 勤労者の福祉の向上を目的とする事務
- 9 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養^{かん}することを目的とする事務
- 10 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事務
- 11 事故又は災害の防止を目的とする事務
- 12 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事務
- 13 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事務
- 14 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事務
- 15 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事務
- 16 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事務
- 17 国土の利用、整備又は保全を目的とする事務
- 18 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事務
- 19 地域社会の健全な発展を目的とする事務
- 20 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事務
- 21 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事務
- 22 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事務
- 23 （略）※ その他の事務に係る政令は定められていない。

第1章 基本的事項(総則)

第1章 基本的事項(総則)

第1節 ガイドラインの趣旨・目的

第1 公益信託制度の経緯

- 公益信託の制度は、民法(明治29年法律第89号)に基づく公益法人制度と同様に、主務官庁の許可・監督の下、民間の財産を活用して公益活動を行うための制度として、旧信託法(大正11年法律第62号)の一部として創設された。
- 平成18年に旧信託法の全面見直し(新信託法の制定)が行われた際には、公益信託は、従来の制度を維持して旧公益信託法が存置された。新信託法制定に係る両院の附帯決議において、「公益信託制度については、公益法人と社会的に同様の機能を営むものであることにかんがみ、先行して行われた公益法人制度改革の趣旨を踏まえつつ、公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から、遅滞なく、所要の見直しを行うこと」とされた。
- 新公益法人制度の移行期間(平成20年12月～平成25年11月)の終了等を受け、法務省の法制審議会において公益信託の見直しについて調査審議が行われ、平成31年2月に、①公益信託の信託事務及び信託財産の拡大、②公益信託の受託者の拡大、③主務官庁による許可・監督制の廃止を骨格とする「公益信託の見直しに関する要綱案」が法務大臣に答申された。
- その後、内閣府が事務局となって開催された「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」の最終報告(令和5年6月)においては、民間による社会的課題解決に向けた公益的活動をより一層活性化する観点から、法制審議会の答申を踏まえ、「公益信託制度を公益認定制度に一元化し、公益法人認定法と共通の枠組みで公益信託の認可・監督を行う仕組みとすることで、民間による公益的活動に関する選択肢を多様化し、活性化するための環境を整備する。」など公益信託法改正の方向性が示された。
- 令和6年3月、①主務官庁制を廃止し、公益法人と共通の行政庁による認可・監督制を創設し、②認可の基準・ガバナンス等を法定すること等を内容とする法案が閣議決定された。令和6年の通常国会において、認定法の改正法案と併せて公益信託法案が審議され、与野党の賛同を得て可決・成立した(令和6年5月22日公布)。なお、両院の附帯決議においては、公益信託に関して概ね以下のような決議がなされている。
 - ・ 民間公益活動の一層の活性化のために、法律の趣旨、税制措置の内容等について、広く国民に対し周知徹底を図ること、
 - ・ 公益信託に対する監督等についても公益法人と共通の行政庁が担う制度と改めることを踏まえ、監督等が透明性を確保しつつ迅速かつ的確に実施されるよう体制の充実等に努めること、
 - ・ 公益信託の認可等を通じて統一かつ透明性の高いものとするために、都道府県に対して情報提供等を行うなど必要な措置を講ずること、

- ・ 既存の公益信託の新たな制度への円滑な移行が図られるよう、公益信託の関係者の意向や運営実態等を十分踏まえ、適切な措置を講ずること
- 本ガイドラインは、このような経緯等を踏まえ、公益信託法の趣旨を明らかにし、公益信託認可等について統一かつ透明性の高いものとする等を通じて、民間公益活動の一層の活性化を図る観点から策定することとする。なお、本ガイドラインにおける「公益信託」とは、特に断りがない限り公益信託法に定めるものとする。

第2 ガイドラインの趣旨・目的

- ガイドラインは、法令の適用に当たり留意すべき事項(法令等の解釈・運用)及び審査・処分の基準や考え方を示すものであり、
 - ・ 公益信託の設定に関わる者(財産を拠出しようとする者(寄附¹の仲介等を行う者を含む。)、受託者(公益事務の担い手)となろうとする者等)が、民間公益活動の選択肢として公益信託の制度を理解するための参考
 - ・ 公益信託の関係者(公益信託の委託者、受託者、信託管理人等)が、信託行為に従い、各種申請を行い、公益事務の実施、その他公益信託事務を行う際の参考(行政庁の対応についての予見可能性の向上)
 - ・ 行政庁である内閣総理大臣(公益法人行政担当室職員を含む。)及び公益認定等委員会(事務局職員を含む。)が職務を遂行する上での指針
 - ・ 公益信託における活動を支援し、チェックする国民の物差しとして使用されることを想定している。
- また、本ガイドラインは、技術的助言として都道府県知事に通知することを想定しており、行政庁である都道府県知事(職員を含む。)及び各行政庁における合議制機関²(その庶務をつかさどる職員を含む。)の指針として活用されることを期待している。
- 行政庁及び公益認定等委員会は、ガイドラインを踏まえた判断を行うことが求められる。これは、画一的な取扱いを求めるものではない。法令の規定及び趣旨を勘案した上で、個別の事情に応じて、又は社会経済の変化を踏まえ、柔軟な対応を行うことは当然であり、各行政庁における合議制機関を置くこととした制度の趣旨に合致する取扱いと言える。

¹ 公益信託法における「寄附」は、寄附をする者から受託者への①信託による財産の移転(いわゆる「信託譲渡」)と②財産の無償譲渡(いわゆる「贈与」)の2つの意味を有している。

² 公益信託法令において、「合議制機関」という言葉は、

① 各都道府県に置かれる公益信託認可等のための「合議制機関」(公益信託法第38条)

② 公益信託に置かれる「合議制機関」(公益信託規則第1条第13号)

という2つの意味で使われている。本ガイドラインにおいては①の意味の合議制機関については、【各行政庁における合議制機関】と記載する。

第3 ガイドライン策定に当たっての基本方針等について

○ 旧制度においては、公益信託の受託者、信託財産、公益事務等が事実上制限されており、数も少なく、幅広く活用されていたとは言えなかった。新制度の下で公益信託が広く活用され、民間公益活動の活性化につながっていくためには、従来の制度の延長ではなく、制度改革の趣旨を踏まえた制度運用が求められる。

○ 新たな制度においては、公益信託の受託者、信託財産、公益事務等について旧制度から大きく拡大することから、これまでになかった公益事務を展開する公益信託など多様な公益信託が生まれることが想定される。本ガイドライン策定の時点では、具体的にどのような公益信託が新たに生み出されることになるかをあらかじめ網羅的に想定することは困難である。

一方、公益法人制度においては、多種多様な公益法人が、様々な公益目的事業を実施しており、多くの判断事例が蓄積している。新たな公益信託制度は、公益法人制度と整合性を取る形で制度設計されていることを踏まえると、公益信託の性質に照らして、取扱いを異にする必要があるものを除き、基本的に、公益認定等ガイドラインに示した認定法の考え方を準用することが適切である。その際には、受託者・信託管理人の多様性など、信託の柔軟性等に留意することは当然に求められる。

○ 以上を踏まえ、技術的な事項、公益信託においてはあまり想定されない事項（財務規律・チェックポイント（各論）など）については、公益認定等ガイドラインの記述を参照することとし、本ガイドラインに詳細には記載しないものとする³。

一方で、公益法人制度に知見のない者も利用者となることを考慮し、公益認定等ガイドラインに記載がある事項であっても、公益信託においても重要な事項や、公益信託においてニーズが見込まれる事項については、本ガイドラインにおいても記載するものとする。

○ また、公益信託の柔軟性は極めて高く、制度施行後、ガイドライン策定時に想定していなかったような形態の公益信託が出現することが見込まれる。本ガイドラインは、こうした事例については、法令の規定及び趣旨を勘案した上で、個別の事情に応じて柔軟な対応を行うとともに、制度の透明性を確保する観点から、随時、ガイドラインに追加を行っていくことを前提に策定することとしている。

○ さらに、公益信託の特徴を生かす観点から、まずは「軽量」の公益信託を中心に記載することとしている。「軽量」とは、単に規模が小さいだけでなく、公益事務の内容が具体的かつ明確であ

³ 本ガイドラインにおいて公益認定等ガイドラインと同様の記載を置くことも考えられるが、技術的事項等の記載を置くと本ガイドラインが著しく大部なものとなり、結果として分かりにくくなりかねないことから配慮するもの。また、こうした取扱いは、公益信託の判断に係る前例の蓄積もなく、制度の施行までの短期間に、具体的なニーズに即したガイドラインを策定することは、事実上困難という現実的な配慮を踏まえた取扱いでもある。

り公益事務の内容について経営判断(受託者の裁量)が大きくないこと、公益事務が単一で資源配分等に経営判断(受託者の裁量)を要しないものである必要がある(詳細下記)。

- 「軽量」の公益信託については、できる限り求められるガバナンスや「重要性の原則」に従った考え方を明確に示すこととしており、これを通して使いやすい公益信託の実現を図る⁴。こうした「軽量」なものを中心とする公益信託が、法令に基づき一定のガバナンスが確保された公益法人制度(公益法人に対する指定寄附や、いわゆる冠基金を含む。)とあいまって、多様な公益活動が実現することを期待している。

【軽量な公益信託】

次の1に示す「軽量な公益信託」について、2の取扱いをする。軽量の公益信託の在り方については、民間公益の活性化を図る観点から、今後の運用状況等を踏まえて適宜見直していくこととする。

1 軽量な公益信託

次の(1)から(3)までの全ての事項に該当するものを「軽量な公益信託」として取り扱う。

(1) 一定規模を下回ること(以下のア及びイを満たすもの)

ア 公益事務の収益・費用が3千万円を超えない公益信託

収益・費用の額が大きな公益信託については、毎年度の公益事務の処理について、高度な判断や複雑な会計処理が必要となり、相応の体制等が必要となることから、軽量な公益信託として取り扱うことはできない。

イ 信託財産が1億円を超えない公益信託

毎年度の収益・費用が大きくなるとも(※)、信託財産の規模が大きな場合には、受託者に慎重な判断が必要となり、相応の体制等が求められることから、軽量な公益信託として取り扱うことはできない。

(※)信託財産の運用益で公益事務を行う公益信託の場合、公益事務の収益・費用に比して大きな額の信託財産の運用を行うことになる。

(2) 信託行為に定める公益事務の内容が明確かつ具体的であること

公益事務の内容が明確かつ具体的に定まっていない公益信託は、受託者の「裁量」が大きくなることから、受託者に相応のガバナンスや体制が必要となり、軽量な公益信託として取り扱うことはできない(第4章第1節第1の8参照)。

(3) 事業が単一であること

⁴ 「軽量」ではない公益信託も当然に可能ではあるが、運用上、公益法人制度との整合性を確保し、公益法人制度の潜脱を防止する視点に、より留意する必要がある。

複数の公益事務を行う公益信託については、その間の資源配分等に受託者の裁量が必要となるとともに、区分経理等も必要となるため、受託者に相応のガバナンス(体制)が必要となり、軽量の公益信託として取り扱うことはできない。

2 「軽量の公益信託」の取扱いについて

(1) 受託者の経理的基礎(情報開示の適正性)の判断(第3章第1節第2の1(3)参照)

軽量の公益信託であって、複雑な経理処理が想定されないような場合には、信託管理人⁵が、過誤や不正等の防止等の観点から実質的に関係書類を確認した上で、計算書類及び信託概況報告の承認が行われることが信託行為に定められていることをもって、公益信託全体としては財産目録等のチェック体制が定められていると判断し得る。

経理事務経験者(例えば、営利若しくは非営利法人又は信託に係る経理事務を5年以上従事した者等をいう。)が確実に関与する仕組みが確保されていることが確認されれば、公益信託の信託財産の状況に係る情報を適切に開示する仕組みが整備されているものとして取り扱う。

(2) 受託者の技術的能力(適正な運営の仕組み)の判断(第3章第1節第2の2(1)参照)

公益信託事務等の内容に応じて、公益信託事務を適正に処理するために必要な能力も異なることから、特に、軽量の公益信託においては、いたずらに一律の基準を設けることは適当ではないことに留意する。

また、次のいずれかの場合には適正な運営の仕組みがあると判断する。

ア 受託者の重要な意思決定について、信託管理人及び合議制機関(信託行為において定められているものに限る。)双方の同意を必要とする旨を信託行為において定められているもの。

イ 受託者の重要な意思決定について、信託管理人(理事会の三分の一基準が定められている法人、又は利害関係がない3者以上の信託管理人がいる場合に限る。)の同意を必要とするとともに、公益信託事務の実施状況について、信託管理人が原則として3か月に1回以上確認する旨が信託行為において定められているもの。

(3) 信託管理人の選任(第3章第1節第3の1参照)

軽量の公益信託においては、多くの場合に複雑な会計処理は行われないと考えられること、公益事務の内容にもよるが複雑な法律問題等もあり想定されないことなどを踏まえると、法律や会計の高度な能力を求めるよりも、公益事務が委託者の意思に沿って効率的・効

⁵ 経理実務の経験者など、会計についてもチェックする能力がある者が信託管理人である場合に限られる。信託管理人の監督能力(第3章第1節第3参照)として審査・監督の対象となる。

果的に実施されているかを判断する能力を重視して選任することが望ましいことも多いと考えられる。

(4) 会計基準(第5章第2節第1の3参照)

ガイドラインに記載がない事項について、法令の範囲で、公益法人会計基準以外の会計基準に従うことができる(ただし、軽量な公益信託であっても、不適正な運営が許容されるわけではないことに留意する。)。

- ・ この場合には、「計算書類の作成のための基本となる重要な事項」(合同命令第 26 条第1項第5号)に、適用した会計基準を明記するものとする。
- ・ ただし、無償又は低廉な価格で物的サービス又は役務の提供を受けた場合において、必要対価の額を損益計算書に計上することが認められる会計の基準等が存在するところ、公益法人会計基準においてはこのような処理を認めてはならず、公益信託における会計処理としても適当ではないと考えられることから、当該必要対価の額を損益計算書に計上することはできないものとする。
- ・ 「その他有価証券」について、毎年度の時価評価を免除する⁶(取得原価を貸借対照表価額とすることができる。)。
- ・ 損益計算書の注記において、公益事務別の内訳表の作成は不要である。

○ 公益事務の分野としては、「助成」を行う公益信託など多くのニーズが見込まれる分野について、高い予見可能性の下で多くの関係者が公益信託制度を容易に利用することができるよう、判断基準等を明確化する。制度施行後も、具体的なニーズを踏まえ、対象とする公益事務については、随時追加していくものとする。

○ 公益信託は、極めて柔軟性が高い制度であるが、高い柔軟性を使いこなすことは、公益信託を活用する民間の関係者にとっても、行政の関係者にとっても、容易ではない。

委託者等は、公益信託の目的や公益事務の内容について自らの希望・期待があるために公益信託を活用すると考えられるが、公益信託のガバナンスのあり方や信託行為の書き方等について深い知見を有する者は少ないと想定される。

そのため、公益信託が社会で広く活用されるためには、適切にガバナンスが設計された公益信託の事例や、的確に記載された信託契約書の例を積極的に公表し(公表に不適当な情報は除く。)、多くの者が参考にできるようにすることが望ましい。

⁶ なお、合同命令第 21 条第3項第1号に規定する、いわゆる「強制評価減」が発生した場合は、軽量な公益信託であっても時価評価を必要とする。

- 本ガイドラインは、上記の観点を含め、社会情勢の変化、判断の蓄積、関係者（公益信託の関係者、都道府県、国民・企業等）の要望等を踏まえ、少なくとも年に1回は見直しを検討するものとする。
- また、法運用の透明性を確保し、正確な理解を促進する観点から、具体的事情を踏まえた判断事例を明らかにすることが重要であることを踏まえ、公益信託法等に係る各種判断について、新制度施行後に適宜、「事例集」を作成し、ガイドラインの附属資料として位置付けるものとする。
 なお、事例集の作成に当たっては、公益法人制度と公益信託制度は、整合性を取る形で制度設計されており、取扱いを異にする必要があるものを除き、相互に参照可能であることに留意する。

【「公益信託のガバナンス」の考え方】

適正な公益信託事務の処理を確保し、公益の増進及び活力ある社会の実現を図るには、次の1～3に係る自主的・自律的な「管理・統治の仕組み」が信託行為及びこれに基づく規程等並びに組織・人員等により構築される必要がある。

- 1 公益信託事務を処理する際の権限者と意思決定プロセス
- 2 説明責任及び管理・統治の実行性確保の観点から、適切な情報開示体制
- 3 不適切な公益信託事務の防止・発見を目的とした監理体制

この「管理・統治の仕組み」に基づき、委託者、受託者、信託管理人その他合議制機関を含めた公益信託に関与するものが、相互に共働、連携、牽制、監視・監督することにより「公益信託のガバナンス」が確立される。

（参考）「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議（最終とりまとめ）R2/12」において、公益法人の運営に「ガバナンスが効いている」状態として、以下の3つの要素から成り立つ旨の考え方が提示された。

- ①法令遵守を当然の前提として、自らに相応しい規範を定め、明らかにし、これを守る。
- ②法人の担い手全員が、それぞれの役割を適切に果たしていると認められるよう常に行動し、求められた場合には自己の行動について法人の内外において説明責任を十分に果たしている。
- ③不祥事の予防・発見・事後対応の仕組みが確立されている。①②との関係では規範を整備してこれを守り、又は説明責任を十分果たすための仕組みを確立すること。

第2節 ガイドラインにおける基本的な考え方

第1 公益信託法の目的

- 公益信託法は、「内外の社会経済情勢の変化に伴い、公益を目的とする信託による事務の実

施が公益の増進のために重要となっていることに鑑み、当該事務が適正に行われるよう公益信託を認可する制度を設けるとともに、当該公益信託の受託者による信託事務の適正な実施を確保するため必要な措置等を定め、もって「公益の増進及び活力ある社会の実現に資すること」を目的としている（公益信託法第1条）。

- 公益信託制度の創設や公益信託事務の適正な実施を確保するための措置は、あくまで「公益の増進及び活力ある社会の実現」に資するための一つの手段である。

第2 公益信託の関係者の責務

- 公益信託は、公益事務を行うことのみを目的とするものであり、公益事務の実施により、公益の増進及び活力ある社会の実現に寄与することが期待されており、公益法人と同じく、税制上の優遇措置⁷の下、国民や企業からの寄附等の支援を受けている。
- 公益法人制度においては、令和6年の公益法人制度改革で、法人の自主的・自律的な経営判断がより尊重される仕組みとされる中で、公益法人が、自らのコンプライアンスの確保や説明責任の充実に、自主的・自律的に取り組むことが求められたことを踏まえ、公益法人の責務規定が置かれている（認定法第3条の2第1項）。
- 公益信託は、信託行為に基づく「公益信託事務」を確実に実施することに重きが置かれ、公益信託の本旨に従い、信託事務を処理しなければならない（信託法第29条第1項）。受託者その他の公益信託関係者による自律的な「経営判断」は、当然の前提とはされていない⁸ことから、認定法で定められているような責務規定は置かれていない。
- その一方、公益信託を含む信託を規律する信託法の第29条第1項において、「信託行為の定めに従い」ではなく、「信託の本旨に従い」とされたのは、受託者は、形式的に信託行為の定めに従っているだけでは足りず、信託行為の定め背後にある委託者の意図、すなわち信託の本旨に従って信託事務を処理することが求められるとの趣旨と解されている。
- こうした公益信託の仕組みを踏まえると、公益信託の設定に当たり、委託者の意図（公益目的）を公益信託の目的として明確に示し、信託の本旨を明らかにすることが極めて重要である。受託者⁹は、この点を委託者によく説明し、共通の理解の下、信託契約を策定することが必要となる。
- その上で、委託者が意図した公益目的の実現のための手段は変化し得るものであり、社会の変化や技術革新等により、公益信託事務を効率化・適正化し、あるいは効果を高める手段があ

⁷ 公益信託における主な税制上の優遇措置…個人寄附者の寄附金控除、法人寄附者の一般寄附金との別枠での損金算入、信託財産から生じる所得（収益）の非課税、みなし譲渡所得税の非課税（国税庁長官の承認が必要）

⁸ 信託行為の定め方によっては、受託者等の判断によって、公益信託を柔軟に運営することも想定される。

⁹ 本ガイドラインにおいては、公益信託認可前において「受託者になろうとする者」「委託者になろうとする者」を単に「受託者」「委託者」と記載することがある。

るにも関わらず、これを行わないことは、信託の本旨に従った信託事務の処理とは言い難いと考えられる。

- 受託者が、信託の本旨に従って公益信託事務を処理する義務を果たすためには、信託行為の定めに従った処理を基本としつつも、当該公益信託を巡る社会環境等が変化した場合には、これに対応して公益信託事務の実施方法等を見直すことも求められ、
 - ・ 必要な人材やガバナンスの構築など、実態に応じた運営体制の充実を図り
 - ・ 公益信託事務の処理状況について説明責任を果たし、国民や社会からのフィードバックを得ること等を通じて、公益信託事務の改善に取り組んでいくことが期待される。
- 公益信託の目的の達成のために権限を行使する信託管理人（読替信託法第126条第2項）、公益信託の目的等を設定した委託者も同様の観点で、その権限を適切に行使することが期待される。

第3 公益行政の基本的な考え方（公益信託）

- 公益行政（公益法人における公益目的事業及び公益信託における公益事務の適切な実施を確保する等により、公益の増進及び活力ある社会を実現するための行政をいう。以下同じ。）は、次の考え方に従い、実施するものとする。
- 公益法人に係る行政と公益信託に係る行政は、一体的に実施するものとする。公益行政の基本的な考え方は、両者に共通するものであるが、本ガイドラインにおいては、公益信託を中心に記載する。
- 公益行政は、法律の根拠に基づき行う。公益信託法に基づく処分等（勧告を含む。）は、法律及び法律に基づく命令の根拠に従って行わなければならない。法律の根拠なく、委員や職員の考える、あるべき公益信託像に従って、審査や監督を行うことは許されない。こうしたあるべき公益信託像を目指して受託者等を支援¹⁰する場合は、法律に基づく審査や監督とは峻別する¹¹。
- 公益行政は、公益信託の関係者（委託者、受託者、信託管理人等）が信託行為において自主的・自律的に構築したガバナンスの下で、コンプライアンスを確保し、適切に公益信託の運営を行うことを前提に、寄附者等¹²の意思、信託行為に従った受託者等の自律的な判断などを最大限に尊重して行う。審査や監督は、公益信託法令に従うことを原理原則とし、行政庁及び各行政庁における合議制機関側で受託者等が従うべきルールを一方的に設定し、これを押し付けることは、厳に慎む。

¹⁰ 公益信託に対する支援は、法令に基づく組織の任務及び所掌事務の範囲で行われる必要がある。

¹¹ 本ガイドラインにおいて「望ましい」としている事項は、法律に基づく審査や監督の対象となる規律ではない。

¹² 「寄附者等」には委託者と寄附者の双方を含む。また、公益信託に対する資源提供者を含み得る。

- 一方、受益者が存在する一般の信託においては、経済的に直接の利害関係を持っている受益者が利益の最大化を図ることにインセンティブを持つことに比べ、「受益者」¹³が存在しない公益信託において実効的なガバナンスを構築することは、必ずしも容易ではない。このため、公益信託が適正に運営され、社会的信用を確保していく上で、行政庁による審査や監督は重要な意義を持つ。
- 公益行政の目的は、民間公益を活性化し、活力ある社会を実現することであり、「公益信託の受託者による信託事務の適正な処理」の確保は手段である。公益信託が、高い規律を持つことは重要であるが、いたずらに高い規律を求めることは、かえって民間の公益活動を阻害しかねないことに留意する。
- また、様々なチャレンジが活力ある社会に不可欠であることを踏まえると、委託者や受託者等の創意工夫による公益事務のチャレンジを促進する観点から、事後のチェックにより対応が可能である場合には、公益信託の関係者が自らのガバナンスの下でコンプライアンスを確保し、適切に公益信託事務を遂行していく前提で、申請の内容が、公益信託認可基準に適合するか否かを確認して認可を行うことを原則とする。
- 公益行政においては、信託行為に定められた公益信託の枠組みを尊重するとともに、受託者等の支援の視点を持ちつつも、問題のある公益信託の受託者に対しては、果断に監督上の措置を講ずるものとする。公益信託認可基準への重大な違背（申請時に行政庁に対して実施を表明した事項が履行されない場合を含む。）その他重大・明白な公益信託法違反が明らかになった場合は、速やかに勧告等の措置を講ずるものとする。
- いかなる組織・枠組みにおいても不祥事は生じ得るものであり、公益信託（受託者の内部組織を含む。）の自律的なガバナンスの下で適切に対応が行われる場合は監督上の措置は不要であることも多いが、ガバナンスが機能せず不祥事が繰り返される場合や、態様が悪質な場合等には果断に監督上の措置を講ずるものとする。
- 公益行政は、公益信託法に基づく審査・監督のほか、公益信託制度の普及、公益信託の受託者の自主的な取組の支援や公益信託の活動の紹介、公益信託に対する寄附の拡大など、公益行政の目的達成に向けた活動を展開するものとする。

第3節 事務処理の原則

第1 公益認定等委員会と公益法人行政担当室

1 公益認定等委員会

¹³ ここでは、信託法の規定に基づき、信託事務の処理について権限を有する「受益者」を指す。公益事務の実施により利益を受ける者とは区別される。

○ 公益認定等委員会は、国民の意向を適切に反映しつつ、行政官庁から独立かつ中立的に判断するとともに、様々な公益活動に対応できる専門性等を有する機関として、公益信託における公益事務該当性及び公益信託認可基準適合性を実質的に判断する役割を担っている。このため、行政庁が、次の処分等を行おうとする場合には、公益認定等委員会が諮問を要しないと認めたものを除き、公益認定等委員会への諮問が必要とされている（公益信託法第34条第1項、第3項）。

（1）公益信託認可・変更認可の申請に対する処分（欠格事由又は形式不備により処分する場合を除く。）又はこれらに係る審査請求に対する裁決（不適法却下する場合を除く。）

（2）監督処分等（①欠格事由に基づく処分、②法律に基づく届出又は定期提出書類の提出がないことに基づく処分、③公益認定等委員会による勧告に基づく処分を除く。）又はこれらに係る審査請求に対する裁決（不適法却下する場合を除く。）

【公益事務該当性】

公益信託法第2条第1項第2号に規定する「公益事務」に該当するか否かであり、詳細は第2章に記載している。

【公益信託認可基準適合性】

公益信託法第8条各号に掲げる公益信託認可の基準に適合するか否かであり、内容の詳細は第3章に記載している。

【監督処分等】

公益信託法第29条第1項の勧告、同条第3項の規定による命令又は公益信託法第30条第1項若しくは第2項の規定による公益信託認可の取消しをいう。公益信託の適正な運営を担保する重要な手段であり、その適用方針等について第6章に記載している。

○ 加えて、公益事務該当性や公益信託認可基準適合性等に係る政令・内閣府令の制定・改廃についても諮問が必要とされており、公益事務該当性や公益信託認可基準適合性等に係る運用についても、公益認定等委員会が実質的判断を行うことが期待されている（公益信託法第34条第2項）。

○ また、公益信託に関する実質的な監督は、公益認定等委員会が担うこととされており、公益信託の受託者に対する報告徴収及び立入検査の権限（公益信託法第28条第1項。欠格事由該当性に係る調査に関するものを除く。）は、公益認定等委員会に委任されている（公益信託法第42条第1項。行政庁が都道府県知事である場合は、各行政庁における合議制機関が当該権

限を行使することとされている(同条第2項)。)。公益認定等委員会は、各種の届出書類や定期提出書類(公益信託法第36条第1項)、許認可等行政機関の意見(同条第2項)、報告徴収・立入検査等において把握した事実等を踏まえ、必要がある場合には、監督処分等を行うよう、内閣総理大臣に対して勧告することができる(公益信託法第37条第1項)。

2 公益法人行政担当室(内閣総理大臣)

- 行政庁である内閣総理大臣は、公益認定等委員会が公益信託認可基準適合性に係る実質的な審査を行うことを前提に、公益信託の認可や監督に関するその他の業務をつかさどる。すなわち、申請書に係る形式的な審査、欠格事由該当性の審査・監督等、定期提出書類の受理などである。内閣総理大臣は、答申・勧告を尊重して処分等を行う。
- また、税法に基づく証明(譲渡所得等の非課税措置における基金に係る証明)等の業務も、行政庁の業務とされている。

加えて、内閣総理大臣は、法所管として、制度の企画立案(公益信託認可基準等に係る政令・内閣府令については公益認定等委員会に対する諮問が必要(公益信託法第34条第2項))を担っており、諮問を行うほか、

- ・ 公益事務の実施の状況、公益信託に対して行政庁が執った措置等についての調査・分析・資料の作成及び情報の提供(公益信託法第41条)
- ・ 公益信託認可の審査等の事務の管理及び執行に関し地域間に著しい不均衡があることにより公益事務の適正な実施に支障が生じることが明らかな場合における都道府県知事への是正の要求(公益信託法第43条、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の5第1項)

等を行うこととされている。

第2 事務処理の原則

1 迅速・丁寧な対応

- 公益信託は、社会の変化に機動的に対応して公益活動を行うことに大きな意義があり、申請書類の審査は、迅速に行う必要がある。申請については、標準処理期間¹⁴を定めるよう努める(行政手続法第6条)とされており、新制度施行後、実務が蓄積されれば、速やかに標準処理期間を定め、その期間内に処理するよう努めることとする。また、適切に標準処理期間を定め、期間内の処理を確保する観点から、審査に要した期間の状況を公表するものとする。

¹⁴ 公益法人制度において、内閣府は、公益認定に係る標準処理期間を4か月とする等の決定を法施行(平成20年12月)の2年10か月後(平成23年8月)に行っている。

- 申請者に対しては、所掌事務の範囲で、丁寧に対応する¹⁵。
- 公益信託の活動に問題がある場合は、速やかな是正が必要であり、監督業務においても迅速な対応が求められる。監督に当たっては、事実即して毅然とした対応を行う必要があるが、十分な根拠のない中での決めつけや高圧的な態度をとることがないように留意する。
- 上記のほか、職員が、外部の者と面談、電話、電子メール等によりやり取りをする場合は、綱紀及び品位の保持に努め、対応の方法、場所、時間帯、参加者等がやり取りの目的・内容に照らしてふさわしいものとなるよう留意する。

2 事実に基づく判断、効率的・効果的な業務遂行

- 公益行政は、必要な情報を適切に収集した上で、事実に基づき適正に行う。一方、公益信託の受託者等にとって、行政への対応に係る業務は、負担であり、行政が情報収集を行うに当たって受託者等の負担は最小限とする必要がある。
- また、行政においても、公益行政を担う職員の数は限られており、目的に照らして効果的・効率的に行う。

3 事前相談など

申請後に不備や課題が明らかになり、処分までに長期間を要し、予定どおりに公益事務を実施できなくなることがあり得る。このため、受託者候補等の要望を受け、申請書類の内容等について事前の相談に応じることとする。その際には、行政庁は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない(行政手続法第9条第2項)ことを踏まえ、適切に対応する。

4 情報の提供等

- 公益信託は、不特定かつ多数の者の利益のために公益事務を行うものであるため、公益法人と同様の税制優遇が設けられている制度であり、委託者や寄附者、信託管理人等の公益信託の関係者をはじめ、広く国民に対して公益事務の実施状況や公益信託認可基準適合性等について情報開示を行い、透明性の高い運営を行うことが求められている。

このため、公益信託事務の実績(計算書類・信託概況報告等)、受託者に関する情報、認可基準への適合状況等の情報を行政庁のホームページ(「公益法人information」等のプラットフォーム

¹⁵ 申請に必要な情報の提供(行政手続法第9条)の範囲を超える、公益事務や信託法についての一般的な情報提供や助言は、民間公益の活性化に向けた「支援」の一環として行うことは妨げられないが、行政職員として対応する義務があるわけではないことに留意する。

ーム)において公表し、国民によるチェックが可能となるよう透明性を確保することとしている(第5章第2節第1の6参照)。これにより、公益信託のガバナンスの実効性を高めることが期待される。また、公益信託の運営状況や公益事務の実施状況等をホームページで把握できるようにすることで、公益信託に対する企業や国民からの寄附等の支援が促進され、民間の公益活動が全体的に活性化することが期待される。

- また、公益信託全体の実態を総合的かつ多面的に明らかにし、公益信託制度が一層活用されるよう、公益信託法第41条の規定に基づき、公益事務の実施の状況、公益信託に対して行政庁が執った措置その他の事項についての報告、調査を行った結果を取りまとめて、「公益法人information」において、公表する。

このほか、内閣府公益法人行政担当室においては、一元的な情報開示のプラットフォームの提供について、今後継続したDX(デジタルトランスフォーメーション)推進により、国民にとって利便性の高い形で公益信託の情報・データを提供するシステム整備を進める。

第4節 内閣府と都道府県との連携

- 都道府県知事が行政庁として行う事務は、自治事務と整理されており、都道府県知事は、公益信託法及びこれに基づく命令に従い、地域の実情等に応じた事務処理を行うこととなる。

一方で、理由なく運用が統一性を欠くならば、制度に対する信頼を失わせることになりかねず、令和6年の公益信託法に係る附帯決議においても、「…公益信託の認可等について、全国を通じて統一的かつ透明性の高いものとするために、都道府県に対して情報提供等を行うなど必要な措置を講じること」が決議されている。このため、内閣府は、審査・監督の判断事例その他公益信託法等の運用について、都道府県の運用を把握するとともに、内閣府における運用と併せて幅広く情報提供を行うことで、行政庁間で情報共有を図り、可能な限り、共通の考え方の下で運用が行われるよう努めるものとする。

- また、都道府県と情報共有を図る中で、都道府県の意見も踏まえ、必要に応じ、ガイドラインの見直しを行うこととする。
- なお、このような取組にも関わらず、都道府県知事の事務処理が法令に違反しているか、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときには、地方自治法第245条の5の規定に基づき、是正の要求を行うこととなる。公益信託は、行政庁が都道府県であっても、所得税、法人税等の国税の優遇措置が設けられており、全国で整合性のある法運用が行われることが特に求められている。このため、内閣総理大臣は、都道府県知事に対し、公益信託法の規定による勧告、命令、公益信託認可取消しその他の違反の是正又は改善のために必要な措置の内容を示して、これを講ずべきことを求めることとされている(公益信託法第43条)。

第5節 行政手続法及び行政不服審査法との関係

- 内閣府の公益行政は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)など行政に関連する各種法令に従い実施される。これら各種法令のうち、行政手続法及び行審法は、公益行政の公正性・透明性を確保する上で重要な法律である。
- 行政手続法は、
 - ・ 申請に対する処分については、あらかじめ審査基準及び標準処理期間を設定する、申請が到達したときは遅滞なく審査を開始する、申請者に対して審査の進行状況等を示すよう努める、申請を拒否する処分を行う際には理由を提示する等を定め、
 - ・ 不利益処分については、処分基準をできる限り定め公表する、不利益処分をしようとする場合に聴聞又は弁明の機会を付与する、処分に当たり理由を提示する、
 - ・ 行政指導は各種原則(後述)に従う
 - ・ 命令等を定めるに当たっては意見公募手続を行う など、公益信託法の審査・監督等を行うに当たって遵守すべき基本原則が定められている。その上で、行政庁からの処分その他公権力の行使に当たる行為に関し不服があれば、行審法に規定する審査請求制度を利用することができる。
- この節においては、これまでの公益行政に対する批判等を踏まえ、行政指導を中心に記載するが、これにとどまらず、行政手続法を遵守し、同法の趣旨¹⁶等を踏まえた対応を行うことは、極めて重要である。

第1 行政指導等(公益信託法に基づく勧告を除く。)

- 職員は、受託者等からの相談、定期提出書類のチェック、立入検査など、様々な場面で受託者等に対し「指摘」を行うことが想定される。こうした「指摘」は、行政手続法第2条第6号に規定する「行政指導」に該当しないことも多いと考えられるが、行政庁及び公益認定等委員会の事務局職員は、常に、行政手続法の趣旨を踏まえて業務を遂行する必要がある¹⁷。
- 特に、申請者に対して申請内容の見直しや申請の取下げを求め、又は受託者に対して信託行為や公益事務の内容の見直し等を求める場合には、行政手続法の規定に則り、適切な対応をしなければならない。

¹⁶ 行政手続法の趣旨等については、行政手続法の施行に当たって(総務事務次官通知平成6年9月13日付け総管第211号)等に記載されている。

¹⁷ 地方公共団体の機関が行う行政指導については、行政手続法上の行政指導に関する規定(第4章)は適用除外となり(行政手続法第3条第3項)、各地方公共団体の行政手続条例の規定に従うこととなる。

1 一般原則(行政手続法第32条)

- 行政指導等(情報提供、相談、助言など必ずしも行政手続法第2条第6号に規定する「行政指導」に含まれないものを含む。以下同じ。)の内容は、あくまで相手方の任意の協力によってのみ実現するものであることに留意する必要がある(行政手続法第32条第1項)。
- したがって、行政指導等に従うか否かは相手方の自由であるため、相手方が行政指導等に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない(同条第2項)。

2 申請に関連する行政指導等(行政手続法第33条～第35条)

- 申請の取下げ又は変更を求める行政指導等にあつては、申請者が当該行政指導等に従う意思がない旨を表明したにも関わらず当該行政指導等を継続すること等により、申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない(行政手続法第33条)。
- 申請書記載事項の不備、必要な添付資料の不足等の申請の形式上の要件に適合していないことからその補正を求めるものは対象外であるが、「形式上の要件に適合しない」との判断は厳格に行う必要があり、申請内容の明確化を求めるものや、「行政庁が必要と認める書類」として本ガイドラインに記載していない書類の添付を求めるものは、「申請の変更を求める行政指導」に該当すると考えられる。
- 申請者が行政指導等に従わない意思を表明した場合には、行政指導等を中止し、申請に対し速やかに適切な対応を講ずることが求められる。公益認定等委員会に諮問をしていない場合には、速やかに諮問を行い、又は、行政手続法第7条の規定に基づく申請の拒否若しくは公益信託法に基づく処分を行うものとする。
- 不認可等の処分を行うことができるか明らかではない場合等において、当該処分ができる旨を殊更に示すことにより相手方に行政指導に従うことを余儀なくさせることをしてはならない(行政手続法第34条)。
- また、申請の取下げ又は変更を求めるものも含め、行政指導を行う際には、①当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項、②当該条項に規定する要件、③当該権限の行使が当該要件に適合する理由を示さなければならない(行政手続法第35条第2項)、行政指導が口頭でなされた場合において、その相手方から書面の交付を求められたときは、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない(同条第3項)。このほか、行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならないとされていることに留意する(行政手続法第9条第1項)。

3 監督上の措置に関連する行政指導(行政手続法第34条、第35条)

- 監督上の措置を行使することができない場合又は行使する意思がない場合にも関わらず、当該措置を行使し得る旨を殊更に示すことにより、相手方に行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない(行政手続法第34条)。監督上の措置についても、上記の行政指導の明確化及び書面交付請求の対象となる(行政手続法第9条第1項、第35条第2項及び第3項)。
- 定期提出書類のチェックや立入検査に当たり、公益事務の質の向上やガバナンスの確保の観点から、公益信託の受託者に対して助言等を行うことは、民間公益の活性化を図るためにも有益であるが、法に基づく監督と公益信託の支援(助言等)は峻別し、行政手続法の趣旨に従って助言等を行う。

4 複数の者を対象とする行政指導(行政手続法第36条)

同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、あらかじめ、事案に応じ、「行政指導指針」を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない(行政手続法第36条)。「行政指導指針」の策定には、原則として意見公募手続が必要である(行政手続法第39条第1項)。

第2 不利益処分等(行政手続法との関係)

公益認定等ガイドライン第1章第5節第2の記載を参照する。

第3 審査請求

行政庁の処分等に関し、簡易迅速かつ公正な手続の下で不服申立てをすることができる制度として、行審法に基づく審査請求の制度がある。審査請求の事務処理については、公益認定等ガイドライン第1章第5節第3の記載を参照する。

第2章 公益事務該当性の判断

第2章 公益事務該当性の判断

- どのような事務が公益事務に該当するかは、公益信託法第8条に定める公益信託認可基準への適合性を判断する上での前提であり、「公益性」の判断における最も重要な論点と言える。
- 本ガイドラインにおいては、公益認定等ガイドラインを踏まえ、公益事務該当性に係る判断基準を行政手続法第2条第8号ロの「審査基準」として位置付け、できる限り明確化するとともに、当該判断基準への適合性の確認のためには信託行為及び申請書に何が記載される必要があるか、添付書類として何が必要であるかを明らかにすることとした。
- その際には、委託者の意思を最大限尊重しつつ、受託者の能力に応じた工夫や社会変化に対応した事務の見直し等を阻害しないよう、受託者による工夫や見直しが想定される事項は事業計画書等に記載されることを前提に、信託行為及び申請書記載事項は簡素化することを基本としている。これにより、信託行為及び申請書記載事項を変更する場合には、原則として変更認可申請が必要とする枠組みの下で、適正なガバナンスを確保しつつ、公益信託の実情に応じた柔軟性が確保される。

なお、信託行為に公益事務の内容をどの程度具体的に、明確に定めるかは、委託者の意思により、信託行為に詳細に定め、あるいは、受託者のガバナンスを前提に公益法人と同様の裁量を認めることも可能であり、委託者の意思を尊重することが求められる。

第1節 総論

第1 公益事務とは(公益信託法第2条第1項第2号)

- 公益事務とは、学術の振興、福祉の向上その他の不特定かつ多数の者の利益の増進を目的とする事務として公益信託法別表(以下「別表」という。)各号に掲げる事務をいう。

公益目的事業についての認定法の定義(学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの)とは規定ぶりが異なっているが、「事務」¹⁸と「事業」の用語の違いを踏まえ、法制技術的な観点から、公益性を二つの要素に分けることなく一体的に判断するよう規定することとした結果であり、認定法における公益性の判断と違いが生じることを意図したものではない。

すなわち、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するか否かは、「不特定かつ多数の者の利益の増進を目的とする事務として別表各号に掲げる事務」に該当するか否かという中で一体的に判断されることになる。言い換えると、具体的な公益事務の内容が、「不特定かつ多数の者の利益の増進」に寄与すると判断できない事務は、形式的に別表各号に該当する目的を掲げて

¹⁸ 公益法人が自らの経営判断に基づき実施する公益目的事業に比べて、公益信託においては、信託法上の用例や契約による、より小規模な公益活動が想定されることから、「事務」という用語が用いられたもの。

いたとしても、「別表各号に定める事務」に該当するとは判断されないことになる。

○ 別表各号は、その性質上何らかの形で不特定かつ多数の者に利益をもたらすと考えられるものとして、認定法の立法当時有効であった法律のうち国民の利益のために制定されているものの目的規定を抽出・集約し、列挙したものであり、およそ公益と考えられる目的であれば、別表各号のいずれかに位置付けることができると考えられる。その上で、実質的にも、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与し、別表各号に掲げる目的に寄与すると判断される場合に、公益事務に該当することになる。

○ 申請された公益信託の事務が公益事務に該当するかどうか、すなわち、実質的に不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与し、別表各号に掲げる目的に寄与するという事実があるかどうかを認定するためには、まず、

1 公益事務(公益信託)の目的が、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与し、別表各号に該当するものであること

が求められる。また、「目的」が掲げられているだけでなく、その「公益事務の内容」及び実施の「手段」が、

2 当該目的を実現するためのものであること(公益事務の合目的性)が合理的に説明できること

3 当該目的を実現するための公益事務の質(専門性や公正性、不利益発生排除など)が確保されていること

4 特定の者又は特定の集団の利益にとどまらないこと(受益の機会の公開など)

5 公益事務の内容に透明性があること

の確認が必要である。

あわせて、公益信託制度は、民間非営利部門が、政府部門や企業を中心とする民間営利部門と相互に自立と協働の関係を維持しつつ、機動的な対応が構造的に難しい政府部門や、採算性が求められる民間営利部門では十分に対応できない活動領域¹⁹を担っていくことが期待されて立法された制度である。公益信託認可を受けた場合には、「公益」信託を名乗り、行政庁の監督の下で社会的な信用を得るとともに、高い税制上の優遇措置を受けるなど、広く社会的なサポートを受けつつ、民間公益活動ならではの領域を切り開き、市場や政府では十分に供給できない新たな価値を生み出していくことが期待されている。これらを踏まえると、

6 営利企業等が実施している事業と類似する公益事務にあつては、社会的なサポートを受

¹⁹ 例えば公益法人の場合、民法に基づく旧公益法人制度においては、事業内容が、社会経済情勢の変化により、営利企業の事業と競合し、又は競合し得る状況となっている場合があり、そのような場合には、公益法人としてふさわしいと認められる事業内容への改善等に向けた措置を講ずるが、そのような措置が講じられない場合には、営利法人等への転換を行うこととされていた。

けるにふさわしい公益事務としての特徴があること

を公益事務の内容等に応じて確認をすることが求められる(上記1から6までの全てに該当することを「公益事務該当性」という。以下同じ。)

- 新制度においては、多種多様な公益事務が実施されることが想定されるが、公益事務ごとに、公益事務該当性の判断に当たって重視すべき内容は異なる。どの公益事務にも一律・網羅的な確認を行うことは、受託者及び行政庁の双方にとって無用な負担となり、ひいては公益信託法の目的たる公益の増進等の実現を妨げることにもなりかねない。
- このため、公益信託の審査・監督に当たっては、原則として、公益事務として求められる趣旨等に応じて、重点的にチェックを行う必要がある事項のみを確認し、それ以外の事項については、公益事務の内容に照らして当該事情を確認すべき特段の事情がある場合を除いて、公益信託のガバナンスに委ねることが適切である。
- こうした観点から、典型的な事務については、公益事務該当性を簡便に判断することができるよう、事務区分ごとのチェックポイント²⁰を明確にするものとする。

チェックポイントに示した事務区分は、多種多様な公益事務の一部に過ぎず、それ以外のチェックポイントにない事務については、事務の特性に応じて軽重を付け、重要事項に集中して確認を行うものとする。

第2 信託行為及び申請書記載事項

- 公益信託認可の申請書には、「公益事務の種類及び内容」を記載することとされている(公益信託法第7条第2項第4号)。公益信託法第7条第2項各号に掲げる事項の変更をしようとするときは、公益信託規則で定める軽微な変更の場合を除き、原則として変更認可が必要となる(公益信託法第12条第1項)。
- また、公益事務については、公益信託の信託行為において、
 - ・ 公益信託の目的(公益信託規則第1条第2号)
 - ・ 公益事務を行う区域(同条第3号)
 - ・ 公益事務の内容(同条第4号)
 - ・ 信託財産の受入れ、運用、支出その他の信託財産に関する事項(同条第5号)
 - ・ 受託者の職務に関する事項(同条第6号)
 - ・ 公益信託事務の処理の方法に関する事項(同条第7号)
 - ・ 信託管理人の職務に関する事項(同条第8号)
 - ・ 公益信託事務(信託財産の保存行為に係る事務、信託財産の性質を変えない範囲内にお

²⁰ 公益認定等ガイドラインに示されたチェックポイントと同内容のものとしている。

いてその利用・改良を目的とする事務、公益信託事務の処理にとって補助的な機能を有する事務を除く。)の一部を第三者に委託する場合の選定基準、委託する公益信託事務の内容等(同条第12号)

- ・ 公益信託の適正な運営のために不可欠なものとして合議制の機関を置く場合における当該機関の権限等(同条第13号)
- ・ 利益相反行為等を行う場合の当該行為の内容等(同条第14号)

等を定めることとされている(公益信託法第4条第2項)。

- 公益事務該当性を判断するために必要な公益事務の内容、公益事務の実施の手段等については、委託者の重要な関心事項であると考えられ、公益事務該当性の判断に必要な情報は、基本的には委託者及び受託者が合意した信託行為において明らかにされることが望ましい。このため、申請書には、「信託行為第○条及び第○条に記載のとおり」と記載されることを想定している。

一方、遺贈の場合等であって、信託行為(信託契約又は遺言)において十分な定めがなされていない場合、公益信託の認可を受けるためには信託行為の定めのみでは十分ではないこと等も想定され、委託者又は遺言執行者の承諾²¹を得て申請書において必要な事項を補足することも許容される。

- また、公益信託の監督は、信託行為及び申請書に記載された「公益事務の種類及び内容」を基礎として実施される。

1 基本的な考え方

- 公益事務該当性は、「公益事務の種類及び内容」として申請書に記載された事項(以下「申請書記載事項」という。)及び申請書の補足情報として記載された事務の公益性等に関する説明(以下「事務の公益性等に関する説明」という。)(様式1・③参照)並びに事業計画書その他の添付書類によって判断する。

なお、受託者が公益事務を行うに当たり、法令上行政機関の許認可等を必要とする場合は、公益信託認可申請及び変更認可申請において、公益信託法第8条第1号に規定する事由等について、許認可等行政機関の長の意見を聴くこととされており(公益信託法第10条第1号)、公益信託認可申請又は変更認可申請の審査における公益事務該当性の判断に当たっては、許認可等行政機関の意見も情報源となる(第4章第2節第2の2及び同節第3参照)。また、行政庁が、独自の手段によって取得した情報を参照することもあり得る。

- 申請書記載事項は、委託者(遺言執行者を含む。)及び受託者の了解の下で記載され、記

²¹ 公益信託規則第2条第3項第8号

載に従い公益事務を実施するとして行政庁の公益信託認可を受けたものであり、その変更には、原則として、変更認可を必要とする(第2章第1節第4参照)。このような申請書記載事項は、「国民に対する約束」ということができ、信託行為の内容を証する書面とともに備置き・閲覧等の対象となる書類と位置付け(公益信託法第20条第1項、公益信託規則第39条第1項第4号)、公益信託法第21条第2項に基づく公表対象(第5章第2節参照)とされている。

- 申請書記載事項から読み取ることができない事務や申請書記載事項に従って実施されない事務は、公益事務として認められず、受託者がそのような事務を行ったとしても、信託の目的の達成のために必要な行為(信託法第26条)とは言えず、受託者の権限外の行為として信託管理人による取消し対象となり得る(読替信託法第27条)。公益信託において、受託者は、申請書記載事項に従って公益事務を実施する必要がある²²。
- 事務の公益性等に関する説明として、申請書(様式1・③参照)において、チェックポイントに該当する旨の説明及び事務を継続的に行うために必要な許認可等についての記載を求めるが、その変更にあたって認可が必要となる申請書記載事項とは扱わない(すなわち、当該記載の変更のみにとどまる場合は、変更認可申請は不要となる。)ものとする。
- 申請書記載事項は、「国民に対する約束」として公益事務のコンセプトを明確にし、公益事務の外延を画する観点から、公益信託の目的のほか、公益事務の概要、受益の機会、受益対象者の義務、公益事務の合目的性確保の取組等に関する基本的な考え方及び原則を示すことを求める。他方、信託行為の範囲内で、公益事務の実施における受託者の工夫や受託者の能力に応じた柔軟な対応が可能となるよう、公益事務の規模や詳細設計など、受託者が実情に応じて判断すれば足りる事項は、事業計画書等に記載することを原則とする。
- 申請書記載事項として明らかにすべき内容は、下記「2 記入要領」に記載のとおりであり、行政庁は、公益信託認可の審査にあたって、申請書記載事項に加え、事務の公益性等に関する説明、事業計画書等²³に記載された具体的な公益事務の内容等により、公益事務該当性を判断する。
- 受託者は、信託行為等に沿って事業計画書等を定め、当該事業計画書等に基づき公益事務を実施することが求められ、行政庁は、申請書記載事項に沿って公益事務が実施されているかを監督する。公益事務としての基本的な考え方及び原則が信託行為及び申請書に明確に

²² 公益法人の事例では、平成28年1月に内閣総理大臣が行った勧告においては、公益目的事業の質を確保する手段として利用者からの預託金の保全のために申請書に記載されていた三者契約を、変更認定を受けることなく「二者契約」に改めたことが問題となった。

²³ 「事業計画書」以外に、公益事務の重要事項について受託者が策定し、公表(原則)する各種規程は募集要項などを含む。その場合、事業計画書への添付を求める。申請時において、事業計画書等に記載がない場合は、申請書とは別に「行政庁が必要と認める書類」として詳細の情報を求める。申請書には、受託者が守るべき約束として、「〇〇については事業計画書等に記載し、実績を事業報告に記載する」旨を記載するよう求める。

記載されていない場合には、公益事務としての外延が画されておらず、内容が不明確であるために、不認可となることがあり得る。

- その他、公益事務該当性を判断するために合理的に必要と考えられる添付書類は、「判断基準」として、本ガイドライン（個別のチェックポイントについて本ガイドラインが準用する公益認定等ガイドラインの記載を含む。）において定める（第2章第1節第3及び同章第2節参照）。本ガイドラインに記載がない書類を求めるときは、行政庁は、受託者に対して当該書類を必要とする理由を示すものとする。

2 記入要領

- 公益事務の実態を踏まえ、同一の趣旨・目的の下、密接に関連して実施される公益事務は一つにまとめる。信託行為において、複数の号等に分けて規定されている事務をまとめることもできる。社会通念に照らして、密接関連性が自明ではない公益事務をまとめる場合には、それらの関連性について説明する²⁴。ただし、公益信託において収益や共益を目的とする事務等を行うことはできないことから、これらをまとめることはできない。なお、一つにまとめた公益事務の一部に公益性が認められなければ、全体の公益事務該当性が否定されることに留意する。
- 申請書においては、例えば、「信託行為（信託契約書）第○条参照」とするなど、必要情報が信託行為のどこに定められているか明らかにすることを想定している。その際には、「申請書記載事項」として明らかにすべき事項の全てが、信託行為の「公益事務の内容（公益信託規則第1条第4号）」として定められている必要はない。例えば、「信託財産に関する事項（同条第5号）」、「受託者の職務に関する事項（同条第6号）」、「公益信託事務の処理の方法に関する事項（同条第7号）」等として定められていても問題ない。
- そのほか、申請書記載事項については、下記の（1）～（6）のとおりとする。

（1）公益事務の目的

- 公益信託は、公益事務を行うことのみを目的としており、原則として、信託行為に定められた公益信託の目的を、公益事務の目的として取り扱う。公益信託の目的は、後述の（3）受益の機会の公開や（5）公益事務の合目的性等の判断に当たって常に参照される原則であり、公益事務としてどのような事務を行い、どのような公益の実現を目指すのかについて、明確に記載されている必要がある。
- 受益の機会を限定する場合や、営利企業等が行う事業と類似する事務を行う場合などには、

²⁴ 事務をまとめた結果、チェックポイントの複数の事務区分に該当する場合には、事務の公益性等に関する説明において、該当する複数の事務区分のチェックポイントを用いて説明する必要がある。

公益信託の目的との関連性が特に重要であることに留意する。あわせて、申請書においては、信託行為に定められた公益信託の目的が別表に掲げられたどの公益目的に位置付けられるか、説明する。

(2) 公益事務の概要

- 公益事務の内容が、端的かつ簡潔に明らかにされる必要がある。信託行為に定められた公益信託の目的を実現するため、幹となる公益事務としてどのような種類の公益事務を行うか(例：〇〇を対象とする奨学金の支給、子ども食堂など)、どのような者を受益対象者として、どのような方法で行うかなど、公益事務の外延が明確に分かる必要がある((3)～(6)に記載される事項について、重複して記載する必要はない。)。受託者が、信託行為に従いつつ、毎年の運営状況に応じて決定すべき事項(対象者の具体的範囲や数など)は、事業計画書に記載するとともに、実績を信託概況報告に記載する旨を明らかにすることが適切である。
- 申請書の公益事務の記載は信託行為の公益事務と一致していることが望ましいが、信託行為に十分な定めがない場合に、信託行為を補足する記載を置くことができる。その際には、補足内容と信託行為の定めとの関係が明らかになるよう記載する。
- また、公益信託は、信託財産を用いて信託行為に定められた公益事務を実施するものであり、信託行為に定められた公益事務は、公益事務として実際に実施される必要がある。ただし、信託財産の拠出を段階的に実施することに合理的な理由がある場合などで、公益信託の設定当初において公益事務の一部を実施しない理由がある場合は、申請書において当該理由及び公益事務を開始する時期の見込みについて明らかにするものとする。
- 同一の趣旨・目的の下、同種の公益事務を複数行うことが想定される場合は、事業計画書等への記載を前提に、申請書には端的かつ簡潔に記載する。
- 幹となる公益事務の効果的な実施等のために付随的に、小さな規模で行う公益事務(以下「付随的事務²⁵」という。)については、事業計画書等への記載を前提に、記載不要とする。ただし、付随的な事務の規模が、幹となる公益事務の1割を超えると想定される場合は、当該事務の趣旨・規模等を明記する(詳細は事業計画書への記載で可。例えば、当初は1割未満となる見込みだが、将来的に当該付随的事務の規模の拡大を予定する場合には、あらかじめ申請書に記載することで、規模を拡大する際の変更認可の手続は不要となる。)。なお、付随的事務は、幹となる公益事務の効果的な実施等のために行われる公益事務であり、幹となる公益事務が実施されない場合には実施されることがないものが想定される。

²⁵ 「付随的事務」は公益性を有する事務が前提になるが、チェックポイントを異にする公益事務も含まれる。申請書に記載しない場合、チェックポイントに該当する旨の説明も不要である。

- 相応の収益が生じることが想定される事務²⁶を公益事務として実施する場合には、申請書への記載を要するものとする。その際には、当該事務を公益事務として行う必要性・公益性の意義等について記載する²⁷。
- 幹となる公益事務内容と類似する事業を営利企業等が行っている場合には、公益事務としての特徴を記載する。
- 公益事務実施のための財源については、信託行為、財産目録、収支予算書、事業計画書等（事後的には計算書類及び信託概況報告）により確認できることが必要である。
- 事務を受託（請負を含む。）により行う場合は、委託元との受託内容が事業計画書（事後的には信託概況報告）において確認できることが必要である。補助金等が交付されている場合（補助金等の申請を予定している場合を含む。）は、原則として、事業計画書により確認できることが必要である。
- 公益事務の重要な部分を委託する場合には、信託行為において必要な定めを置くとともに、事業計画書（事後的には信託概況報告）において委託の事実及び委託している業務内容等を確認できることが必要である。
- 公益事務において発生する知的財産権について、信託財産としない場合は、帰属先について記載する。

(3) 受益の機会について

- 公益事務の受益の機会（応募要件、参加要件等）について明らかにされる必要がある。募集等を行う場合は、募集等の方法を記載する（募集の方法の詳細は、事業計画書において記載する旨の記載で可）。受益の対象は、スポーツ大会事務においては参加選手のほか、観客も受益対象者となることが想定されるなど、公益事務の内容に応じて多様な者が受益の対象となる可能性があることに留意する。

信託行為に助成対象を「〇〇学その他事業計画書に定める分野」とするなど、事業計画書等の定めに従い、受益の機会を広げ得ることを申請書に記載できる。

- 応募や参加の条件を特定の属性を有する者に限るなど、受益の機会を特定の集団に限るような場合には、申請書に、当該条件を付す理由及び当該条件によっても、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することになる理由を記載する。

²⁶ 当該事務において想定される収益（対価等）の額が費用の額と同等又はこれを上回る可能性があると思込まれる事務を指す。なお、当然ながら、当該事務は、「公益事務」の定義に該当するものである必要がある。

²⁷ 相応の収益が生じることが想定される公益事務を行う場合には、当該事務における公益性の要素について透明性を確保する必要性が高いほか、申請書に記載されていない場合には、公益事務に含まれるか必ずしも明らかではないために、公益信託行政の適正な執行にも問題が生じ得る。

- なお、公益事務の一環として行う店舗における物品の販売や劇場における公演など、受益の機会が開かれていることが明らかな事務については、受益の機会についての記載を要しない。

(4) 受益対象者の義務・受益の条件について

- 受益対象者の義務(受益の条件(対価など))及びその公表方法について記載する²⁸。

対価については、「市価より低額とする」、「需給に応じた変動価格とする」、「国民が気軽に観覧できる価格とする」等の対価設定の原則を信託行為に定めた上で、具体的な価格等は事業計画書に記載(頻繁な変更が想定される場合は公益信託のホームページや事務所への掲示で可)することを原則とする。

公益事務の内容に応じて、「事業計画書に記載する」、「ホームページにおいて公表する」等の記載で可とする。

(5) 公益事務の合目的性の確保の取組

ア 受益対象者等の選定方法

- 応募を前提とするか否かに関わらず、一定の範囲の中から受益対象者等を選定する場合には、選定の方法等を記載する。その際、公益事務の趣旨・目的に応じた公正で質の高い選定を確保するための取組について記載する。
- 申請書には基本的な考え方や原則を記載し、詳細は事業計画書又は規程²⁹に記載する。この場合、規程は事業計画書の添付書類とする。
- 受託者の理事会その他の組織の専門性等で公正性や質を確保する場合には、事業計画書又は信託概況報告において、当該理事会や既存組織の構成を説明する。
- 選定結果や選定理由の公表は、選定の公正性や質の高さを担保する有力な手段となる。

イ その他公益事務の質(合目的性)を確保する手段

アのほか、具体的な公益事務の内容が、公益信託の目的に適合することを確保するための取組について記載する。考え方を簡潔に記載し、具体的な取組は事業計画書において記載することで可とする。

ウ 公益事務の実施による不利益を排除する取組

²⁸ 社会通念に照らして当然の義務・条件は、記載を要しない。

²⁹ 規程については、信託行為において、その策定手続を定める必要がある。また、規程には、①受託者が単独で定める、②受託者の既存の内部規程(固有業務、公益信託業務に係るもの)、③委託者・信託管理人等が入った形でのルールを定めるなど、多様な形のものが想定される。

公益事務の性質上、重大な不利益が発生する蓋然性があるものについては、重大な不利益を排除するための取組を記載する³⁰。

（具体例）

- （ア） 機微な個人情報を大量に扱う公益事務 ⇒ 個人情報保護の取組
- （イ） 公益事務の中断等が弱い立場にある受益対象者に重大な不利益を及ぼすため、安定的な実施が特に必要な公益事務 ⇒ 財源及び財政基盤確保の取組
- （ウ） 生命・身体・財産に危険を及ぼす蓋然性がある公益事務 ⇒ 安全性確保の取組
- （エ） 公費等によるプロジェクト ⇒ 透明性確保・不正防止の取組
- （オ） 犯罪、違法行為の危険性がある公益事務 ⇒ 犯罪・違法行為を防止する取組
- （カ） 代価の受領とサービスの提供に大きな時間差がある公益事務 ⇒ 財産保全の取組

（6） その他

公益事務の公益性を確保するために、公益信託において特に講ずることとしている措置を記載する。

³⁰ 「申請事業が不特定かつ多数の者の利益を増進する側面を有する反面、同時に一定の者に不利益を与える側面をも有している場合において、申請事業が増進すべき利益の大きさやその帰属主体の数に鑑み、当該不利益の大きさ及びこれを受け得る者が相対的に無視し得ない程度に達するものと認められるようなときは、そのような事業の内容や手段は、事業目的を実現するのに適切なものとはいえず（事業の合目的性が認められず）、総合的にみて不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものとは言えないと評価されることもあり得る」とする公益法人の裁判例がある（令和元年10月30日東京高等裁判所判決。平成31年（行コ）第26号、令和元年（行コ）第125号）。

公益事務の種類及び内容(イメージ)

(事務単位ごとに作成してください。)

事務番号	公益事務名等
1	大学生・大学院生に対する奨学金支給事務

2. 公益事務の内容 <申請書記載事項:記載内容の変更には、原則、変更認可申請が必要です。>

(1) 公益事務の目的

我が国において、最先端技術を学ぶ学生に対する奨学金支給事務を通じて、有能な人材の育成を行い、豊かな社会の形成に寄与することを目的とする。

※ 以下、括弧内の記載について、信託行為に定められている場合は、当該条項(例:信託行為第〇条)を記載すれば、申請書に改めて記載をする必要はない。

(2) 公益事務の概要

我が国において最先端技術の研究・開発に関連する学科等を有する大学・大学院にあって、工学その他事業計画で定める学科等に在籍する学生のうち、修学可能な心身で、学力優秀でありながら経済的理由により就学困難な学生を対象として、奨学金支給事務を行う。

(3) 受益の機会

募集要項を〇〇が指定する全国の大学・大学院に配布するとともに、〇〇のホームページに掲載するなどにより幅広く募集を行う。

(4) 受益対象者の義務・受益の条件

- ・ 助成対象者である学生から学業成績表及び生活状況報告書等の提出を義務付ける。
- ・ 奨学金は原則として返済の義務を負わない。

(5) 公益事務の合目的性の確保の取組

助成対象者は、別に〇〇が定める選考規程に従い、学識経験者が参画する選考委員会における公正な選考を経て〇〇で決定する。

(6) その他

※ 対象の大学等、助成対象者、募集方法、奨学金支給対象予定者(継続対象者・新規対象者)、支給予定金額については、事業計画等に記載し、実績(奨学金支給スケジュール、奨学金支給実績、〇〇の活動実績等)を信託概況報告に記載する。

(注) 公益事務の内容については、ガイドライン第2章第2(申請書記載事項)に沿って記載してください。

事業計画書(イメージ)

第1 奨学金支給事務

- 1 対象大学等 文部科学省が〇〇として指定している大学・大学院とする。
- 2 令和〇年の支給対象者
以下の全ての要件を満たす者とする。
 - (1) 対象大学に在籍し、工学、薬学又は化学を専攻する学生(海外からの留学生を含む。)
 - (2) 心身が健康であること(引き続き、就学に堪え得るものと認められること)
 - (3) 学業・人物ともに優秀であると認められる者
 - (4) 経済的な理由により就学が困難であると認められる者
 - (5) 令和〇年4月1日現在で30歳以下の者

具体的には、以下の者を予定する。

- ・ 継続対象者 昨年度助成対象者のうち、昨年度に学位取得予定の20名を除いた40名※
(支給対象予定額2,400万円)

※ ただし、次に掲げる者は対象から除外する。

- ・ 昨年度の成績が応募要項に示した基準に満たなかった者
- ・ 提出された書類の内容及び応募要項に示した基準に照らして、経済的な理由により就学が困難であるとは認められない者

- ・ 新規対象者 4により選考した30名(支給予定額1,800万円)

3 給付内容等

1名当たり60万円(5万円/月×12)を上限とする。

給付期間は、助成対象者が、学位を取得するまでに通常要する期間とする。

4 選考手続等

信託概況報告(イメージ)

第1 奨学金支給事務

1 奨学生の決定

今年度の〇〇信託選考委員会委員として、信託契約及び〇〇信託選考委員会規程に基づき、次に掲げる者を選任し、委員に委嘱した。

座長: 〇〇大学教授 ××

委員: (株)〇〇代表取締役 ××

委員: 公益社団法人〇〇会理事 ××

委員: 公益財団法人〇〇研究所研究員 ××

委員: 学校法人〇〇理事 ××

(継続)

・ 奨学生から提出された書類により、〇月〇日に開催された〇〇信託選考委員会において、全員が、引き続き基準を満たすことを確認し、対象者全てについて、引き続き、奨学金の支給を行うこととした。

(新規)

文部科学省が〇〇として指定している大学に募集要項を送付して募集を依頼するとともに、当公益信託のホームページにも募集要項を掲載して奨学生を募集した。(募集期間: 令和〇年〇月〇日～〇月〇日)

73名の学生から応募があり、必要書類の提出がなかった3名、年齢又は所得の要件を満たさなかった2名を除く68名について、選考規程に基づき、〇月〇日に開催された〇〇信託選考委員会に関係書類を添えて諮問した。厳正な審議を経て、40名を選定した。

2 奨学金の支給

合計80名に対して、合計4,800万円を支給した。

(内訳: 学部生〇名(1年生▽名、2年生▽名…)、大学院生〇名(修士▽名…))

第3 審査に当たっての確認事項及び判断基準

- 内閣府及び公益認定等委員会は、公益事務該当性を判断する基準について、公益認定及び公益信託認可に係る判断実例の蓄積を踏まえ、継続的に明確化に取り組む。

また、判断基準等については、公益信託関係者や企業・国民の意見を受けつつ、不断の見直しを行っていくものとする。

- 公益事務による公益を増進し、公益目的に向けた委託者の意思を尊重する観点から、公益信託のガバナンスを勘案しつつ、「事後チェック」の実施を前提に事前の審査は最小限とする。信託行為及び申請書の記載内容の確実性・合理性に関してリスクが想定される場合は、認可後、速やかに確認を行い、必要に応じ、勧告・命令等の措置を講ずる。

(公益事務のまとめ方についての確認)

- 公益事務をまとめた理由(類似、関連するものと整理できる理由)が、合理的であるかを確認する。また、公益事務該当性のない事務が含まれていないか確認する。
- 公益事務の実態に照らし、他の事務と経理を区別して行う必要があるものが、まとめられていないかを確認する。例えば、将来のサービス提供等のため財産を確保しておくことが必要な公益事務や、特定の収入等に関して一定の目的以外に支出できないような公益事務をまとめると、適切な経理処理・財産管理を行うことが難しくなり、結果として受益対象者等に重大な不利益が発生する可能性がある。

1 公益信託の目的についての確認事項

- 公益信託全体の目的と個別の公益事務の趣旨・目的とは必ずしも完全に一致するわけではない(例えば、1つの公益信託において複数の公益事務を行う場合に、公益信託の目的を超えない範囲で個々の公益事務の目的を定めるような場合が考えられる)ところ、その場合に公益信託の目的とは別に公益事務の趣旨・目的を申請書等に記載することは、否定されるものではない。この場合、受託者及び信託管理人を拘束する基本原理(公益信託の目的)と公益事務の目的とが完全には一致していない状態であるため、これらの目的が一致していない合理的な理由を確認する。
- 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する公益目的に関する別表該当性の説明は、申請書の記載内容に基づき判断する。その際、社会通念に照らし、明らかに合理性を欠く場合を除き、合理性があると判断する。
- なお、信託行為その他の申請書類、委託者及び受託者の公表資料・公表態様その他一切の

事情を考慮して、公益信託の実際の目的が別にあると判断することがあり得る³¹。

- 信託行為に定める公益信託の目的の範囲から外れた事務や、信託行為に根拠のない事務は、公益事務として認められないことがあり得る。信託行為の目的や事務が抽象的である場合などには、当該公益事務が信託行為の内容や目的に根拠があるかの判断ができない可能性があることを踏まえ、信託行為には具体的に定める必要がある。
- 公益信託の目的は、公益事務を列挙して定める必要はなく、また、公益事務の内容等によっては抽象的な記載とならざるを得ないことも想定されるが、公益信託の根本規範として関係者を拘束し、これを前提に行政庁の認可を受け、国民にも示されるものであり、どのような目的で、どのような事務を行うかについて、合理的理由がある場合を除き、例に掲げる程度に明確に定めなければならない。

例1:この公益信託は、在宅療養中の患者が安心して療養生活を過ごせるよう訪問介護事務
その他療養中の患者を支援する公益事務を行うことのみをもって、県民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

例2:この公益信託は、〇〇県の大学の在学学生で成績優秀で向学心を有する者に対し、学
資の支給等の公益事務を行うことのみをもって、青少年の健全な育成に貢献することを目的とする。

2 公益事務の概要についての確認事項等

- 幹となる公益事務の内容や構造にもよるが、概ね、幹となる公益事務の1割程度³²(例えば○周年事務など単発の事務にあつては3割程度)を超える事務は、「小さな規模」には当たらない。社会通念に照らして、事業計画書等に記載された付随的事務が、幹となる公益事務の効果的な実施等に資することの合理性が疑われる場合には、追加的に説明を求めることがあり得る³³。
- 信託行為に定められた公益事務の一部について、公益事務の概要に記載がない場合は、合理的な理由があるか確認する。
- 相応の収益が生じることが想定される事務を公益事務の一部として実施する場合は、(1)及び(2)を満たす必要がある。
 - (1) 幹となる公益事務の趣旨・目的のために実施されるものであること
 - (2) 当該公益事務の規模・内容・実施の態様が、幹となる公益事務の趣旨・目的に即したものと

³¹ 例えば、崇高な公益目的が掲げられ、ホームページにおいて公表されていても、ホームページ等における情報の表示方法、公益信託関係者の著書や発言内容等に照らすと、実質的な目的は、公益信託制度を利用して私的利益を実現することにあると考えざるを得ないような場合。

³² 一般的には経常費用で判断することを想定している。

³³ 説明を求めるに当たっては、合理性が疑われる理由を行政庁が示すものとする。

であり、かつ、必要な範囲を超えて行われなければならないものであること

- 営利企業等が行う事業と類似する公益事務については、なぜ公益事務として当該事務を実施する必要があるか、当該事務を通じてどのように社会に貢献しようとし、そのためにどのような態様で当該事務を実施しようとしているか等を確認する。その結果、公益事務としての特徴がなく、営利企業等による類似事業の実施状況を勘案して、高い税制上の優遇措置を受けるなどの社会的なサポートを受けてまで公益事務として実施する意義が認められない場合には、公益事務として認められない。

なお、公益事務として実施する意義については、多くの営利企業が社会貢献活動を行い、あるいは社会貢献を目的の一つとして活動を行うなど、同じ分野で、様々な種類の法人等が切磋琢磨しながら活動している実態に留意し、公益事務として実施しようとする地域・社会の具体的な状況等に即し、かつ、公益信託の目的との関連性(いたずらに小さな単位で事務を切り出すのではなく、公益事務全体として判断する。)を踏まえて判断する。

3 受益の機会についての確認事項

- 不特定かつ多数の者に受益の機会が開かれているか、また、機会が限定される場合には、当該限定を行う合理性及び当該限定があっても利益が不特定多数の者に及ぶことについて合理的説明があるかを確認する。募集等を行う場合は、具体的な募集等の方法に照らし、実質的に一般に開かれていると言えるかを確認する(通常、募集要項など募集等に関する資料の提出が必要である。)

例えば、高度な学術に係る講習会を公益事務とする場合において事務の質を確保するために参加者に資格要件を課す場合など、公益目的を達成するために必要な合理的な限定は認められる。ただし、公益事務の目的に照らして対象者に不当な差別を設けることは許されない。

- 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するには、できるだけ多くの人が事務の恩恵を受けることができることが望ましいが、信託行為に定められた委託者の意思や資源提供者(サービスに対価を支払う者を含む。以下同じ。)の意思を尊重することも求められる。「合理的な限定」であるか否かは、公益事務の内容、公益事務の規模、収支の構造、濫用の可能性その他の事情を勘案し、「民間公益の増進及び活力ある社会の実現」の観点から判断する。

なお、公益信託については、公益法人と比べて小さな規模でも公益活動が実施できるようにすることが重要であり、例えば、まちづくり等に関連する公益信託であって不動産等を信託財産とする場合等において、現実利益を受ける者が事実上一定の範囲に限られるとしても、公益信託の目的及び公益事務の内容に不自然な点がなく、「民間公益の増進及び活力ある社会の実現」に寄与すると考えられる場合には、不特定かつ多数の者に受益の機会が開かれていると判断するものとする。

(参考:公益法人制度における具体例)

- (1) 学校に関しては、入学の機会が不特定多数の者に開かれていることを踏まえ、同窓会法人が行う特定校の教育活動(同校の学生生徒の国際交流活動、社会貢献活動など)への助成や同校在学学生及び卒業生を対象とした奨学金支給について、公益目的事業として認めた事例
- (2) 宗教精神に基づく社会貢献活動において、特定宗教関係団体からの申請に対して資金支援等を行う事業について、当該宗教のネットワークを活用して、より効果的な社会貢献活動を行うことができるとの説明を踏まえて公益目的事業として認めた事例
- (3) 特定企業の関係者のみを対象とした奨学金事業や特定企業職員の遺児を対象とした奨学金事業について、公益目的事業とすることは適切ではないと整理した事例

- 現時点での受益対象者が特定少数であるとしても、将来的・潜在的に不特定多数の者が受益することが想定されるならば、受益の機会が開かれていると判断し得る。例えば、現に発病しているのが特定の少数者である難病患者を救済する事務であっても、潜在的には不特定多数の者が同じ病気になる可能性があることを踏まえれば、受益の機会が開かれていると判断し得る。
- 直接の受益対象者が特定少数であるとしても、その背後の不特定多数の者に利益が及ぶ場合には、不特定多数の者の利益の増進に寄与していると判断し得る。例えば、公益法人制度において、公庫が行う教育ローンの債務保証事業について、直接の利益を受ける対象が公庫であるとしても、債務保証利用者に利益があると判断した事例がある。
- 受益の機会が開かれているか否かは、公益事務の内容に即して実質的に判断する。例えば、博物館の場合、開館時期がほとんどない(休眠)場合には、通常開かれているとは判断しない。

4 受益対象者の義務・受益の条件についての確認事項

- 受益対象者の義務・受益の条件は、公益信託の目的等に照らして合理的なものであるかを確認する。
- 当該義務により、営利企業等や公益信託関係者に、合理的な範囲を超える利益が生じると見込まれる場合には、公益事務としては認められない。例えば、奨学金の支給者に対し特定企業への就職を義務付けるような場合や、資格付与や表彰に当たり公益信託関係者に不透明な見返りを求めるような場合は、公益事務としては認められない。
- 当該義務や条件が、公益信託の目的等に照らして合理的なものであると言えず、社会通念に照らして不適切なものがある場合には、公益事務の合目的性が確保されていないと判断する。

5 公益事務の合目的性の確保の取組についての確認事項

○ 公益事務の内容に応じた適正運営の確保、公益事務の内容に応じた専門家の関与、訓練、機材の確保、公益事務の趣旨・目的に応じたプロセス（ニーズ調査や関係者の参加）の確保など、公益信託の目的を踏まえ、必要に応じて、公益事務の質や成果を確保する取組がなされているかを確認する。

○ 選考等を行う場合は、原則として、以下を要する（申請に係る審査時には、通常、選考基準など選考等に関する資料の提出が必要である。）。

- ・ 選考過程における直接の利害関係者の排除
- ・ 公益事務の内容に応じた専門家の関与³⁴
- ・ 選考方法の透明性の確保（応募する可能性のある者、公益信託関係者、寄附者や国民に対して事前（合理的理由がある場合は事後）に明らかにされているか（選考方法を示すことが適切でない合理的な理由がある場合には、その理由及び代替措置が講じられているか）。）

なお、受託者の理事会や組織の構成に係る説明（第2章第1節第2の2（5）ア参照）等³⁵により、公益事務に求められる専門性や公正性が確保されると判断できない場合には、合議制機関の設置により、専門性・公正性を確保することが求められる。

また、合議制機関を設置する場合、一般に、奨学金など直接的な受益対象者を選考する際は公正性が重視されるのに対し、事務の実施者等を選考する際は専門性が重視されるなど、公益事務の性質等に応じて委員が選考されることが重要である。外部の有識者を委員とすることは、選考等の公正性・客観性確保の観点から有益であることも多い。

○ 公益事務の専門性・公正性の担保その他公益事務の合目的性を担保するために、合議制機関を設置する必要がある場合³⁶は、「公益信託の適正な運営のため不可欠なものとして合議制機関を置く場合（公益信託規則第1条第13号）」に該当し、「当該機関の職務及び権限並びに当該機関の構成員の数、選任方法及びその任期並びに当該構成員に対する報酬の有無及び報酬の額又はその算定方法」を信託行為に定めなければならない。

○ 研究・開発、博物館事業、表彰・コンクールなど公表が公益信託の目的を実現するために当

³⁴ 「専門家」とは、公益事務の内容に応じて、企画、指導、審査等を行うのに必要な知識、技術、知見等を教育、訓練、経験等によって備えている者を言う。公益信託の目的及び公益事務の内容によるが、高度の専門性を求める必要がないことも多いことに留意する。関与の形態として、必ずしも受託者が雇用している必要はなく、事務を遂行するに当たって適切な関与の方法であればよい。

³⁵ 公益事務の内容や選考の趣旨によっては、合議制機関ではなく、一人の専門家による選考でも問題ない。例えば、「公演」を公益事務として行う場合に、高い専門能力を有する監督が出演者の決定等を行うことも想定される。

³⁶ 公益事務の合目的性を担保するものとしては、合議制機関の設置以外に、受託者の能力、公益事務の内容に応じた他の手段（公表、訓練、機材の確保など）などがあり、一律に合議制機関の設置を求めるものではないことに留意する。

然求められる手段であることが多いほか、審査時点においては、キャンペーン・〇〇月間、資金貸付・債務保証など公表によって透明性が確保されることにより、公益事務の適正運営が確保されると判断することもあり得る。

- このほか、公益事務の成果を適正に把握・評価し、公表するとともに、成果の評価を踏まえて事務内容を改善する取組は、公益事務該当性を事前に評価することが容易ではない場合における、公益事務の合目的性の確保の取組として有効と考えられる。
- 重大な不利益が発生するリスクのある公益事務について、当該リスクに応じた対応が確保されているかを確認する（申請に係る審査時には、事案に応じ、通常、個人情報保護、安全性確保、事業の透明性確保、不正防止、犯罪・違法行為防止、財産保全及び募集等に関する規程の提出が必要である。）。

6 その他横断的な注記事項

(1) 飲食・パーティー

- 飲食は、一般的には、その飲食を行う者が利益を得るにとどまり、公益事務として費用を負担して飲食を提供することについては、当該公益事務の趣旨・目的に照らして合理性が必要となる。
- 相応の対価を得て飲食を提供する公益事務については、公益事務の実態に応じて前記2により判断されることから、ここでは、公益信託が、相応の対価を得ることなく行う飲食の提供について注記する。
- 公益信託の目的に照らして、当該飲食の提供を行うことに合理的な理由があり、相当の範囲で行う飲食の提供は認められる。例えば、被災地における炊き出し、表彰等に係る「晴れ舞台」の場としてパーティーの開催、重要な公益事務遂行のために理解を得ることが不可欠な要人の接待、外部の関係者を招いて開催する会議における食事、弁当等の提供、公益事務への協力者等への茶菓の提供等が想定される。なお、幹となる公益事務の効果的な実施等のために付随的に、小さな規模で行われる付随的事務の場合には、信託行為や申請書への記載は不要である（第2章第1節第2の2参照）。
- なお、受託者等の関係者が参加する会合等における飲食の費用を公益信託が負担することについては、関係者に対して特別の利益を与えるおそれ、支払基準に従った信託報酬の支払（公益信託法第19条）への違反のおそれがあるほか、寄附者等の意思に反することも想定されることに留意する。公益事務として合理性がある場合に、社会通念上相当の範囲で支出することは問題ないが、相当額の支出が想定される場合には、信託行為や信託行為に基づく規程に定めるなど、透明性をもって支出を行うことが望ましい。

(2)「寄附」(導管寄附³⁷)

○ 公益信託の受託者が、寄附金の使途(助成先)を具体的に指定して行われる寄附を受け入れ、当該指定された助成先に対して助成を行う場合がある。例えば、助成先をあらかじめ提示して寄附を募り、当該寄附を財源として助成を行う公益事務が想定される。国境を越える寄附の場合には、助成先をあらかじめ提示して寄付を募る方が、支援の透明性が高まり、公益信託におけるテロ資金供与対策の面からも望ましいこともあり得る。

○ こうした手法は、新たな社会貢献の手法として、近年増加している一方、本来的な公益信託制度にふさわしくない手法とも考えられるため、公益信託制度の趣旨を踏まえて適切に行う必要性が特に高いことから、特に留意すべき事項について注記する(こうした公益事務は、付随的・小規模に実施される可能性もあることから、横断的な注記事項としている。)。

なお、公益信託の委託者が、あらかじめ助成先を指定して公益信託を設定することについては、「受益者の定めのない信託」と言えるか否か、公益事務に処理するのに必要な信託財産が確保されているか(経理的基礎)、その存続期間を通じて公益信託事務が処理されることが見込まれるか(公益信託事務の遂行能力)等の観点から慎重に審査されることになる。

(特に留意すべき事項)

ア 助成先の選定は、公益信託の受託者が主体的に行うことが必要である。その際には、公益事務の趣旨・目的に照らして、適切な対象が選定されることが求められる(第2章第1節第3の5に記載した、「選考等を行う場合」参照)。

イ 公益信託の受託者は、被助成者から提出される報告書等を通じ、助成した資金が適切に活用されているかを確認することが求められる。また、単に確認するにとどまらず、公益信託の運営について透明性を高めるとともに、寄附者に対する説明責任を果たす観点から、ホームページにおける公表等の措置を講ずることが望ましい。

ウ 助成先をあらかじめ提示して寄附を募る公益事務においては、公益信託において、被助成者に対する助成以外に使用する場合(手数料等)は、その額の算定が合理的であり、かつ、寄附者が当該事実をあらかじめ認識できる措置を講ずる必要がある(寄附の募集に関して、寄附をする財産の使途について誤認させるおそれのある行為をすることは許されない(公益信託法第18条第3号))。

エ 助成先をあらかじめ提示して寄附を募る公益信託においては、寄附が集まらなかった場合に公益事務が実施できないことも想定され、そのような場合にも、適切な対応が行われる必要がある。

³⁷ 助成先をあらかじめ明示して募集する寄附の形態

第4 変更認可事項と変更届出事項

1 基本的な考え方

- 基本的に、公益事務該当性の判断に影響する事務内容の変更は変更認可申請が必要であり、公益事務の内容を変更しても、公益事務該当性に変更がないことが明らかなものとして内閣総理大臣が定めるもの(告示で示されるもの)については、変更届出となる。
- 具体的には、申請書記載事項(字句の訂正その他の公益事務の内容に実質的な影響を与えないことが明らかなものを除く。)に変更がある場合は、原則として、変更認可申請が必要となる。
なお、今後、公益信託の事例の増加、判断の蓄積に応じ、第2節に定める事業区分に応じて、軽微な変更として届出化する範囲を広げることを想定している。
- 信託行為に定められた公益事務の一部を実施しないことについては、公益信託が信託行為に従い公益事務を実施する契約であることに鑑みると契約違反にもなり得る判断ではある一方で、何らかの合理的な事情により公益事務の一部を実施しないことも想定される。このため、公益事務の一部廃止についても変更認可申請を必要とした上で、当該事務を実施しない場合には、その旨及び理由を、継続的に信託概況報告に記載しなければならないものとする。
- また、公益信託の本旨に鑑み許容される場合において、緊急時に信託財産を活用して機動的に公益活動を実施することができるよう、申請書に記載がない場合であっても、2の範囲では、届出により活動を行うことができることとしている。

2 緊急事態における対応

- 自然災害その他の緊急事態にあつて、公益信託財産を活用して迅速に対応することが求められる場合において、短期間、対価収入(社会通念に照らしてその実施に要した費用を超えないことが明らかな対価収入を除く。)を得ることなく行う公益事務について、当該公益信託のガバナンスにおいて当該公益事務を実施することが当該公益信託の本旨に従うと判断された場合には、信託行為及び申請書に明文で記載されていない事務であるとしても、当該公益事務は、引き続き公益事務に該当することが明らかであるとして内閣総理大臣が告示で定めることとしており、届出によって実施可能とする。この場合は、公益事務の内容、事務の成果等について信託概況報告に記載する。

公益事務を特定の地域で実施することとしている公益信託において、緊急事態にあつて、短期間、当該地域以外の地域で実施する場合も同様とする。

第5 監督に当たって特に考慮すべき事項(第6章(監督)参照)

- 監督に当たっては、「公益信託の目的等に沿って事業が実施されているか」、「信託行為及び申請書に記載された公益事務の質が確保されているか」など、第1から第3に記載のとおり申請

書の記載をベースに監督を行うが、その際には、細かな文言に拘ることなく、「公益目的の実現は確保されているか」、「不特定・多数の利益が実現しているか」という実質的な観点を重視する。

1 公益信託の目的について

公益事務は、公益信託の目的に沿って、合目的的に実施されている必要がある。公益事務の実施状況、受託者の言動その他一切の事情に照らして、公益信託の目的は不特定多数の者の利益の増進ではないと判断して監督処分等を行うことがあり得る。

2 公益事務の概要について

付随的事務について、公益信託の目的及び幹となる公益事務の内容に照らして、不合理な内容であってはならない。

3 受益の機会について

信託行為及び申請書の記載内容に反し、実質的に、特定の範囲にある者に限り、又は、特定の範囲にある者を不相当に優遇する運用となっていてはならない。また、実際の公益事務の実施状況に照らし、受益の機会を特定の者や集団に限ることがある場合には、それが不合理なものであってはならない。

全体として、不特定多数の者の利益が実現していることが求められる。

4 受益対象者の義務・受益の条件について

義務により、特定の者に相当の範囲を超える利益が生じている場合には、公益信託法第8条第5号又は第6号に反すると判断し得る。また、義務の内容によっては、受益対象者等に事前に知らせることなく、社会通念に照らして当然に求められる範囲を超えた義務を課すことは、透明性を欠き公益事務として不適切と判断され得る。

5 公益事務の合目的性の確保

公益信託の目的に照らし、信託行為及び申請書の記載内容に即して合目的的に公益事務が実施されている必要がある。また、リスクの高い公益事務について、申請書に記載された対応が適切に実施されている必要があるほか、現実のリスクを踏まえて対応されることが求められる。

第2節 具体的な事務区分ごとの当てはめ

- 第1節において、公益事務該当性の判断に当たっての考え方を示したが、これは、公益法人制度における過去の判断事例を帰納的に整理した公益認定等ガイドラインの記載を踏まえたも

のである。公益認定等ガイドラインにおいては、更に、多種多様な公益目的事業のうち典型的と考えられる19の事業区分についての公益目的事業当性の判断の考え方を整理したチェックポイントが示されている。

○ 公益法人制度における公益目的事業該当性の審査

【典型19事業】

○ 公益認定等ガイドラインには、公益法人において典型的と考えられた19類型の事業について、事業毎に、公益目的事業該当性を判断するに当たってのチェックポイント、審査に必要な判断要素及び行政庁の審査時に合理的に必要と考えらえる書類・証憑類を明らかにした「公益性及び不特定多数性の確認のためのチェックポイントの判断基準」(以下「公益法人の判断基準」という。)が示されている。

【19類型】

(1)検査検定、(2)資格付与、(3)講座、セミナー、育成、(4)体験活動等、(5)相談、助言、(6)調査、資料収集、(7)技術開発、研究開発、(8)キャンペーン、〇〇月間、(9)展示会、〇〇ショー、(10)博物館等の展示、(11)施設の貸与、(12)資金貸付、債務保証等、(13)出資、(14)助成(応募型)、(15)奨学金、(16)表彰、コンクール、(17)競技会、(18)自主公演、(19)主催公演

○ 19類型の事業についての公益目的事業該当性の審査

【第1段階】

①「申請書記載事項」、②事業の公益性に関する説明、③「公益法人の判断基準」に示された書類・証憑類に基づき判断することとされている。審査の際には、申請書に記載された内容が合理性(常識的又は理論的に考えた結果として説得性があること)・現実性があるかに十分留意するが、横出し、上乘せの審査を回避する観点から、必要以上の具体性を求めない旨が示されている。

【第2段階】

第1段階で、チェックポイントに該当する旨が確認された場合に、申請内容について、公益認定等ガイドラインの「総論」に示された考え方に基づき、追加的に確認すべき特段の事情の有無を確認し、必要な確認を行うとされている。

○ 19類型以外の事業の公益目的事業該当性の判断

19類型に該当しない事業には、多種多様な事業が含まれており、具体的なチェックポイントを示すことが困難であることを踏まえ、公益目的事業の特性に応じて軽重を付け、重要事項に集中して確認を行う前提で、以下により公益目的事業該当性を判断することとしている。

また、事業の特性により、19事業との類似性が認められる場合において、19事業のチェックポイントを活用して公益性及び不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するか否かを確認することは許容される旨を明らかにしている。

- (i) 事業の趣旨・目的について、公益目的及び不特定多数の利益の増進を主たる目的として位置付け、適切な方法で明らかにしているか。
- (ii) 事業の概要が、事業の趣旨・目的等に則しているか。
- (iii) 受益の機会が、一般に開かれているか。
- (iv) 受益対象者の義務・受益の条件は、事業の趣旨・目的に照らして合理的なものとなっているか。
- (v) 上記のほか、事業の合目的性を確保する取組が行われているか。
 - ・ 選考等を伴う事業において、選考等の専門性・公正性を確保する取組が行われているか。
 - ・ 事業内容に応じて、必要な透明性が確保されているか。
 - ・ 重大な不利益が発生するリスクのある事業について、当該リスクに応じた対応が確保されているか。
 - ・ その他、事業内容に応じた適正運営の確保、事業内容に応じた専門家の関与、訓練、機材の確保等、事業の趣旨に応じたプロセス(ニーズ調査や関係者の参加)の確保など、事業の質や成果を確保する取組が行われているか。

○ 公益事務該当性の判断について、公益目的事業該当性の判断と取扱いを異にする理由はなく、特段の事情がない限り、上記に示した公益法人の取扱いにより審査を行うものとする。ただし、上記の「総論」とあるのは、第2章第1節(総論)とする。

○ 一方、公益信託法の施行前の時点において、既存の公益信託では助成や奨学金の支給以外の公益信託は存在せず、今後、どのような公益信託が出現するかも明らかではないことから、本ガイドラインでは、利用頻度が高いと想定される(14)助成(応募型)及び(15)奨学金のチェッ

クポイント³⁸を示すことにとどめ、それ以外の17の類型については、「法人」と「信託」の性格の違い等を踏まえて適切な読替えを行った上で公益認定等ガイドラインの記載を準用する。今後、公益信託の実情に応じて追加の必要性を検討する。

(14) 助成(応募型)

ア 公益事務の概要等及びチェックポイント

(ア) 公益事務の内容

「助成(応募型)」は、応募・選考を経て、公益目的で、個人や団体に対して資金を含む財産価値のあるものを原則として無償で提供する公益事務のことである。なお、応募を前提としない助成の場合は、上記の「19類型以外の事業」に該当するものとして公益事務該当性を判断する。

(イ) 事業名

助成、給付(奨学金については(15)参照。)

(ウ) 公益事務として求められる趣旨

公益事務としての「助成(応募型)」は、原則として財産価値あるものの無償提供である。また、その公益事務の流れは、助成の対象となるべき者の設定及び対象者の選考の二段階である。

(エ) 事実認定の着目点

(ウ)に示した二段階で、公正性が確保されているかに着目して事実認定するのが有効であると考えられる。

(オ) 上記を踏まえた「助成(応募型)」のチェックポイント、審査時の判断要素、及び審査時に必要と考えられる書類・証憑類

イ 判断基準

チェックポイント	審査時の判断要素	審査時に必要と考えられる書類・証憑類 ³⁹
① 当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。	助成が不特定多数の利益の増進に寄与することを明示していること	助成に係る規程(信託行為やホームページに明示がない場合)

³⁸ 公益認定等ガイドラインのチェックポイントと同内容であるが、移行認可等において大多数の公益信託が当てはまると考えられることから、本ガイドラインにも記載している。

³⁹ 書類・証憑類については、チェックポイント記載事項への対応内容等が記載されていれば、他の書類・証憑類等でも差し支えない。

② 応募の機会が、一般に開かれているか。	応募の機会が一般に開かれていること	募集要項、選考基準
③ 助成の選考が公正に行われることになっているか。	個別選考に当たって直接の利害関係者を排除していること	選考委員会規程
④ 専門家など選考に適切な者が関与しているか。	専門家が関与していること	選考委員名簿(又はこれに類する資料)
⑤ 助成した対象者、内容等を公表しているか。	個人名・団体名の公表に支障がある場合を除き、公表していること	公表に係る資料
⑥ (研究や事業の成果があるような助成の場合、)助成対象者から、成果についての報告を得ているか。	成果の報告についてルールがあること	助成対象者からの成果報告に関する資料
その他(応募等の過程で個人情報を収集する場合)	助成業務で知り得た個人情報を適正に管理していること	個人情報保護規程

(15) 奨学金

ア 公益事務の概要等及びチェックポイント

- 奨学金とは、一般に、応募・選考を経て、学問その他を修める個人を対象に学費を給付又は無利息貸与・長期分割返済貸与などで支援する事業である。一般論として修学期間中の一方的な経済援助であることから、事業目的の公益性は認定されやすい。

【公益事務の留意点】

- ・ 資金拠出者等の人材確保など実質的に資金拠出者の利益を目的とした事業運営が行われる可能性がある(受け手である奨学生に資金拠出者等のための義務を課すなど)。
- ・ 多くの奨学生は経済基盤が脆弱であり、支給決定された場合には当該奨学金を前提に学業を継続する生活設計を行うこととなり、確実な奨学金の支給が特に重要となる。
- ・ 選考に当たり応募者の成績・将来設計・世帯構成や経済状況その他の機微な情報を扱う場合が想定され、その場合には個人情報保護の体制が特に重要となる。

- そこで、奨学金の公益事務該当性の判断に当たっては、応募及び選定の二段階での公正性が確保されているかに加え、公益事務の特性を踏まえ、特別の利益の排除、個人情報保護、奨学金給付の確実性の観点などから、以下の点から判定することが有効である。

- ① 当該奨学金が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付けられており、適当な方法で明らかにされているか。
- ② 応募の機会が、一般に開かれているか。
- ③ 奨学金の選考が公正に行われることになっているか(例:個別選考に当たって直接の利害関係者の排除)。

- ④ 奨学金給付対象者に当該奨学金事業の趣旨・目的に照らして、合理性のない義務(例:特定企業への就労など)を課していないか。また義務がある場合その内容は応募者や奨学金給付対象者に明らかにされているか。
- ⑤ 奨学金の財源は、支給を約束した内容相応に確保されているか。
- ⑥ 応募者及び奨学金給付対象者の経済状況・成績等の個人情報を取得する場合にその扱いは適切であり、その仕組みが公表されているか。

イ 判断基準

チェックポイント	審査時の判断要素	審査時に必要と考えられる書類・証憑類 ⁴⁰
① 当該奨学金が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。	奨学金が不特定多数の利益の増進に寄与することを明示していること	奨学金に係る規程(信託行為やホームページに明示がない場合)
② 応募の機会が、一般に開かれているか。	応募の機会が一般に開かれていること	募集要項、選考基準
③ 奨学金の選考が公正に行われることになっているか。	個別選考に当たって直接の利害関係者を排除していること	選考委員会規程、 選考委員名簿
④ 奨学金給付対象者に当該奨学金事務の趣旨・目的に照らして、合理性のない義務(例:特定企業への就労など)を課していないか。また義務がある場合その内容は応募者や奨学金給付対象者に明らかにされているか。	・ 給付に当たり、合理性のない義務を課していないこと ・ 給付に当たり、義務がある場合その内容は応募者や支給対象者に明らかにされていること	募集要項、奨学金規程
⑤ 奨学金の財源は、支給を約束した内容相応に確保されているか。	奨学金給付対象者に約束した給付内容を実施するために必要な財源が十分確保されていること	当初財産目録 (継続的な財源に疑義がある場合は、寄附確約書等)
⑥ 応募者及び奨学金給付対象者の経済状況・成績等の個人情報を取得する場合にその扱いは適切であり、その仕組みが公表されているか。	奨学金業務で知り得た個人情報を適切に管理していること	個人情報保護規程

⁴⁰ 書類・証憑類については、チェックポイント記載事項への対応内容等が記載されていれば、他の書類・証憑類等でも差し支えない。

<応募の機会が一般に開かれているか>

- 奨学金においては、一般に出捐者が縁のある特定の地域や後押ししたい特定分野など、特定地域の学校／特定校／特定学科等に属する者のみを応募要件とする事業が多い。制度の趣旨を踏まえると、応募の機会は、可能な限り広く開かれていることが望ましいが、奨学金（特に給付型）の必要性は大きく公益性を認め得る範囲は大きいと考えられること、出捐をしようとする者の希望に反していたずらに応募者の範囲を広げることを求めることにより、出捐される額が減少し、民間公益をかえって委縮させる効果をもたらしかねないことに留意する。
- このため、奨学金において、応募要件を一定の範囲に限定することがあっても、当該限定の様相が、当該公益信託の目的、奨学金の趣旨・目的、当該奨学金の規模、財源等に照らして合理性がある場合には、応募の機会が一般に開かれていると認められる。

なお、応募の機会は実質的に開かれている必要があり、応募規定上対象に限定がなくとも、募集要項を特定校のみに送付するなど、事実上限定されている場合には、受益の機会が開かれているとは言えない。

例えば、公益法人においては、下記のような説明により当該チェックポイントの観点を満たすものと解した事例がある。

（例） 応募要件を特定の学校の在校生に限ることについて、①不特定・多数の者が当該学校に入学可能であること、②法人の目的は在校生の経済支援を通じた人材輩出であり、③社員（卒業生・教職員等の学校関係者）の寄附を奨学金の主要な財源としていること、④在校生の数・事業目的等に照らして奨学金事業の規模が不相応に大きなものではないことなどの事情を踏まえて、応募の機会が開かれていると認めた。

（例） 応募要件を特定の町村居住者に限ることについて、①当該地域への居住等は開かれていること、②定款においては、有用な人材の育成、教育の水準の向上、地域社会の発展を目的に、特定の町村出身の学生に奨学金を給付する事業を行うとされており、③当該地域出身者からの寄附金等を主な財源としていること、④対象者数・事業目的等に照らして奨学金事業の規模が不相応に大きなものではないことなどの事業を踏まえて、応募の機会が開かれていると認めた。

<事業の財源との関係>

- 奨学金給付の確実性の観点から、支給決定を予定している奨学生数（収入に応じて支給決定を行う対象数の調整を予定している場合にあっては、想定する最小の奨学生数とする。この場合は、約束期間確実に奨学金を支給することができるよう支給人員が調整される旨が規程等により明らかにされる必要がある。）に対して約束した期間支給するだけの財源が確実に確

保されている必要がある。

- 当初信託財産が十分ではなく、外部からの寄附（追加信託を含む。）を予定されているとする場合については、必要に応じ、寄附確約の書面で寄附予定者の意思及び内容を確認する。寄附確約の書面で財源を確認した場合は、公益信託認可後、速やか（例えば認定後3か月）に実際の入金を確認し、入金が確認できない場合には、勧告等の措置を速やかに講ずる。

第3章 公益信託認可基準等

第3章 公益信託認可基準等

- 行政庁は、公益信託認可の申請に係る公益信託が公益信託法第8条各号に定める基準に適合すると認めるときは、公益信託法第9条各号に定める欠格事由に該当するときを除き、公益信託認可をするものと定められている。
- 公益信託認可の基準の具体的な内容や考え方等は第3章第1節のとおりである。また、欠格事由の具体的な内容や考え方等は第3章第2節のとおりである。このほか、信託行為の効力発生や内容等については第4章に記載のとおりである。

第1節 公益信託認可基準(公益信託法第8条)

- 個別案件における審査及び監督処分等については、法令に照らし、個々の案件ごとに判断する。なお、個別に説明を求めても、受託者からの申請内容が具体性を欠く場合には、内容が不明確であるために、結果として不認可となることがあり得る。
- 審査は、受託者の提出資料等に基づき判断することが原則であるが、行政庁が独自に取得した情報を参照することもあり得る。

第1 公益信託の目的(公益信託法第8条第1号)

- 公益信託法第8条第1号は、「公益事務を行うことのみを目的とする」ものであることを定めている。認定法第5条第1号においては、「公益目的事業を行うことを『主たる』目的」とされ、収益事業等を行うことができるのに対し、公益信託においては、公益事務以外の事務を目的とするとは認められていない⁴¹。
- 信託行為には、「公益信託の目的」、「公益事務の内容」等を定めなければならない(公益信託規則第1条第2号、第4号等)とされており、当該「公益信託の目的」、「公益事務の内容」など信託行為全体を通じて、「公益事務」を行うことのみを目的とする旨が明確である必要がある(第4章第1節第2の1参照)。
- 信託行為又は申請書に記載された「公益事務の種類及び内容」に、公益事務として認められない事務が含まれている場合には、公益事務を行うことのみを目的とするとは言えない。
- 受託者は公益信託の管理のために必要不可欠な事務を除き、信託行為に定められた公益事務以外の事務を行うことは、一般に、受託者の権限違反行為に該当すると考えられる。なお、信託財産を用いない受託者の固有事業を妨げるものではない。

⁴¹ これは、公益法人より負担が少ないという公益信託のメリットを生かす観点から、公益信託において区分経理等の複雑な会計処理を不要とするとともに、受託者が、収益事業のような信託行為に定められた目的からかけ離れた信託事務を行うことを排除する趣旨である。

第2 受託者の「経理的基礎」及び「技術的能力」(公益信託法第8条第2号)

○ 公益信託は、信託目的の達成のため、安定的かつ継続的に公益事務を行うことが期待されており、そのために必要な財産、技術的能力を保有している必要がある。また、受託者による適正な業務運営の確保や寄附者等に対する情報提供の前提として、その公益信託の運営の実態等を正確に把握するため、受託者が適切な経理処理を行う能力を備えている必要がある。そこで、公益信託事務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであることが、公益信託認可の基準として設けられている。

○ 受託者の能力は、受託者が複数ある場合には、信託行為に定められた各受託者の職務に関する規定(公益信託規則第1条第11号)を踏まえ、受託者全体で基準を満たすか否かが判断される。合議制機関の設置(同条第13号)や公益信託事務の委託(同条第14号)により受託者のガバナンスや専門性等は補完され得る(第4章第1節第2の15参照)。

公益信託事務を処理する全体的な体制、例えば、信託管理人の職務及び能力や、公益信託事務の事業計画全体の事情を考慮して、当該受託者が公益信託事務を適正に処理するのに必要な「経理的基礎及び技術的能力」があるかが審査されることとなる。

○ なお、公益信託が公益事務を行うに当たり法令上行政機関の許認可等を必要とする場合は、公益信託認可申請及び変更認可申請に係る手続において、公益信託法第8条第2号に規定する事由について、許認可等行政機関の長の意見を聴くこと(公益信託法第10条第1項第1号)とされており、公益信託認可又は変更認可における審査に当たっては、許認可等行政機関の意見も情報源となる。

1 経理的基礎

○ 公益信託法第8条第2号の「公益信託事務を適正に処理するのに必要な経理的基礎」の具体的内容については、公益信託規則第4条第1項において、(1)「信託財産及び固有財産⁴²の確保」、(2)「適正な分別管理及び経理の仕組み」、(3)「情報の適正開示の仕組み」とされている。

(1) 信託財産及び固有財産

○ 公益信託規則第4条第1項第1号では「当該公益信託事務を安定的かつ継続的に処理するために必要な信託財産及び固有財産が確保されていること」とされている。

⁴² 本ガイドラインにおいて、固有財産とは、信託法第2条第2項第8号に定める「固有財産」、すなわち受託者に属する財産であって信託財産に属する財産でない一切の財産をいう。

(信託財産)

- 公益信託において、安定的かつ継続的に公益事務を行うため、公益事務の性格や内容(例: 資金不足等による中断等が社会に大きな不利益をもたらすか)や事業計画(例: 確保できる財源に応じて公益事務の規模を調節する仕組みになっているか)等に応じ、適切な信託財産が確保されている必要がある。
- 具体的には、行政庁は、信託行為、事業計画書、予定財産目録、収支予算書等により、財務状態を確認し、当該公益信託の公益事務の規模を踏まえ、適正な信託財産が確保されているか確認する。
- 当初の信託財産以外の資金を前提とする事業計画の場合には、経理的基礎を有することを明らかにする書類として、
 - ・ 公益事務の対価収入を予定している場合は積算の根拠
 - ・ 寄附金(追加信託を含む。)収入については、追加信託や第三者からの寄附の受入れの見込み
 - ・ 借入れの予定があればその計画

について情報を求め、公益信託の規模に見合った公益信託事務のための収入が適切に見積もられているか確認する。

行政庁は、奨学金の支給など確実な実施が必要な公益事務にあつては、最低限の信託財産が確保されているか確認することとし、必要に応じ、寄附等が確実に実施されることを示す文書(寄附を約束する文書等)の提出を求めるものとする。

(将来に公益信託の効力が発生又は信託財産の拠出が行われる公益信託)

- 公益信託認可の審査の時期と信託の効力発生又は財産の信託譲渡等の時期が大きく乖離すると、審査に係る状況に変化が生じる可能性もあり、公益信託認可の審査における認可基準適合性の適切な確認及び判定が困難になるおそれがある。また、公益信託は、信託財産を活用して公益事務を実施するものであることを踏まえると、公益事務を実施しない公益信託や公益事務の実施に必要な財産の拠出が行われない公益信託を認可することは適切でない。
- 一方で、委託者や受託者の状況等に応じ、一定期間後に信託契約の効果を発生させ、又は段階的に財産譲渡を行うことを一律に禁止する理由もない。
- 以上を踏まえ、特別の理由がある場合を除き、認可から遅くとも3か月以内(財産の移転が完了する一般的な期間)に、信託の効力が発生し、実質的に意味のある形で公益事務が開始される必要があり、そのために必要な信託譲渡が行われる必要がある。
- 審査に当たっては、信託設定時の「予定財産目録」において、相当の公益事務を実施するに足る信託財産が記載されていない場合は、経理的基礎がないものとして取り扱う。

- また、申請時において、合理的理由がなく1年以上先に効力を生ずる公益信託については、公益信託の認可審査における認可基準適合性の適切な確認及び判定が困難になることも想定され、受託者の経理的基礎及び技術的能力を有することについて判断できず、不認可とすることがあり得る。さらに、合理的理由がなく、公益事務を適正に実施し得る財産の信託譲渡が認可後3か月程度で行われない公益信託は、経理的基礎が十分ではないものとして取り扱うこととする。なお、寄附等の意思及び能力がないことが明白であるなど寄附等の確実な履行が見込まれないにも関わらず、寄附等を約束する文書を提出して公益信託認可を受けることは、偽りその他不正の手段により公益信託認可を受けること(公益信託法第30条第1項第1号)に該当し得るものであり、直ちに認可取消しとなり得るとともに、罰則の適用があり得ることに留意する。

(固有財産)

- 受託者が破産手続に入った場合には、受託者の任務は終了し、新受託者を選任する必要がある⁴³ことから、公益信託事務の適正な処理に支障を及ぼし得る。また、一般に、自身が破産に至るおそれがあるような状況の法人・個人が、信託財産を適切に管理し、公益信託事務を適正に処理できるとしてよいか疑念がある。このため、受託者の固有財産についても、公益事務の内容に応じて、公益信託事務に支障がない程度の財政基盤を有しているかを確認する。
- 具体的には、法人・個人ともに、債務超過ではないことを判断の目安とする。ただし、公益事務の内容・個々の受託者の状況を考慮して、債務超過であっても一時的な状態であるとの合理的な説明が可能な場合や定期的かつ安定した収入が見込める場合には経理的基礎の基準を充足するものとして取り扱う。

(2) 適正な分別管理及び経理の仕組み

- 公益信託規則第4条第1項第2号では「当該公益信託の信託財産の分別管理及び経理が適正に行われる仕組みが整備されていること」とされている。

ア 分別管理

- 受託者は、信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを、信託法が定める方法により、分別して管理しなければならない(信託法第34条)。その趣旨は、受託者の固有債権者から信託財産に対する強制執行を抑止する効果に加え、受託者の忠実義務違反抑止効果にあるとされている。財産の分別管理は信託制度の前提となっており、公益

⁴³ この場合、前受託者は破産管財人に対して信託財産に属する財産の内容及び所在等必要事項を通知しなければならない(読替信託法第59条第2項及び合同命令第5条)。

信託においても、確実かつ適切に分別管理が行われる必要がある。

○ 信託法第34条第1項第1号から第3号まで(第3号については合同命令第4条参照)に基づく信託財産の内容に応じた分別管理の方法は以下のとおり。

- ・ 不動産や特許権など信託の登記・登録制度がある財産は、信託の登記・登録を行うこと
- ・ 信託の登記・登録制度がない財産は、以下の方法
 - (ア) 動産(金銭を除く。)については、公益信託の信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託財産とを外形上区別することができる状態で保管すること
 - (イ) 金銭その他(ア)以外の財産は、その計算を明らかにすること
- ・ 振替社債などの他の法令の規定により信託財産に属する旨の記載又は記録がなければ、信託財産である旨を第三者に対抗できない財産は、他の法令の規定に従い信託財産に属する旨の記載又は記録を行うとともに、その計算を明らかにすること

登記手続に相当時間を要する場合には、信託行為にて「一時的な猶予」など別段の定めをすることも可能(信託法第34条第1項ただし書)だが、分別管理義務自体を免除するような定めを設けることはできない。別段の定めを置く場合は、その内容が、受託者による公益信託事務の処理の観点から合理的なものか等が審査され、合理的な理由なく受託者の分別管理義務を緩めるような場合には、経理的基礎がないものと判断される。

○ 信託法の規定に従うことを当然の前提としつつ、公益信託の受託者として必要な経理的基礎の要素として、「信託財産に属する財産について分別管理が適正に行われる仕組みが整備」されている必要がある。この点、信託財産に関する事項(公益信託規則第1条第5号)等については、信託行為に定めなければならないとされており、「仕組みが整備」されているというためには、原則として、信託行為において、分別管理についての次に掲げる事項が定められている必要がある(細部については信託行為に基づく規程に定めることもできる。当該規程は、申請に当たって行政庁に提出する(公益信託規則第2条第2項第4号)。

ただし、信託業法の適用を受ける者が同法に基づく業務方法書に従い信託財産を管理する場合(専用口座を設けて管理する場合に限る。)は個別の公益信託ごとに信託行為で分別管理の仕組みを定める必要はない。

(現金及び動産)

収納庫等において物理的に区分した状態(例:収納庫や金庫の単独使用、収納庫や金庫内の棚や引き出し等の専用使用)で保管し、当該収納庫等に信託財産である旨の表示を行う方法その他これに準ずる適切な方法。

なお、現金の手元保管は、紛失リスクや滅失リスクを軽減する観点から必要最低限とすることが望ましい。

（預金・有価証券等）

- ・ 口座については、当該公益信託の信託財産のみを管理する専用口座として開設⁴⁴する。口座内で固有財産や他の信託財産との混在管理は行わない。
- ・ 口座の名称は、開設する金融機関等にて対応が可能である場合、当該公益信託の信託財産である旨を表示する。（例：「公益信託〇〇基金受託者ABC」、「公益信託受託者ABC」等）。ただし、受託者の近隣に所在する金融機関等にて対応が不可能でない場合⁴⁵などは、受託者名のみを表示した口座を開設することで差し支えない⁴⁶。
- ・ 信託財産を受け入れる専用口座は、公益信託の認可・効力発生後に受託者が金融機関等において開設することとなるため、審査段階においては口座を開設する金融機関等の名称や開設の状況等について確認する。なお、専用口座については、公益信託法第20条第2項第1号に定める信託財産に係る財産目録に開設した金融機関等の名称、本支店の名称、口座種別、口座名義を記載する。

イ 経理処理

- 公益信託においては、受託者が財務規律を遵守しつつ、公益事務のための資金その他の財産を確実に公益事務のために使用することが求められている。また、適正な経理処理・財産管理は、適正な情報開示の前提である。
- そこで、経理的基礎の要素として、公益信託事務の内容等に応じて、経理が適正に行われる仕組みが整備されている必要がある（公益信託規則第4条第1項第2号）。
- 経理が適正に行われる仕組みが整備されているというためには、受託者には、信託財産の種類や規模、信託行為の定め等に応じて、適切に対応できる体制等が整備されていること、開示

⁴⁴ 信託財産は、信託財産であることを対抗できれば、受託者の（固有財産の）債権者からの差押えは法律上できない（信託法第23条第1項）ことから、信託財産である旨が口座に表示されていると、差押えリスクが軽減される可能性がある。この場合、信託財産であることの疎明によって差押状態から回復される（信託法第23条第5項）と考えられる。また、公益信託の信託財産から生じる収益は非課税扱いとなるため、非課税口座内に固有財産が混蔵すると税務上の混乱が生じ得る。なお、信託財産たる有価証券が証券保管振替機構（社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第2条第2項に定める振替機関）の振替口座にて管理される場合は、当該有価証券が信託財産に属する旨を振替口座簿に記載又は記録する方法にて管理する方法を含む。

⁴⁵ 本規定は、口座の名称について、当該公益信託の信託財産である旨を表示することが望ましいことを踏まえ、受託者に、社会通念に照らして過度の負担にならない範囲での対応を求める趣旨であり、網羅的な調査や受託者の実情等に照らして遠隔地での口座開設を求める趣旨ではない。

⁴⁶ 同一の金融機関等から「受託者名のみ」を表示した複数の口座の開設ができない場合、他の金融機関等で口座を開設することが必要となる。

情報や行政庁への提出書類の基礎となる帳簿等を作成し備え付けること、不適正な経理を行わないことが確保される必要がある。

- 信託財産の受入れ、運用、支出その他の信託財産に関する事項(公益信託規則第1条第5号)については、信託行為において定めることとされており、行政庁は、信託行為及び受託者の体制等により、必要な仕組みが確保されているか否かを判断する。細部については、信託行為に基づく規程で定めることもできる。この場合、当該規程は、申請に当たって行政庁に提出する(公益信託規則第2条第2項第4号)。

(財産の運用・管理の体制等)

- 信託財産の種類や規模、安定資産⁴⁷以外の積極運用を行うかどうか等に応じて、専門性や人材・組織の確保等が必要となる。安定資産以外で積極運用を行う場合には、信託銀行など受託者自身に十分な能力が確保されている場合を除き、投資顧問業者等への委託や専門家による合議制機関を設けることも想定される(この場合には、信託行為に当該委託(公益信託規則第1条第12号)、当該合議制機関(同条第13号)を定める必要がある。)

一方、信託財産の規模が小さく、その管理に専門的知見等を必要とせず、信託行為において積極運用等を行わないとされているような場合に、財産の管理・運用のための特段の体制整備を求める必要はない。

- 帳簿等については、受託者は信託財産に係る帳簿その他の書類(信託法第37条第1項)及び信託財産に属する財産の処分に係る契約書その他の信託事務の処理に関する書類(同条第5項)を作成し、保管する必要がある(第5章第2節第1の3参照)。これらは、受託者の固有財産又は受託者の他の信託財産に係る帳簿等と明確に区別して作成・保管される必要がある。
- 「不適正な経理を行わないこと」については、不適正な経理処理や財産管理を防止するための最低限のルールや組織的(又は制度的)対応策等が整備されている必要がある。信託財産の規模、種類等及び受託者の能力によっては、信託行為において、重要な財産の処分等について、信託管理人や合議制機関の同意や共同受託の場合における全受託者の合意を必要とする等の対応も必要である。

受託者の固有事業と公益事務が一体的に行われるような場合については、経費の配分等において利益相反等の状況も生じやすく、ルールの明確化と不適切な利益相反行為や競合行為の防止のための仕組み(例えば、経費や人件費の配分に係る内部規程の整備)が重要である。行政庁は、利益相反行為や競合行為の可能性のある取引等への信託管理人の関与の確保、

⁴⁷ 安定資産：預貯金中心の資産、積極運用：「リスク性資産」を含む運用(その他信託財産の運用については、第4章第1節第2の9(4)参照)

受託者の固有事業についての情報開示の仕組み(受託者の財務諸表等の開示)などを踏まえて、総合的に判断する。

- 公益信託認可の審査に当たっては、不適正な経理処理や財産管理を防止するための最低限のルールや組織的対応策等が整備されているかを確認するため、経理規程等の提出を求める(公益信託規則第2条第2項第4号)。

なお、公益信託の財産管理等は、公益信託のガバナンスの下、自律的に行われるべきものであり、行政庁が各受託者の個別の財産管理の適正性の一つ一つについて確認する役割を負うものではないことに留意する。

- 不適正な経理等が発覚した場合には、速やかに適切な対応がとられる必要がある。不適正な経理等により信託財産に損失が生じた場合は、受託者は、当該損失をてん補する必要がある、信託財産に変質が生じた場合は、原状の回復をする必要がある(信託法第40条)。法人である受託者の役員は、当該行為に悪意又は重大な過失があるときは、連帯して責任を負うとされている(同法第41条)。

悪質なものを除き、不適正な経理が単発的に発生したことのみをもって監督処分等を講ずることはないが、適切に損失のてん補や原状の回復を行わず、又は、隠蔽や、原因を明らかにせず、適切に再発防止策を講じない等の場合には、経理的基礎がないと判断し得る。

(株式等による資産の運用について)

信託財産に属する資産の運用は、信託行為に従い、行われることが基本である。信託行為(信託行為に基づく規程を含む。)に定められた委託者等の意思(※)に従い、株式その他元本割れの可能性のある金融商品等を取得することは、公益信託としてふさわしくない事業(第3章第1節第6参照)や「他の団体の意思決定に関与することができる財産(第3章第1節第11参照)」、「特別の利益を与えないもの(第3章第1節第5参照)」などに該当しない限り可能である。

※ 信託行為において、株式の取得等も含む資産運用が受託者の判断に委ねられる場合は、受託者は当該公益信託の目的を踏まえ、かつ、当該資産運用に係るリスクやリターンを勘案して判断することが求められる。受託者の資産運用に関する判断を客観的に裏付けるものとして、資産運用規程を作成し、資産運用の目的、管理体制、資産運用の対象、運用主体等について定めることが考えられる(第4章第1節第2の9(4)参照)。

(3) 情報開示の適正性

- 公益信託規則第4条第1項3号では「財産目録等の作成、備置き、閲覧等に関する公益信託事務の処理の方法が定められ、当該公益信託の信託財産の状況に係る情報を適正に開示す

ることができる仕組みが整備されていること」とされている。

ア 計算書類等の作成手続

- 公益信託において、計算書類その他財務関係の情報が適正に作成され、開示されていることは、委託者・信託管理人・合議制の機関の構成員などの公益信託関係者、公益信託に対する寄附者その他のステークホルダー（行政庁を含む。）が、寄附等により公益信託に提供した資源の活用状況や、財務規律の遵守状況等を確認し、各種意思決定を行う上での大前提である。
- 公益法人の場合は、計算書類・事業報告について、監事の監査、（必要な場合の会計監査人の監査）、理事会の承認、社員総会・評議員会の承認といった手続を経て策定される旨が法定されているが、公益信託の計算書類・信託概況報告・財産目録については、公益信託規則第44条において、信託管理人の承認を得なければならない旨が定められているのみである⁴⁸。
- そこで、情報開示の適正性の要素として、財産目録等の作成、備置き、閲覧等に関する公益信託事務の処理の方法が定められていることを求めている。
- 公益信託事務の処理の方法に関する事項は、信託行為に定めなければならない（公益信託規則第1条第7号）とされており、受託者の属性や具体的な公益信託事務に応じて、信託行為や信託行為に基づく規程において具体的な方法が定められている必要がある。
- この点、受託者が法人である場合には、法人として責任をもって作成することが原則である。特に、公益法人、社会福祉法人その他公益を目的とする法人が、受託者として当該法人の目的に沿った公益事務を実施する場合には、当該事務を適切に実施するためのガバナンスが確保されており、そのガバナンスを期待して受託者となると考えられる。一方、営利を目的とする法人や、受託者の目的とは異なる公益事務を受託する法人等にあつては、必ずしも、公益事務の実施に適したガバナンスが確保されていない可能性もある。

以上を踏まえ、受託者として当該法人の目的に沿った公益事務を実施する場合には、公益信託の計算書類及び信託概況報告については、合理的な理由がある場合を除き、法人の固有業務に係る計算書類、事業報告などの作成権限・手続に準じた権限・手続で作成するものとする。例えば、公益法人が受託者となる場合において、計算書類の作成は、理事会の承認、監事の監査、評議員会・社員総会の承認等が必要となる（なお、法人としての計算書類・事業報告に、公益事務に係る実績が含まれている場合は、それで足りるものとする。）。また、公益信託の実績等を開示するその他の書類（公益信託法第20条第2項に定める書類）の作成手続についても、当該手続に準じて適切な手続が確保されることが望ましい。なお、信託事務年度と受託

⁴⁸ 認定法上の「財産目録等」として公益法人が作成・開示を求められる書類については、作成手続が法令で定められていないものもあるが、少なくとも、理事会による業務執行の決定及び理事の職務の執行の監督、監事による理事の職務の執行の監査など、法令のガバナンスの下で作成されている。

者の事業年度が異なるなど、評議員会・社員総会等の承認等を求めることが実務的に困難である場合などは、合理的な理由があるものとして取り扱う。

一方、上記以外の場合(信託会社その他の営利を目的とする法人や、公益を目的とする法人が収益を目的として公益信託を受託する場合など)は、信託行為に基づく各種規程(内部統制システムが確立されている場合には当該法人の内部規程を含む。)に基づき、適正な手続等が定められている必要がある。

受託者である法人において、法人の計算書類に係る会計監査⁴⁹が行われる場合において、公益信託に係る会計が、法人としての会計監査の対象とはならないとしても、受託者の任務懈怠により信託財産に損失が生じた場合や、公益信託事務の処理に要した費用を信託財産で賄うことができない場合には受託者がてん補しなければならないこと等を踏まえると、受託者が会計監査人に別途「合意された手続」を依頼し、その結果に基づいて、受託者自らが管理する信託財産及び公益信託事務について検証し、不適切な会計処理等が発見されたときは、その旨を信託管理人等に対して明らかにすることが望ましい。

- 上記のほか、信託行為(信託行為に基づき受託者が定める受託者内部の規程を含む。)において、計算書類及び信託概況報告の作成プロセス⁵⁰(受託者内部における過誤や不正の防止のための体制等や責任等)について定めていることが望ましい。
- 軽量の公益信託であって、複雑な経理処理が想定されないような場合には、信託管理人⁵¹が、過誤や不正等の防止等の観点から実質的に関係書類を確認した上で、計算書類及び信託概況報告の承認が行われることが信託行為に定められていることをもって、公益信託全体としては財産目録等のチェック体制が定められていると判断し得る。

イ 計算書類等の作成における専門家の関与

- 計算書類等の作成手続が定められることにとどまらず、計算書類等の作成に当たり、会計に知見がある者が関与し、公益信託の信託財産の状況に係る情報を開示することができることが求められる。
- (ア) 申請時には、経理的基礎を有することを明らかにする書類(公益信託規則第2条第2項第4号)により、計算書類の作成に係る公益信託事務について、公認会計士等の経理の専門家が

⁴⁹ 受託者(法人)に会計監査人が置かれている場合や、受託者と公認会計士・監査法人との間に監査契約が締結されている場合などが想定される。

⁵⁰ 例えば、担当係が原案を作成し、法務担当のチェックを経て担当部長が決定するなど。

⁵¹ 経理実務の経験者など、会計についてもチェックする能力がある者が信託管理人である場合に限られる。信託管理人の監督能力(第3章第1節第3参照)として審査・監督の対象となる。

関与することになっているかを確認する。具体的には、収支予算書における費用の額又は収益の額⁵²が1億円以上(注1)の公益信託については、公認会計士又は税理士(これらに準ずる会計事務の精通者(注2))が受託者に所属するなどして確実に関与する仕組み⁵³が確保されていること、当該額が1億円未満(注3)の公益信託においては、経理事務経験者(例えば、営利若しくは非営利法人又は信託に係る経理事務を5年以上(注4)従事した者等をいう。)が確実に関与する仕組みが確保されていること、が確認されれば、適切に開示する仕組みが整備されているものとして取り扱う。

この場合において、収支予算書における費用の額又は収益の額が1億円以上の公益信託であって、信託管理人が税理士若しくは公認会計士である場合又は法人(計算書類の作成に当たり、税理士又は公認会計士が関与することが確保されている場合に限る。)である場合には、受託者において経理事務経験者が確実に関与する仕組みが確保されていれば足りるものとして取り扱う。

(注1) 収支予算書における費用の額若しくは収益の額が100億円以上又は初年度の貸借対照表の負債の額が50億円以上となることが見込まれるような大規模な公益信託であって公益法人と同様のガバナンスが必要なもの⁵⁴については、原則として、公認会計士による保証等を含む適切な関与が行われる必要があると考えられる。当面、このような公益信託が出現することは考えていないが、実際にこのような公益信託が出現する現実的な可能性が現れた際には、その具体的な在り方について、関係機関と調整の上、検討する。

(注2) 公認会計士又は税理士に準ずる会計事務の精通者は、形式的な経験年数や資格、有償・無償も問わないが、公益信託事務の規模や内容、当該者の経験、関与の在り方等を踏まえて個別に判断する。

(注3) 収支予算書における費用の額又は収益の額が1億円未満の公益信託であって、信託管理人において会計的観点からの監督能力が確保されている場合には、適正に開示する仕組みの整備に係る判断において、その旨を考慮する。

(注4) 5年は一つの目安であり、形式的に簿記検定などの関連資格を定めることはないものの、会計について専門知識がある人物の関与が求められる。

(イ) 受託者が法人である場合に、原則として、受託者の財務諸表が適切に作成されていない場合には、本基準の適合性に疑義があるものとして取り扱う。受託者の財務諸表(申請書に添付

⁵² 収支予算書の収益の額が、信託財産の拠出又は使途を指定した寄附である場合には、当該額を除外した額とすることができる。

⁵³ 計算書類の作成等に当たり、組織内や「顧問」会計士等に相談している場合は、確実な関与があるとする。

⁵⁴ 特定資産公益信託又は助成のみを公益事務とする公益信託などで複雑な会計処理が想定されない公益信託については、公認会計士による保証等の必要性自体が検討対象となると考えられる。

されたもののほか、公表等されているものを含む。)に重大な誤りがあり、説明を求めても相当の期間内に適切な回答がない場合には、経理的基礎を有するものと認められないと判断することがあり得る。申請書に添付された財務関係書類に重大な誤りがある場合も同様である。

(ウ) 認可後も、上記(ア)の要件を満たしている必要がある。その状況については信託概況報告において、説明責任を全うすることが望ましい。なお、受託者の固有財産に係る財務諸表(原則として要旨)についても開示対象としている。

(エ) 財務に関する情報であって、受託者において作成・開示(公益信託法第21条)するとともに、公表することとされている情報が、法令の定めに従って作成等がされていない場合には、適正な情報開示が行われていないことになる。公益信託の適正な運用において、適切な情報開示の重要性は極めて大きい。単純な記載誤りや誤解に基づく間違いが単発的にあったとしても、直ちに監督上の措置の対象となるものではないが、複数回にわたり期限内に開示すべき財務情報に係る書類を提出しなかった場合や、提出してもその内容が著しく正確性に欠け、又は社会通念に照らして明らかに不適切な場合などには、経理的基礎に疑いがあるものとして、公益信託法第29条に基づき勧告を行うなど、果断な措置を講ずるものとする。

2 技術的能力

- 適切に実施されれば公益事務に該当する事業であっても、専門技術を欠き、あるいは、コンプライアンスが確保されないなど不適切に実施されれば、想定した利益は実現せず、逆に大きな不利益が生ずることにもなるため、公益信託の受託者には「公益信託事務を適正に処理するのに必要な技術的能力」を有することを求めている。
- 公益信託においては多種多様な者が受託者となり得ることや受託者の属性等に照らした多様な公益信託認可の申請が行われることが想定されることを踏まえ、公益信託規則第4条第2項において受託者に必要な「技術的能力」については、(1)「適正な運営の仕組み」、(2)「専門家の関与」、(3)「任務の安定性・継続性」を求めている。

(1) 適正な運営の仕組み(公益信託規則第4条第2項第1号)

- 公益信託事務の処理に際して、「公益信託事務の内容に照らして公益信託の適正な運営を確保する仕組みが整備されていること」とされている。
- 公益法人の場合は、代表理事、理事会、監事、会計監査人、社員総会又は評議員会といっ

た法人法に基づくガバナンスの仕組みがあり、加えて、いわゆる三分の一基準⁵⁵、外部理事・外部監事、理事と監事の特別関係の排除、社員の資格の得喪における不当な条件の禁止等の公益認定基準が適用されることで、私的な利益に偏ることなく、適正な運営を行うことが確保されている。このため、公益法人の認定の判断においては、コンプライアンスに関しては、認定法及び法人法に定める体制があることをもって、技術的能力があると判断することを原則としている。

- 公益信託は、信託管理人(及び委託者)が受託者を監督する仕組みであるが、受託者や信託管理人の内部機関についての規律はなく、公益信託事務の内容に照らして、当該公益信託の適正な運営を確保する仕組みを備えているかを個別に審査することとなる。
- 公益信託の適正な運営を確保する仕組みとして、次の項目が想定される。
 - ア 事業計画書、収支予算書、各種規程の決定その他公益信託の重要な意思決定の適正性(コンプライアンス⁵⁶の確立を含む。)の確保に必要な仕組み
 - イ アの決定の下で、選考その他個別の意思決定を適切に行うために必要な仕組み
 - ウ 公益信託事務を適正に実施するための人員・設備その他の体制
- 「適正な運営を確保する仕組み」については、必ずしも受託者の内部組織のみで確保する必要はなく、合議制機関や信託管理人の職務によって確保することも可能である。また、人員、設備等に関しては第三者に委託することも可能である。
- また、「当該公益信託事務等の内容」に応じて、公益信託事務を適正に処理するために必要な能力も異なることから、特に、軽量の公益信託においては、いたずらに一律の基準を設けることは適当ではないことに留意する。
- 奨学金・助成事業であれば、募集の要件等が信託行為に定められていれば、判断が必要な場面は「選考」時や、資産運用(行う場合)に係る判断などに限定されることも多いと考えられる。
- 他方で、事業運営型の公益事務の場合⁵⁷は、日々の小さな判断の積み重ねが重要である場合や、突発的に重要な判断が必要になる場合など、公益事務の内容に応じた公益信託事務を

⁵⁵ 特定の親族が役員に占める割合が三分の一を超えてはならないというルールは、公益法人のほか、認定NPO法人(特定非営利活動促進法第45条第1項第3号イ)、社会福祉法人(社会福祉法第44条第6項)、学校法人(私立学校法第31条第6項、第7項)などにおけるガバナンス確保の規律の一つとして設けられている。

⁵⁶ 利益相反行為の制限(読替信託法31条)、競合行為の制限(読替信託法32条)を含む信託法の遵守もコンプライアンスに含まれる(第4章第1節第2の10参照)。

⁵⁷ 例えば、学生寮の運営事業の場合は、不動産の管理(日常的な管理、清掃、点検、修繕対応等)、賃貸運営(入居者の募集、契約締結事務、賃料の請求・受領等)、資金管理(入出金管理、公租公課や水光熱費の処理)、契約管理(賃貸借契約、不動産管理契約、修繕工事契約等)のような業務が発生するが、入居者等とのトラブル処理や修繕計画の策定や実施には法的及び実務的専門性が必要なものと想定される。

美術品の展示事業であれば、美術品の日常点検(経年変化、痛みなどの確認)、温度・湿度の管理、防火・防犯・防虫体制の整備、公開展示時の閲覧者の管理、美術品自体の貸出や移動時の対応等のような業務が発生するが、美術品に応じた管理体制の構築や貸出事業の実施には高い法的及び実務的専門性が必要なものと想定される。

適正に処理し得る仕組みの確保が求められる。

ア 意思決定の適正性確保の仕組み

- 上記アの「事業計画書、収支予算書、各種規程の決定その他公益信託の重要な意思決定」は、公益法人制度において、理事会が担っている機能を想定している。

公益信託の委託者は、受託者が法人の場合は、当該法人のガバナンスを含む能力に期待して公益信託を委託するものと考えられ、また、受託者においても、①信託財産責任負担債務は、限定責任信託等を除き信託財産のみならず固有財産をもって履行する責任を負う(信託法第21条)こと、②受託者は、自らの任務^け懈怠に起因した信託財産の損害等に対する補償義務等が生じる(信託法第40条)こと、③受託者の役員等は②の受託者の補償義務等を連帯して負担する(信託法第41条)こと、④公益信託事務実施に伴う様々な責任⁵⁸を負うことから、合理的な理由がある場合を除き、公益信託事務の処理に係る重要な意思決定は、法人としての重要な意思決定手続に準じた手続で決定されることが信託行為に定められている必要がある。なお、内部統制システムが確立している信託会社その他の法人が受託者であり、信託行為に基づく各種規程が整備され、適正な手続が確保されている場合は、合理的な理由があるものとして取り扱う。

その上で、「重要な意思決定の適正性(コンプライアンスの確保を含む。)の確保に必要な仕組み」については、公益信託事務の具体的内容に即して判断する必要があるが、原則として、次の場合(公益事務を行うに当たり法令上の許認可等を必要とする場合は、当該法令で求められている体制がある必要がある。)には、適正な運営を確保する仕組みがあるものとして取り扱うものとする。

ただし、公益信託事務の内容に照らして、受託者等に高度な経営判断が求められる場合、コンプライアンス確保が特に必要な事務である場合又は当該受託者についてコンプライアンスの確保に疑義がある場合には、追加的に説明を求めることがあり得る。

- (ア) 信託会社、上場会社その他当該法人の業務の適正を確保するために必要な体制が確保されていると認められる法人が受託者である場合。
- (イ) 法令等(法人の基本文書を含む。)において、受託者の理事会(これに相当する機関を含む。)の三分の一基準が定められている法人(公益法人、社会福祉法人、認定NPO法人、学校法人等)が受託者である場合。
- (ウ) その他公益事務の内容、受託者の体制その他事務の適正性を確保するための受託者

⁵⁸ 公益信託法及び信託法にとどまらず、公益信託事務を実施する過程で、各種法令(例：労働関係法令、消防・安全関係法令など)への違反があった場合の責任や、民事・刑事に係る責任等は、受託者が負うことになる。

の取組、信託管理人の職務及び体制に照らして、適正な運営を確保する仕組みが確保されていると考えられるもの。

軽量の公益信託は、次の場合にも適正な運営を確保する仕組みがあるとして取り扱う。

(エ) 受託者の重要な意思決定について、信託管理人及び合議制機関(信託行為において定められているものに限る。)双方の同意を必要とする旨を信託行為において定められているもの。

(オ) 受託者の重要な意思決定について、信託管理人(法令等において、信託管理人の理事会の三分の一基準が定められている法人、又は利害関係がない3者以上の信託管理人がいる場合に限る。)の同意を必要とするとともに、公益信託事務の実施状況について、信託管理人が原則として「3か月」に1回以上確認する旨が信託行為において定められているもの。

※ (ア)及び(イ)については、受託者がガバナンスに関して法令に基づく処分を受けているなど、受託者の適正な運営が確保されていないと認められる事情がある場合を除く。

イ アの決定の下での個別の仕組み

○ 上記の公益信託の適正な運営を確保する仕組みの「イ アの決定の下で選考その他個別の意思決定」は、公益法人制度において、代表理事や業務執行理事が担っている機能を想定している。

受託者が法人の場合は、合理的な理由がある場合を除き、法人の代表者が決定することが信託行為に定められている必要がある。なお、内部統制システムが確立している信託会社その他の法人が受託者であり、信託行為に基づく各種規程が整備され、適正な手続が確保されている場合は、合理的な理由があるものとして取り扱う。

また、公益信託事務の内容に応じて、受託者による公益信託事務の処理に関するルール(規程)⁵⁹の策定や、受託者の内部にあって、公益信託事務の処理状況(ルールの遵守状況を含む。)をチェックする組織・体制などが必要となることもあり得る。

公益信託事務に関する明確なルール(権限・手続等)の存在は、受託者内部におけるガバナンスを確保する⁶⁰とともに、信託管理人等によるチェックを通じて公益信託事務の適正な実施を実現する上で重要である。重要性の乏しい業務などに一律に規程等の整備を行う必要はない

⁵⁹ 例えば、選考等に当たっての利害関係者の排除等を定める規程等が考えられる。

⁶⁰ 例えば、公益信託事務の処理状況(規程の遵守状況を含む。)をチェックする組織・体制等を定める規程なども考えられる。

が、公益信託事務の規模、内容など公益信託の実情に応じて規程を整備することは重要である。なお、分別管理や利益相反等の観点から支障がある事項を除き、受託者の固有業務に係る内部規程等を適用することも考えられる。

ウ 人員・設備その他の体制

- 上記に加え、公益事務の規模や内容に応じて、「(ウ)公益信託事務を実施するための人員・設備その他の体制」が必要となる。必ずしも専属の人員・設備の配置を要するものではなく、受託者の他業務との兼務もあり得るが、そのような場合も含め、当該公益信託事務に従事する体制(人員数等)を明らかにする必要がある⁶¹。なお、この体制の適正性は、「(2)専門家の関与」で述べる専門性確保の仕組みとも関連する。
- 審査に当たっては、法人形態として受託者固有のガバナンスが確保されている場合のほか、共同受託者による相互監督、委託を含めた公益信託事務の処理体制の構築、信託管理人による監督の強化等も含めて、当該公益信託の公益信託事務の適切な処理の仕組みが実質的に確保されているかを確認する。
- ガバナンス体制が脆弱な法人や自然人が受託者である場合であっても、例えば、以下のような対応を組み合わせることにより、公益信託全体としてのガバナンスを確保することが可能と考えられる。
 - ・ 信託行為に公益信託事務の内容を詳細に定め、又は通常業務において裁量的な判断が想定されない公益信託事務とする。
 - ・ ガバナンス体制が確保された法人を信託管理人とし、その役割や権限を強化する(例えば、公益法人を信託管理人として、受託者の重要な意思決定について、信託管理人の同意が必要な仕組みや信託管理人が定期的に公益信託事務の(現場の)実施状況を確認する仕組みの導入)。
 - ・ 合議制機関の活用(例えば、受託者の重要な意思決定には公益法人のいわゆる三分の一基準に相当する規律を満たす合議制機関による同意を必要とする対応等)。
- 悪質な場合を除き、受託者(当該公益信託の公益信託事務に直接関係しないものを含む⁶²。)による不祥事の発生をもって、直ちに技術的能力が欠如していると判断することはないが、例

⁶¹ 第三者への委託によって必要な体制の確保を図ることを考えている場合は、信託行為にその旨を定めることが想定される。

⁶² 受託者の固有業務については、原則として、行政庁による監督の対象範囲外であるが、受託者の固有業務においてコンプライアンスが確保されていない場合に、当該者による公益信託事務の処理におけるコンプライアンスの確保に疑念が生じ得る。

えば、容易に防止し得るにも関わらず漫然と不祥事を生じさせた場合、不祥事の発生に対して適切な対応措置が執られていない場合、受託者の内外からの指摘等にも関わらず信託行為や内部規程の定めに従った運営がされない場合などには、技術的能力を有していない疑いがあるものとして、公益信託法第29条第1項の規定に基づき勧告を行うことがあり得る。

- 公益法人の場合、公益法人がテロ資金供与に悪用されないことは重要であり、リスクの高い活動等を行う場合には、適切な対応を執ることが求められているが（「公益法人におけるテロ資金供与対策について」（令和4年6月内閣府大臣官房公益法人行政担当室）参照）、公益信託においても同様である⁶³。

（2）専門家の関与（公益信託規則第4条第2項第2号）

- 公益信託事務の処理に際して、「当該公益信託事務を処理するのに必要な知識及び経験を有する者を関与させる仕組みが整備されていること」が求められる。
- 公益事務を適正に行い、信託行為に定められた公益目的を実現するためには、公益事務に応じた専門性が確保される必要があるが、これは受託者自身として専門性のある人材を確保する場合だけではなく、合議制機関の設置や第三者への委託などによって補足的に専門性を確保することも想定される。
- 専門家の関与の在り方も多様であるが、受益対象者の選考に当たり、客観的基準の当てはめのみならず総合的な判断で多数の候補者から選考するような公益事務の枠組みとなっている場合には、専門家を含む合議制機関が選考を行うような仕組みが望ましいと考えられる（第2章第1節第3の5参照）。公益事務の専門性・公正性等を確保するために、このような合議制機関を関与させる仕組みを設ける必要がある場合には、その合議制機関は、「公益信託の適正な運営のために不可欠なもの（公益信託規則第1条第13号）」として、信託行為の定めにより置く必要がある。
- 公益信託の受託者は、公益事務を行う（例えば、研究開発費の助成であれば、助成先の選考や助成金の支給等）ことのみならず、信託財産の管理・運用を行うことも受託者の任務となる。公益事務の内容について専門性を有する者が、信託財産の管理・運用について信託銀行等の専門家の関与を得ることも考えられる。

（3）任務の安定性・継続性（公益信託規則第4条第2項第3号）

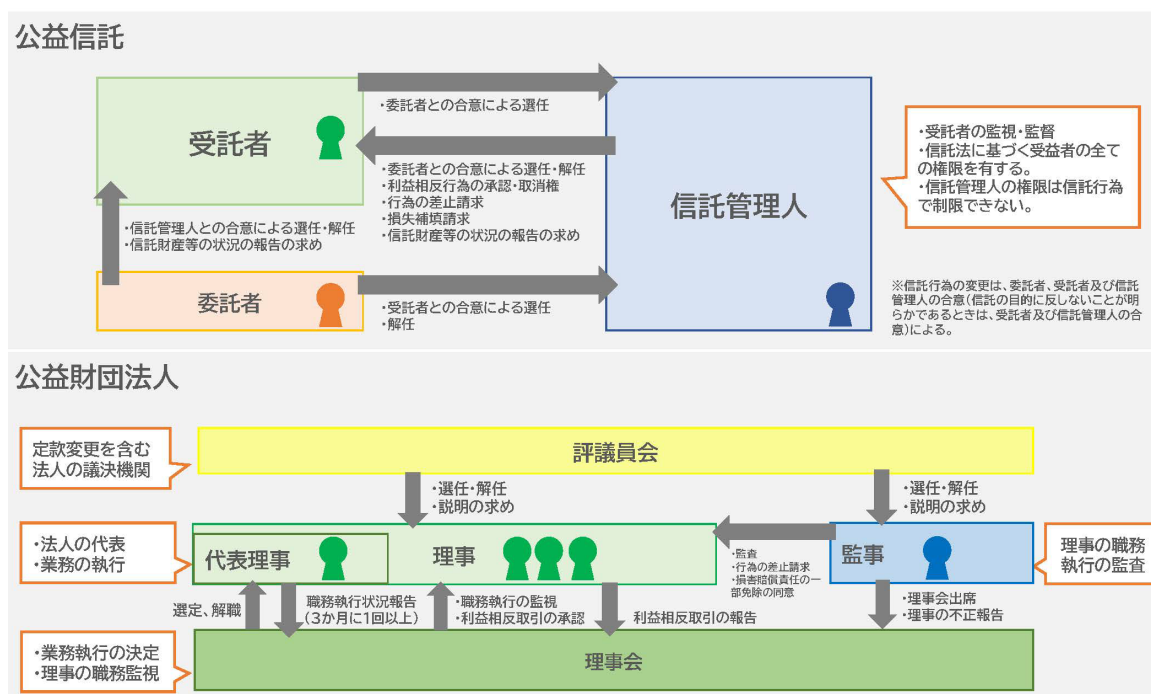
⁶³（公益信託に限らず）信託全般のマネロン対策については、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-2026年度）」において、「民事・外国信託について、日本においてマネロン等に悪用されるリスクの評価を行い、必要なリスク低減措置を検討する」ものとされており、公益信託についての更なる対策について、公益信託のリスクに留意し、関係省庁と連携し検討して行く予定。

- 公益信託については、信託行為により具体的な年月日の到来を信託の終了事由とするような有期の信託の存続期間を定めることも可能である。
- その中で、信託行為等で想定される期間について、「受託者としての任務を安定的かつ継続的に行う仕組みが整備されていること」が求められる。
- 一般に、受託者の任務終了があった場合には、次の受託者を選定することは容易ではないことが多いことから、信託行為において次期受託者⁶⁴をあらかじめ定めることや新受託者の選任方法(選定権限者、選任手続等)の規定があることが望ましい。
- 特に、自然人の受託者(法人であっても、実質的に自然人と同視できる場合を含む。)については、死亡のほか、病気やケガ等の事情により任務を遂行できないことも想定されるため、公益信託の存続期間が5年間を超える場合には、特段の事情がある場合を除き、次期受託者の指定や具体的な選定プロセスや選定権限者等適正な受託者を確実かつ早期に選定できる手続等が定められていなければならないものとする。

第3 信託管理人の能力(公益信託法第8条第3号)

- 公益法人の場合、代表理事及び業務執行理事等が法人の業務を執行するが、これを監督する仕組みが重疊的に設けられている。

公益信託と公益財団法人のガバナンス



⁶⁴ 新受託者の能力は、受託者になる時点で判断することが原則であり、公益信託認可の時点で新受託者の技術的能力を詳細に審査することは行わない。ただし、明らかに不適切な者が信託行為に記載されているような場合には、任務を安定的・継続的に行う仕組みが整備されていないとして不認可とすることもあり得る。

【公益法人にも適用される法人法に定める一般法人のガバナンスの例】

全ての理事で構成される理事会は、業務執行を決定し、代表理事の選定・解職を行い、理事の職務の執行を監督することとされている（法人法第90条等）。業務執行理事は、職務の執行状況について、原則として3か月に1回以上理事会に報告しなければならない。また、理事は、競業取引又は利益相反取引をしようとするときは、理事会の承認を受けなければならない、当該取引をした後は理事会に報告しなければならない（法人法第84条、第92条、第197条）。

また、監事は、理事の職務の執行を監査し、理事の不正等を認めるときは、遅滞なく理事会に報告するとされており（法人法第100条）、理事会に出席し、必要な意見を述べなければならないとされている（法人法第101条第1項）。このほか、監事は、理事の行為の差し止めを請求することができ（法人法第103条）、法人が理事の責任を追及するために訴えを提起する場合は、監事が法人を代表する（法人法第104条、第197条）。加えて、理事等が任務を怠ったときは、法人に対し損害賠償責任を負うが（法人法第111条第1項、第198条）、理事が自己に係る当該責任の免除に関する議案を社員総会（評議員会）に提出するには、監事の同意を得なければならない（法人法第113条第3項、第198条）などとされている。

さらに、理事及び監事については、社員総会又は評議員会が選任及び解任する権限を有している（法人法第63条第1項、第70条第1項、第173条第1項、第176条第1項）。また、定款の変更等についても社員総会又は評議員会の決議事項である（法人法第146条、第200条）。

このほか、任期の定め方、報酬の決定方式、各種会議の手続等が詳細に定められている。

- 受益者がいる一般の信託においては、受益者が、自らの利益を守りかつ最大化を図る観点から、受託者の信託事務の執行が適切か否かを監視・監督し、これらを通じて信託のガバナンスを確保することとなっている。その上で、受益者が現に存しない場合には、「信託管理人」が、受益者に代わって受益者の権限を行使してガバナンスを確保する仕組みが設けられている（信託法第123条、第125条）。

また、受益者がいないいわゆる目的信託（信託法第258条）は、財産の拠出者である委託者に受益者と同等の権限を付与することで（信託法第260条）、ガバナンスの確保を図っているが、

濫用の危険性等を考慮した制限⁶⁵が設けられている。

これに対し、公益信託では、信託管理人を必置として、受託者の監視・監督機能を担わせている。信託管理人は、受託者の選任・解任に係る権限、受託者による競業行為又は利益相反行為の承認権限、受託者の行為の差止めや損失を補填の請求権など、公益財団法人においては理事会、監事、評議員会等の機関に分掌されている役割を併せ持ち、極めて強力な権限を有している。さらに、その権限は信託行為で制限することはできないとされている（公益信託法第33条第1項により信託法第125条第1項ただし書を適用除外）。

その一方で、信託管理人に対する評価・監督を行う仕組みは、公益法人とは異なるものとなっている（公益法人の場合、理事会や監事の職務遂行が十分ではない場合には、評議員会が評価し、必要に応じて交代させる等により対応される。）。また、信託管理人の選解任について、受託者も権限を有しているなど、信託管理人の監督を実効的なものとするための制度的担保も、法律上は整備されているとは言い難い。

- 以上を踏まえると、公益信託全体の適正な運営を確保する上で、信託管理人の監督能力の確保は、極めて重要な意義を有する。特に、受託者が自然人や体制が脆弱な法人等である場合などには、ガバナンス確保の観点から、信託管理人の能力が、公益信託の適正性を確保する上で受託者の能力以上に重要になることも考えられる。
- 公益信託における信託管理人は、信託法に基づき受益者が有することとされる権限の全てを有し、信託管理人が単独で当該権限を行使することができる。また、信託行為にてその権限を制限することはできない。
- 加えて、公益信託規則第44条では、受託者が作成する事業計画書、収支予算書、貸借対照表、損益計算書等について信託管理人の承認を求めているように、信託管理人は、毎年度の業務執行に係る計画・予算について承認し、年度終了後には実績を承認する権限を有することになる。
 - ◆ 信託管理人の権限の例示は以下のとおり（信託法第125条第1項、公益信託法第33条第1項、第3項）。受託者の公益信託事務の処理に関して、受託者に報告を求め、あるいは関係資料の閲覧を請求することができる。
 - ・ 報告を求める権利（信託法第36条）……信託管理人は、受託者に対して、信託事務の処理の状況や信託財産等の状況について報告を求めることができる。
 - ・ 信託帳簿・補助簿その他の書類を閲覧する権利（信託法第38条）……信託管理人

⁶⁵ いわゆる目的信託については、処分不能財産を生み出す可能性や、脱税・債権者詐欺等の不法な目的での利用への危惧などがあったため、①存続期間を20年までとし（信託法第259条）、②受託者要件として、純資産5千万円超の法人といった要件が課されている（信託法附則第3項、信託法施行令（平成19年政令第199号）第3条）。

は、受託者に対し、信託帳簿(信託法第37条第1項)及び信託帳簿の補助簿や契約書等を含む信託事務の処理に関する処理(同条第5項)の書類の閲覧を請求することができる。

◆ 受託者による不適切な行為を把握した場合には、その是正を求めることができる。

- ・ 受託者の利益相反行為の取消権(信託法第31条第6項、第7項)……受託者が信託法又は信託行為に反した無効な利益相反行為によって信託財産を固有財産にした上で当該財産を第三者に処分した場合で、信託管理人は、一定要件に該当するときは、第三者への処分を取り消すことができる。
- ・ 損失てん補、原状回復の請求権(信託法第40条第1項)……信託管理人は、受託者が自らの義務に違反したことに起因して、信託財産に損失が生じた場合は当該損失のてん補を、信託財産に変更が生じた場合は原状の回復を、受託者に対して請求できる。
- ・ 受託者の行為差止請求権(信託法第44条第1項)……受託者が法令又は信託行為に反する行為をし、又は行為をするおそれがある場合で、当該行為によって信託財産に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、信託管理人は、受託者に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

◆ さらに、問題がある場合には、受託者の解任等に係る権限を有している⁶⁶。

- ・ 受託者は、委託者及び信託管理人の同意を得て、辞任をすることができる(読替信託法第57条1項)。
- ・ 合理的理由がある場合に、委託者及び信託管理人の合意により、受託者を解任することができる(読替信託法第58条1項)。
- ・ (委託者が現に存しない場合等に)受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときに、裁判所に、受託者の解任を申し立てることができる(同条第4項)。
- ・ このほか、信託の変更、信託の併合、信託の分割等について合意する権限等を有している。

○ 信託管理人については、公益信託法において、委託者及び受託者からの独立性を確保(公

⁶⁶ 委託者が現に存しない場合には、信託行為に別段の定めがない限り、裁判所のみが受託者を解任することができる(読替信託法第58条第3項、第8項)。委託者が存在しない場合や、存在しなくなることが見込まれる場合には、信託管理人単独による受託者の解任を信託行為に定めることについて、検討することが望まれる。

益信託法第9条第3号)するとともに、公益信託認可の基準として、「その信託管理人が受託者による公益信託事務の適正な処理のため必要な監督をするのに必要な能力を有するものであること」とされている。

- 信託管理人は、公益信託のガバナンスを確保する上で極めて重要である一方、自然人や法人など様々な者がなり得ることに鑑み、公益信託規則第5条において、信託管理人に「必要な能力」についての具体的な要素として、①「適正な監督の仕組み」、②「監督事務の安定性・継続性」の二点があることを明確にしている。
- 信託管理人は、善良なる管理者の注意をもって自らの権限を行使する義務と公益信託の目的の達成のために、誠実かつ公平に権限を行使する義務を有しており(信託法第126条)、信託法及び公益信託法において、強力な権限が与えられている。

しかしながら、公益法人制度において、理事会の業務内容が明確に定められ(法人法第90条第2項、第4項等)、原則3か月に1回以上開催することが求められていること、監事についても理事の職務の執行を監査するとして業務内容等が相当程度に明確であること(法人法規則第16条)などと比べ、具体的な業務内容は明確ではない。

これは、信託管理人に期待される具体的な役割は、受託者の能力や公益信託事務の内容等により大きく変わってくるものであり、一律に定めることが困難であるからと考えられる。

- 例えば、
 - ・ 受託者が信託銀行であるような場合は、信託管理人は、信託行為の変更など重要な意思決定に同意するほか、特段の問題がある場合を除き、定期的な事業計画及び収支予算書の確認、計算書類や信託概況報告により公益信託事務の処理状況について確認するなど必要最小限の役割を果たせば足りることも想定される。
 - ・ 一方、受託者の体制が脆弱な場合には、信託管理人が恒常的にモニタリングを行い、あるいは、受託者の多額の支出や寄附の受入れ等の個別の重要な意思決定について同意を得ることを必要とするなど公益信託のガバナンス確保のためにより積極的な役割を果たすことも想定される。
- このため、信託管理人の職務に関する事項については、信託行為における必要的記載事項としている。受託者においてガバナンスが十分に確保されていると考えられる場合は、信託管理人の職務について詳細な記載がなくとも問題はない。一方、受託者の体制が脆弱である場合には、これを補完して公益信託のガバナンスを確保するため、信託管理人の職務内容が具体的に定まり、かつ、当該職務内容を適正に遂行する能力が確保されている場合に、「当該公益信託事務の内容及び受託者の能力に照らして当該公益信託事務の適正な処理のため必要な監督をするのに必要な知識及び経験その他の能力を有する」と判断し得ることになる。

1 適正な監督の仕組み(公益信託規則第5条第1号)

- 「受託者の能力」と「公益信託事務の内容」に照らした上で、信託管理人が、適正な運営を監督するのに必要な「知識及び経験その他の能力」を求められる。
- 監督をするのに必要な知識及び経験その他の能力としては、法令遵守・信託行為に従った公益信託事務の実施など法律の知識・経験、適正な経理・財務諸表の作成など会計・経理の知識・経験、公益事務や信託財産の管理・運用などに関する知識・経験が考えられる。
- 信託管理人の職務の重要性を考慮すると、信託財産の類型や公益信託事務の内容等に応じて、高い水準でこれらの知識・経験を有していることが望ましいが、財産管理業務の一種である公益信託の監督に多額の費用を必須とすることは、かえって民間公益の活性化を阻害する要因ともなりかねない。最低限の知識・経験は不可欠であるが、特に、軽量の公益信託においては、多くの場合に複雑な会計処理は行われないと考えられること、公益事務の内容にもよるが複雑な法律問題等もあり想定されないことなどを踏まえると、法律や会計の高度な能力を求めるよりも、公益事務が委託者の意思に沿って効率的・効果的に実施されているかを判断する能力を重視して選任することが望ましいことも多いと考えられる。
- また、多様な知識・経験が求められることを踏まえると、様々な知識・経験を蓄積している法人を信託管理人とすることも有力な選択肢である。例えば、ガバナンスが確保され、法律・会計等の知見を有する役職員が属する公益法人や当該公益信託の公益事務の分野の中間支援を行う法人などが信託管理人となって受託者をしっかりと監督することにより、受託者自身のガバナンスを補完して公益信託の適正な運営を確保することも可能となると考えられる。自然人が信託管理人となる場合には、複数の信託管理人を選任することで信託管理人全体としての監督能力を強化することも考えられる。

2 監督事務の安定性・継続性(公益信託規則第5条第2号)

- 公益信託のガバナンスを確保する上で、信託管理人の役割が極めて重要であることを踏まえると、信託管理人が不在(信託管理人が複数ある場合にその一部が不在の場合を含む。)であり、適正に監督を行うことができない状況が継続することは望ましくない。

特に、受託者の体制が脆弱で、信託管理人が大きな監督上の役割を負うことによって公益信託としてのガバナンスを確保している場合には、信託管理人の不在は深刻な問題となる。
- また、受託者を監督する者である信託管理人を、誰が、どのような手続を経て選任するかについては、公益信託のガバナンスを確保し、安定的・継続的に運営する上で極めて重要である。信託法の原則は、「委託者及び信託管理人の合意」により選任される(信託法第129条、第62条第1項)。委託者が現に存しない場合は、信託管理人が選任することとなる(信託法第129条、第62条第8項)。信託管理人が一人しかいない場合は、委託者が選任することとなる。ただ、委

託者及び信託管理人の双方が不在となる可能性等についても留意が必要である。

- 信託法では裁判所が関与する形で次期信託管理人を選任する方法が用意されている(信託法第129条、第62条第4項)が、一定の時間が必要になり、不在期間中のガバナンスが確保できなくなる。
- こうしたことから、少なくとも、信託管理人が自然人(法人であっても、実質的に自然人と同視できる場合を含む。)である場合には、特段の事情⁶⁷がない限り、信託管理人が任務終了となった際の次期信託管理人の選定手続等⁶⁸について、信託行為に定められていなければ、本基準を満たしていないものとする。

また、信託管理人が自然人以外の場合であっても、信託管理人の不在を避け、適正な信託管理人を選定する観点から、信託管理人の選定手続等を信託行為において定めておくことが望ましい。委託者が自然人である場合等で、公益信託の存続期間が長期にわたる場合には、次期信託管理人の選定手続としては、例えば、

- ・ (前)信託管理人と委託者の協議によって(あらかじめ)定める者
- ・ 弁護士、〇〇士、〇〇士や公益法人のうちから、合議制の機関の同意を得て定める者
- ・ 信頼できる第三者機関が推薦する者

といった仕組みが考えられる。なお、受託者が信託管理人を選定することは望ましくないが、これまでの実務慣行に鑑み、受託者が信託銀行又はガバナンスが十分に確保されていると考えられる公益法人等である場合は、受託者の内部規程等に基づき、受託者が法令の範囲内において次期信託管理人を選定することも許容され得るものとする。

第4 公益信託事務の処理能力(公益信託法第8条第4号)

- 確たる財政基盤等を持たないなど公益目的を実現できない公益信託については、公益信託制度の目的が公益の増進等である以上、そのような公益信託の存在は認められるべきではなく、認可すべきではないことから、信託行為の内容、事業計画及び収支予算の内容に照らし、公益信託の存続期間を通じて公益信託事務を処理することができる見込みがあることが認可基準とされている。
- 「経理的基礎」と重複する面もあるが、本号は、信託行為の規定等により示される信託の存

⁶⁷ 例えば、信託管理人が複数であり、そのうちの一名が欠けても公益信託の適正な運営に大きな支障がないと考えられる場合で、かつ、公益信託の存続期間が短い場合などが考えられる。

⁶⁸ 次期信託管理人をあらかじめ指定することも可能である。その能力については、信託管理人になる時点で判断することが原則であるが、公益信託認可の時点で明らかに不適切な者が信託行為に記載されているような場合には、監督事務の継続可能性を欠くとして不認可とすることもあり得る。

続期間を通じて、公益信託事務を処理することができる見込みがあることを求めるものである。

将来の寄附や対価収入を確定的に見込むことは困難であり、この基準を厳格に求めると、民間の発意による挑戦をいたずらに抑制する結果にもなりかねないことを踏まえ、公益事務の中断等により大きな不利益が見込まれるような場合（約束した奨学金の支給が途絶えることによる学業継続の断念など）を除き、中長期的な予測に関しては明らかに不合理なものでなければ、見込みがあると判断するものとする。

- その上で、信託行為の内容、事業計画書及び収支予算書の内容等を踏まえ、公益信託の存続期間を通じて、公益信託事務が現実的かつ適切に処理される見込みであることに関し、以下のような観点から確認する。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

- ・ 金融的収入については、一般的な金利水準や株式の配当状況等に照らして著しく不合理なものとなっていないか。
- ・ 寄附金収入については、実現可能なものと説明できるか。
- ・ 費用については、発生する項目や見積額が極端な過不足がなく、明らかに不合理なものとなっていないか。例えば、信託財産に「不動産」が含まれる場合、不動産の所有に伴う支出（公租公課、管理費、修繕費等）が適切に算定されている必要がある。
- ・ 対価収入を予定する公益事務について、収益の見積りの根拠（利用者数や単価など）が不合理なものになっていないか。
- ・ 信託の存続期間を通じて、個人の受託者や個人の信託管理人の任務終了時にスムーズな新受託者や次期信託管理人が選任できる体制か。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

- なお、公益法人や特定非営利活動法人などの本来事業の一環⁶⁹として、あるいは、企業の社会貢献活動として公益信託事務が処理されることも想定される。このような場合、受託者による出捐の存続可能性も問題となるが、長期間の存続見込みを明らかにすることは困難なことも多いと考えられ、民間公益の活性化の観点から柔軟に判断するものとする。
- 公益信託においては、信託行為に別段の定めがない限り、委託者と信託管理人の合意をもって終了させることができない（公益信託法第23条第2項）。この条項は、公益信託は、安定的・

⁶⁹ 公益信託の目的と、公益法人や特定非営利活動法人等の目的とが重複する場合や、企業がCSRの一環として公益信託事務を行う場合には、受託者は、自らの資源（固有財産）を費消して、公益信託事務を処理することも想定される。この場合、公益法人や特定非営利活動法人等にとって、信託財産を活用して、法人の目的（公益信託の目的でもある）実現のための事業を行うことになると言え、その意味で、公益信託の受託は、公益信託事務を処理するための財源の確保の意味を持つことになる。また、公益信託にとっては、受託者から役務等の無償提供等を受けるといった形になると考えられる（「分別管理」については第3章第1節第2の1(2)ア参照、「利益相反行為」及び「競合行為」については、第4章第1節第2の18参照）。

継続的に公益事務を行うことを期待されて、社会的サポートを受けつつ公益事務を行うものであり、委託者及び信託管理人の恣意的な判断で終了させることが適切ではない⁷⁰ことから、規定されたものである。その趣旨を踏まえると、委託者と信託管理人の合意だけで、いつでも公益信託を終了させることができるような合理的な理由がない信託行為の「別段の定め」について、その存続期間を通じて公益信託事務が処理されることが見込まれるものとは判断できない。

第5 特別の利益供与の禁止(公益信託法第8条第5号及び第6号)

1 委託者、受託者、信託管理人その他の公益信託の関係者に対し、信託財産を用いて特別の利益を与えないものとした趣旨(公益信託法第8条第5号)

公益信託は、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するために公益事務を行うことのみを目的とすることから、特定の者に対してのみ特別な利益を供与することは、公益信託として適当ではない。そして、当該公益信託の委託者、受託者及び信託管理人は、その地位を利用して、自ら又は自らの親族等に対して利益を誘導し得ることから、特別な利益の供与を禁止すべき対象として特に考慮することとしたものである。そこで、公益信託の受託者がその公益信託事務を処理するに当たり、関係者(公益信託令第1条)に対して信託財産を用いて特別の利益を与えないことが、公益信託認可の基準として設けられている。

なお、公益信託の受託者は、信託事務を処理するに当たっての善管注意義務(読替信託法第29条第2項)や信託の目的の達成のための忠実義務(読替信託法第30条)を負っているほか、信託の利益を享受することはできない(読替信託法第8条)ことに加え、利益相反行為が原則として禁止されるなど(読替信託法第31条)、自己又は公益信託の関係者の利益を図ることは許されていない。

2 株式会社その他の営利事業を営む者等に特別の利益を与えないこととした趣旨(公益信託法第8条第6号)

○ 委託者自らが希望する公益目的のために拠出した財産、第三者からの寄附及び公益事務の対価で構成される信託財産は、公益事務(公益事務の実施のために必要な管理業務等を含む。)に使用されることが本来の姿であり、他の団体等に寄附等によって当該財産が移転し、受入先において公益事務以外の事業等に使用されることは適当ではない。また、利益の分配を行う株式会社にあっては、当該寄附が配当を通じて株主に分配される可能性もある。

⁷⁰ 信託行為に終期が定められている場合は、寄附者その他のステークホルダーは、当該定めを前提とすることができるが、委託者及び信託管理人が、恣意的に終了させた場合には、ステークホルダーの期待を裏切ることになりかねない。

- 公益信託への寄附者としても、自らが寄附をした財産が公益のために使用されることを期待しており、当該財産が営利企業等に流出する事態となれば、公益信託に対して不信感を抱き、公益信託制度に対する疑念を呈されることとなり得る。
- このようなことを防止するため、営利事業を営む者等に特別の利益を与える行為をしないことが、公益信託認可の基準として設けられている。
- 「株式会社その他の営利事業を営む者」につき、この場合の「営利事業」とは、最終的に事業による利益の帰属先に関わらず、「利益をあげる事業」を指すものである。したがって、この「営利事業を営む者」には、営利事業を行う一般法人、営利事業を収益事業等として行う公益法人及び営利事業を行う公益信託の受託者（公益法人の行う公益目的事業のため又は他の公益信託の受託者に対し当該受託者が行う公益事務のために寄附その他特別の利益を与えるものは特別の利益供与に当たらない（公益信託令第2条第1号括弧書き）。）も含まれる。
- また、公益信託の関係者（公益信託法第8条第5号）でも営利事業者でもないものを介在させることにより、本規定の趣旨を容易に潜脱することが可能となる場合がある。このような潜脱行為を防止するため、営利事業者に特別の利益を供与する活動を行う個人又は団体への特別の利益の供与を禁止している（公益信託令第2条第1号）。さらに、不特定多数の者の利益となることが期待できない社員等に対する共益的な活動を主たる目的とする団体への特別の利益の供与を禁止している（第2同条第2号）。

3 特別の利益

- 公益信託法第8条第5号及び第6号の「特別の利益」とは、利益を与える個人又は団体の選定や利益の規模が、事務の内容や実施方法等具体的事務に即し、「社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇」がこれに当たり、「その公益信託事務を処理するに当たり」とは、資産運用等の財産の管理や契約を含めるものであり、公益事務の実施に係る場合に限られない⁷¹。その判断は、当該公益信託の受託者が行う事務の具体的な内容等に基づいて個別に行われ、申請時には提出書類等から判断する。例えば、公益事務の実施に当たって合理的理由なく営利企業等と独占的な契約を結ぶ場合などは、特別の利益に該当し得る。
- 公益信託法第8条第6号の「寄附その他の特別の利益」についても、「社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与」に当たるもののみが問題となる。例えば、営利企業等に対して、

⁷¹ 「社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇」が、信託の本旨に従った信託財産の処分・管理であるとは、通常、考え難いと考えられる。したがって、「受託者がその任務を怠ったことにより」信託財産に損失等が生じた場合（信託法第40条）として、受託者は当該損失のてん補等を行わなければならないと考えられる。

公益事務として、公正な手続を経て助成金を支給するような場合は、一般には、特別の利益に該当するものではない。

- 認可後においては、公益信託関係者との取引に関する情報開示(第5章第2節第1の2(5)オ)や他の団体の意思決定に関与することができる財産の保有に係る情報開示(第5章第2節第1の2(5)エ)の義務を果たすことは当然として、特定の営利企業と多額の支出を伴う契約を継続的に行うなど国民の疑念を招き得る行為をする際には、できる限り情報を開示し、透明性を確保することが望ましい。
- 確定的に利益が移転する場合に至らなくても、そのおそれがあると認められる場合には報告徴収(公益信託法第28条第1項)を求め、受託者の回答から「特別の利益を与えないもの」であると判断できない場合には、公益信託法第29条第1項の規定に基づき勧告を行うことがあり得る。

第6 公益信託としてふさわしくない事業(公益信託法第8条第7号)

- 公益信託は、公益信託認可を受けることで社会的信用を獲得し、その信用に基づいて広く国民各層に寄附等の支援を募ることが可能となる。ある公益信託の受託者が社会通念上不適当と認められる事業を行い、信用失墜を招いた場合、当該公益信託に係るその後の事務遂行に支障をもたらすおそれが生ずるばかりか、公益信託一般の社会的信用も傷つけられ、公益信託一般の事務活動に支障が生じ得ることとなる。
- このような事態を防ぐため、公益信託事務を処理するに当たり、社会的信用を維持する上でふさわしくない一定の事業や公の秩序、善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないものであることが、公益信託認可の基準として設けられている。
- 公益信託の受託者が公益事務を行うに当たり法令上行政機関の許認可等を必要とする場合は、公益信託認可申請、公益信託に係る信託の変更認可申請及び公益信託に係る信託の併合又は信託の分割の認可申請に係る手続において、公益信託法第8条第7号に規定する事由について、許認可等行政機関の長の意見を聴くこと(公益信託法第10条第1項第1号)とされており、公益信託認可、公益信託に係る信託の変更認可又は公益信託に係る信託の併合若しくは信託の分割の認可における審査に当たっては、許認可等行政機関の意見も情報源となる。
- なお、受託者の固有事業として当該事業を実施することは、直ちに公益信託法に違反するものではないが、当該事業において法令違反などコンプライアンスが確保されていない状況がある場合や当該事業の不適切な実施が直ちに公益事務の実施に支障となる場合(例えば、児童の健全育成を目的とする公益事務を実施する受託者が性風俗関連特殊営業を行う場合)で適切な対応が執られない場合などは、公益信託の適正な運営を確保する仕組みが整備(第3章第1節第2の2(1)参照)されていると言い得るか疑義があり、監督処分等を行うことがあり得る。

1 社会的信用を維持する上でふさわしくない事業

- 社会的信用を維持する上でふさわしくない事業とは、それを行うこと自体は、法令に定める必要な手続等を踏まえている限り法令違反になるものではないが、具体的に行われる事業の内容、その実施方法等が社会通念等に照らした場合、公益信託事務を処理するに当たり適当ではないと考えられる事業である。
- 社会的信用を維持する上でふさわしくない事業は、公益信託令第3条で、ア「投機的な取引を行う事業」、イ「利息制限法の制限を超える利息の契約等を行う事業」、ウ「性風俗関連特殊営業」が定められている。
- ア「投機的な取引を行う事業」に該当するかどうかは、社会通念（個別の取引自体の客観的なリスク）や当該公益信託の受託者における専門的知見の有無、取引の運用方針、取引の規模・内容等具体的事情に照らして判断される。例えば、社会一般において「賭博」と称されるような事業は、投機的な取引を行う事業となる。ポートフォリオ運用の一環として行う公開市場等を通じる証券投資等はこれに該当しない。

2 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある事業

- 公益信託の受託者が行う場合に限らず、社会の秩序若しくは一般の利益又は社会一般の道徳を害する可能性があり、違法となるおそれがある事業を一般的に指すものである。これに該当するかどうかは当該公益信託の受託者が行おうとしている具体的な事業に即して、公益認定等委員会等が個別に判断する。

第7 収支の均衡（公益信託法第8条第8号）

＜第5章 公益信託の財務規律・情報開示等 参照＞

第8 費用の額の適正割合（公益信託法第8条第9号）

＜第5章 公益信託の財務規律・情報開示等 参照＞

第9 使途不特定財産（公益信託法第8条第10号）

＜第5章 公益信託の財務規律・情報開示等 参照＞

第10 公益信託報酬（公益信託法第8条第11号）

- 「公益信託報酬」とは、公益信託に係る信託報酬（信託法第54条第1項に規定する信託報酬

をいう。)及び信託管理人の報酬(同法第127条第3項に規定する報酬をいう。)を指す(公益信託法第8条第11号)。

公益信託報酬を支払う場合は、当該公益信託報酬に関する事項を信託行為に定める必要がある⁷²(公益信託規則第1条第15号。第4章第1節第2の19参照)。また、公益信託報酬は、本号に規定する支払基準に従って支払われなければならない(公益信託法第19条)とされている。

「信託報酬」とは、信託事務の処理の対価として受託者の受ける財産上の利益をいう(信託法第54条第1項)。受託者が実施する公益信託事務(信託行為の作成や認可申請に伴う弁護士等専門家への相談等の公益信託の引受事務を含む。)に見合う範囲で信託報酬が定められることが想定される。

「信託管理人の報酬」について、信託法上定義されていないが、法令及び信託行為等に基づき信託管理人が処理する事務の対価として信託管理人の受ける財産上の利益をいうと考えられる。

- 一方で、公益信託事務の処理に当たり、受託者は、事務作業や公益事務のために役務(人件費)、当該作業等を行う場所(地代等)や事務用品などの物品(物件費)等を提供することが想定され、そのための費用が発生する。受託者が、こうした「費用」を固有財産から支出した場合には、信託財産から当該費用及び支出の日以後におけるその利息の償還を受けることができる(信託法第48条第1項)とされている。また、信託管理人は、その事務を処理するのに必要と認められる費用及び支出の日以後におけるその利息を受託者に請求することができる(信託法第127条第1項)とされている。費用として計上する場合には、当該費用の額について、客観的根拠に基づき合理的に算定できる額である必要がある。
- 信託報酬と当該費用の関係について、旧制度の実務においては、許可審査基準では、公益信託の引受けに係る受託者への報酬について、信託行為に明確に定めるものとし、その額は信託事務の処理に要する人件費その他必要な費用を超えないものであることを公益信託の許可基準としていた。受託者が公益信託事務を処理するために要した人件費、光熱費、通信費、賃料等の費用の多くが信託報酬の中から充当されてきた。

また、多くの者が、少しずつ公益信託事務を分担しているような場合に、公益信託に要した費用を積み上げることは煩雑であり、仮に可能であったとしても、個々の公益信託に係る原価を明らか

⁷² 信託法では、商法第512条(商人がその営業の範囲内において他人のために行為をしたときは、相当な報酬を請求することができる)の適用がある場合のほか、信託行為に受託者が信託財産から信託報酬を受ける旨の定めがある場合に限り、信託財産から信託報酬を受けることができるとされているが、公益信託規則第1条第15号の規定により、公益信託について、受託者に信託報酬を支払う場合は、必ず信託行為に根拠がある必要がある。

にすることは、受託者の競争上の利益を害することにつながる場合もあり得る。

- こうした経緯や実情を踏まえ、公益信託報酬には、公益信託事務に要した各種費用に相当する額が含まれ得ることとする。この場合は、信託報酬の内容として支払っている内容を「費用」として二重に計上することは許されないことから、支払基準においては、公益信託報酬に含まれることとなる費用に関する事項(公益信託規則第8条)として、受託者が(実質的に信託報酬に含まれているため)無償で提供すべき物品・役務の範囲を明確に定める必要がある。この点は、報酬等と費用とが区別されている公益法人の役員等の報酬等の支給基準とは、考え方が大きく異なる⁷³。
- なお、「信託報酬」及び「信託管理人報酬」は「管理費」に計上する(第5章第1節第2の2参照)こととなるため、公益事務割合(第5章第1節第2参照)を充足させるには、「信託報酬」等を含めた管理費の総額を「公益信託事務の処理に係る全ての費用」の30%以内に収めなければならないことに留意する。

1 公益信託報酬の支払基準(公益信託法第8条第11号関係)

- 公益信託は、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するために公益事務を行うことを期待した国民からの寄附や税制上の優遇措置を受けて公益事務の実施や財産の取得・形成を行うものであることから、このように取得した財産は公益事務に適正に使用されるべきものであり、公益信託事務の処理等への正当な対価としての報酬額を超えて、公益信託の受託者や信託管理人の利益のために費消されるべきものではない。
- このような観点から、公益信託の受託者や信託管理人の報酬が、類似するサービスの価格や当該公益信託の経理の状況に照らして、不当に高額である場合には、公益事務に本来使用されるべき財産が、公益信託の受託者や信託管理人に支払われる報酬として費消されるという、本来の目的や寄附者等の意思に反する使用がなされることになりかねない。また、当該公益信託を継続的かつ安定的に運用する上で支障が生ずるおそれもある。
- 以上のことから、公益信託について、公益信託の受託者や信託管理人に支払われる報酬が不当に高額なものとならないように支払基準を定めていることが公益信託認可基準とされたものである。
- 公益信託の受託者や信託管理人に対する報酬の支払基準については、行政庁において、公益信託の受託者から提出を受けた書類の公表の一環として公表される。また、公益信託の受託者においては、支払基準を記載した書類をその住所(事務所)に備置き、閲覧請求等に応じ

⁷³ 公益法人の役員報酬についても、「お車代」や「弁当代」など注意を要する科目はある。また、受託者や信託管理人が自然人である場合は、役員報酬と同様に考えることができる場合も想定される。

る義務があるほか、運営の透明性の向上の観点から、自らもホームページ等において支払基準を公表することが望ましい。

2 公益信託の受託者又は信託管理人の報酬の支払(公益信託法第19条関係)

- 公益信託の受託者又は信託管理人に対して適切な額の報酬が支払われることを担保するため、報酬の支払基準に従って、公益信託の受託者又は信託管理人に対する報酬を支払うことを義務付けている。

(1) 報酬の支払について

ア 基本的な考え方

受託者又は信託管理人は、信託報酬とは別に、事務の処理に必要と認められる費用を受けることができるが、費用の額は、原則として、客観的根拠に基づき合理的に算定できる額である必要がある(第4章第1節第2の9(5)、18参照)。また、報酬の支払基準を定めるといっても、報酬の支払を義務付ける趣旨ではなく、無報酬でも問題はない。その場合は、信託行為には報酬の支払に関することを定める必要はなく、報酬の支払基準においては無報酬である旨を定めることになる。

イ 公益信託報酬の額又は算定方法、支払の方法及び形態、公益信託報酬に含まれることとなる費用に関する事項

公益信託報酬の支払基準においては、(ア)「公益信託報酬の額又は算定方法」、(イ)「支給の方法及び形態」、(ウ)「公益信託報酬に含まれることとなる費用に関する事項」を定めるものとされている(公益信託規則第8条)。「受託者及び信託管理人の報酬額は、受託者が委託者の同意を得て定める」のような支払基準とすることは、報酬の額又は算定方法等が明らかにされず、公益信託認可基準を満たしたとは認められない。

なお、(ア)～(ウ)の全てを信託行為に定めることも可能である。

(ア) 公益信託報酬の額又は算定方法

支払基準には、具体的な報酬の額を定めるか、又は報酬の額の算定方法を定める必要がある。算定方法とは、報酬の算定の基礎となる額等により構成される基準等をいい、どのような過程をたどってその額が算定されるかが客観的に理解できるものとなっている必要がある。

公益信託報酬の額を、一定の範囲で誰かの判断に委ねることも排除されないが、受託者又は信託管理人のお手盛りを防止する必要があること、信託管理人の職責は受託者を監督することであり、監督される対象である受託者が、信託管理人の報酬額に影響を及ぼすことは適当

ではないことに留意する必要がある。例えば、「信託報酬は、受託者が信託管理人の承認を得て定める」といった定めは、「公益信託報酬の額又は算定方法」が定められておらず、公益信託認可基準を満たさないものと考えられる。

例えば、①公益信託設定時の信託報酬⁷⁴として「信託行為において委託者と受託者が合意した額(〇万円)とする」、②信託事務年度毎の信託報酬として「信託財産の残高(収受すべき信託報酬に対応する期間の各月末における信託財産の残高の合計額をその月数で除して得た額)に年100分の〇を乗じた額とする」、③信託事務年度ごとの信託報酬として「信託事務年度における公益事務に要した額に年100分の〇を乗じた額に〇万円を加算した額とする。⁷⁵」といった規定は、許容される。

複数の受託者又は信託管理人がいる場合には、原則として、受託者又は信託管理人毎の公益信託報酬又は算定方法が明確にされる必要がある。ただし、公益信託報酬の支払基準において、公益信託報酬の総額が明確にされている場合に、個別の公益信託報酬額又は算定方法を明らかにできない理由が示され、かつ、受託者又は信託管理人間の信託報酬の配分の考え方が示された場合には、「公益信託報酬の額又は算定方法」が定められているものとして取り扱う⁷⁶。

(イ) 支払の方法及び形態

支払の方法とは、支払の時期(「公益信託の効力発生の日から〇日以内」や「毎月末」など、各月又は各年のいつ頃か)や支払の手段(銀行振込みなど)等をいう。

支払の形態とは、現金、現物の別等をいう。ただし、報酬額につき金額の記載しかないなど金銭支給であることが客観的に明らかな場合は、「現金」等の記載は特段必要ない。

(ウ) 公益信託報酬に含まれることとなる費用に関する事項

公益信託報酬の中に、公益信託事務を実施するための費用等が含まれる場合には、公益信託報酬が不当に高額か否かを判断するに当たって、信託報酬の中でどのような業務を行うこと

⁷⁴ 公益信託設定の報酬を信託財産から受領せず、委託者から受領することも可能である。

⁷⁵ ③の信託報酬は、定率と定額を組み合わせたもので、前者は「実績」に連動する信託報酬、後者は計算書類の作成等に対する定額の信託報酬と捉えることができる。

⁷⁶ 信託報酬の総額が明らかであれば、「公益事務に本来使用されるべき財産が、公益信託の受託者や信託管理人に支払われる報酬として費消されるという、本来の目的や寄附者等の意思に反する使用がなされることになりかねない」との懸念の相当部分は解消されることとなるが、一部の受託者や信託管理人に特別の利益を与えることにならないか、また、不当に高額な報酬が支払われることにならないかの懸念が残る。一方で、信託銀行においては、特定の財産についてその管理を系列の他の信託銀行に担わせるために共同受託又は再信託をしているケースがあり、その際の信託報酬については、個別の信託契約ではなく包括的に決定されることから、受託者間の報酬の配分に係る基準を明らかにすることが困難といった事情もある。

となっているかを勘案する必要がある。また、公益信託事務に要した各種費用相当額を公益信託報酬に含めることとした場合は、信託財産からの費用と信託報酬の二重払いを回避する観点から、受託者が負担する費用のうち信託報酬で賄われるものを明確にする必要がある。

例えば、「信託報酬には、個別の公益信託の運営に要したアルバイトの人件費を除き、公益信託事務の処理のために通常要する人件費、消耗品その他の費用に充てる額が含まれる」といった規定は、許容される。

(2) 「不当に高額」と考えられる報酬等について

ア 基本的な考え方

旧制度における許可審査基準では、公益信託の引受けに係る受託者への報酬について、信託行為に明確に定めるものとし、その額は信託事務の処理に要する人件費その他必要な費用を超えないものとされていた。「必要な費用」についても厳格に判断されることが多く、十分な報酬を得られないことが、公益信託が広まらない理由の一つと考えられていた。また、信託管理人については無報酬とされることが多く、これも信託管理人のなり手不足の大きな原因であったと考えられる。

公益活動の担い手は、無償又は低額で行わなければならないという考え方は、公益活動に携わる者を減らし、結果として、民間の公益活動の発展を妨げることになりかねない。公益信託事務のために間接的に必要となる費用も含め、公益信託事務のために要する全ての費用を、公益信託報酬から又は別途の費用償還により信託財産から回収できることは当然のこととして、適正な利益を得ることも許容されるべきである。

また、一般に、業務を委託する場合の報酬(価格)は、委託業務の質や受託者の能力等に応じて決まると考えられ、どのような能力を持つ者を受託者とするかの一義的判断は、委託者が行うことになる。その上で、委託者(財産拠出者)と受託者が納得して決めた報酬額について、行政庁が介入することは、最小限とすべきである。

以上を踏まえ、原則として、受託者が、公益信託事務に要する費用等について委託者に十分な情報を示して説明した上で、信託行為及び支払基準を策定したことが確認できる場合には、明らかに不自然・不合理と判断できる場合を除き、不当に高額なものとならないような支払基準を定めていると判断するものとする。

一方、委託者と受託者が親族関係等の特別な関係にあることも排除されないため、委託者と受託者が示し合わせて高額の信託報酬を設定する可能性もある。これは特別の利益供与(第3章第1節第5参照)に当たる可能性があるほか、このようなことを放置した場合には、上記1において記載した趣旨に反し、当該公益信託の信用失墜にとどまらず、公益信託全体に対する国民の信頼を毀損する懸念も想定される。したがって、委託者と受託者の間に特別な関係がある場合(特別な関係があると合理的に推認される場合を含む。)には、公益信託事務に要する費用等につい

て確認し、類似の業務等と比較して、社会通念に照らして受託者が高額な利益を得ていると判断される場合には、その支払基準の定める報酬水準は「不当に高額」に当たると判断することがあり得る。

受託者が委託者に示した情報及び説明内容については、公益信託法第8条第11号に掲げる基準に適合することを説明した書類(公益信託規則第2条第3項第3号)として提出を求めることとする。

イ「報酬の支払基準」との関係性について

実際の公益信託報酬の支払額は、「報酬の支払基準」によって機械的に定まることもあるが、当該基準に従い、公益信託の受託者等において具体的な支払額を決定することもあり得る。

認可申請の審査時は、報酬の支払基準が、「不当に高額な報酬とならないよう」定められているか否かについては、公益信託の当事者のガバナンスにより、適切に支払額が決定されとの前提に立って判断する。

監督に際しては、公益信託の実際の運用を踏まえて、「不当に高額な報酬とならないよう」定められているか否かをその実施状況に照らして判断する。例えば、公益信託のガバナンスが適切に機能しておらず、実態として、高水準の報酬が継続的に支払われている場合は、当該運用に係る「報酬の支払基準」が「不当に高額な報酬とならないよう」定められていない、又は、「報酬の支払基準」に従った合理性のある支払が行われていないとして、公益信託法第19条に違反した支払が行われていると判断し得る。

第11 他の団体の意思決定に関与することができる財産の保有制限(公益信託法第8条第12号)

- 公益信託は、公益事務を行うことのみを目的とするが(公益信託法第8条第1号)、信託財産に含まれる株式等の財産の保有を通じて営利法人等の事業を実質的に支配することを認めれば、公益信託の受託者が信託財産を用いて実質的に営利事業を行うことにつながりかねないため、そのような事態を防止する必要がある。
- このため、他の団体の意思決定に関与することができる株式等の保有をしていないことが、公益信託認可の基準として設けられている。
- 公益信託の信託財産として、議決権の過半数を有する株式を保有することはできない。なお、無議決権株式を保有している場合は、当該株式を発行する会社に対する実質的な支配権を与えられるものではないため、規制の対象とはならない。また、議決権の過半数を有する株式を保有していても、議決権行使に係る実質的な権限等を有する者に該当しない場合は、「他の団体の意思決定に関与することができる株式」には該当せず、規制の対象とはならない。
- 他の団体の意思決定に関与することができる財産の保有状況については、作成・備置きが必

要な書類とされ(公益信託規則40条第1項第2号二。第5章第2節第1の2(5)エ参照)、公表対象となる(公益信託法第21条第2項)。

第12 残余財産の帰属権利者(公益信託法第8条第13号)

- 公益信託が終了した場合にその残余財産の帰属先について、委託者や寄附者の意思を担保するために公益信託の残余財産は引き続き公益目的のために使用されるものとする必要がある。そこで、公益信託の帰属権利者は、当該公益信託と類似の公益目的を有する他の公益信託の受託者、当該公益信託と類似の事業を目的とする公益法人等又は国若しくは地方公共団体でなければならないこととしている。
- 残余財産の帰属権利者については、信託行為の必要的記載事項であり(公益信託法第4条第2項第3号)、信託行為に定める「帰属権利者となるべき者を指定する定め」の具体的な内容については、第4章第1節第2の4を参照。

【残余財産の帰属先】

- ・ 国又は地方公共団体
- ・ 類似の公益事務を目的とする①他の公益信託の受託者、②公益法人、③学校法人、④社会福祉法人、⑤更生保護法人、⑥独立行政法人、⑦国立大学法人若しくは大学共同利用機関法人、⑧地方独立行政法人、⑨特殊法人(株式会社であるものを除く。)(公益信託令第5条第1号)、⑩日本赤十字社(同条第2号)又は⑪これら以外の法人で残余財産が、確実に公益目的に使用されること、及び帰属先の法人の関係者に分配されるものでないことを満たす法人⁷⁷(同条第3号)

⁷⁷ 要件は以下のとおり。

- イ 法令の規定により、当該法人の主たる目的が、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する事業を行うものであることが定められていること。
- ロ 法令又は定款その他の基本約款(ホにおいて「法令等」という。)の規定により、各役員について、当該役員及びその配偶者又は三親等内の親族である役員の合計数が役員の総数の三分の一を超えないことが定められていること。
- ハ 社員その他の構成員に剰余金の分配を受ける権利を与えることができないものであること。
- ニ 社員その他の構成員又は役員及びこれらの者の配偶者又は三親等内の親族に対して特別の利益を与えないものであること。
- ホ 法令等の規定により、残余財産を当該法人の目的に類似する目的のために処分し、若しくは当該法人の目的に類似する公益事務をその目的とする公益信託の信託財産とし、又は国若しくは地方公共団体に帰属させることが定められていること。

第13 特定資産公益信託(公益信託法第8条第1項)

- 特定資産公益信託は、受入財産の種類や支出方法等の制限により、財務規律を適用しなくても信託財産が滞留しないことが確保された公益信託で、いわゆる「取崩型」の公益信託がこれに当てはまる。
- 具体的には、信託行為において、
 - ① 信託財産が寄附により受け入れた金銭又は預貯金、国債その他これらに準ずる資産(いずれも公益信託規則で定める要件に該当するものに限る。)に限られる旨
 - ② 当該信託財産(その信託財産に帰せられる収益を含む。)について公益信託規則で定める方法によってのみ支出する旨の2点を定める公益信託(公益信託法第8条柱書括弧内)を特定資産公益信託とし、財務規律(中期的収支均衡・公益事務割合・用途不特定財産の保有制限)を適用しないこととされている。
- 公益信託においては、原則として発生主義の下、貸借対照表等の作成が求められる(第5章第2節第1の3(3)参照)が、特定資産公益信託(読替信託法第2条第12号に定める限定責任公益信託であるものを除く。)については、取引のほとんどが現金での入出金により行われるものであり、また、減価償却を要する資産を保有しないことから、現金主義の下で策定された収支決算書及び財産目録による開示が認められている(合同命令第19条第1項、第3項)。
- 特定資産公益信託については、公益信託認可申請に当たって、特定資産公益信託であることを公益信託認可申請書(様式1・②参照)において記載を求め、公益信託認可等の申請を認める処分に係る文書及び行政庁による公示(公益信託法第11条(同法第12条第6項において準用する場合を含む。))において、特定資産公益信託であることを明らかにする。
- なお、旧制度において、税制上の優遇措置を受けていた(認定)特定公益信託の多くは、特定資産公益信託の要件を充足すると考えられる。

1 信託財産の要件(公益信託規則第3条第1項)

- 信託財産の要件としては、
 - (1) 寄附により受け入れた資産が「金銭」であること。
 - (2) 信託財産が「金銭、預金、貯金、国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券、合同運用信託・貸付信託の受益権その他これらに準ずるもの」に限定されること。を規定している。
- なお、(2)の「これらに準ずるもの」については、助成対象者へ支給する記念品や商品券、図書カードなどが該当し、公益事務に不可欠な場合に、下記2に記載する範囲でこれらを信託財産として一時的に保有することは可能である。

2 信託財産の支出の方法(公益信託規則第3条第2項)

○ 信託財産の支出の方法としては、

(1)「支出の内容」に関するものとして、「助成金の支給その他これに類する公益事務のための金銭の支給その他これに準ずる方法」とし、

(2)「支出の規模」に関するものとして、「公益信託の信託財産から生ずる利子その他資産の運用に係る収入に相当する額を超える額を毎信託事務年度において支出する方法」

について、信託行為において定めることを規定している。

○ 「助成金の支給その他これに類する公益事務のための金銭の支給」には、助成先の選考等を行う選考委員会の開催に関連する支出など、公益事務の処理のために必要となる支出が含まれるが、「金銭の支給」に限られることから、奨学金事業であっても、「貸与型」のものは特定資産公益信託の要件外となる。

○ 「その他これらに準ずる方法」としては、以下のような方法が想定される。

- ・ 公益事務の主要な内容が金銭の支給である場合に、当該金銭の支給に関連して実施する事務、例えば、助成対象者のための簡易な表彰パーティーや発表会の開催、記念品の支給、海外留学のための助成対象者への航空券の支給等を行うことは否定されない。この場合、公益事務の主要な内容が金銭の支給であるか否かは、実態に即して判断する。

- ・ なお、商品券、図書カードなどいわゆる「金券」での支給については、当該金券により用途を制限して支給することが信託目的に沿うものであること、原則として、毎年度使い切る(必要分を一時的に取得・保有するのみである)こと、社会通念に照らして金銭と同視できる「金券」であることが確保される場合には、許容され得る。

- ・ また、助成先が発注した備品等の代金の支払を、債務引受的に公益信託の信託財産から支出する行為は、ここで言う「金銭の支給」に該当する。

○ 「支出の規模」については

- ・ 特定資産公益信託においては、金利の上昇や追加寄附による運用資産の拡大等により、当初の事業計画等の内容では十分に公益のために財産が活用されないおそれがある。そのような場合に、財産が適切な形で支出されるような仕組みとして、信託行為において、信託財産から利子等の運用収益に相当する額を超える額を毎年支出する旨を定めることを求めている。

- ・ 運用収入を超える支出を行う仕組みとすることは、信託財産の滞留を避けることを意図したものであり、寄附収入によって規模が大きくなることは、民間の公益増進の観点から望ましいものと言える。公益信託規則第3条第2項第2号に定める方法とは別に、多額の追加信託や第三者から多額の寄附があった場合には、受託者は、増加した信託財産の規模に応じた公益事務が適切に実施されるよう、必要に応じて事業計画書を改訂した上で、遅滞なく公益事務の拡大

等(例えば、奨学金の支給対象の拡張、公益事務を行う区域の拡張)を行う必要がある。

- ・ 支出の額が運用収益を下回る結果となっても、年度途中の金利上昇等を受けて計画を上回る運用収益が生じた場合などやむを得ないと判断できる場合等には、直ちに監督上の措置を講ずるものではない。
- ・ なお、信託財産に比較して多額の寄附を受け入れると、資産運用の規模が拡大するとともに、運用益も大幅に増加するため、運用益を上回る適正な支出を実行することの難易度が上昇し、その実現が困難になることも想定される。そのため、信託財産及び公益事務の規模が拡大した場合に受託者のガバナンスが十分ではないもの、公益事務の実施地域や公益目的の範囲が比較的狭いものについては、信託行為の中に信託財産の上限を定め、又は一定規模以上の寄附の受入れに信託管理人の同意を得る旨を定めることが望ましい。信託管理人の同意を得ることとする趣旨は、信託管理人には、規模の拡大は信託の本旨に沿ったものであるか(規模の拡大は、公益事務の実施地域や信託目的の拡張的な見直しの必要性をもたらす可能性もある。)、受託者は、規模を拡大しても適正に公益信託事務を処理する能力を有しているか等について、公益信託のガバナンスとして適切に判断することを求めるものである。行政庁は、寄附等を受け入れた結果、①受託者が公益信託事務を処理するのに必要な「経理的基礎及び技術的能力」(公益信託法第8条第2号)を有しなくなった、②信託管理人が受託者を監督するのに必要な能力(同条第3号)を有しなくなった、③追加信託が織り込まれた事業計画の確認の結果、公益信託の存続期間を通じて公益信託事務が処理されること(同条第4号)が見込まれなくなった、と判断することもあり得ることに留意する。

第2節 欠格事由(公益信託法第9条)

- 公益信託法第9条は、公益信託認可に際し、公益信託認可の基準のほかに一定の事由を欠格事由として設けるものであり、これに該当する場合には、公益信託認可の基準を満たしていても、公益信託認可を受けることができない。なお、公益信託認可基準とは異なり、本条が適用されるかについては、公益認定等委員会等⁷⁸の諮問を経ることなく、行政庁において事実関係に基づいて判断を行う(公益信託法第34条第1項第1号)。
- 公益信託認可の申請に当たっては、本条に規定する欠格事由(公益信託法第9条第1号口を除く。)に該当がないことを確認した旨を申告する確認書(様式1・⑪参照)を提出しなければならない(公益信託規則第2条第3項第4号から第7号まで)。受託者となろうとする者は、必要事項を聴取し、文書等で確認するとともに、必要な場合には調査等を行った上で確認書を作成することが求められる。公益信託認可後に確認事項に反する事実が判明した場合には、当該事実

⁷⁸ 公益認定等委員会及び各行政庁における合議制機関のことを指す。

について十分に確認した上で、公益信託法第30条第1項第1号の規定に基づく取消しとなる可能性があるほか、罰則(公益信託法第45条)の適用があり得る。

- なお、確認書における確認事項を確認するために受託者となろうとする者において取得した文書(例えば、信託管理人等から提出を受けた誓約書等)については、公益信託認可を申請するに当たり行政庁へ提出する必要はないが、10年は受託者において保存しておくことが望ましい。
- 確認書は、事務内容を変更する場合、受託者及び信託管理人を変更する場合等に行政庁に提出することとされている。ただし、変更認可申請の場合に確認を要するのは当該変更に係る部分に限定される。
- 行政庁は公益信託認可に当たり、本条第1号イ及び第5号に係る事由については、申請者が行おうとする事務に対して許認可等を行う行政機関に、本条第2号二、第4号(同条第2号二に係る部分に限る。)及び第6号に係る事由については警察庁長官(行政庁が内閣総理大臣である場合)若しくは警視總監又は都道府県警察本部長(いずれも行政庁が都道府県知事である場合)に、本条第1号ロに係る事由については国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長に意見を聴くものとされている(公益信託法第10条各号)。
- 公益信託が本条第1号から第5号までのいずれかに該当するに至ったときは、行政庁はその公益信託の認可を取り消すことができるとされている(公益信託法第30条第2項第2号)。これは、同様の欠格事由に該当するに至った場合に公益認定を取り消さなければならない(認定法第29条第1項第1号)とされる公益法人制度⁷⁹と異なり、公益信託においては、受託者等が欠格事由に該当した場合であっても直ちに公益信託を終了させる必要はなく、受託者等を交代させて継続させる可能性を残すことが望ましいという考えに基づくものである。なお、本条第6号(暴力団員等がその公益信託事務を支配するもの)に該当するに至ったときは、個別の受託者等を交代させたとしても、公益信託を継続させられる状態に戻すことは容易ではないと考えられることから、公益法人制度と同様に必要的取消事由としている(公益信託法第30条第1項第2号)。

第1 受託者の欠格事由(公益信託法第9条第1号及び第2号)

- 受託者が行おうとする公益事務に必要な許認可等を受けることができない場合や特定の法令違反等による刑罰を受けた者等である場合には、公益信託認可を受けられないこととしている。
なお、未成年者は受託者となることができない(信託法第7条)。
- 本号における欠格事由としては具体的には次のようなものがある(3から6までは、受託者が法

⁷⁹ 認定法においては、公益法人は法人自体が事業を営み、一般法人として事業が継続することが想定されることを踏まえて、役員等の欠格事由に該当すると法人自体の必要的取消事由としている。

人である場合の欠格要件とすべき対象者についても規定している。))。

1 公益事務を行うに当たり法令上必要となる行政機関の許認可等を受けることができないものであること(公益信託法第9条第1号イ)

・ 行おうとする公益事務に必要な許認可等を受けることができない場合には、公益信託認可を受けることができない。許認可等を受けることができない場合とは、申請に係る公益事務の内容や組織体制等が許認可等に係る規制法令の基準を満たすことができない場合や欠格事由に該当する場合等である。本号は、公益信託認可の申請又は処分時まで許認可等を要するものではないが、少なくとも申請に係る事務内容を変更することなく許認可等を受けられる見込みがある必要がある。

2 国税若しくは地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しないものであること(公益信託法第9条第1号ロ)

・ 国税又は地方税について滞納処分が継続している場合又は当該処分が終了してから一定の期間を経過していない場合には、公益信託認可を受けることができない。租税を納付せず滞納処分を受けている場合には将来も適切に納税しない蓋然性があり、そのような受託者が公益信託認可を受け、税制上の優遇措置の適用を受けることは、国民等からの理解は得難いと考えられること等を理由とする。

・ 申請時においては、納税証明書及び国税庁長官、関係都道府県知事等の意見に基づき判断する(公益信託法第10条第2号)。認可後においては、納税証明書(公益信託規則第2条第3項第7号)によるほか、関係行政機関、関係地方公共団体等から情報提供を受ける。なお、受託者が上場会社(有価証券報告書提出会社等)や他の法令において公益信託法第9条第1号ロと同様の滞納処分が欠格事由とされている者(公益法人、特定非営利活動法人等)である場合は、納税証明書の提出は不要であり、確認書のみ提出することで足りる(公益信託規則第2条第3項ただし書及び同項第4号)。

3 公益信託認可を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実について責任を有する受託者又は信託管理人であった者(法人である場合にあっては、取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその業務を行う理事等であった者)でその取消しの日から5年を経過しないものであること(公益信託法第9条第2号イ)

・ 公益信託法第9条第2号イにおける受託者又は信託管理人が法人である場合における「業務を行う理事等」とは、取消原因となった事務に係る業務の執行を担当していた理事等(理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者)を指す。したがって、業務執行理事等ではない者や、当該事務を担当していなかったことが明白な者は、対象とはならない。この規定は、取消原因となった事実に係る業務の執行に責任がある不適切な者が他の公益信託の受託者等となる場合には、適正な運営

等に支障があることから、欠格事由に含めるものであり、単に取消しを受けた公益信託の受託者等であることを理由に認可取消しを無制限に連鎖させることを意図するものではない。したがって、公益信託の取消原因となった事務に係る業務の執行を担当していた者が受託者となっている他の公益信託については、直ちに自動的かつ当然に認可取消しとなるものではないが、当該他の公益信託において、認可取消しに係る事実を知り得たときから遅滞なく、当該者に対する解任等の措置を講じていない場合には、行政庁は欠格事由に該当するとして公益信託認可を取り消す処分を行うことになる。

- 4 公益信託法、信託法、一定の刑罰法規⁸⁰又は国税等関係規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者であること(公益信託法第9条第2号ロ)
- 5 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者(同条第2号ハ)
- 6 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であること(同号ニ)

第2 信託管理人の欠格事由(公益信託法第9条第3号及び4号)

- 信託管理人が特定の法令違反等による刑罰を受けた者等である場合には、その者の属性に鑑み、公益信託認可を受けられないこととしている。また、未成年者や当該公益信託の受託者は信託管理人となることができない(信託法第124条第1号、第2号)。なお、信託管理人についての下記欠格事由の2において、受託者と異なり国税等関係規定に係る部分を除外しているのは、受託者は公益信託の信託財産の運用益に課税されない等、税制上の利益を受けるのに対し、信託管理人は、信託財産の管理又は処分に直接的に関与することはないことによるものである。
- 本号における欠格事由としては具体的には次のようなものがある。
 - 1 当該公益信託の受託者の親族、使用人その他受託者と特別の関係がある者又は当該公益信託の委託者若しくは委託者の親族、使用人その他委託者と特別の関係がある者であること(公益信託法第9条第3号)
 - ・ 信託管理人は、受託者による公益信託事務の適正な処理を監督する者として、受益者が存在しない公益信託のガバナンスにおいて、重要な役割を担うものであることから、委託者及び受託者から独立して信託目的の実現のために職務を遂行する必要がある。そのた

⁸⁰ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の規定(同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。)、刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2第1項、第222条若しくは第247条の罪、暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)第1条、第2条若しくは第3条の罪

め、当該公益信託の受託者は信託管理人となることができない(信託法第124条第2号)ほか、委託者及び委託者・受託者の親族・使用人その他特別の関係がある者は欠格事由としている。

・「特別の関係がある者」とは、以下に該当する者のことを指す。

(1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者⁸¹

(2) 使用人又は事実婚の関係にある者以外の者であって、委託者又は受託者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

(3) 委託者又は受託者が法人その他の団体である場合の当該団体の業務を執行する役員(これに類する者を含む。)、当該役員の配偶者若しくは三親等内の親族、当該役員と事実婚の関係にある者又は当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

(4) 委託者又は受託者が法人その他の団体である場合で、信託管理人も法人その他の団体であるときに、①信託管理人が委託者若しくは受託者の子法人であるなど、当該信託管理人の事業活動が支配される関係にあるもの又は②委託者若しくは受託者が信託管理人の子法人であるなど、当該信託管理人が当該委託者若しくは受託者の事業活動を支配する関係にあるもの(事業活動の支配については、公益信託規則第6条参照)

2 信託管理人(法人である場合にあっては、その業務を行う理事等)のうちに、上記第1の3から6まで(4にあっては、国税等関係規定に係る部分を除く。)のいずれかに該当する者があること(公益信託法第9条第4号)

第3 信託行為及び事業計画書の適法性(公益信託法第9条第5号)

○ 信託行為及び事業計画の内容が法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反している場合には、公益信託認可を受けることができない。本号は、公益信託の事務運営等について法令等に違反していないことを確保することを目的としている。公益信託法の趣旨を没却・潜脱するような信託行為の定めは違法・無効となる(第4章第1節第1参照)。

○ 申請時においては、信託行為及び事業計画並びに申請書に記載された事務の内容、申請者が提出する確認書等により確認する。なお、信託行為及び事業計画の内容が法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反していると疑うに足る理由があるときは、申請者人に追加的に説明を求めることができる。また、行政庁は公益信託法第10条の規定により許認可等行政機関の意見を聴くこととされているほか、勧告等を行おうとする場合には公益信託法第29条第5項の規定により許認可等行政機関の意見を聴くことができる。さらに、必要に応じ他の行政機関等に

⁸¹ 事実婚の関係にある者。いわゆる同性パートナーを含む。

照会する(公益信託法第40条)。

第4 公益信託事務の健全性(公益信託法第9条第6号)

- 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者によって公益信託事務を支配されている場合には公益信託認可を受けることができない。公益信託が暴力団員等の活動あるいは資金源に利用されることを排除することを目的としている。公益信託事務を支配するとは、委託者、寄附者等であることを背景にして公益信託事務に相当の影響を及ぼすことや、資金提供、人材の派遣、取引関係、威力等により意思の自由を掌握するなど相当程度の影響力を及ぼすことである。

第4章 公益信託認可の申請等

第4章 公益信託認可の申請等

第1節 信託行為

第1 信託行為(総論)

- 公益信託における信託行為は、「信託契約」(信託法第3条第1号)又は「遺言」(同条第2号)の方法にて行うこと(公益信託法第4条第1項)とされている。受益者が存在しない公益信託については、自己信託では委託者と受託者が同一であるため受託者に対する監督が観念し難い⁸²ことを踏まえ、信託宣言(自己信託)による方法では行うことができない。
- 信託行為(契約・遺言)の効力は公益信託の認可を受けなければ発生しない(公益信託法第6条)。また、公益信託認可の取消しは、公益信託の終了事由(公益信託法第23条第1項)となる。

これは、法人の設立と公益認定が切り離されている公益法人制度⁸³とは大きく異なる。

- 信託行為の定めは、私的自治の範囲で、柔軟に定めることができる。ただし、公益信託の信託行為には、受益者(信託受益権を有する特定の者)の定めを置くことはできない(公益信託法第4条第3項)。また、公益信託法及び信託法の規定やその趣旨を潜脱・没却しないものである必要がある⁸⁴。

信託行為の定めを踏まえて公益信託認可適合性が判断されること、信託行為の内容が法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反しているものは公益信託法第9条第5号の欠格事由に該当することに留意する。

1 信託契約

- 契約の成立についての民法の原則は、書面等の作成等を要しない(民法第522条)が、①公益信託の認可申請には、信託行為の内容を証する書面の添付が必要(公益信託法第7条第3項第1号)であり、②当該書面は行政庁によって公表されること(公益信託法第21条第2項)から、公益信託の信託行為における合意の内容は信託契約(書面又は電磁的記録)で明らかにしなければならない。

行政庁の審査は、委託者となる者、受託者となる者等の関係者で合意された信託行為を対象に行うことを前提としているが、審査の過程で信託行為の見直しが必要になることも想定され

⁸² 信託行為を、委託者＝受託者が単独で作成するため、適切なガバナンスを構築するための牽制が働かないおそれがある。

⁸³ 一般社団法人又は一般財団法人として有効に設立されていることが公益認定の前提条件。また、公益認定の取消しを受けても、一般法人としては存続する(公益目的取得財産残額を類似目的の公益法人等に贈与)。

⁸⁴ 例えば、信託行為において受託者や信託管理人の一定の義務等を軽減することはできない(公益信託法第33条第1項、読替信託法第29条第2項ただし書等)。

るため、申請の時点では、信託契約の締結（書面で作成する場合は、印紙の添付が必要）は必須としていない。しかし、遅くとも公益信託の認可時点においては、信託行為（信託契約）の定めが細部まで確定している必要がある。また、公益信託認可の対象と信託契約の内容が異なることはあってはならないことであり、公益信託認可の時点で正式に信託契約が締結されていない場合には、認可後、直ちに信託契約を締結の上、行政庁に提出しなければならない。行政庁は、必要に応じ、受託者の意向を踏まえて認可日を調整することができる。

なお、認可申請に添付した信託行為の定めと異なる内容の信託行為を成立（信託契約の締結）させた場合、公益信託法第30条第1項第1号の「不正の手段による公益信託認可」に該当し、公益信託認可の取消しの対象となり得る可能性がある。

【公益信託契約の締結と公益信託の効力発生の関係】

- 認可前に公益信託契約の締結をする場合は、①行政庁の認可を停止条件とする方法、②行政庁の認可日を始期と定める方法を原則とするが、③合理的な理由があれば、公益信託認可後の特定の日付（例えば、公益信託認可後の翌月の1日）や認可後3か月以内で委託者となる者及び受託者となる者が合意する日とすることは許容される（第3章第1節第2の1（1）参照）。なお、認可前に作成した信託行為に関する契約書には、1通あたり200円の印紙税が課される（印紙税法（昭和42年法律第23号）別表第1第12号）。
- 認可後に公益信託契約の締結をする場合は、原則として信託行為の成立の日を効力発生日とするが、合理的な理由があれば、信託行為の成立後の特定の日付（例えば、信託行為の成立の日の翌月の1日）や信託行為の成立後3か月以内で委託者となる者及び受託者となる者が合意する日とすることは許容される。なお、この場合、印紙税は非課税扱いとされる（印紙税法別表1第12号）。

2 遺言

- 遺言は、遺言者の死亡の時から効力を生じる（民法第985条第1項）ものであり、読替信託法第3条第2号の方法に基づく遺言信託による公益信託認可の申請は、以下の事情を踏まえ遺言者死亡後に行う必要がある。
 - （1）遺言者は、遺言の撤回や内容の変更が可能なため、遺言者の生存中においては公益信託に係る内容が削除又は変更される可能性を否定できないこと。
 - （2）遺言により受託者となる者が指定されても、指定された者は公益信託を引き受けるか否かを選択でき（信託法第5条第1項）、公益信託を引き受けない可能性があること。指定された者が引き受けない場合、裁判所が受託者を選任することとなる（信託法第6条第1項）。

(3)包括遺贈の場合の遺留分減殺請求への対応等により、公益信託に拠出できる信託財産の確定が遺言者の死亡後となる可能性があること。

- 遺言者は、公益信託制度の趣旨を踏まえ、自らの意思を詳細に遺言書に記載することが望まれるが、実際には、必要事項の全てが遺言書に記載されていない場合や、公益信託制度の趣旨に反する事項が遺言書に記載されている場合も想定される。

こうした場合に、直ちに公益信託を不認可とすることは適当ではないため、受託者⁸⁵は、遺言者の趣旨に反しないことについて遺言執行者の同意を得て、遺言書の内容を補足し、又は法令の趣旨に反することのないよう修正する内容を申請書に記載することができるものとする。

なお、遺言者の意思を的確に表す公益信託とする観点からは、遺言者の生存中に、その希望する公益信託の内容や遺言書の作成について、想定される受託者等と十分に相談し検討しておくことが望ましい⁸⁶。

- 遺言書においては、公益信託に関係しない事項(例えば、相続に関する事項)が記載されることが想定されるが、「信託行為の内容を証する書面」として申請書に添付し、公表される書類は、公益信託に関連する部分以外は黒塗りをすることができる。

なお、公益信託に直接関係しなくとも、公益信託を運用する上で、拠り所となるべき「信託の本旨」として、遺言者の意図を明らかにする事項(例えば、遺言者の個人的なエピソードなど)は、公益信託に関連する部分として取り扱う。この場合、公益信託に直接関係しない部分について、個人情報保護等の観点から特段の事情がある場合には、受託者は「信託行為の内容を証する書面」を行政庁に提出するに当たって当該部分を黒塗りすることができるものとする。

3 信託行為の定める意義

- 信託行為は、委託者と受託者の合意事項を定めるものであり(遺言信託であれば、遺言者である委託者としての意思)、具体的には、公益信託の目的、公益事務の内容、公益信託のガバナンスその他公益信託の運営に関する基本的事項を定めるものである。行政庁より国民向けに公表され、公益信託へ寄附を行う者や公益信託による助成等を受ける者等にとっても、その公益信託の基本となる事項を知る重要な書類となる。
- 信託行為に定められない事項については、信託の本旨を踏まえ個別の信託行為の内容等に照らした合理的な解釈により判断されるが、受託者の判断に委ねられる要素も大きく、委託者が想定しない形で公益信託の運営が行われてしまう可能性もある。委託者や寄附者の想いに従っ

⁸⁵ 遺言の中に受託者の指定がない又は指定された者が引き受けない場合、裁判所は、利害関係人の申請により、受託者を選任することができる(信託法第6条第1項)。

⁸⁶ 内閣府は、都道府県とも連携して積極的な情報提供や広報活動等に取り組む。

て公益事務が実施されることを確保するためには、公益信託の目的やその内容等だけでなく、受託者及び信託管理人等公益信託の関係者の職務等をできるだけ明確に規定することが望ましい。

- なお、委託者の意思として、公益信託の運営を法令の範囲で受託者の裁量に委ねることは可能であるが、委託者による十分な検討がないまま、単に信託行為に定められなかった結果として、受託者の裁量に委ねられることは適切ではない。このため、公益信託のガバナンス等に係る重要な事項については、法令の原則どおりとする場合であっても、その旨を信託行為において明らかにすることが適切である。受託者は、委託者に対し、法令で信託行為に定めることとされた趣旨をよく説明し、委託者の真意を一つ一つ確認した上で、信託行為を作成することが望ましい⁸⁷。

4 必要的記載事項、相対的記載事項、任意的記載事項

- 公益信託法第4条第2項及び公益信託規則第1条各号に、信託行為に「定める事項」が明示されている。これらは、公益信託の審査・監督に当たり信託行為に定められているべき事項であるとともに、信託行為に明確に定められていることは委託者の保護の観点からも重要⁸⁸である。また、公益信託を支援する者など様々なステークホルダーにとっても重要な意味を持つと考えられる。
- なお、信託行為のある定めが複数の事項に該当する場合もあり⁸⁹、定めるべき事項が記載されているか否かについては、信託行為の見出しや規定されている箇所に関わらず、信託行為全体の中で定められているか否かで判断する。
- 信託行為に定める事項については、以下のように区分される。
 - ・ 必要的記載事項……法令に基づき信託行為に定めなければならない事項で、定めがないと公益信託が不認可となるもの
 - ・ 相対的記載事項……対象となる行為や事項を行う予定がある場合、信託行為に定めなければならない事項であり、定めがなければ不認可となるもの（定めがない場合、対象となる行為や事項を行う予定がないものとして公益信託認可が行われる。また、定めがない行為や事項を行うには、信託行為の変更が必要となる。）

⁸⁷ こうしたことを踏まえ、信託行為を含む申請書類の提出について、委託者が承諾したことを証する書類を作成し、申請書類に添付することとされている（公益信託規則第2条第3項第8号）。

⁸⁸ このため、信託行為に定めるべき事項については、信託業法第26条に基づき信託会社が委託者に交付する書面の内容も参考としている。

⁸⁹ 例えば、「公益信託事務に係る重要な意思決定に合議制機関の同意を必要とする」旨の規定は、公益信託規則第1条第5号、第6号、第7号、第13号の全てに該当し得る。

(例) 公益信託事務を処理する中で、「利益相反行為」(例:固有財産たる本部ビルの一画を公益事務の処理のために賃借する行為)を予定していない公益信託にとっては定める必要性はないが、「利益相反行為」を予定している公益信託にとっては定める必要がある。

- ・ 任意的記載事項……法令に基づき、又は法令に違反しない範囲で任意に定めることができる事項であり、記載がなければ不認可となるものではないが、任意的記載事項を含めた信託行為全体の定めを踏まえ、公益信託認可基準の判断が行われる。委託者その他の信託関係者の理解を促進し、公益信託の適正な運営を図るため、善管注意義務、分別管理義務等の法令上重要な規律について、確認的に記載することも想定される。

5 信託行為の定めと変更認可

- 「必要的記載事項」及び「相対的記載事項」に該当する定めを変更するときには、変更認可申請が必要となる(公益信託規則第11条第5号括弧書き)。任意的記載事項の変更は、軽微な変更として届出で足りるが、当該変更によって公益信託認可基準に適合しなくなったときは、事後的に、監督上の措置が講じられる可能性がある。
- 「必要的記載事項」及び「相対的記載事項」についても、重要な事項を信託行為に定めた上で、詳細は公益信託又は受託者自身のガバナンスの下で定められる「規程⁹⁰」や事業計画書において規定する旨を定めることもできる。この場合には、規程の変更については、変更認可の対象とはならない。
- 一般的に、信託行為の内容が抽象的である場合には受託者の裁量の幅が大きく、受託者等にはそれに応じたガバナンスが求められるが、信託行為において公益事務の内容や処理方法等が具体的・明確に定まっている場合に、その定められた範囲内に受託者の裁量は制約されることから、制約の度合いに応じて、受託者の裁量を規律するガバナンスは簡素化することが可能となる。

受託者や信託管理人のガバナンス、公益信託の運営に当たっての柔軟性の確保の観点を踏まえ、変更認可申請が必要な事項(必要的記載事項及び相対的記載事項)、公益信託のガバナンスの下で変更できる事項(任意的記載事項など)、受託者の裁量により決定できる事項を意識して、信託行為を作成することが望ましい。

⁹⁰ 規程の制定・改廃の手続については、公益信託事務の処理の方法に関する事項(公益信託規則第1条第7号)として、信託行為において明らかにされている必要がある。

【信託契約の様式について】

信託契約書は、「条文」の形式によって記載することが一般的である。契約の各内容を明確に表し、必要に応じて参照が容易である点において、条文による契約書は優れた点が多い。しかし、法律の専門家以外の者が条文形式の文書を作成することは容易ではない。特に、公益信託の信託契約は、多くの事項を定める必要があり、いたずらに条文形式に拘ることは、公益信託のハードルを上げることにつながりかねない。

公益信託の基本的なガバナンス(受託者の義務や、重要な意思決定の手続など)は、公益信託の運営に当たって紛れや混乱が生じないよう、条文形式で定めることが便宜であることが多いと思われるが、公益事務の内容や実施方法などについて、委託者の意思が、客観的に分かる形で示されることは重要であるものの、これらを「条文形式」以外の形で定める方法も考えられる。

例えば、信託契約書の「別紙」として、公益事務に関する事項を表形式で整理することも考えられる(記載すべき内容は、申請書記載事項に係る第2章参照)。

また、例えば、信託財産の運用の範囲については、いくつかの選択肢(例:安全資産で運用、投資信託で運用、ハイリターンを目指して運用方法は一任)の中からチェックするといった方法も考えられる。

公益信託の普及に向けては、信託契約の様式について、委託者や受託者が容易に内容を理解し、作成できるような工夫が行われることが望まれる。

第2 信託行為の記載事項(各論)

【信託行為の記載事項について】

番号・区分	内容	根拠条項
1	公益事務を行うことのみを目的とする旨	公益信託法第4条第2項
2	公益信託の名称	公益信託法第4条第2項第1号
3	信託管理人となるべき者を指定する定め	公益信託法第4条第2項第2号
4	帰属権利者を指定する定め	公益信託法第4条第2項第3号
5	委託者及び受託者の氏名及び住所	公益信託規則第1条第1号
6	公益信託の目的	公益信託規則第1条第2号
7	公益事務を行う区域	公益信託規則第1条第3号
8	公益事務の内容	公益信託規則第1条第4号
9	信託財産の受入れ、運用、支出その他信託財産に関する事項	公益信託規則第1条第5号
10	受託者の職務に関する事項	公益信託規則第1条第6号
11	公益信託事務の処理の方法に関する事項	公益信託規則第1条第7号
12	信託管理人の職務に関する事項	公益信託規則第1条第8号
13	信託事務年度(1年を超えないものに限る。)	公益信託規則第1条第9号
14	公益信託の存続期間を定める場合の期間に関する事項	公益信託規則第1条第10号
15	受託者が二人以上ある場合の各受託者の職務に関する事項	公益信託規則第1条第11号
16	公益信託事務の一部を第三者に委託する場合に関する事項	公益信託規則第1条第12号
17	合議制の機関を置く場合に関する事項	公益信託規則第1条第13号
18	利益相反行為及び競合行為を行う場合に関する事項	公益信託規則第1条第14号
19	公益信託報酬を支払う場合の報酬に関する事項	公益信託規則第1条第15号
20	使用する用語の定義	—
21	信託の公示	
22	委託者の権限及び地位の移転	
23	受託者の重要な義務(善管注意義務、分別管理、忠実義務等)	
24	受託者の辞任、解任、新受託者の選任	
25	信託管理人の辞任、解任、新信託管理人の選任	
26	公益信託の変更手続	
27	公益信託の終了事由と清算手続	
28	守秘義務に関する定め	
29	管轄裁判所に関する定め	

※「任意的記載事項」は想定されるものであり、また、法令に反しない限り、上記以外の項目を定めることも特段の制約はない。例えば、委託者が公益信託に託した思いや受託者に対して特に期待する事項を前文のような形で記載することも可能となる。

1 公益事務を行うことのみを目的とする旨(必要的記載事項)

- 公益信託は、「受益者の定めのない信託であつて、公益事務を行うことのみを目的とするもの」(公益信託法第2条第1項第1号)であり、公益信託の信託行為には、「公益事務を行うことのみを目的とする旨」を定めなければならない(公益信託法第4条第2項)。
- 「行うことのみ」については、信託行為の中に「のみ」を明記することが望ましいが、信託行為全体を通じて、「公益事務を行うことのみを目的とする旨」が明確であれば、「のみ」との記載がなくても公益信託法第8条第1号の基準に適合すると判断し得る。なお、「のみ」と記載されていても、信託行為において公益事務以外の目的が記載され、又は、公益事務に該当しない事務を実施することが定められているような場合には、同基準に適合しないと判断することがあり得る(第3章第1節第1参照)。

2 公益信託の名称(必要的記載事項)

- 公益信託を特定するため、公益信託には名称を付す必要がある。「公益信託の名称」は、信託行為において定めることとし、その名称中に「公益信託」という文字を用いることが定められている(公益信託法第4条第2項第1号)。公益信託の名称は、公益信託の認可申請書にも記載を要する(公益信託法第7条第2項第1号)。
- 「公益信託の名称」については、委託者の意思や公益信託の目的及び実態を適切に表現したものでなければならない。例えば、①国や地方公共団体の機関等と誤認されるおそれのある名称、②当該公益信託における公益信託の目的や公益事務の内容・範囲とかけ離れた名称、③既存の公益信託と誤認させるおそれのある名称は適切ではない。
なお、不正の目的をもって、他の公益信託であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならないとされている(公益信託法第5条第2項。公益信託の名称等については、第5章第3節第1参照)。
- 「公益信託の名称」の変更は、軽微な信託の変更(公益信託規則第11条第1号)であり、その変更は届出によって行うことが可能である。ただし、公益信託の名称は、当該公益信託の関係者にとって重要な意義を持つ場合があるため、委託者等の考えに応じて、信託行為において、名称を変更できないこととし、あるいは、名称の変更に特別の手續を定めることなども考えられる。

3 信託管理人となるべき者を指定する定め(必要的記載事項)

- 公益信託法は、信託管理人を必置としており⁹¹、信託管理人は、公益信託のガバナンスの確保に極めて重要な役割を果たすこととなる(第3章第1節第3参照)。
- そこで、信託行為においては「信託管理人となるべき者を指定する定め」を記載し、信託行為の効力が発生すると同時に当該者が信託管理人として活動を開始することが求められている。
- なお、未成年者や受託者は信託管理人になることができない(信託法第124条)ほか、信託管理人について欠格事由が定められている(公益信託法第9条第3号及び第4号。第3章第2節第2参照)。また、公益信託認可基準として、受託者を監督するに必要な能力を有することが求められる(第3章第1節第3参照)。なお、当該認可基準や、受託者の経理的基礎・技術的能力に係る認可基準に適合するために、受託者の能力や公益信託事務の内容に応じ、信託管理人による監督体制や関与の仕組み、信託管理人による監督事務を継続的に行うことが可能な仕組み等について、信託行為に定めを置くことが必要になる場合がある(第3章第1節第3参照)。
- 「指定する定め」としては、「信託管理人となるべき者」が特定されている必要があり、原則として、次の事項が規定されていることが求められる。
 - ・ 個人の場合……氏名及び住所(弁護士や税理士等の個人事業主の場合、当該事業の事務所の所在地を住所とすることも許容する。)
 - ・ 法人の場合……名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- なお、信託管理人が欠けた場合の選定方法についても、任意的記載事項として定めることが望ましい(第3章第1節第3の2参照)。

4 帰属権利者となるべき者を指定する定め(必要的記載事項)

- 公益信託の終了後の残余財産の帰属先⁹²が誰になるかは、信託財産を出捐する委託者や公益活動に使われることを期待して公益信託に寄附した者にとって重要な事項である。また、公益信託は、「公益」の名の下で、社会的な信用を得るとともに税制上の優遇措置を受けるなど、広く社会的なサポートを受けて活動するため、取得した財産については、公益信託終了後においても、公益目的に使用されることが求められる。
- そこで、公益信託の信託行為には「帰属権利者となるべき者を指定する定め」を記載することを求めている。なお、公益信託法第8条第13号にて「帰属権利者」として信託行為に定めることができる者を限定している(第3章第1節第12参照)。

⁹¹ 信託管理人が欠けた場合で、新信託管理人が就任しない状態が1年以上継続することは、公益信託の終了事由となる(読替信託法第163条第3号)。

⁹² 信託法第182条第1項では、「残余財産受益者」についての規定もあるが、公益信託では受益者の一種である「残余財産受益者」を設けることができない。

- また、公益信託の信託財産が信託終了後も「公益」に資することが求められており⁹³、委託者を残余財産の帰属権利者に定めることはできない（公益信託法第4条第2項第3号）。
- 信託行為に定める「帰属権利者となるべき者を指定する定め」の具体的な内容については、例えば次のようなものが考えられる⁹⁴。

（1）順位を付して複数の個別団体等の名称を明記する方法

この方法は、委託者の意思を明確に示すことが可能であり、委託者保護に資するとともに、公益信託の透明性が確保される。一方、明記された団体の全てが消滅した場合等に公益信託認可基準に適合しなくなることも想定されるため、（2）の方法で選定される者を最劣後の者とするとも考えられる。また、明記された団体に不祥事等が発生した場合において、当該団体に贈与することが信託の本旨に沿ったものと言えないときは、委託者、受託者及び信託管理人の合意（委託者が現に存しない場合は、受託者及び信託管理人の合意）で順位の変更等を行い得る旨を記載することも考えられる。

（2）公益信託法第8条第13号に規定する者の中から信託行為に定める手続（例：信託管理人や合議制の機関の同意等）を経て選定する方法

この方法は、公益信託認可後の状況の変化にも柔軟に対応することが可能であるが、（1）と比較して、透明性が低く、手続によっては受託者の裁量が大きくなることも想定される。

公益信託の存続期間が短い場合や受託者において信託銀行や公益法人のようなガバナンスが確保されていない場合などには、（1）の方式が望ましい。

帰属権利者の決定が受託者等の裁量に委ねられる場合は、受託者の経理的基礎及び技術的能力や信託管理人の関与の有無等、当該裁量を行使するために必要なガバナンスが求められる。

なお、信託行為の定めに従った結果、残余財産の帰属先が定まらない場合は、国庫（都道府県知事が行政庁の場合は、当該都道府県）に帰属する（公益信託法第27条）。

5 委託者及び受託者の氏名及び住所（必要的記載事項）

⁹³ 公益法人制度においても同趣旨のことが定められている（認定法第5条第21号）。

⁹⁴ 公益法人制度においては、贈与先を「認定法第5条第20号に掲げる者」と定めるのみで足りるとしている。これは、①同号に規定する定款の定めは変更することができない（認定法第30条第5項）とされる一方、時の経過により法人の消滅・法人格の変更等があり得ること、②大半の公益法人が期限を定めることなく存続することを前提として考えられること、③公益法人は、法令に基づき法人のガバナンスが確保されていること等を踏まえたものである。受託者の裁量で帰属権利者を定められる場合には、適正な受託者のガバナンス（技術的能力）が求められる。

- 信託行為の当事者を特定するため、信託行為に委託者及び受託者の氏名及び住所（法人の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を定めなければならない。
- 信託行為の内容を証する書面は、行政庁による公表の対象であるが、個人情報保護の観点から、個人である委託者及び信託管理人の住所、信託行為の内容を証する書面に押印されている印影については、非開示とすることができるものとする。受託者は、申請に当たって委託者の意思を確認し、委託者等の承諾書（公益信託規則第2条第3項第8号）にて示すものとする（第4章第2節第2の2(6)カ参照）。
- 委託者の地位は、相続によって相続人に承継することはできないが（公益信託法第33条第2項）、受託者及び信託管理人の同意を得て、契約によって移転することも可能である（信託法第146条第1項）。ただし、受託者⁹⁵や信託管理人に対する移転は認められない。
- なお、委託者は、信託法の定めにより受託者及び信託管理人の選解任、信託の変更・分割・併合等に一定の権限を有するほか、信託行為の定めるところにより、公益信託の運営に関する権限を有している（信託法第145条第2項、公益信託法第23条第2項等）。このため、委託者の氏名や権限等について透明性を確保することが求められる。
- また、信託行為に委託者の権限が定められるときは、「信託行為の内容に関する事項（公益信託法第7条第2項第5号）」として行政庁によるチェックを受け、透明性が担保されていることが求められる。

（公益信託における委託者の権利）

- 信託法においては、受益者が存在する一般的な信託の処理は、受益者の監視・監督の下に受託者が中心となって担い、委託者の役割は大きなものとはされていない。
- これに対し、信託法第258条に規定する受益者の定めのない信託（いわゆる目的信託）⁹⁶においては、受益者の権利を行使すべき者がおらず、受託者に対する監督が十分に行われぬおそれがあるため、委託者によって受託者の監督⁹⁷が行われるようにしている⁹⁸。

⁹⁵ 公益信託において、自己信託は認められていない。また、信託管理人の解任など委託者の権限を受託者が持つことは適切ではない。

⁹⁶ 信託法第258条第1項括弧書きの規定により、同条に規定する受益者の定めのない信託には、公益信託は含まれないことが明らかにされている。このため、公益信託には、信託法第11章の規定は適用されない。

⁹⁷ 目的信託の委託者は、受託者の解任権（信託法第58条）、受託者に対する損失てん補等の請求権（同法第40条）、受託者の権限違反行為の取消権（同法第27条）、受託者の法令等違反行為の差し止め請求権（同法第44条）などを有する等（同法第260条）等の権限を有している。

⁹⁸ 目的信託については、濫用防止等の観点から、存続期間が20年を超えることができない（信託法第259条）、また、暫定的なものとして純資産が5,000万円を超える等の要件を見た法人しか受託者となれない（信託法附則第3項及び第4項、信託法施行令第3条）等の規律が設けられている。

- 公益信託も受益者の定めのない信託であるが、信託法第11章(目的信託の規定)が適用されないため、受託者に対する監督が問題となり信託管理人を必置とすることによりガバナンスを確保することとされている。委託者の権限は、公益信託が委託者の私的利益のために用いられることはあってはならないことから、委託者による不適切な影響力の行使を排除することに重きを置き、委託者の影響力を制限するような規定が置かれている。

【委託者の権利・権限を制限する仕組み】

- ・ 信託財産が委託者に戻ることがないことを確保するため、委託者を帰属権利者としてとができず(公益信託法第4条第2項第3号)、信託法第182条第2項及び第3項が適用される余地がない(公益信託の信託行為の定めにより残余財産の帰属が定まらないときには国庫又は都道府県に帰属する(公益信託法第27条))
- ・ 信託行為に別段の定めのある場合を除き、委託者及び信託管理人の合意で公益信託を終了することはできない(公益信託法第23条第2項)
- ・ 委託者の相続人は、委託者の地位を相続により承継しない⁹⁹(公益信託法第33条第2項)
- ・ 公益信託認可の基準として、委託者及びその親族等に対し特別の利益を与えるものではないこと(公益信託法第8条第5号、公益信託令第1条)
- ・ 信託管理人が、委託者又は委託者の親族、使用人その他委託者と特別の関係がある者である場合、欠格事由に該当すること(公益信託法第9条第3号)

このほか、

- ・ 委託者及びその親族等は公益信託の設定者として「関連当事者」に該当し、公益信託との取引について開示することが求められる。
- ・ 「公益事務」というためには、受託者が公益事務を処理するに際して、委託者による不適切な影響力の行使を排除し、適正な公正性・専門性等が求められる。

- しかしながら、委託者は、公益信託の目的の達成に向け、その適正な運営を確保する強い動機を持つと考えられ、受益者が存在しない公益信託事務の適正な処理を確保する上で、重要な役割を果たし得る存在である。また、委託者の意思が公益信託の目的と一致する限りにおい

⁹⁹ 委託者の相続人が必ずしも公益信託の目的に賛同する者であるとは限らないこと、また、相続人が多数の場合等に公益信託の迅速な意思決定が困難になるおそれがあることなどによる。なお、委託者の地位を契約により移転することは可能であるが、その場合は、公益信託法第12条第1項に基づく信託の変更手続が必要となる。

て、委託者の意思を踏まえた公益信託の運用を行うことは、公益信託財産の提供者の満足度を高め、最終的には民間公益の活性化に資することにもなる。

こうしたことを踏まえ、信託行為において委託者の権限を定めることは可能であるが、その際には、以下の点に留意することが求められる。

【信託行為において、委託者の権限を定めるに当たっての留意点】

- ・ 公益信託事務は、受託者の責任において実施する必要があるが、委託者が拘束力のある指示等を行うことはできない¹⁰⁰。信託行為において、法令に反しない範囲で、公益信託事務の処理に当たって委託者が助言をするなど、何らかの権限を定めることは否定されない。その際には、公益信託が「特別の利益」(公益信託法第8条第5号)に該当するような委託者の私的利益のために用いられることがないよう配慮することが求められる。
- ・ 信託行為において、委託者の権限が定められている場合には、(1)公益信託認可の審査に当たっては、公益事務に該当すると判断できるか¹⁰¹、公益信託の適正な運営を確保する仕組みが整備されているか(技術的能力)¹⁰²、委託者等に特別の利益を与えるものでないと判断できるか審査するとともに、(2)監督に当たっては、実態として不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するか、特別の利益を与えることとなっていないかについてチェックされることとなる¹⁰³(公益信託法第8条第5号、第6号、公益信託令第1条)。

(複数の委託者がある場合)

- 夫婦、兄弟、企業と創業者等複数の者が共同して公益信託の委託者となることも想定される。共同委託において委託者間の考え等が異なり、必要な時期に必要な権限が行使されないこと

¹⁰⁰ 受託者は、信託の本旨に従い、信託事務を処理しなければならないが、その際には、善良な管理者の注意をもって処理しなければならない。委託者の助言や指示等は、受託者の義務を軽減する理由とはならず(信託法第29条第2項ただし書の規定は、公益信託法第33条第1項の規定により適用除外とされる。)、委託者の助言や指示等があったとしても、信託の目的に沿わない行為をしたときには、受託者の損失てん補責任その他の責任は免れない。

¹⁰¹ 委託者の指示どおりに公益事務を処理する場合には、公益性が確保できず、公益事務と判断されない可能性がある。

¹⁰² 受託者が、委託者の助言等の合理性を判断し、必要な場合にはそれに反して事務を処理できると判断できない場合には、行政庁は、受託者に技術的能力がないと判断し、不認可とし得る。その際には、合議制機関や信託管理人の関与など枠組み全体で判断する。

¹⁰³ 受託者が委託者の助言等に従った事務処理を継続したことのみに基づいて不適切であると判断されるべきでないことに留意する。

や委託者間で矛盾した権限が行使されると、円滑な公益信託事務の処理に支障を来すおそれがあることに留意する¹⁰⁴。

（信託管理人の選解任）

- 信託管理人の選解任に関する権限は、委託者の重要な権限である。信託管理人が1人の場合、信託法においては委託者が単独で信託管理人を解任できる状況となり得る（信託法第128条第2項、第58条第1項）ことにも留意し、公益信託の適切なガバナンスを確保する観点から、信託行為において適切な定めを置くことが望ましい（信託管理人の選任方法については、第3章第1節第3の2参照）。

¹⁰⁴ 信託行為において、①委託者間の合意等で行使内容を決定するが、委託者の権限を行使できる者を1人に限定する、②意見等が異なった場合に優先させる委託者を特定しておく、③委託者毎に行使できる権限を特定する方法等の対応も考えられる。

【委託者について】

○ 委託者は、信託の設定主体であり、設定の場面では大きな役割を果たすが、信託法上は、設定後には、受託者や信託管理人ほどの重要性を有するものとはされてはいない。

※ 受益者が存する信託においては、信託成立後は、信託に関する権利義務関係は、原則として受託者と受益者との間で形成される。いわゆる目的信託(受益者の定めのない信託)においては、受益者が存在しない中で、委託者の権限の強化によりガバナンス確保が図られている(信託法第 260 条等)。公益信託においては、信託管理人を必置とすることでガバナンスの確保を図り、むしろ、委託者の影響力を制限するような規律も置かれている。

- ・ 委託者を帰属権利者とすることができない(公益信託法第4条第2項第3号括弧内)
- ・ 信託行為に定めがない限り、委託者及び信託管理人の合意で公益信託を終了できない(同法第 23 条第2項)
- ・ 委託者の地位は、相続により承継しない(同法第 33 条第2項)
- ・ 委託者及びその親族等に対して特別の利益を与えない(同法第8条第4号)
(公益信託と、委託者・その親族等との取引は開示の対象。公益信託規則第 40 条第1項第2号)
- ・ 信託管理人の欠格事由として、委託者又はその親族等である者(同法第9条第3号)

○ 公益信託における委託者の権限として、信託法には、次の権限が定められている(信託行為において制限可(信託法第 145 条第1項))。

- ・ 公益信託を監視・監督する権限として、
信託事務の処理の状況について報告請求権、受託者の選解任に係る権限 など
- ・ 信託の基礎的な変更に関する権限として、
信託の変更に係る権限、信託の終了、信託の併合、吸収/新規信託分割等に係る権限 など
- ・ 利害関係人としての権限
また、信託行為に定めることにより、受託者等による権限違反行為の取消し、利益相反行為の取消し、受託者の競合行為に対する介入、帳簿等の閲覧請求 等の権限を付与することも可能(信託法第 145 条第2項)。
このほか、信託行為において、任意に委託者の権限を定めることは排除されないが、
- ・ 公益信託事務は、受託者の責任において実施する必要があり、委託者が拘束力のある指示等を行うことはできない。

法令に反しない範囲で助言する等は可能であるが、その際には、公益信託が委託者の私的利益のために用いられないことがないよう配慮することが求められる。

- ・ 信託行為において、委託者の権限が規定されている場合には、公益信託の審査・監督に当たり、公益事務の公益性が確保されるか、委託者等に特別の利益を与えるものではないと言えるか、等についてチェックされることになる。

6 公益信託の目的(必要的記載事項)

- 「公益信託の目的」は、公益信託の「本旨」を明らかにするものであり、受託者の行為基準としての意味を有することとなる。「公益信託の目的」は、以下のとおり公益信託の運営に当たって根幹となる概念である。
 - ・ 公益信託の目的の達成又は不達成は、公益信託の終了事由となり(信託法第163条第1号)、公益信託の目的の変更は、当該公益信託の目的に類似するものである場合に限り、することができる(公益信託法第12条第2項)。
 - ・ 受託者の権限の範囲を明確にする(信託法第26条)とともに、受託者は信託の本旨に従い、信託事務を処理しなければならない(信託法第29条第1項)、信託の目的の達成のため忠実に信託事務の処理その他の行為をしなければならない(読替信託法第30条)。
 - ・ 信託管理人の権限の範囲を明確にする(読替信託法第125条第1項)とともに、信託管理人は、信託の目的の達成のため誠実かつ公平にその権限を行使しなければならない(読替信託法第126条第2項)。
 - ・ その他、読替信託法に基づく各種行為規範(同法第31条(利益相反行為の制限)、同法第149条(信託の変更・関係当事者の合意等)など)が定められている。
- また、公益信託の目的と公益事務の目的は、一致することが原則(第2章第1節第2の2(1)、(2)参照)であり、公益信託認可申請の審査や監督においては、公益信託の目的に即して公益事務が実施されるかチェックされることとなる。
- 「公益信託の目的」については、このような規範として活用されることを前提に、委託者の意思を踏まえて明確に示すことが求められる¹⁰⁵。また、公益信託の目的は類似の目的の範囲内であれば信託行為の変更により変更することは可能(公益信託法第12条第2項)だが、委託者が公益信託の目的の変更を望まない場合に、これを禁止する定めを置くことも可能となる。
- 公益事務は多種多様な事務が含まれるが、信託行為に「公益事務を行うことのみを目的とする」と記載するだけでは、公益信託の目的が特定されているとはいえない。公益信託の運営によってその指針となるよう、どのような公益を目的に、どのような事務を実施するか¹⁰⁶が明確になるよう定めることが求められる。例えば、次のような例が考えられる。

¹⁰⁵ 公益信託法第4条第2項において、公益信託の信託行為には、「公益事務を行うことのみを目的とする」旨を定めなければならないとされているが、公益信託の目的として、信託行為に「公益事務を行うことのみを目的とする」と定めても、どのような事業を行い、どのような公益の実現を目指すかが明らかではないため、受託者や信託管理人の行為規範として機能しない。

¹⁰⁶ 公益信託の目的の範囲内で、公益事務の内容を変更することも想定され、公益事務の内容を網羅的に記載する必要はないが、具体的にどのような公益事務を行うかが公益信託の目的において明らかにされる必要がある。なお、公益信託の目的が抽象的である場合には、受託者の権限(公益信託の目的達成のために必要な行為をする権限)も広がり、受託者に、より高度なガバナンスが求められる(第4章第1節第1の3、5参照)。

- ・ 奨学金支給……学業に意欲を持ちながら経済的に恵まれない学生に奨学金を支給する公益事務を行うことのみをもって、我が国の将来に寄与する人材を育成することを目的とする。
 - ・ 癌治療研究助成……癌の早急な根治療法の確立を目指して、癌治療研究者の研究活動を支援する公益事務を行うことのみをもって、学術の振興と福祉の向上に寄与することを目的とする。
 - ・ 子ども食堂の運営……経済的に恵まれない子ども達に、食事や学習指導、居場所を提供する公益事務を行うことのみをもって、子どもたちの豊かで充実した生活と社会づくりに寄与することを目的とする。
- 公益事務が、別表のどの事務に該当するかは、申請書において説明する。信託行為に定める公益信託の目的を、別表に沿って定める必要はなく、委託者の意思に即した公益目的を定める。ただし、特定の者や特定集団の利益を目的とし、又は、社会通念に照らして明らかに公益に反する内容を目的と掲げられている場合などには、公益事務に該当しないと判断され得る(第2章第1節第3参照)。

7 公益事務を行う区域(必要的記載事項)

- 行政庁を適切に決定することができるよう、「公益事務を行う都道府県の区域」について信託行為において定める必要がある(第4章第2節第1参照)。
- 申請を受けた行政庁が、申請のあった公益信託が自己の管轄に属する公益信託であるか否かを判断するためには、少なくとも公益事務を行う都道府県の区域を把握する必要があることから、記載を求める。そのため、単一の都道府県でのみ公益事務を実施する場合は当該都道府県名を、2つ以上の都道府県で公益事務を実施する場合はそれら都道府県名を記載する。
- なお、合理的な解釈によって行政庁(公益事務が実施される都道府県)を特定し得る限りにおいて、都道府県より小さい区域(例えば、市区町村名)や定義が明確ではない地域(例えば、湘南、同一都道府県内の〇〇市周辺地域)や、都道府県をまたがる地域(例えば、関西、名古屋圏)を記載することは妨げられない。同様に、海外の地域を公益事務を行う区域として定めることも可能である。

8 公益事務の内容(必要的記載事項)

- 申請書に記載される「公益事務の種類及び内容(公益信託法第7条第2項第4号)」は、行政庁において当該事務の公益事務該当性を判断するために必要な事項が記載されている必要がある(第2章第1節第3参照)。公益事務該当性を判断するための情報は多岐にわたり、信託財

産に関する事項、受託者の職務に関する事項、公益信託事務の処理の方法に関する事項、合議制機関を設ける場合にはその職務に関する事項など幅広い分野にわたる。

○ これらの全てを、信託行為の「公益事務の内容」と整理することも可能であるが、信託財産に関する事項のうち、公益事務該当性に係る部分は公益事務の内容として記載し、それ以外は信託財産に関する事項として定めるような場合には、規定が複雑になり、分かりにくくなるおそれがある。このため、公益信託規則第1条第4号に規定する「公益事務の内容」は、公益信託法第7条第2項第4号に規定する「公益事務の種類及び内容」とは、その意義が異なるものと解して差し支えない。

○ その前提で、「公益事務の内容」は、少なくとも、公益信託の目的を実現するため、
(1) 幹となる事業としてどのような種類の事業を行うか
(2) 受益の機会がどのような者に与えられるか(公益事務の性質に照らして明らかな場合を除く。)

について規定する必要がある。これは、委託者が、その財産を活用して、誰を対象に、どのような公益事務を行わせるかを規定するものであり、委託者の想いを踏まえて明確に規定することが求められる。

例えば、次のような内容が考えられる((1)、(2)は上記本文に対応)。

- ・ 【(2):〇〇県内の高等学校に在籍する生徒】に対する【(1):奨学金の給付】
- ・ 【(2):国内の大学、研究機関において癌に関する基礎及び臨床研究を行う研究者】に対する【(1):研究助成金の支給】
- ・ 【(2):就学のために自宅等からの通学が困難な〇〇県及び〇〇県内の大学生及び大学院生】に対する【(1):学生寮の提供】

○ 公益信託の目的の範囲内で幹となる公益事務の効果的な実施等のために小さな規模で行う付随的事務¹⁰⁷については、信託行為に明示的な定めがなくとも、公益信託のガバナンスの下で受託者が実施することは可能であるが、委託者の意思としてそうした付随的事務を実施しないこと、あるいは具体的な付随的事務を実施することを定めることもできる。

付随的事務としては、例えば、奨学金の給付事業において奨学生の交流会の開催、助成金の支給事業における助成に係る研究成果の発表会などが考えられる。少なくとも、幹となる事業と比べて1割以上の費用を必要とするような場合は、委託者の意思を明確にする観点からも信託行為に定める必要がある。

¹⁰⁷ 相応の収益が生じることが想定される事務に該当するものは、申請書に明記が必要である(第2章第1節第2の2(2)参照)。

- 信託行為において、「公益事務の内容」が明確に定められていない場合には、公益事務の具体的内容の決定が受託者の裁量に委ねられるため、受託者の技術的能力として、当該裁量を行わせるために必要なガバナンスが求められる。一方、信託行為の内容として過度に詳細に定める場合には、受託者による柔軟な対応を阻害する可能性がある。したがって、委託者の意思、受託者や信託管理人の能力、合議制機関の関与の有無・程度等を含めた公益信託全体のガバナンスを踏まえ、定めることが求められる。
- 例えば、奨学金の給付の場合、受託者が公益事務を円滑に処理するには地域、学校の種別、選考の考慮要素(成績と経済状況両方を考慮するのか、経済状況のみ考慮するのか等)といった奨学金給付における基準を明確にすることが重要であり、委託者の意思を踏まえて信託行為に定めることが望ましい。
 一方、「公益事務の内容」の変更は、「公益信託の変更(軽微なものを除く。)」に該当し、変更認可が必要となることから、例えば、毎年変更が生じる可能性がある事項(給付人数等)については、信託行為ではなく受託者が毎年作成する事業計画書に定めることが考えられる。

9 信託財産の受入れ、運用、支出その他の信託財産に関する事項(必要的記載事項)

- 「信託」において、信託財産の受入れや運用等「信託財産」に関する事項は重要なポイントであり、信託行為に、少なくとも、次に関する事項について定めることが求められる((2)、(4)及び(6)については定めないことも可能であるが、その場合は、当該各号に定める内容として取り扱うこととなる。))。
 - (1) 信託財産の内容(追加信託を行う場合はその内容を含む。)及び受入れの方法等
 - (2) 第三者からの寄附の受入れ
 - (3) 信託財産の分別管理
 - (4) 信託財産の運用
 - (5) 信託財産の支出に関する事項等及び支出に係る経理等
 - (6) その他信託財産に関する事項

(1) 信託財産の内容及び受入れの方法等

公益信託は、信託財産を公益のために活用する仕組みであり、信託財産の具体的な種類、銘柄、数量、金額等については、委託者・受託者間で合意すべき重要な事項である。金銭以外のものや権利、不動産等については具体的に特定される必要がある。

財産名	特定に必要な内容
有価証券	種類(株式・公社債・投資信託等)、銘柄、数量(株数・口数、額面金額等)
不動産(土地)	権利の種類(所有権・地上権・賃借権等) 所在、地番、地目、地積等の不動産登記記録(表題部)の記録事項
不動産(建物)	所在、家屋番号、種類、構造、床面積等の不動産登記記録(表題部)の記録事項
動産	財産を特定できる名称(登録制度があるものはその内容)、数量
その他の財産権	財産を特定できる名称(登録制度があるものはその内容)、数量

信託財産は、信託設定後速やかに「公益事務」のために利用される必要がある。信託財産に第三者の権利等(担保権、用益権)が付着して「公益事務」の処理を妨げる可能性がある場合、経理的基礎(信託財産)の観点から、公益信託認可を行わないこともある。

信託財産は、信託行為が効力を生じた後、速やかに受け入れられる必要がある。また、不動産など、登記・登録制度が存在する信託財産である場合は、信託の登記又は登録についても信託行為において、①委託者から受託者に対する信託の登記等に必要な書類(登記原因証明情報、登記識別情報(又は登記済証)、印鑑証明書等)の提供、②信託の登記等に必要な費用の負担方法等を定める¹⁰⁸。

信託行為に委託者の義務としての追加信託を定める場合、追加信託する財産の種類、数量(金額)、方法、時期等について定める。このほか、義務ではないが追加信託を予定している場合には、追加信託可能な財産の種類等について定める。

定めがない場合にも、受託者の裁量によって委託者からの寄附の受入れを可能と解するが、委託者からの追加信託(信託行為の定めと異なる財産の追加信託を含む。)については、信託行為の変更(公益信託規則第1条第5号)に該当するため、公益信託法第12条に定める公益信託の変更等の認可が必要となる。

なお、特定資産公益信託の信託財産の種類は、第3章第1節第13参照。

(2) 第三者からの寄附の受入れ

第三者からの寄附(追加信託を含む。)の受入れの有無は、公益信託の在り方にとって重要であり、委託者・受託者間で合意することが必要な事項である。

¹⁰⁸ 信託財産が登記・登録制度が存在する財産である場合、信託の登記又は登録がなければ、信託財産である旨を第三者に対抗できない(信託法第14条)。

第三者からの寄附(追加信託を含まない。)については、これを禁止又は制限する定めがある場合はこれに従い、そのような定めがない場合は、受託者の裁量によって受入れ可能として取り扱う。

一方、第三者からの追加信託は、第三者が新たな委託者として公益信託に関与することとなり得るため、既存の委託者にとっても重要な事項であり、その可否について委託者の意思を明確にしておくことが望ましい。信託行為に定めがない場合における第三者による追加信託の引受けは、信託行為の変更(委託者の追加)(公益信託規則第1条第1号)に該当するため、公益信託法第12条に定める公益信託の変更等の認可が必要となる。なお、第三者からの追加信託の引受けは、事後的に共同委託関係を構築することとなるため、既存委託者との関係について留意する(第4章第1節第2の5参照)。

(3) 信託財産の分別管理

受託者は受け入れた信託財産について、固有財産及び他の信託財産と分別して管理しなければならない(信託法第34条)。また、受託者の経理的基礎の要件として、信託財産の分別管理が適正に行われる仕組みが整備されることを求めている(公益信託規則第4条第1項第2号)。

信託行為には金銭、有価証券、動産、不動産、知的財産権など信託財産の種類ごとに信託財産に応じた分別管理の方法(第3章第1節第2の1(2)ア参照)を定める必要がある。基本的事項が定められている場合には、詳細な事項を規程等において定めることもできる。また、信託業法に基づく業務方法書の定めによる場合は、その旨を規定することで足りる。

信託財産の管理を第三者に委託する場合には、委託先においても適切に分別管理を行う方法が定められていることが望ましい。

信託法第34条第1項ただし書に基づき、分別管理の方法について、信託行為に別段の定めをするときは、当該規定は「その他信託財産に関する事項」として「必要的記載事項」として取り扱う(その変更は、公益信託規則第11条に定める「軽微な変更」には該当しない。)。

(4) 信託財産の運用

- 信託財産の運用は、公益事務に充当可能な資金の増減や受託者の経理的基礎の判断にも影響することから、信託行為において委託者及び受託者間で合意すべき重要な事項である。なお、特定資産公益信託については、信託財産は元本割れリスクが低い安定資産に限られており(公益信託規則第3条第1項第2号)、その範囲で運用方法を定める必要がある。

(金融資産の運用について)

- 信託財産に属する金融資産の運用により、公益信託事務の財源となる運用益を獲得すること

は、委託者にとっても重要な事項であり、預貯金、公社債等の安定資産¹⁰⁹以外のリスク性資産による運用を可能とするか否か（元本を毀損する可能性を許容するか否か）については、委託者の意思を信託行為において明らかにすることが求められる。そのため、委託者の意思を踏まえた「運用可能対象の範囲」と「運用に関する基本方針」の二点が明らかになるよう信託行為に定めることが望ましい。

ア 「運用可能対象の範囲」としては、預貯金、公社債、投資信託、株式、投資口、信託受益権等の中から、委託者と受託者が合意した内容

イ 「運用に関する基本方針」としては、以下のような事項（例示）について委託者と受託者が合意した内容

項目	内容
ポートフォリオ方針	預貯金、公社債等の安定資産のみ又は株式、投資信託、投資口等のリスク性資産を組入
リスク性資産の範囲	「投資信託」に限定又は「株式等」を容認
リスク性資産の期待リターン	「10年国債＋〇【1.0】％」
リスク性資産の組入れ比率	信託財産の〇〇【50】％未満
備考	ポートフォリオ方針が安定資産の場合、リスク性資産に関する事項は記載不要

○ これに対して、委託者の意思が明確でない場合は、金融資産の運用に係る基本方針のみを定める観点から、以下のような記載が考えられる。

- ・ 預貯金、公社債等の安定資産のみで運用する。
- ・ インフレリスクに対処する観点から、信託財産にリスク性資産を【〇％】未満組み入れて運用する。
- ・ 公益事務により多額の資金を充当させる観点から、運用益の最大化を目的にリスク性資産中心に積極的に運用する。

○ 金融資産の運用において、リスク性資産を組み入れる場合は、想定されるリスク及びリターンを踏まえて、経理的基礎（公益信託事務を安定的かつ継続的に処理するために必要な信託財産の確保）を判断することとなる。なお、信託行為で定めた「運用に関する基本方針」に従って受託者が行った運用の結果、損失が生じた場合、その事態のみをもって、直ちに受託者がその任務を怠ったことによって信託財産に損失が生じた場合（信託法第40条第1項第1号）に該当

¹⁰⁹ インフレや公的団体の債務不履行の可能性等を考慮すると、安定資産であってもリスクがないわけではないことに留意する。

し、損失てん補の責任を受託者が負うことになるわけではないと解せられる。

- 信託行為に定められない場合は、受託者の判断により、リスク性資産による運用も可能なものとして取り扱い、受託者において当該運用を行う能力があるか否か判断されることになる。リスク性資産による運用を適正に行うには、相応の能力を必要とする。
- 受託者自身に資産運用を行う能力がない場合には、金銭運用に際しての「投資顧問契約」（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第8項第11号）や「投資一任契約」（同項第12号ロ）を利用して能力を補完することも考えられる。「投資一任契約」は信託事務の委託に該当し、公益信託事務の一部を第三者に委託する場合として、信託行為に定める必要がある（第4章第1節第2の16参照）。
- 信託財産に属する金銭の利殖を目的に一般に流通している金融商品を取得して行う「運用」については、公益信託法第8条第7号及び第12号の禁止事由等に該当しない限り可能である。
- 公益事務を行うことのみを目的とする公益信託においては、社会通念上「運用」とされる行為（例えば、賃貸不動産の取得・運営、企業・個人への資金の貸出等¹¹⁰）であっても、「公益事務」に該当しないいわゆる「公益法人の「収益事業等」に相当する事業」となるような行為は、「運用」として行うことはできない。
- したがって、「運用」と「事業」の峻別を明確にする必要があり、その判断に当たっては、「運用」に係る以下の事項の全てを充足しているか否かを勘案して判断することとなる。なお、一部のみに充足しない場合は個別に判断する。

項目	内容
運用対象	預貯金等、金融商品取引法第2条第1項に定める有価証券及び同条第2項に定めるみなし有価証券（主として貸付金、預貯金等、同条第1項に定める有価証券で運用するものに限る。） ＊ 預貯金等には、信託銀行等が余剰資金を運用する手段としての「銀行勘定貸」を含む。
運用形態	「金銭」のみを拠出し、原則として「金銭」のみが償還されるもの。 ＊ 運用に関する契約にて投資資産そのものが償還される（可能性を含む。）場合、「賃貸不動産」や「リース資産」等の収益事業に該当するような資産が償還される（可能性を含む。）ものは不可。
流動性	「金銭」への転換が容易なもの（以下、例示）。 ・ 取引所に上場されているもの。 ・ 譲渡制限がなく比較的容易に譲渡可能なもの。

¹¹⁰ 金融商品に関しても従来型の預貯金や投資信託のみならず、不動産やリース資産を小口化した商品や会社・組合スキームを活用した商品等、「事業」的な性質が強い多様なものがある。

	・ 運用に係る契約にて一定期間経過後又は一定期間毎に償還(「金銭」に転換)可能なもの。
運用先への関与	運用先の事業が「不動産賃貸業」や「リース業」等の「収益事業」に該当する場合、公益信託の受託者が当該事業の遂行について指図、同意、承諾等の関与を行わないこと。 * 株主としての「議決権の行使」を除く。

(株式の保有に係る留意事項)

- 信託財産に属する株式に係る「議決権」は、株主たる受託者が行使するが、受託者は信託の本旨に従い、信託事務を処理しなければならず(信託法第29条第1項)、「公益信託の目的」を含めた信託行為を勘案して、「議決権」を行使する必要がある。
- この場合、(ア)受託者が信託行為や内部規程等に基づき行使する方法、(イ)委託者、合議制機関や外部コンサル会社等からの「助言」を基に受託者が判断した内容で行使する方法、(ウ)受託者が公益信託事務の一部の委託として「議決権行使」を委託する方法が考えられる。

株式の保有が想定される公益信託においては、議決権の行使について信託行為にて必要な手続等を定めることが適切である。なお、信託行為に定めない場合、行政庁は、受託者の公益信託事務に議決権行使の内容を判断することが含まれることを前提に、受託者の「技術的能力」を審査する。

(5) 信託財産の支出に関する事項等及び支出に係る経理等

(経理手続等について)

- 受託者の経理的基礎の要件として、信託財産の経理が適正に行われる仕組みが整備されることが求められており、不適正な経理や財産管理を防止するためのルールの基本的な内容は、原則として、信託行為において定められている必要がある。ただし、信託会社やガバナンスが確保されている公益法人等が受託者である場合においては、当該法人が適切に内部規程を定めており、当該規程が公益信託事務にも適用される場合には信託行為において、当該規程による旨を定めることで足りる。

(信託財産の支出)

- 信託財産の支出については、支出する名目を詳細に記載し、信託行為に定めたもの以外の支出が必要な場合や事業計画にて設定した予算額を超える場合には信託管理人の同意を必要とする等の仕組みを導入することで、委託者の意思に反する支出や不透明な支出を防止することができる。受託者の体制が脆弱な場合や、受託者がリスクをできる限り回避することを求める場合には、こうした手法が望ましい。
- 信託行為において、信託財産からの支出項目について明確に記載されていない場合には、公

益信託の目的のためにどのような支出をするかについて受託者等の判断に委ねられることから、受託者の技術的能力や信託管理人の関与の有無等、当該裁量を行使するために必要なガバナンスがより求められる。

- 特に、公益信託事務を実施するため、受託者が物品や役務を提供し、それにより受託者が負担した(固有財産から支出した)費用(人件費を含む。)について信託財産から償還を受ける(信託法第48条)場合には、受託者が負担した当該費用を厳正に積算する必要がある。これらは、形式的には利益相反行為に該当し、費用の積算方法によっては受託者に特別の利益を与える可能性もあることから、委託者の理解を得るとともに透明性を確保する必要性が大きい。受託者の固有業務や他の公益信託と一体的に実施される場合¹¹¹⁾における費用分担の在り方等についても同様である。
- これらが予想される公益信託においては、信託行為に、費用負担の考え方を明確に定めるとともに透明性を確保する仕組みを規定するなど、受託者に特別の利益を与えるものではないことを担保する仕組みが整備されていることが求められる。

例えば、受託者の職員の人件費を、受託者の固有事務と公益信託事務の従事割合に応じて按分する旨を信託行為に定めるとともに、公益信託及び受託者(固有事務)の計算書類及び信託概況報告・事業報告等により、人件費の支出状況や業務の実施状況が確認できることなどが考えられる。

- 特定資産公益信託については、信託行為において、公益信託規則第3条第2項に規定する事項が定められている必要がある。

(6) その他信託財産に関する事項

上記のほか、信託財産の管理・処分等に関して受託者の裁量を制限する必要がある事項については、信託行為に定める必要がある。

例えば、信託財産の中に処分することができない財産があれば、その旨を定める必要がある¹¹²⁾。当該定めがない場合には、その処分についても受託者の裁量に委ねられるため、受託者の経理的基礎及び技術的能力や信託管理人の関与等、当該裁量の行使に必要なガバナンスが求められる。

¹¹¹⁾ 例えば、美術館を運営する法人を受託者として、美術品を信託して、当該美術館において公開するような場合や美術館と美術品を別の公益信託として引き受ける場合など。

¹¹²⁾ 公益財団法人(一般財団法人)には、「基本財産」を定款で定める制度があり、理事による処分に制約を課している(法人法第172条第2項)。また、公益法人においては、公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産があるときは、その旨並びにその維持及び処分の制限について、必要な事項を定款で定めているものであること(認定法第5条第19号)」が公益認定の基準とされている。

10 受託者の職務に関する事項(必要的記載事項)

- 公益信託の受託者の権限は、公益信託法及び信託法の規律が適用される。信託法第26条の「信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をする権限を有する」という規律だけでは、受託者に広い裁量を与えられることになる。
- 信託行為に「受託者の職務に関する事項」を定めることとした趣旨は、委託者が十分な検討を行わず、漫然と信託行為に定めなかったために、公益信託事務の処理が受託者の判断に委ねられ、結果として委託者の意思に沿った活動が行われたい事態が生じることがないようにするためである。委託者の意思として、例えば、「信託行為の定めに従い、信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をする」といった規定にとどめることも否定はされない。ただし、その場合には、受託者がそうした幅広い裁量を行使するために必要なガバナンスが求められる。

受託者の経理的基礎及び技術的能力の審査等に当たっては、本項を含む受託者の職務内容に応じて必要なガバナンスがあるかを確認するとともに、受託者の報酬に関しては、受託者の職務内容(付加的な業務を行うこととされているか等)を踏まえて、不当に高額ではないかを審査することとなる。

- なお、受託者の辞任・解任、新受託者の選任については、信託行為に定めがなければ、信託法(第57条～第60条)及び公益信託法(第33条第3項)の規律が適用される。これらは公益信託の安定的な運営といった観点から重要な事項と言える。

受託者の技術的能力の一つとして、「公益信託の存続期間を通じて受託者としての任務を安定的かつ継続的に行う仕組み(公益信託規則第4条第2項第3号)」が必要とされており、委託者、受託者及び信託管理人の実情(例えば、これらが自然人である場合)によっては、信託行為に安定的な運営を確保するための定めを置くことが必要となる(第3章第1節第2の2(1)参照)。

- また、公益事務の内容が、受託者が固有業務として行う事業と同種のものである場合には、法律上、競合行為の制限(読替信託法第32条)に抵触する事態¹¹³が発生することが想定される。こうした事態を予防し、適正な公益信託事務の処理を実現する上でも、このような場合には、読替信託法第32条第2項の「当該行為を固有財産…の計算であることを供する旨の定め」を信託行為に定めるとともに、受託者の固有事業と公益事務の間の資源配分の決定手続等について信託行為(信託行為に基づく規程を含む。)において定めることが望ましい。

¹¹³ 例えば、研究を行う法人が、研究を公益事務とする公益信託の受託者となる場合において、公益事務としての研究が、一時的に人材や機材等を集中的に必要とするときに、受託者の固有業務の研究に人材や資材を使用することは(又はその逆)、読替信託法第32条違反となる可能性がある。

【受託者について】

○ 受託者は、信託の目的の達成のために必要な行為をする権限を有し、信託の本旨に従い、信託事務を処理しなければならない(信託法第29条第1項)。「信託の本旨」とされたのは、形式的に信託行為の定めに従うにとどまらず、当該信託が設定された目的を達成するよう信託事務を処理する義務を負うということを強調したためと解される。

○ 信託法においては、信託財産の「管理」や「処分」を中心に規定されているが、公益信託の目的は、公益事務の実施であり、信託財産の「管理」や「処分」は、公益事務の実施という目的のために行われるものである。

通常想定される公益信託事務の主な内容は、以下のとおり。

- ・毎年度、公益信託事務の執行方針(事業計画・収支予算書)を決定する。
- ・当該方針に従い、公益事務を実施するほか、信託財産の管理(資産運用等)を行う。
※ 信託財産の分別管理義務(第34条)／信託帳簿の作成義務(第37条第1項)など
- ・その実績(財務諸表・信託概況報告等)を作成・報告する(第37条第2項等)

また、社会の変化や想定外の事態に適宜対応し、必要に応じ「信託の本旨」に従い、信託の変更等について検討することも受託者の義務と考えられる。

○ 受託者が、公益信託事務を処理するに当たっては、善良な管理者の注意をもって処理しなければならない(第29条第2項)。「善良な管理者の注意義務」は、「自己の財産におけるのと同一の注意」より高度な義務であり、受託者の職業や専門性に応じて、当該職業等にある者として通常要求される注意義務である。

公益信託認可の申請においては、受託者の経理的基礎及び技術的能力について申請書等に記載することとしており、その説明及び受託者の職業や専門性に応じた注意義務が求められる。

この「善良な管理者の注意義務」は、信託行為において軽減することができない(公益信託法第33条第1項で信託法第29条第2項ただし書は適用除外とされている。)。

【受託者の忠実義務】

受託者は、公益信託事務の処理や固有業務を処理するに当たって、公益信託の目的を犠牲にして、自己又はその利害関係人の利益を得ることは禁じられる。

忠実義務のうち、特別の取扱いが必要な事項として、受託者と信託財産との取引その他の利益相反行為の制限(第31条)及び競合行為の制限(第32条)として規定されている。これらに違反する行為は、無効・取消可等とされる(第31条、第32条)ほか、当該行為によって受託者等が得た利益の額と同額の損失を信託財産に生じさせたものと推定される(第40条第3項)。

【受託者の責任等】

○ 受託者がその任務を怠ったことによって信託財産に損失又は変更が生じた場合には、損失のてん補又は原状回復をしなければならない(第40条)。「任務を怠る」とは、上記のような受託者の義務を果たさなかったことを指す。

○ 受託者が権限外の行為(公益信託の目的の達成のため必要とは言えない行為)をして、信託財産からその費用等の償還を受ける行為等も、善管注意義務に違反する行為である。

○ 受託者が法人である場合には、その理事等も連帯責任を負う(悪意又は重過失の場合)。

○ また、公益信託事務の実施等に当たって受託者が行う契約等の主体は受託者である。その費用等について信託財産から償還等を受けることは可能であるが、信託財産が十分ではない場合には、(限定責任公益信託を除き)受託者が債務者としての責任を負うことになる。

11 公益信託事務の処理の方法に関する事項(必要的記載事項)

「公益信託事務の処理方法」は、公益信託の適正な運営を確保するとともに、公益事務の公益性を確保し、受託者の経理的基礎や技術的能力その他公益信託認可の基準への適合性を適切に判断する観点から、少なくとも、次の事項について明確に定める必要がある。

- (1) 公益事務の実施方法
- (2) 公益信託の管理事務の実施方法
- (3) 信託行為に基づき定められる規程等の作成手続等

- 信託行為では基本的な内容のみを定め、受託者が別に定める「規程」に詳細な内容を明記する方法も許容される。
- 信託行為に「公益信託事務の処理方法」が具体的に定められていない場合、公益信託事務の処理が受託者の裁量に委ねられるため、受託者の経理的基礎及び技術的能力や信託管理人の関与の有無等、当該裁量を行わせるために必要なガバナンスが求められる。

(1) 公益事務の実施方法

公益事務該当性の判断のためには、受益対象者の義務や受給(受益)の条件、公益事務の合目的性確保のための取組(例えば、選考に係る専門性・公正性確保の取組、公益事務の質の確保の取組、公益事務実施に伴う不利益の排除など)が明らかになっている必要がある。

(2) 公益信託の管理事務の実施方法

公益信託の管理事務の実施方法として、公益信託事務の内容に応じて、

- ・ 事業計画書や収支予算書など公益信託事務の業務執行の決定手続
- ・ 計算書類、信託概況報告、財産目録等の実績の報告に係る作成手続
- ・ 公益信託事務の処理の適正を確保するための取組に関する事項

等を明らかにする必要がある。

公益事務の業務執行の決定のうち、事業計画書及び収支予算書については、信託管理人の承認が必要とされている(公益信託規則第44条)。受託者内部においても適正な意思決定プロセスにより作成する必要がある。受託者の固有業務と公益信託事務が一体的に実施されるような場合は、受託者の業務執行の決定に準じた手続(理事会の決定)を要することが基本であると考えられる。大規模な法人や受託者の固有業務と公益信託事務が峻別されるような場合には、受託者の内部統制の下で、責任を持って決定する仕組みが定められている必要がある。受託者の体制が脆弱である場合には、合議制機関の同意を必要とする等の措置を講ずることも考えられる。

実績の報告に係る書類のうち、計算書類、財産目録及び信託概況報告については、信託管理人の承認が必要とされている(同条)ほか、受託者の内部において適正な手続が確保される必要がある(詳細は第3章第1節第2の1(2)イ参照)。受託者の固有業務と公益信託事務が一体的に実施されるような場合は、原則として受託者の業務執行の決定に準じた手続(理事会の決定、監事の監査、評議員会等の承認)を要することが基本であると考えられる(第3章第1節第2の2(1)参照)。その他、公益事務の業務執行の手続等に準じて記載することが想定される。

公益信託事務の処理の適正を確保するための取組に関する事項としては、受託者の内部組織、合議制機関や委託者・信託管理人などが公益信託事務の処理状況を監視し、問題があれば是正を行う仕組み(体制、行為義務、手続など)が想定される。受託者の体制が脆弱な場合には、信託管理人が、定期的(例えば3か月に1回)に公益信託事務の実施状況を監視(受託者から報告を受け、あるいは、実地に監視するなど)する等の仕組みが考えられる。

(3) 信託行為に基づき定められる規程等の作成手続等

公益信託の適正な運営には、信託行為の定めに基づき公益信託事務を実施することが求められる。公益信託事務に係る全ての権限や手続等を信託行為に定めることは、困難なものであり、また、信託行為の変更は、原則として変更認可申請が必要となるため、公益信託や受託者のガバナンスの下で柔軟性を確保するために、公益信託事務の詳細な内容を規程等で定めることが考えられる。

公益信託の規程の制定・改廃の手続は、公益信託のガバナンスの確保に大きな影響を与えるため、規程の制定・改廃に係る受託者内部の権限や手続及び信託管理人や合議制機関の同意などの手続を明らかにし、規程等の適正性が確保されることを信託行為において明らかにする必要がある。なお、行政庁は、公益信託の認可や監督に当たり、必要に応じて規程を確認することが想定される。

受託者のガバナンスが十分に確保され、かつ、透明性が確保されている場合は、受託者の定める規程(個人情報保護に係る規程など)によるものとするとも考えられる。

規程の内容が公益信託法の趣旨に反するような場合等は、受託者の「技術的能力」に係る監督上の措置の対象となり得る。

12 信託管理人の職務に関する事項(必要的記載事項)

- 公益信託の信託管理人は、受託者の監督者として公益信託法において必置とされ、公益信託におけるガバナンスの確保において重要な役割を果たす(第3章第1節第3参照)。信託行為

において特段の規定がなくとも、信託管理人は信託法において受益者が有する一切の権限を有し、義務を負うが(読替信託法第125条、126条)、信託管理人が具体的にどのような職務を行うかについては、明確に規定されていない¹¹⁴。信託管理人に期待される役割は、公益信託事務の内容や受託者の能力によって大きく異なること、また、具体的な職務の内容は信託行為において定められることから、信託法の規定から一義的に定まるものではない。

- 信託管理人が具体的に何を行い、どのような方法で受託者を監督するかについて、受託者の判断に委ねることは適切ではないことから、信託行為において委託者の意思を明確に示すためにも、信託管理人の具体的な職務の内容を明記することが必要である。
- 例えば、信託行為において信託管理人の職務として、①定期的かつ継続的なモニタリングを行う、②受託者から定期的に信託事務の実施状況について説明を受ける、③重要な意思決定について同意を行うなどが明記されることによって、公益信託事務全体のガバナンスが確保されていると判断される場合もあり得る。
- 信託管理人が必要な監督能力を有するかどうかについては、信託行為に定められた職務内容を踏まえて、行政庁において判断される。また、信託管理人の報酬の支払基準が不当に高額ではないことを確認する際にも、信託管理人の職務内容を踏まえて判断される。
- 以上を踏まえ、信託管理人の具体的な職務例として、以下のような規定を定めることが考えられる。

(1) 重要な意思決定等についての事前の承認等

重要な意思決定等として、次のような事項が考えられる(法令の規定により、信託管理人の同意等が必要なものも含まれる。)。受託者のガバナンスを補強する観点から、軽微なものを除き、受託者の意思決定について幅広く信託管理人の承認を必要とすることも考え得る。

(公益信託の業務執行の決定)

- ・ 事業計画書及び収支予算書の決定・変更(公益信託規則第44条)
- ・ 信託行為に基づく規程の制定及び改廃
- ・ 合議制機関の委員の委嘱、補充、解任、委員の報酬基準の決定など

(個別の公益信託事務の処理の決定)

- ・ 重要な信託財産の処分
- ・ 公益信託事務を処理するために必要な費用の支弁

¹¹⁴ 事業計画書・収支予算書、貸借対照表・損益計算書・信託概況報告(これらの附属明細書を含む。)(特定資産公益信託においては、財産目録・収支決算書・信託概況報告)については、信託管理人の承認を受けなければならないとされている(公益信託規則第44条)。

- ・ 利益相反行為・競合行為等(読替信託法第31条第2項第2号、第32条第2項第2号)
- ・ 重要な公益信託事務の委託に関する事項
(その他公益信託の枠組等に係る決定)
- ・ 信託の変更に関する事項(信託法第149条)
- ・ 信託の終了及び清算、信託の併合・分割(信託法第151条、第155条、第163条、第184条)
- ・ 残余財産の帰属先の選定(公益信託法第4条第2項第3号)

(2) 公益信託の実績の承認(事後チェック)

- ・ 計算書類及び信託概況報告
- ・ 信託事務年度終了後に作成・備置きする書類(第5章第2節第1の2参照)
- ・ 受託者の信託報酬の額¹¹⁵

(3) 受託者の監督方法等

- ・ 受託者に対する公益信託事務の処理状況や信託財産等の状況に関する報告(信託法第36条)の頻度・方法¹¹⁶
- ・ 信託管理人による公益事務の実施状況のチェックや評価について¹¹⁷
- ・ 信託法第38条に規定する帳簿等の閲覧請求への対応状況のチェック

(4) その他

- ・ 公益信託が租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第40条の適用を受ける場合に
必要な事項(第4章第1節第2の20参照)

○ なお、「信託管理人は法令に定められた職務を行う」といった規定のみを定めることも可能であるが、その場合は、信託管理人のガバナンスは法令に基づく最小限のものと取り扱った上で、受託者の経理的基礎や技術的能力等について判断されることになる。

また、法令に定められた職務については、信託管理人の職務を分かりやすく示す観点から、信託行為において改めて定めることも考えられる。

○ 複数の信託管理人が存する場合、複数の信託管理人が「共同してその権限に属する行為をする」とこととなり(信託法第125条第2項)、慎重な判断が確保される一方で、信託管理人間の

¹¹⁵ 受託者の信託報酬は、信託行為及び支払基準の規定に基づき支払われる必要があるが、信託行為・支払基準において、信託報酬の額について、一定の範囲で信託管理人が決定するものとするのは妨げられないと考えられる。

¹¹⁶ 公益法人制度において、代表理事等は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないとされている(法人法第91条第2項)。

¹¹⁷ 公益事務の実施状況のチェックは、現場の確認が効果的なことも考えられる。また、受託者の業務の実施状況をモニタリングし、その成果等を測定して評価し、監督に活用するといったことも可能である。

考え等が異なり、円滑な公益信託事務の処理に支障を来す可能性も排除されない。このため、信託行為には、信託法第125条第2項ただし書の「別段の定め」として、①複数の信託管理人の合議が整わない場合に優先すべき信託管理人の特定、②各信託管理人の職務の明確な区分等を定めることも考えられる。

- 信託管理人の辞任・解任、新信託管理人の選任については、読替信託法(第128条第2項、第129条)の規律が適用される。新信託管理人の選任は公益信託の適正かつ安定的な運営の観点から重要であることから、信託管理人が欠けた場合には迅速に適正な信託管理人を選定できるよう、選任手続等を信託行為に定めておくことが望ましい。また、信託管理人の監督能力の一つである「公益信託の存続期間を通じて適正な監督を安定的かつ継続的に行う仕組み(公益信託規則第5条第2号)」について、信託行為に定めることが必要である(第3章第1節第3の2参照)。

13 信託事務年度(一年を超えないものに限る。)(必要的記載事項)

- 公益信託においては、毎年、一定の時期に計算書類を作成し(読替信託法第37条第2項)、また、毎年度、計算書類を含む財産目録等を作成・備置きし、行政庁に提出することとされている(公益信託法第20条、第21条)。さらに、信託行為において「信託事務年度(一年を超えないものに限る。)」を定めることとされている(例えば、「信託事務年度は、毎年4月1日に開始し、翌年3月31日に終了する。」と定めることが想定される。)
- 信託事務「年度」である以上、期間は一年である。「一年を超えないものに限る」と規定されている趣旨は、公益信託の成立、公益信託の併合等、特定の年度に限って端数の調整が必要となり得るためである。この場合、例えば、1月から12月までを年度とする公益信託において、11月に公益信託の認可を受けて効力が生じた場合に初年度を14か月とするような信託行為の定めは許されず、初年度は11月～12月の2か月とすることが基本となる。なお、個別の公益信託の事情により、例えば、初年度を11月から翌年3月、2年度目を4月から12月、3年度目以降を1月から12月とする定めも容認され得るものとする。

14 公益信託の存続期間を定める場合にあっては、当該期間に関する事項(相対的記載事項)

- 公益信託は、将来にわたって事業を継続する公益法人と比較して、公益信託事務の内容に応じて有期とすることも考えられる。公益信託の目的達成等(〇〇事業の開催や〇〇の建築など)により信託が終了するもののほか、特定の年月日の到来を終了事由として信託行為に定めることも可能である。
- 公益信託の終了は、公益信託の受益対象者や当該公益信託に寄附をする者にとっても重要な事項となる。また、公益信託の認可基準には「その存続期間を通じて公益信託事務が処理さ

れることが見込まれること」(公益信託法第8条第4号)と定められており、公益信託の存続期間を具体的期間として定めるには、信託行為にて明確にすることが必要となる。

- 具体的な終期(「2040年〇月〇日の到来」や「公益信託の効力発生日から20年経過した日が属する月の末日の到来」など)を定める場合には、信託行為の相対的記載事項として取り扱われる。
- なお、信託の終了事由として、信託法第163条において「信託の目的を達成したとき、又は信託の目的を達成することができなくなったとき」が定められているが、受益対象者や寄附者等の予見可能性を高める観点から、どのような事象が発生したときに信託の目的が達成(達成不能)となるかを具体的に定める(例えば、「特定の疾病に対する治療法が開発された場合」や「信託財産が〇〇万円未満となった場合」等)ことが望ましい。なお、具体的な終期を日付又は期間で定める場合以外は存続期間を定める場合に該当せず、存続期間に関連する定めがある場合にも任意的記載事項として取り扱う。また、終期が定められていない場合は無期のものとして取り扱う。

15 受託者が二人以上ある場合にあっては、各受託者の職務に関する事項(相対的記載事項)

- 受託者が二人以上ある公益信託においては、信託財産はその合有¹¹⁸とされている(信託法第79条)。また、信託事務の処理については、受託者の過半数をもって決することを原則としつつ、信託行為に受託者の職務の分掌に関する定めがある場合は、各受託者はその定めに従い、信託事務の処理について決し、これを執行するとされている(信託法第80条第1項から第4項まで)。
- 公益信託の受託者が複数である場合の公益信託事務に係る意思決定の在り方については、公益信託事務の適正な処理を確保する上で、委託者の理解を得て明確にすべきであるとともに、受託者の能力等を判断する上でも重要である。このため、本規定は、各受託者の職務及び責任の所在を明確化するため、受託者が二人以上ある場合には、各受託者の職務に関する事項を定めることを求めるものであり、各受託者は定めに従って公益信託事務を処理することとなる。
- 職務を分掌する場合(信託法第80条第4項)には、各受託者が分掌する公益信託事務の内容について信託行為に定めがある場合には、各受託者はその定めに従う。加えて、適切な公益信託事務が安定的かつ継続的に処理されるよう一の受託者が分掌に係る職務を適正に行わない場合(一の受託者が欠けた場合を含む。)の対応、分掌の範囲に疑義がある場合の対応等に

¹¹⁸ 「合有」とは、次に掲げる共同受託固有の特性を踏まえた所有形態をいうとされている。①共同受託者は、信託財産に対して固有の利益や持分を有しないこと。②分割請求及び持分を有するとしての譲渡ができないこと。③共同受託者の一部が欠けた場合、信託財産は他の受託者に当然に帰属すること。

ついて規定することが望ましい。

- 委託者の意思により、職務の分掌を定めず、信託法第80条第1項から第3項までの規定にかかわらず、受託者が共同して公益信託事務を処理することも可能である。この場合、複数の受託者の相互牽制により適正な意思決定を確保しやすくなる一方、例えば、同条第6項に基づき信託行為に「受託者の意思決定を全会一致にて行う」旨を定めた場合には、迅速な意思決定が困難になる可能性があることにも留意する必要がある。
- いずれの場合も、受託者が複数あることで適正な公益信託事務の処理が阻害されることがないよう、情報の共有、相互の連携・相互牽制等に係る規律を信託行為に定めることが望ましい。
- 一方、職務の分掌を定めつつ、重要な意思決定は受託者の合議によることとするとも考えられる。この場合、この受託者の合議体(必要に応じ専門家の参画を得たもの)を「公益信託の適正な運営のために不可欠な合議制の機関」(公益信託規則第1条第13号)と位置付けることも可能である。
- 受託者が二人以上である場合にも、全体として「信託財産の分別管理及び経理が適正に行われる仕組み」(公益信託規則第4条第1項第2号)及び「公益信託の適正な運営を確保する仕組み(同条第2項第1号)」が求められており、上記の信託行為の定め(これらの定めに基づき策定される規程等を含む。)の内容を踏まえて、公益信託認可の基準適合性が判断されることになる。
- また、一部の共同受託者の任務が終了した場合や新共同受託者が選任される場合は、公益信託法第12条に定める公益信託の変更等の認可が必要となり、新たな共同受託者又は単独受託者について、経理的基礎や技術的能力を有するかを審査する必要がある。
- 信託法第80条第7項の定めでは、共同受託者がいる信託の場合における第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りるとされているが、公益信託事務を適正かつ効率的に処理するに当たり、共同受託者を代表する者がいることが望ましい(全体を調整する代表受託者がいることにより、対外的に公益信託を代表して対応するとともに、各受託者の職務及び責任の所在が明確ではないような問題が生じた場合に迅速な対応を行うことが可能になる。)。

このため、信託行為において、共同受託者の中から総合調整機能を担う代表受託者を定めることが望ましく、また、当該者が行政庁への対応について一元的に連絡窓口機能を担うことで円滑な行政手続も可能になる。

16 公益信託事務の一部を委託する場合にあっては、その委託先又は委託先の選定に係る基準及び手続及び委託する公益信託事務の内容(相対的記載事項)

- 受託者は、信託法第28条第1号の規定により、信託行為の定めに従い公益信託事務の一部を第三者に委託することができるほか、信託行為に定めがない場合には信託の目的に照らして

相当であると認められるとき(同条第2号)、信託行為に委託をしてはならない規定がある場合は、信託の目的に照らしてやむを得ない事由があるとき(同条第3号)に委託をすることができる。

- 委託者は、受託者の能力を信頼して信託を行うものであり、重要な公益信託事務の委託を行うことが想定される場合には、委託者の意思として信託行為において明らかにすることが重要である。また、公益信託事務の一部を第三者に委託して専門能力を確保することは、受託者の技術的能力についての判断に影響するため、その旨を明らかにしておくことが必要である。
- 本規定は、公益信託事務の一部を第三者に委託する場合に委託先又は委託先の選定に係る基準及び手続並びに委託する公益信託事務の内容を定めることを求めている。

他方、軽微な委託(書類の郵送、事務用品が壊れた場合の修理など)についてまで網羅的に信託行為への定めを求めることは現実的ではない。

そこで、(1)信託財産の保存行為に係るもの、(2)信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とするもの、(3)公益信託事務の処理に関して補助的な機能を有するものについては、信託行為への定めを不要としている(公益信託規則第1条第12号イ、ロ及びハ)。

(1)「信託財産の保存行為に係るもの」とは、信託財産の現状を維持するために必要な一切の行為であり、以下のような行為が該当する。

- ・ 未登記不動産等の登記等
- ・ 配当、利息等の收受
- ・ 建物の修繕
- ・ 信託財産の保管(特殊な方法による保管を除く。)

(2)「信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とするもの」とは、公益信託事務の処理に際して、信託財産たる物や権利の性質を変更しない範囲で、収益を図る行為(利用行為)又は利用価値若しくは交換価値を増加させる行為(改良行為)であり、以下のような行為が該当する。

- ・ 手許現金を普通預金・定期預金にて管理する行為
- ・ カストディ業務として預貯金を株式に変更する行為(投資先の選定を投資顧問会社等に委託している場合に限る。)
- ・ 建物の改修

(3)「公益信託事務の処理に関して補助的な機能を有するもの」とは、「単純な事務を処理する行為」、「弁護士・会計士等が専門家として提供する行為」のように、受託者から委託を受けた業務が、公益信託の目的、受託者が行う業務の内容等に照らして、公益信託事務処理の手段である行為を補助するに過ぎないものである。例えば、以下のような行為が該当すると考えられる。

- ・ 補助的に運送会社が信託財産を運搬する行為
- ・ (受託者の指示を受けて)証券会社が有価証券を売買する行為
- ・ 日本銀行又は証券保管振替機構が有価証券の預託を受ける行為
- ・ 弁護士が訴訟の委託を受ける行為
- ・ 税理士が経理業務の委託を受ける行為

- 委託する事務の内容について、信託行為の時点で具体的な委託内容等が明確でない場合に、「〇〇に関する公益信託事務の一部で、信託管理人に対して委託する公益信託事務、委託先、委託条件等の重要な事実を開示した上で信託管理人が承認したもの」というような規定も可能である。
- 例えば、信託財産の運用を資産運用会社に一任する行為、信託事務の重要な一部を委託するような行為は、信託行為に定めることが想定される。
- 上記(1)～(3)の事務を委託する場合であっても、公益信託の適正な運営を確保する観点から、公益事務の委託(軽微なものを除く。)に関して「信託管理人に対して委託する公益信託事務、委託先、委託条件等の重要な事実を開示した上で信託管理人が承認した公益信託事務を第三者に委託できる。」というような規定を置くことが望ましい。

17 公益信託の適正な運営のために不可欠なものとして合議制の機関を置く場合にあっては、当該機関の職務及び権限並びに当該機関の構成員の数、選任方法及びその任期並びに当該構成員に対する報酬の有無及び報酬の額又はその算定方法(相対的記載事項)

- 公益信託においては、公益信託のガバナンスの確保や公益事務の公益性確保等の観点から受託者の技術的能力等を補完する合議制の機関(以下「合議制機関」という。)を設置することが想定される¹¹⁹。
- 受託者が、様々な外部有識者等の助言を得て公益信託事務の処理を行うことは、一般的に想定されるが、信託行為の定めがなければこれを行うことができないとすることは、公益信託の柔軟な運営を阻害し、適切ではない。そこで、「公益信託事務の適正な運営のために不可欠なもの」に限り、信託行為への定めを求めることとしている。

言い換えると、行政庁が公益信託認可基準の適合性を判断する際に、当該合議制機関がなければ必要な技術的能力等がある(又は公益事務に該当とする)と判断できない場合には、当該合議制機関は、「公益信託事務の適正な運営のために不可欠なもの」となり、合議制機関を

¹¹⁹ 一般に、意思決定に合議制機関の審議を経ることは、専門性や多様な意見を持つ者が参画することでチェック機能が向上し、決定の中立性・公正性・専門性等を高まることが想定される。

信託行為において明らかにする必要がある。信託行為の当該定めの変更は、公益信託の変更等の認可手続が必要となる。

- どのような場合に「公益信託事務の適正な運営のために不可欠なもの」となるかは、第2章第1節第3の5及び第3章第1節第2において記載している。他の手段によって対応できる場合であっても、合議制機関を置くことによって要件を満たすこととした場合には、当該合議制機関は、不可欠なものとなる¹²⁰。
- 必要不可欠なものとして置かれる合議制機関の目的としては、主として、
 - ・ 受託者の体制が脆弱な場合に、公益信託の適正な運営を確保する仕組み(公益信託規則第4条第2項第1号)として設ける場合(ガバナンスの確保を目的とする場合)と、
 - ・ 公益信託事務の全部又は一部について専門性・公正性等を補うため、必要な知識及び経験を有する者を関与させる仕組み(同項第2号(同条第1項第2号を含む。))として設ける場合(専門性等の確保を目的とする場合)に大別される(二つの目的を有する場合もあり得る。)

- 「合議制機関の職務及び権限、合議制機関の構成員の数、選任方法及びその任期、合議制機関の構成員に対する報酬の有無及び報酬の額又はその算定方法」として、どの程度の規定が必要になるかについては、当該合議制機関の設置の目的により異なるが、職務や権限の詳細な事項は信託行為ではなく受託者内部の「規程」に委ねることや構成員の数等について幅を持った定めとすることなども可能である。

例えば、ガバナンスが確保されている法人において、公益事務に係る専門性等を確保するために合議制機関を置く場合は、合議制機関の権限を助言等とし、受託者が「規程」に基づき委員の任命や報酬の決定等を行うといったことが考えられる。

一方、ガバナンスの確保の観点から合議制機関を置く場合は、(1)重要な意思決定について合議制機関に承認等の権限を付与し、(2)統制を受ける受託者が恣意的に決定できない仕組みとする観点から、委員の選任や報酬等について信託管理人の同意を必要とすること等を信託行為に明記する必要がある¹²¹。また、報酬の額、算定方法については、年間〇円や合議制機関への出席1回につき〇円といった具体的な定め方をすることが考えられる¹²²。その際には、物

¹²⁰ 例えば、公益事務の専門性を確保する手段として、合議制機関の設置は唯一のものではないが、合議制機関の設置により専門性を確保とした場合には、当該合議制機関は必要不可欠なものと整理される。他の手段によって専門性が確保されたため、合議制機関を廃止しようとするときは、変更認可申請を行う必要がある。

¹²¹ 受託者が恣意的に決定できるような場合には、公益信託の適正な運営を確保する仕組みが整備(公益信託規則第4条第2項1号)されていないと判断する。

¹²² 監督される側(受託者)が、監督する者(合議制機関の委員)の報酬を決定することは不適切という趣旨であり、受託者による恣意的な決定が排除される仕組みがあれば、金額の変動は許容される。

価の変動等に応じてその額を調整できるようにすることも考えられる。

- 合議制機関の委員の選任方法については、公益信託の目的に応じた学識や経験を有する者、公益信託の適正な運営に必要な実務経験を有する者等から適切に選任されることが必要である¹²³。また、合議制機関がガバナンス確保の役割を担う場合、合議制機関の意思決定が委託者、受託者又は信託管理人の親族等に支配されることは適切ではないことから、それらの親族等の数が合議制機関の委員の数のうちに占める割合は、三分の一以下とする必要がある。なお、この項における「親族等」とは、委託者、受託者又は信託管理人が個人の場合は、本人、本人の配偶者及び三親等内の親族(事実上の婚姻状態にある者及び本人から受ける金銭等によって生計を維持する者を含む。)、法人の場合は、業務を執行する役員(類する者を含む。)及び公益信託令第1条第6号に定める者とする。
- なお、複数の公益信託を引き受ける者が、公益信託の目的や合議制機関を設置する趣旨や目的等に照らして問題ない場合に、同一の合議制機関を活用することや、既存の合議制機関を活用することも可能である。
- 公益信託が租税特別措置法第40条の適用を受ける場合、合議制機関を税法上の「運営委員会等」の要件に該当させる必要がある(第4章第1節第2の20参照)。

18 信託法第31条第1項各号又は第32条第1項に掲げる行為を行う場合にあっては、その旨及び当該行為の内容(相対的記載事項)

- 信託法第31条第1項は、原則として禁止される利益相反行為について定めているが、同条第2項第1号において、信託行為に定めがある場合等については、当該行為を行うことができると規定されている。また、同法第32条第1項は競合行為の制限について規定しているが、同条第2項は受託者の固有財産又は利害関係人との取引について、信託行為に定めがある場合等には、当該行為を行うことができると規定されている。なお、法令に反する利益相反行為等は、受託者の義務違反となり、受託者は損失の補填等の義務を負うことが想定される
- 例えば、(1)受託者(信託銀行)が信託財産を自ら(信託銀行)の普通預金にて運用する、(2)事業型の公益信託などにおいて、受託者(物品やサービスを販売しているNPO法人等)が、公益信託の目的のために、自らとの間で取引を行い、その対価を信託財産から支出することなどが想定されるが、こうした行為は、受託者が信託財産に物品や役務(サービス)に係る取引を行うものであり、信託法第31条第1項第1号に該当することとなる。

¹²³ 合議制の機関の委員を受託者又は信託管理人(これらの役職員を含む。)から選任することについては、合議制機関の趣旨を踏まえ、合理的な理由が必要と考えられる。なお、受託者や信託管理人が合議制機関の会合に出席することは問題ない。

- また、例えば、子ども食堂を運営するNPO法人を受託者として子ども食堂を公益事務とする公益信託を設定するような場合において、第三者から寄附先を指定することなく安価で良い食材の提供があった際に、固有財産と公益信託のどちらに寄附があったものとするか(どちらの食堂で利用するか)といった問題も生じ得る(仮に、固有財産に対する寄附として取り扱った場合には信託法第32条第1項に該当し得ると考えられる。)。
- こうした行為を適切な収益・費用の計上・配賦等の下で行うことは、民間公益活性化の観点から否定的に捉えるべきではないが、公益信託事務の適正な処理を確保する上では透明性を確保することが求められる。また、公益信託においては、信託報酬として一定の利益を得ることは許容されているが、受託者が信託報酬以外で構造的な利益を得ることは想定しておらず、特別の利益との関係で厳格な審査が必要となる。また、委託者にとっても、信託財産と受託者の固有財産との取引条件については、重要な関心事項であると考えられる。
- このため、利益相反行為や競合行為を行う場合(予定を含む。)には、「当該行為を行う旨及び当該行為の内容」を信託行為に定めなければならないこととしている。「取引の内容」として、利益相反行為を容認する際の取引条件や手続を規定することも考えられる。
- なお、信託行為に定めがない場合には、委託者の意思は、原則として、信託法第31条第1項各号又は第32条第1項に掲げる行為(利益相反行為)を禁止する趣旨であるものと解する。この場合にも、読替信託法第31条第2項第4号の定め¹²⁴に該当するときには、同条第1項に掲げる行為をすることは可能であるが、その際には、信託概況報告に当該行為が同号に該当することの合理的理由を記載するものとする。信託行為に定めがある場合において、記載にある事項以外の事項についても同様とする。
- また、具体的な内容が決まっていない場合に、「信託管理人に取引内容、取引条件、取引理由等の重要な事実を開示した上で信託管理人が承認した取引(行為)」と定めることも可能である。当該取引(行為)を行った場合には、信託管理人に示した重要な事実を信託概況報告に記載する。
- 利益相反行為に該当する受託者が提供する物品や役務の価格等の取引条件については、受託者に対する「特別な利益」の提供が禁止されている公益信託の性格に鑑み、以下のいずれかの事項に該当する必要がある。

¹²⁴ 利益相反行為が信託の目的の達成に合理的に必要と認められる場合であって、①信託の目的の達成に支障とならないことが明らかであるとき、又は②利益相反行為の信託財産に与える影響、利益相反行為の目的及び態様、受託者が信託の目的に関して有する実質的な利害関係の状況その他の事情に照らして正当な理由があるとき。

ア 同種及び同量の取引を同様の状況の下で行った場合に成立する通常の客観的な取引の条件と比べて、受託者に有利にならない「ミニマムベネフィット」を上回らない水準であることが明らかであること。

イ 受託者が負担した費用又は原価を合理的に算出できる場合は、当該費用又は原価をもって取引条件とすること。

例えば、役務の提供をした場合には、役務の提供を行った従業員の人件費(当該従業員が、他の業務も実施した場合には、適切に按分した額)を計上するなどが考えられる。

ウ ア又はイで対応することが困難な場合において、個別取引についての重要な事実を開示して、受託者に特別の利益が生じないことについて信託管理人の同意を得ること。この場合に、「信託概況報告」に当該利益相反行為の重要な事項と信託管理人に開示した内容等を記載すること。

ただし、ア又はイで対応することが原則であり、また、通常の取引価格や費用・原価を合理的に算定できない場合は極めて稀であると考えられる。信託概況報告の内容が透明性又は合理性を欠く場合には、受託者の経理的基礎を欠き、又は特別の利益を与えるものではないと言えないものとして、監督上の措置の対象となり得る。

- 信託財産と受託者の固有財産との間の信託法第31条第1項各号又は第32条第1項に掲げる行為については、公益事務の実施に関する重要な事項として「信託概況報告」に記載する必要がある(第5章第2節第1の3(2)参照)。

また、上記イの取引は、公益事務と受託者の固有業務が一体的に実施される場合に多くなると想定されるが、その場合には、受託者の計算書類についても開示対象(第5章第2節第1の2参照)としている。

19 公益信託報酬を支払う場合にあっては、当該公益信託報酬に関する事項(相対的記載事項)

- 信託法第54条第1項の規定により、信託行為において受託者が信託財産から信託報酬を受ける旨の定めがある場合に限り、受託者は、信託財産から信託報酬を受けることができる。また、信託管理人においても信託法第127条第3項の規定により同様である。
- 公益信託報酬については、公益信託法第8条第11号の規定により「不当に高額」とならない支払基準を定め(第3章第1節第10参照)、同法第20条第2項及び第4項並びに第21条第2項の規定により、備置き、閲覧及び行政庁への提出をしなければならない。
- 加えて、受託者の信託報酬については、信託財産から支弁を受けるものであり、受託者の裁量に委ねることは利益相反の問題も生じ得ること、信託管理人の報酬については監督される立

場にある受託者が決定することは不適切であること¹²⁵等を踏まえ、委託者との合意事項として、信託行為に定めるべき事項としている。

- 信託行為においては、少なくとも、公益信託報酬の支払の有無、支払う場合においては、前記の支払基準に基づく支払額の算定方法(定額・定率)、支払方法、支払時期について定める必要がある。なお、公益信託報酬の支払額等の変更には、公益信託法第12条に定める公益信託の変更等の認可が必要となる。

20 租税特別措置法第40条の適用を受ける場合の対応

- 個人(以下「寄附者」という。)が土地、建物、株式など譲渡所得が生じ得る財産を公益信託の受託者を含む公益を目的とする事業を行う法人等に寄附(信託譲渡を含む。以下この項において同じ。)をした場合、当該寄附者に、当該財産の取得時から寄附時までの値上がり部分について原則として所得税が課税(所得税法(昭和40年法律第33号)第59条第1項第1号)されるが、一定の要件を満たす寄附として国税庁長官の承認を受けたときは、この所得税を非課税とする制度が設けられている(租税特別措置法第40条第1項後段)。
- この特例には、「一般特例」(租税特別措置法第40条第1項後段、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第25条の17第5項)と「承認特例」(同条第7項)の2つの制度があり、公益信託の受託者への寄附にこれらの制度を利用する場合には、公益信託の信託行為において一定の対応が求められる。

(「一般特例」の場合)

- 公益信託の受託者に対する寄附について、寄附者が「一般特例」の適用を受けるには、租税特別措置法施行令第25条の17第5項に規定する非課税承認要件¹²⁶を満たす必要がある。同項第3号では、この非課税承認要件の一つとして、寄附者の所得税やその者の親族等の相続税等を不当に減少させないこと(以下「不当減少要件」という。)を定めているが、公益信託が同条第6項第2号に定める要件¹²⁷を満たす場合には、この不当減少要件を満たすこととなる。同

¹²⁵ 逆に、受託者の信託報酬について、一定の幅の範囲で信託管理人が決定することは許容される。

¹²⁶ 主な要件は以下のとおり。

- ① 寄附が教育又は科学の振興、文化の向上への貢献その他公益の増進に著しく寄与すること。
- ② 寄附財産が、寄附があった日から2年以内に、公益信託事務の用に直接供されること。
- ③ 寄附者の所得税の負担を不当に減少させる結果とならないと認められること。
- ④ 寄附者の親族の相続税、贈与税の負担を不当に減少させる結果とならないと認められること。

¹²⁷ 主な要件は以下のとおり。

- ① 公益信託が、信託行為により適正に運営されるものであること。

号に定める要件を満たすには、その公益信託の受託者の全てが公益社団法人等で一定の者である場合を除き、公益信託の目的に応じた学識経験者等から構成される運営委員会その他これに準ずるもの(以下「運営委員会等」という。)を設置する旨を信託行為に定めることが必要となることに留意する。

- 運営委員会等について、税法上「公益信託の適正な運営に資する一定の要件を満たすもの」とされているが、これは公益信託規則第1条第13号の「適正な運営のために不可欠なもの」として信託行為に定められた合議制の機関と同様の趣旨と解される。したがって、税法上の要件を満たすような運営委員会等については、公益信託法上の「合議制の機関」として取り扱うこととなる。
- 「運営委員会等」に係る税法上の要件は、具体的には以下のとおりである(租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第18条の19第5項)
 - ・ 信託行為において、「運営委員会等」が、公益信託の目的に応じた学識経験を有する者、公益信託の適正な運営に必要な実務経験を有する者その他の者(以下「運営委員等」という。)から構成される旨の定めがあること(同項第1号)。
 - ・ 信託行為において、運営委員等のうち親族等の数が当該運営委員等の数のうちに占める割合は、三分の一以下とする旨の定めがあること(同項第2号)。
 - ・ 信託行為において、当該公益信託の受託者は、信託財産の処分その他の公益信託事務の処理に関する重要な事項について、運営委員会等の同意を得なければならない旨の定めがあること(同項第3号)。
 - ・ 信託行為において、運営委員等に対して当該公益信託の信託財産から支払われる報酬の額は、その任務の遂行のために通常必要な費用の額を超えないものであることが明らかであること(同項第4号)。

(「承認特例」の場合)

- 公益信託の受託者に対する寄附について、寄附者が「承認特例」の適用を受けるには、以下の要件(租税特別措置法施行令第25条の17第7項各号)を満たす必要がある。
 - ・ 寄附者がその公益信託の受託者及び信託管理人(受託者又は信託管理人が法人である場合には、その理事等を含む。)並びにこれらの者(個人に限る。)の親族等に該当しないこと。

② 信託行為に公益信託の目的に関し学識経験を有する者等から構成される運営委員会等を置く旨の定めがあること。

③ 委託者、受託者、信託管理人等に対して公益信託の運営等に関して特別の利益を与えないこと。

④ 信託行為に残余財産が国、地方公共団体、公益法人等に帰属する旨の定めがあること。

- ・ 寄附を受けた財産が、関係大臣が財務大臣と協議して定める方法(具体的には「平成30年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号」(以下「告示」¹²⁸という。)に定める方法)により管理されていること。
- ・ 寄附の申出を受け入れること及び寄附財産を前記の「告示」に定める方法により管理することについて、公益信託の「合議制機関」において決定されていること又は「信託管理人」の同意を得ていること(租税特別措置法施行規則第18条の19第9項第6号、告示)。

○ 「告示」に定める関係大臣が財務大臣と協議して定める方法は、以下の一定の要件を満たすことにつき所轄庁の証明を受けた「基金」に組み入れる方法とする。

- ・ 当該「基金」が他の経理と区分して整理されること。
- ・ 当該「基金」が公益信託事務に充当されることが確実なこと。
- ・ 当該「基金」に組み入れた信託財産の運用によって生じた収入金を「基金」に組み入れること。
- ・ 当該「基金」への財産の組入れ、当該「基金」に組み入れた財産の運用、当該「基金」に組み入れた財産の運用によって生じた収入金の使途等「基金」の管理及び運用に関する重要事項について審議する合議制の機関を設置していること又は、信託行為において当該重要事項について信託管理人の同意を得る旨の定めがあること。
- ・ 信託管理人の承認を受けた基金明細書(当該「基金」に組み入れた財産の種類、寄附者の取得価額、寄附時の価額その他参考となるべき事項を記載した明細書)を、毎信託事務年度終了後3か月以内に、行政庁に提出するとともに、その写しを作成した日の属する信託事務年度の翌年度の開始の日から5年間、当該公益信託の受託者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地に保存することとしていること。

○ 以上については、信託行為(又は信託行為に基づく規程)において明らかにされている必要がある。また、「基金明細書」については、「信託概況報告」に記載することが求められる(信託概況報告については公益信託規則第44条の規定により信託管理人の承認を受けなければならない。)。

○ なお、一般特例の適用を受けて非課税承認を受けた寄附財産について「特定買換資産の特

¹²⁸ 正式名称は、「租税特別措置法施行令第二十五条の十七第七項第二号イ、ロ(2)、ホ及びヘの規定に基づき、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が財務大臣と協議して定める業務、事業、事務、方法及び所轄庁を定める告示(平成三十年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号)」

例」(租税特別措置法第 40 条第5項第2号)の適用を受ける場合も、上記の関係大臣が財務大臣と協議して定める方法により寄附財産及び特定買換資産を管理することが必要となる。

第2節 公益信託認可の申請等

第1 行政庁(公益信託法第3条)

○ 公益信託制度における行政庁は、公益法人制度と同様に、内閣総理大臣又は都道府県知事である。個別の公益信託をどの行政庁が担当するかについては、公益信託の受託者及び行政庁の双方にとって外形的に判断できる基準が望ましいとの考えの下、公益事務を行う地理的範囲に着目して、公益信託認可・監督処分等の権限を有する行政庁を定め、内閣総理大臣か都道府県知事かの所管行政庁を明らかにしたものである。

なお、公益法人制度においては、二以上の都道府県に事務所を設置する公益法人についても内閣総理大臣が行政庁となる(認定法第3条第1号イ)。他方、公益信託においては、受託者の全ての事務所において公益信託事務を処理するとは限らないことから、受託者の事務所が所在する場所については、行政庁の区分の基準としていない。

○ 公益事務を行う区域については、信託行為で定めることとされており(公益信託規則第1条第3号)、二以上の都道府県の区域内において行う旨を定める公益信託は内閣総理大臣(公益信託法第3条第1号イ)、それ以外の公益信託はその公益事務を行う区域を管轄する都道府県の知事が行政庁(同条第2号)となる¹²⁹。また、公益事務を国内のほか海外で実施する旨を信託行為で定める公益信託は、原則として内閣総理大臣が行政庁となるものとして取り扱うことが考えられるが、個別の事情に応じて判断する。

○ 公益事務を複数の都道府県で行うか否かは、信託行為の定めによって判断する。公益事務を行う区域について信託行為に定めていない場合は、行政庁を確定することができず、法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請として、行政手続法第7条の規定に基づき対応する(信託行為の定めについて、第4章第1節第2の7参照)。

例えば、国内の経済的に恵まれない家庭の高校生に対する奨学金の支給、全国規模又は広域での学術や産業の発展を図るための資金助成など、達成すべき目的が一の都道府県内に限定されない公益信託は、二以上の都道府県において公益事務を実施するものと考えられるので、信託行為で他の都道府県を含めて公益事務の実施区域を定めることとなる。

一方、他の都道府県の居住者も来場し又は利用が可能な施設運営事業など、事業の受益対象者が他の都道府県に存在していても、複数の都道府県で事業を実施しているとはいえず、

¹²⁹ 公益信託令の制定時点では該当する公益事務がないことから、公益信託法第3条第1号ロに基づく政令は制定されていない。

当該施設の所在する都道府県を公益事務の実施区域として定めることとなる。また、一の都道府県内の区域と海外の区域との交流を行うような事務については、当該一の都道府県の区域を公益事務の実施区域として定めることが想定される。

- 公益事務を二以上の都道府県で行う信託行為の定めのある公益信託について、申請書の記載及び事業計画等において二以上の都道府県で公益事務を行うこととされていない場合など、信託行為に定める公益事務を行う区域と申請書及び事業計画等の内容が整合しない場合には、行政庁はその理由を確認する。合理的な理由がない場合は、受託者は、信託行為に従って公益事務を実施する意思がないと評価することができると考えられ、「公益信託の適正な運営を確保する仕組みが整備されている」といえず、公益信託事務を適正に処理するのに必要な技術的能力を有していないと判断し得る。
- また、合理的な理由なく信託行為で定めた実施区域において公益事務を行っていない場合には、信託行為に従った事務運営がされていないものとして、監督上の措置の対象となり得るものとする。

第2 公益信託認可の申請(公益信託法第7条)

- 本条は、公益信託の受託者となろうとする者が、公益信託認可の申請に当たって申請書に記載する事項及び添付する書類について規定するものである。申請書に記載がなく、又は添付書類がない場合には、法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請として、行政手続法第7条の規定に基づき、相当の期間を定めて補正を求め、又は申請を拒否する処分を行う。

1 申請書

- 申請書には、公益信託の名称、受託者及び信託管理人の氏名及び住所(法人の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、公益事務を行う都道府県の区域、公益事務の種類及び内容、公益信託に係る信託行為の内容に関する事項を記載しなければならない(公益信託法第7条第2項。公益事務の種類及び内容の記載については、第2章第1節第2の2参照)。
- 公益信託法第7条第2項各号に掲げる事項を変更するときには、第4章第2節第4の1から6までの場合を除き、あらかじめ変更認可を得る必要がある。
- 受託者の住所(法人の場合は主たる事務所)には、財産目録等を備置き、閲覧の請求に対応する必要がある(第5章第2節第1参照)、氏名及び住所は公示されることになる。

受託者が個人である場合の「住所」については、原則として、住民票上の住所とする。ただし、個人事業主は、その活動の拠点として住民票上の住所とは一致しない事務所を設けて事務を

する場合があることを考慮する必要がある。当該事務所も生活の拠点の一つであると考えられることに加え、事務に係る書類は事務所に保管することが一般的であることを考慮し、公益信託法第20条等の事務に適切に対応できる限りにおいて、個人事業主が受託者となる場合の住所について、その事務所の所在地とすることを許容する。

なお、この場合の疎明書類については、個人番号カードの写し等の本人確認書類(公益信託規則第2条第3項第1号)に加え、行政庁が必要と認める書類(公益信託規則第2条第3項第9号)として、例えば、士業の資格者団体が発行する身分証明書の写し等、事務所の所在地を証する書類を添付するものとする。

- 受託者が二人以上ある場合は、代表受託者(又は行政庁からの連絡に対応する窓口となる者)を申請書の表紙(様式1・①参照)に記載し、その他の受託者の氏名等については、申請書の別葉(様式1・②参照)に記載する。代表受託者を定めることは法令上の義務ではないが、行政庁への対応や、予期せぬ事態に迅速に対応する必要性等を考慮すると、受託者が二人以上ある場合に、公益信託事務を円滑に処理する上で、代表者を定めることが望ましい。行政庁による審査や監督の場面において、誰が対応するかが明確ではないために迅速に対応できないようなことがあれば、全体として、公益信託事務を適正に処理するのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有しないものであると判断されることがあり得ることに留意する。
- 公益事務を行う都道府県の区域は、信託行為の定めを踏まえ、公益事務を行う都道府県名等を記載するとともに、公益事務を行う区域に係る信託行為の定め(又は条項)を記載する(様式1・①及び②参照)。
- 公益事務の種類及び内容は、公益事務名、公益事務の別表該当性、公益事務の目的、公益事務の概要、受益の機会、受益対象者の義務・受益の条件、公益事務の合目的性の確保の取組、公益事務の公益性に関する説明、公益事務を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について記載する(様式1・③参照)。
- その他公益信託に係る信託行為の内容に関する事項は、上記のほか、原則として信託行為に定めている全ての事項をいう。ただし、遺贈等の場合に、遺言書において信託行為に当たらない(当該公益信託とは無関係の)記載があるときは、当該記載を黒塗りにして申請することは差し支えない¹³⁰。
- 申請書の当該事項の欄には、「公益信託〇〇基金信託契約書のとおり」などと記載し、申請者において補足すべき事項がある場合は、申請書の別紙に補足事項を記載する。申請書の記

¹³⁰ 公益信託の運営と直接の関係がない事項であっても、公益信託の本旨の検討に当たって参照されるような内容は、「無関係」とは言えない。申請書に記載されない内容は、公益信託事務の処理に当たり、考慮することができない。

載が信託行為(信託契約)の定めと異なると、混乱が生じるおそれもあるため、申請書には信託行為と重複する記載を行うことは要しない。

なお、公益信託認可がなされた場合には、申請書(様式1・②参照)の公益信託に関する基本情報として記載された情報は、原則として、「公益法人information」に公表されることになる。

【公益信託制度における任意団体の扱いについて】

「任意団体」からの申請に対する基本的な考え方は以下のとおりとするが、個別の団体の特性等を踏まえて検討する。

○「任意団体」からの申請は、当該団体がいわゆる「権利能力なき社団¹³¹」の要件を満たし、以下の「申請団体」の要件の全てを充足する場合には、以下の取扱いとする。

(「申請団体」の要件)

- ① 当該公益信託の公益信託事務を処理することが、組織の目的や事業内容と合致していること。
- ② 団体として銀行等の口座を開設していること。
- ③ 団体として各種法人法に準じた貸借対照表、損益計算書等の計算書類を作成していること。

(「申請団体」の要件を充足する場合の取扱い)

- ① 受託者の「経理的基礎」や「技術的能力」の審査及び監督は、「団体」を対象に行う。
- ② 受託者の名称は、「団体名(代表者〇〇)」のように括弧書きで代表者や管理者の氏名を明記する。
- ③ 受託者の住所は、団体の事務所の所在地とする。
- ④ 団体の本人確認資料は、団体の代表者の資料をもって代替する。
- ⑤ 任意団体の代表者の交代に伴う受託者の変更は、公益信託法第12条に定める公益信託の変更としては取り扱わない。
- ⑥ 定期提出書類については、「法人その他の団体」として取り扱う。
- ⑦ 信託財産たる金銭を管理するための受託者名義の専用口座については、団体名で開設する(第3章第1節第2の1(2)ア参照)。
- ⑧ 登記・登録制度がある財産については、「任意団体」名での登記・登録が行えず、分別管理義務の履行が困難なため、「任意団体」が受託者となる公益信託の信託財産とすることはできないものとする。

(前記の要件が未充足であるものの、団体の関与が認められる場合)

- 団体に属する権利能力を有する者(例えば、団体の「代表者」や「管理者」)を、法律上、公益信託法第7条第1項の「公益信託の受託者となろうとする者」として取り扱う。また、当該団体が「権利能力なき社団」の要件を満たす場合は、受託者の表示として、括弧書きで団体名や役職名を表示できることとする。
- 「任意団体」の実態に応じて、受託者の「経理的基礎」や「技術的能力」に係る審査や監督においては、「任

¹³¹ 「権利能力なき社団」の要件(最高裁判例 昭和39年10月15日)…①団体としての組織をそなえ、そこには多数決の原則が行なわれていること、②構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続すること、③組織の規程等によって代表の選定方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定していること。

意団体」の能力等を加味することができる。例えば、組織の規程等が定められ、かつ、信託行為に明確に定められている場合には、団体の機関を「合議制機関」として取り扱うことができる。

- 受託者の住所について、申請書上は、代表者の住民票上の住所を必要とするが、団体の事務所をもって情報開示を行う際の住所として表示することができる。
- 任意団体の代表者の交代に伴う受託者の変更は、公益信託法第12条に定める公益信託の変更として取り扱う。
- 団体の「代表者」が、公益信託法上の受託者となるが、信託管理人の選定や特別の利益を与えてはならない公益信託の関係者の取扱いについては、団体の実態に応じて団体を受託者とみなして審査及び監督を行う場合もあり得るものとする。

2 添付書類

- 申請書には、下記(1)から(6)までの書類を添付して提出することとされている。

(1) 公益信託に係る信託行為の内容を証する書面(公益信託法第7条第3項第1号)

信託契約書や遺言書(第4章第1節第1の1及び2参照)など、実質的に信託行為の内容を証することができる書面を添付する。

信託行為の内容を証することができる書面については、「財産目録等」(公益信託法第20条第4項)に含まれ、行政庁による公表の対象であるが、個人情報保護の観点等から、例えば、個人である委託者及び信託管理人の住所、信託行為の内容を証する書面に押印されている印影、遺言書のうち公益信託とは無関係の部分等について黒塗りをすることができるものとする(第4章第1節第1の2、第4章第1節第2の5参照)。その場合は、黒塗りをしていない書類も併せて提出するものとする。

(2) 事業計画書及び収支予算書(同項第2号)

事業計画書は、最初の信託事務年度に行う公益信託事務の具体的内容や実施方法等を記載するほか、翌年度以降、公益事務の大きな拡大・縮小・変更又は終了の予定がある場合には、公益事務の大きな拡大・縮小・変更又は終了に至る公益信託事務の計画を記載する。

公益事務の内容や実施方法について、信託行為及び公益信託認可申請書において公益事務について抽象的・包括的に記載している場合、事業計画書においてはその具体的な実施方法(公益事務該当性を確保するための取組を含む。)、規模等について記載しなければならない。申請書において、事業計画書に記載する旨を定めた事項については、必ず記載する。また、申請書において、規程・要綱等で定めることとしている場合には、当該規程・要綱等を添付しなければならない。

信託行為・申請書にどの程度記載し、何を事業計画書に記載する事項とするかは、何を公益信託の自律的なガバナンスに委ねるのかという観点を意識して記載することが望まれる。委託者の

意思や受託者の体制等を踏まえ、信託行為・申請書に具体的内容を記載し、事業計画書は簡単なものにすることも可能である。

このほか、資産運用の方針その他信託財産の管理等についての方針(信託行為において明確に示されている場合を除く。)があれば、記載する。

翌年度以降の公益信託事務の計画については、原則として、その時点における方針について記載すれば足り、特に必要がある場合¹³²を除き、確定事項として具体的な記載は求めない。また、当該計画が財務的に実現可能であることについての説明を記載する¹³³。

収支予算書は、当該信託事務年度の計画を予算面から裏付ける書類として、合同命令第31条に沿って、経常収益、事業費、管理費、経常外収益及び経常外費用に分けて区分する。公益事務の内容等に即して、適宜、細目を設ける。

収支予算書により、収支の見込み(経理的基礎(第3章第1節第2の1参照))、財務規律(第5章第1節参照)適合の見込みなどを確認する。特定資産公益信託であって、合同命令第19条第3項の規定により収支決算書を作成する公益信託においては、収支予算書と収支決算書の対応を容易に比較できるよう、収支決算書の区分に沿った区分を設け、収入及び支出の見込みを明らかにする。

(3) 公益事務に必要な許認可等を受けていることを証明する書類(同項第3号)

(4) 経理的基礎を有することを明らかにする書類(同項第4号)

ア 公益信託の設定時における信託財産に係る予定財産目録(公益信託規則第2条第2項第1号)(第3章第1節第2の1(1)参照)

信託設定時の予定財産目録は、財産目録(公益信託法第20条第2項第1号)の作成方法(公益信託規則第43条)に準じて作成する。予定財産目録は、財産基盤について確認するための書類であり、行おうとする公益事務の内容や実施規模に相当する信託財産が記載されている必要がある。

少なくとも、信託行為に定められた財産(信託行為において、後日に拠出される旨が明記されているものを除く。)は、予定財産目録に記載されている必要がある。

イ 事業計画書及び収支予算書に記載された予算の基礎となる事実を明らかにする書類(同項第2号)

「公益事務を行うのに必要な経理的基礎」(様式1・④参照)(信託財産の確保・情報開示の適正性に係る資料)の「1. 信託財産の確保」に、公益信託事務の重要な財源として寄附金収

¹³² 例えば、初年度は実質的に公益事務を行わないような場合など。

¹³³ 事業計画書及び収支予算書は、信託行為の内容を証する書面と併せて、公益信託の存続期間を通じて公益信託事務が処理される見込みであることを確認することができる程度の内容である必要がある(第3章第1節第4参照)。

入等の見込みがある場合は大口拋出者の氏名又は名称、借入れの予定等を記載する。

ウ 受託者の固有財産に属する財産及び収入の状況を明らかにする書類(同項第3号)

○ 法人その他の団体が受託者である場合

当該団体の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書(最終事業年度がない場合にあっては、当該団体の成立の日における貸借対照表)(同項第3号イ)を添付する。

これらは、法令等に定められた手続を経て作成されたものであり、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従い作成されたものである必要がある。

○ 個人(法人その他の団体以外の者)が受託者である場合

当該個人の財産及び収入の状況を明らかにする調書(同項第3号ロ)に、前年(又は前年度)の年収並びに主な資産及び負債の額(その種類を含む。)を明らかにするものとする。この場合において、当該個人が個人事業主であって、貸借対照表及び損益計算書を作成しているときは、それらを当該書類として取り扱う。なお、公益事務の内容、信託財産の内容、受託者の収入及び財産の状況等に照らして必要がある場合には、行政庁が必要と認める書類として追加で説明を求めることがあり得るものとする。

エ その他経理的基礎を明らかにする書類(同項第4号)

「公益事務を行うのに必要な経理的基礎」(様式1・④参照)の「2. 情報開示の適正性」に、収支予算書における費用の額又は収益の額に応じ、公認会計士、税理士又はこれらに準ずる会計事務の精通者等による公益信託事務への関与の仕組みについて記載する(第3章第1節第2の1(3)イ参照)。また、経理規程等(不適正な経理処理や財産管理を防止するためのルール)を添付する(第3章第1節第2の1(2)イ参照)。このほか、分別管理に関する規程や信託財産の受入れ、運用、支出その他の信託財産に関する規程を定めている場合は、これらを添付する(第3章第1節第2の1(2)ア、イ参照)。

ウ及びエは、受託者のホームページにおいて公表している場合(公表した日から1年を経過していない場合に限る。)は、その旨を記載した書類の提出をもって代えることができる(公益信託規則第2条第4項)。また、ウについて、二以上の公益信託を引き受ける受託者が当該公益信託のうちの一の行政庁に提出したときは、当該書類の提出をした日から起算して一年を経過する日までの間、当該提出に係る書類をもって、他の公益信託の行政庁に提出すべき書類に代えることができる。この場合には、当該一の公益信託の行政庁と他の公益信託の行政庁が異なるときは、当該一の公益信託の行政庁はその提出を受けた当該書類を他の公益信託の行政庁に共有しなければならない(同条第5項)。

(5) 公益信託報酬の支払基準(同項第5号)(第3章第1節第10参照)

(6) その他公益信託規則で定める書類(同項第6号)

ア 受託者及び信託管理人の氏名、生年月日、住所及び略歴を記載した書類(法人にあって

は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款、寄附行為又は規則並びに登記事項証明書）並びに本人確認書類の写し（個人番号カードの写しその他その者が本人であることを確認するに足りる書類として行政庁が適当と認めるもの）（公益信託規則第2条第3項第1号）（様式1・⑤参照）

本人確認書類の写しは、受託者又は信託管理人が個人である場合に添付する。「行政庁が適当と認めるもの」は、運転免許証の写し、パスポートの写し等、行政手続において本人確認書類として一般的に使用されているものである。なお、受託者に係る書類について、二以上の公益信託を引き受ける受託者が当該公益信託のうちの一の行政庁に提出したときは、当該書類の提出をした日から起算して一年を経過する日までの間、当該提出に係る書類をもって、他の公益信託の行政庁に提出すべき書類に代えることができる。この場合には、当該一の公益信託の行政庁と他の公益信託の行政庁が異なるときは、当該一の公益信託の行政庁はその提出を受けた当該書類を他の公益信託の行政庁に共有しなければならない（公益信託規則第2条第5項）。

イ 信託管理人となるべき者が就任を承諾したことを証する書類（同項第2号）

当該書類は、就任時期が明らかにされている必要がある。なお、承諾したことを証する書面は、信託管理人となるべき者の署名等をした書面のほか、当該者（本人）からの電子メールなどが想定される。

ウ 上記のほか公益信託認可基準に適合することを説明した書類（同項第3号）

本書類については、受託者のホームページにおいて公表している場合（公表した日から1年を経過していない場合に限る。）は、その旨を記載した書類の提出をもって代えることができる（公益信託規則第2条第4項）。

- ・ 公益信託法第8条第2号に適合することを説明した書類（「受託者等の本人確認情報」様式1・⑤及び「受託者等の組織について」様式1・⑥参照）

公益信託事務に従事する体制（人員数等）を記載する。

受託者が法人その他の団体である場合には、その団体がどのような者によって運営されているかを明らかにするとともに、その団体の規模や事務処理能力等を明らかにするため、理事、取締役、監事、監査役その他の役員に関する状況及び職員（従業員）数を記載する（様式1・⑥参照）。受託者が個人である場合には、その個人がどのような者であることを示す要素として、当該受託者の職業に関する事項を記載する（様式1・⑤参照）。

- ・ 同条第6号、第12号に適合することを説明した書類（「信託財産における株式等の状況」様式1・⑦参照）
- ・ 同条第8号に適合することを説明した書類として別表A（様式1・⑧参照）
- ・ 同条第9号に適合することを説明した書類として別表B（様式1・⑨参照）

- ・ 同条第10号に適合することを説明した書類として別表C(様式1・⑩参照)

(特定資産公益信託(第3章第1節第13参照)の場合は、別表Aから別表Cまでは添付不要)

- ・ 同条第11号に適合することを説明した書類として、公益信託事務に要する費用等について、受託者が委託者に示した情報及び説明した内容を記載した書類(第3章第1節第10の2(2)ア参照)

エ 受託者、信託管理人及び公益信託が欠格事由に該当しないことを説明した書類として確認書(同項第4号、第5号及び第6号)(様式1・⑪参照)

オ 受託者の滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書(地方税については公益信託認可の申請をしようとする受託者が納付すべき地方税に係るものに限る。)(同項第7号)

過去3年以内に滞納処分を受けたことがないことの証明書で発行日から3か月以内のものである必要がある。国税にあつては納税証明書「その4」であり、地方税にあつては様式が自治体ごとに異なる。また、地方税(都道府県税及び市町村税)にあつては、納付義務がある全ての税目に係る証明書が必要である。

なお、金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出する者(上場会社等)若しくはこれに準ずる者又は他の法令の規定により公益信託法第9条第1号ロに掲げる者に該当しないことが明らかであると認められる者(公益法人、認定特定非営利活動法人等)は、公益信託法第9条第1号ロに掲げる者に該当しない旨を説明した書類を添付することで足りる(公益信託規則第2条第3項ただし書)(様式1・⑫参照)。「これに準ずる者」とは、有価証券報告書を提出する者(上場会社等)の子会社のことである。

カ 申請書の提出について、委託者(信託法第3条第2号に掲げる方法によってする場合にあつては、遺言執行者を含む。)が承諾したことを証する書類(同項第8号)(様式1・⑬参照)

公益信託は、委託者が、その思い・意思を実現するために財産を受託者に信託して、公益事務を行わせる仕組みであり、その趣旨を踏まえると、申請に係る公益信託の内容について受託者が十分に理解した上で、申請内容が委託者の思いに沿ったものであることを確認することは、極めて重要である。万一、受託者(候補)等による不適切な勧誘により、委託者の意思に沿わない公益信託が行われることがあれば、制度の信頼性を揺るがすことにもなりかねない。

このため、受託者は、委託者に対して、公益信託の内容等について十分に説明する必要があり、

その上で、委託者が承諾することが求められる。このため、委託者は、受託者から、

- ・ 信託行為の必要的記載事項及び相対的記載事項(信託行為において定めを必要としている

趣旨を含む。)(第4章第1節第1の4参照)¹³⁴その他信託行為の内容

・ 申請書及び申請書に添付する書類(事業計画書、収支予算書等)の内容

について説明を受け、その内容を理解した上で承諾したことについて、承諾書を作成することとし、当該書類を添付する。

また、信託行為の内容を証する書面における委託者の住所を非開示とする場合は、受託者は、申請に当たって委託者の意思を確認し、承諾書にて示すものとする。

キ その他行政庁が必要と認める書類(同項第9号)

・ 「行政庁の審査時に合理的に必要と考えられる書類、証憑類として示した書類(第2章第2節参照)のほか、本節で「その他行政庁が必要と認める書類」として添付することとしている書類

- 本ガイドラインに記載がない書類を例外的に求めるときは、行政庁は、受託者に対して当該書類を必要とする理由を示すものとする。
- 上記のほか、任意に「参考情報」の提出を依頼することもあり得るが、その際には、あくまで任意に求めるものである旨を示すものとする。
- 代理人による申請については、業として報酬を得て代理申請が行われる場合、法令遵守の観点から、原則行政書士等(行政書士、行政書士法人、弁護士又は弁護士法人)からの代理申請のみを認めることとし、行政書士名簿への登録を行っていない弁理士、公認会計士又は税理士からの申請は無償で行っている場合を除き認めない¹³⁵¹³⁶。代理申請には、委任状の添付が必要である。なお、代理申請を含め実態として受託者の事務局機能、事務実施等について外部に過度に依存しているときには、公益信託の受託者としての技術的能力を備えていないものと判断される場合もある。
- 行政庁は、公益信託認可をしようとするときは、次に掲げる者に対し、それぞれ掲げる事項について意見を聴くこととされている(公益信託法第10条)。
(ア) 許認可等行政庁(その公益事務を行うに当たり、許認可等を必要とする場合に限る。):公

¹³⁴ 信託業法第25条においては、信託契約締結時に信託契約の内容として、同法第25条第3号から第16号までに掲げる事項を説明しなければならないとされている。公益信託規則第1条の規定は、信託業法第26条第1項各号の規定も参考に策定されている。

¹³⁵ 行政書士法(昭和26年法律第4号)第2条の規定では、弁護士、弁理士、公認会計士、税理士となる資格を有する者等は行政書士となる資格を有するが、行政書士となる資格を有するだけでは代理申請について業として報酬を得て行うことができず、弁理士、公認会計士及び税理士については、登録料を支払い行政書士名簿への登録を行った者のみが「行政書士」(又は「行政書士法人」)として法人の代理申請を業として報酬を得て行うことができる(行政書士法第6条、第19条第1項)。

¹³⁶ 弁護士(又は弁護士法人)については、弁護士法(昭和24年法律第205号)により法律事務全般を取り扱うことができる(弁護士法第3条第1項、第30条の5、第72条)。個人又は法人による無報酬での代理申請は、民法上の代理行為(民法第99条)として行うことができる。

益信託法第8条第1号、第2号及び第7号並びに第9条第1号イ及び第5号に規定する事由(第3章第1節第1、第2、第6及び第3章第2節第1の1、第3参照)

(イ) 国税庁長官等:公益信託法第9条第1号ロに規定する事由(第3章第2節第1の2参照)

(ウ) 警察庁長官等:同条第2号二、第4号及び第6号に規定する事由(第3章第2節第1の6、第2の2、第4参照)

そのほか、審査に当たって必要がある場合には、公益信託法第40条の規定により、官庁、地方公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることは可能である。受託者又は信託管理人が公益法人、社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人その他監督官庁がある法人である場合には、必要に応じて当該監督官庁に意見を聴くものとする。受託者又は信託管理人が法人その他の団体である場合にあっては、行政庁が必要と認める書類(公益信託規則第2条第3項第9号)として、当該法人その他の団体の役員の役職、氏名等の情報を記載した書類を添付するものとする(様式1・⑥参照)。

- 行政庁は、公益信託認可の申請に対する処分をしようとする場合(欠格事由に該当し、又は行政手続法第7条の規定に基づき、認可を拒否する場合を除く。)には、委員会等に諮問しなければならない(公益信託法第34条第1項第1号¹³⁷)。その際には、公益信託法第10条の規定による許認可等行政機関の意見を付さなければならないとされている。
- 委員会の答申は公表される(公益信託法第35条)。行政庁は、委員会の答申を尊重して処分を行う。
- 行政庁は、公益信託認可をしたときは、その旨を公示することとされている(公益信託法第11条)。具体的には、「公益法人information」において、①公益信託コード(各公益信託の管理のために行政庁が付与する記号番号)、②公益信託の名称、③受託者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在場所)、④公益事務の内容、⑤特定資産公益信託である場合はその旨を公示する。
- 公益信託認可の申請は行政手続法上の申請であり、行政庁の決定は処分に当たる。行政庁の不作为に対しては不作为の審査請求(第1章第5節第3参照)や不作为の違法確認訴訟(行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第5項)によって、救済を求めることができる。また、不認可処分に対しては、受託者は審査請求(第1章第5節第3参照)や取消訴訟(行政事件訴訟法第3条第2項)によって、当該処分を争うことができる。
- 公益信託認可を受けた場合には、遅滞なく、事業計画書の作成・備置き等が必要である(第5章第2節第1の1、2参照)。

¹³⁷ 都道府県知事が行政庁の場合は、公益信託法第38条の規定により準用される同法第34条。

- 公益信託の認可後、受託者に信託財産が移転されていることなどを確認するため、公益信託の認可を受けた受託者は、公益信託認可後に遅滞なく行政庁に提出することとされている財産目録等(公益信託法第21条第1項、公益信託規則第49条)と併せて、公益信託規則第49条第1項第4号の書類として、信託財産の移転を証する書類(登記事項証明書、金融機関の通帳等の写し等)を提出する(第5章第2節第1の5参照)。

第3 公益信託の変更等の認可(公益信託法第12条)

- 公益信託の受託者は、信託法における信託の変更、新受託者及び新信託管理人の選任を含む公益信託法第7条第2項各号に掲げる事項の変更をするときは、①裁判所の命令による変更等の場合¹³⁸又は②公益信託規則第11条に規定される軽微な信託の変更を除き、行政庁の認可を受けなければならない(公益信託法第12条第1項)。なお、①及び②の場合には、変更の届出(公益信託法第14条第1項)が必要となる(第4章第2節第4参照)。
- 具体的には、信託行為において定めた事項の変更であって、次に該当するものについて変更認可申請が必要となる。
なお、公益信託の目的の変更は、その変更後の目的が当該公益信託の目的に類似するものである場合に限られる(公益信託法第12条第2項)。

1 公益事務を行う区域の変更であって、行政庁の変更を伴うもの

- 信託行為で定めることとされている公益事務を行う区域について、
 - (1) 二以上の都道府県から一の都道府県の区域内に変更するもの(内閣総理大臣→都道府県知事)
 - (2) 一の都道府県の区域内から二以上の都道府県の区域内に変更するもの(都道府県知事→内閣総理大臣)
 - (3) 一の都道府県の区域内から他の一の都道府県の区域内に変更するもの(都道府県知事→他の都道府県知事)

2 受託者又は信託管理人の変更

- 3 公益信託法及び公益信託規則で信託行為に定めなければならないとされている事項の変更(対象となる行為を行う場合に信託行為に定めなければならない事項(相対的記載事項)を含む。)(1、2(受託者又は信託管理人の氏名又は住所(法人にあっては、その名称、代表者の

¹³⁸ 裁判所の命令による信託の変更(読替信託法第150条第1項)、公益信託認可が取り消された場合における新受託者の選任(公益信託法第31条第1項)、裁判所による信託の終了の命令に伴う新受託者の選任(読替信託法第173条第1項)、受託者又は信託管理人の任務が終了した場合における裁判所による新受託者又は新信託管理人の選任(信託法第62条第4項、読替後の第129条第1項)をいう。

氏名又は主たる事務所の所在地を含む。)及び公益信託の名称の変更を除く。)

変更認可が必要な事項は、公益信託法第7条第2項の規定に基づき申請書に記載した事項であり、形式的には信託行為に定められていなくとも、信託行為を補足するために申請書に記載した事項についても対象となる(第2章第1節第2参照)。

- ・ 信託管理人となるべき者を指定する定め(公益信託法第4条第2項第2号)
- ・ 帰属権利者を指定する定め(同項第3号)
- ・ 公益事務の種類及び内容(公益信託法第7条第2項第4号)
- ・ 委託者の地位の移転(読替信託法第146条第1項)又は新たな委託者からの追加信託に伴う新委託者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)(公益信託規則第1条第1号)
- ・ 公益信託の目的(同条第2号)
- ・ 信託財産の受入れ、運用、支出その他の信託財産に関する事項(同条第5号)
- ・ 受託者の職務に関する事項(同条第6号)
- ・ 公益信託事務の処理の方法に関する事項(同条第7号)
- ・ 信託管理人の職務に関する事項(同条第8号)
- ・ 信託事務年度(同条第9号)
- ・ 公益信託の存続期間を定める場合における当該期間に関する事項(同条第10号)
- ・ 受託者が二人以上ある場合における各受託者の職務に関する事項(同条第11号)
- ・ 公益信託事務の一部を第三者に委託する場合における公益信託事務の委託先又は委託先の選定に係る基準及び手続並びに委託する公益信託事務の内容(同条第12号)
- ・ 公益信託の適正な運営のために不可欠な合議制の機関を置く場合における当該機関の職務及び権限並びに当該機関の構成員の数、選任方法及びその任期並びに当該構成員に対する報酬の有無及び報酬の額又はその算定方法(同条第13号)
- ・ 信託法第31条第1項各号又は第32条第1項に規定する行為(利益相反行為)を行う場合にあっては、その旨及び当該行為の内容(同条第14号)
- ・ 公益信託報酬を支払う場合における公益信託報酬に関する事項(同条第15号)

ただし、公益信託法及び公益信託規則で信託行為に定めることとされている事項のうち、変更後においても引き続き公益信託法第8条各号に掲げる基準に適合することが明らかであるものとして、内閣総理大臣が定めるもの(公益信託規則第11条第6号。現時点では未制定)については、軽微な変更として変更認可が不要(変更届出が必要)となる(第4章第2節第4の5参照)。

- 変更認可の申請書には、変更に係る事項を記載しなければならない。申請書には、第4章第2節第2の2(1)から(6)までに記載した添付書類のうち、変更又は新受託者若しくは新信託管理人の選任に係るもの(公益信託規則第12条第2項柱書)のほか、次の書類を添付する。

- ・ 当該信託の変更又は当該選任に係る信託法の規定又は信託行為の定めに基づく合意があったことを証する書面(同項第1号)。なお、公益信託法第7条第2項各号に掲げる事項として申請書に記載された事項の変更については、信託の変更として信託法の規定又は信託行為の定めに基づく合意が必要となる。
 - ・ 新受託者又は新信託管理人となるべき者が就任を承諾したことを証する書類(同項第2号)
就任を承諾したことを証する書面は、新受託者又は新信託管理人となるべき者の署名等をした書面のほか、当該者(本人)からの電子メールなどが想定される。
 - ・ 行政庁が必要と認める書類(同項第3号)(具体的内容等については、第4章第2節第2の2(6)キ参照)
- 行政庁の変更を伴う変更認可申請は、変更前の行政庁を経由して行うこととされている(公益信託法第13条第1項)。この場合において、申請書の提出を受けた行政庁は、速やかに変更後の行政庁に連絡し、関係書類を送付するものとする^{139 140}。
- 公益信託認可基準(公益信託法第8条)及び欠格事由(公益信託法第9条)の規定は、変更認可において準用されており(公益信託法第12条第6項)、公益信託認可と同じ基準が適用される。

ただし、変更認可申請をする公益信託の受託者は、一度行政庁の公益信託認可を受け、行政庁の監督の下で活動するものであり、公益信託の受託者の業務運営を含め公益信託全般について改めて審査を行う意義は乏しく、行政効率に反するだけでなく、その審査に時間を要することは柔軟・迅速な公益活動の展開を阻害することになりかねない。

したがって、公益信託法に基づく勧告処分等が行われ、又は報告徴収(第6章第3節参照)若しくは立入検査(第6章第4節参照)の結果を踏まえて具体的な監督処分等が検討されている場合を除き、変更認可申請に係る審査においては、変更認可において申請のあった変更内容についてのみ行い、それ以外の基準については適合しているものとして取り扱うことを原則とする¹⁴¹。この場合において、審査の過程で変更内容以外に確認すべき事項が生じた場合には、変更認可申請に係る審査とは切り離して、監督上の措置の必要性について検討を行うものとする。

勧告処分等に対する公益信託の受託者の対応が明らかにならない限り、又は、報告徴収若

¹³⁹ 行政庁の変更を伴う変更認可申請に係る行政庁は、相互に密接に連絡を取り、公益信託の受託者に不都合が生じないようにすることが求められる。

¹⁴⁰ 行政庁が認可又は不認可の処分を行ったときは、直ちに従前の行政庁に通知する(公益信託規則第13条第2項)。認可の処分がされた場合には、変更後の行政庁は、変更前の行政庁から遅滞なく、関係書類等の引継ぎを受けなければならない(公益信託規則第13条第2項、第3項)

¹⁴¹ これを前提に、公益法人制度において、内閣府では、変更認定申請に係る標準処理期間を40日に設定している。なお、内閣府による公益信託制度における標準処理期間は、公益信託法施行後、実務の蓄積を待って速やかに定めることとしている(第1章第3節第2の1参照)。

しくは立入検査の結果を踏まえた検討結果が出なければ、公益信託法第12条第6項で準用する公益信託法第8条及び第9条に適合等するか判断できない場合には、行政庁(公益認定等委員会)は、それまでの間、変更認可申請に係る審査を保留することができるものとする。

- 行政庁は、公益信託認可をしようとするときは、許認可等行政庁(変更に係る事業を行うに当たり、許認可等を必要とする場合に限る。)に対し、公益信託法第8条第1号、第2号及び第7号並びに第9条第1号イ及び第5号に規定する事由(第3章第1節第1、第2、第6及び同章第2節第1の1、第3参照)の意見を聴かなければならない(公益信託法第12条第6項)。そのほか、審査に当たって必要がある場合に、公益信託法第40条の規定により、官庁、地方公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることは可能である。
- 行政庁は、変更の認可申請に対する処分をしようとする場合には、原則委員会へ諮問し(公益信託法第34条第1項第1号¹⁴²)、委員会からの答申を受けて認可又は不認可の処分を行う。当該答申は公表される(公益信託法第35条第1項)。
- 行政庁は、変更認可をしたときは、その旨を公示することとされている(公益信託法第12条第6項、第11条)。公益信託コード、公益信託の名称、受託者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在場所)、公益事務の内容(変更後のもの)、特定資産公益信託についての変更認可である場合は、その旨のほか、変更に係る説明について公示する。
- 行政庁は、変更認可をした場合において、①変更後の信託行為の内容を証する書面、②公益事務の種類及び内容に変更があった場合には、変更後の公益事務の種類及び内容、③事業計画及び収支予算書等に変更があった場合には、変更後の事業計画及び収支予算書等を、行政庁における公表の対象とするものとする(公益信託法第21条第2項)(第5章第2節第1の5参照)。

第4 公益信託の変更の届出(公益信託法第14条)

- 公益信託の受託者による公益信託の適正な運営を確保するため、公益信託の透明性確保の観点から公表するとともに、行政庁が把握しておく必要がある事項について変更を行った場合に、遅滞なくその旨を届け出なければならない。
- 公益信託の変更の届出については、公益信託法第12条第1項ただし書に規定する信託の変更又は選任がされた場合に行う(公益信託法第14条第1項)。このため、公益信託法第7条第2項に記載された事項(信託行為の内容を含む。)の変更については変更認可申請又は変更届出により、必ず行政庁が把握し、公表されることとなる。変更の届出があった場合には、その

¹⁴² 都道府県知事が行政庁となる場合は、公益信託法第38条の規定により第34条の規定が準用される。

旨は公示される(公益信託法第14条第2項)。具体的には、次に該当するものについて変更の届出が必要となる。

- 1 公益信託の名称(公益信託規則第11条第1号)
- 2 受託者及び信託管理人の氏名又は住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地。受託者である法人が合併又は分割した場合における変更を除く。)(同条第2号)

ここでいう「氏名又は住所(名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)」の変更とは、例えば、受託者である法人が名称変更をした場合や、主たる事務所を移転した場合等である。受託者又は信託管理人が変更される場合は含まれない。

なお、受託者である法人が合併又は分割した場合は、合併後の法人又は分割後に受託者の権利義務を承継する法人が公益信託認可基準に適合するかを改めて審査する必要があるため、変更認可申請が必要となる。

- 3 公益事務の実施区域の変更であつて、行政庁の変更を伴わないもの(同条第3号及び第4号)
- 4 1から3までのほか、公益信託法及び公益信託規則で信託行為に定めることとされている事項以外のもの(信託行為に任意で定めているもの(任意的記載事項))(同条第5号)
- 5 公益信託法及び公益信託規則で信託行為に定めなければならないとされている事項のうち、変更後においても引き続き公益信託法第8条各号に掲げる基準に適合することが明らかであるものとして、内閣総理大臣が定めるもの(同条第6号)

「内閣総理大臣が定めるもの」については、今後、判断の蓄積に応じ定める予定(現時点では未制定)であり、軽微な変更として届出化する範囲を広げることを想定している。

- 6 裁判所の命令による信託の変更(読替信託法第150条第1項)、公益信託認可が取り消された場合における新受託者の選任(公益信託法第31条第1項)、裁判所による信託の終了の命令に伴う新受託者の選任(読替信託法第173条第1項)、受託者又は信託管理人の任務が終了した場合における裁判所による新受託者又は新信託管理人の選任(信託法第62条第4項、読替後の第129条第1項)(公益信託法第12条第1項ただし書)
- 公益信託の受託者は、上記の変更を行った場合には、「遅滞なく」、つまり、正当な又は合理的な理由による遅滞を除き速やかに届け出なければならない。
 - 届出をしようとする受託者は、届出書を提出しなければならない(公益信託規則第14条第1項)。変更の区分によっては、次にそれぞれ定める書類を添付しなければならない(同条第2項)。変更の届出を怠ること等は過料の対象となる(公益信託法第49条第1号)。
 - (1) 信託法第150条第1項の規定による信託の変更の場合は、その変更を証する書面
 - (2) 公益信託法第31条第1項若しくは信託法第173条第1項の規定による新受託者の選任又は同法第62条第4項(同法第129条第1項において準用する場合を含む。)の規定による

新受託者若しくは新信託管理人の選任の場合は、その選任を証する書面

(3) 公益信託規則第11条各号に掲げる軽微な信託の変更の場合は、当該信託の変更に係る信託法の規定又は信託行為の定めに基づく合意があったことを証する書面

- 行政庁は、変更届出の際に提出された財産目録等については、公益信託法第21条第2項に基づき、公表するものとする。

第5 受託者の辞任の届出等(公益信託法第15条)

- 公益信託の受託者や信託管理人が辞任した又は解任された場合に、行政庁が適時に情報を把握し、幅広いステークホルダーに明らかにする(公表する)ため、受託者であった者は、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならないとされている。届出は、公益信託規則様式第四号により作成した届出書により行う(公益信託規則第15条)。
- 行政庁は、届出があった場合には、その旨を公示しなければならない(公益信託法第15条第2項、公益信託規則第56条)。
- 受託者又は信託管理人が欠けた場合であって、新受託者又は新信託管理人が就任しない状態が1年間継続したときには、当該公益信託は終了する。ただし、新受託者又は新信託管理人が就任しない状態が1年間継続した場合でも、その間に新受託者又は新信託管理人の選任について認可申請がされ、その申請に対する処分がされる¹⁴³までの間は、その公益信託は終了しない(読替信託法第163条第3号)。

第6 公益信託の併合等の認可(公益信託法第22条)

- 公益信託に係る信託の併合¹⁴⁴又は信託の分割¹⁴⁵(以下「公益信託の併合等」という。)がされる場合には、公益信託の受託者は、あらかじめ、行政庁の認可を申請しなければならない(公益信託法第22条第1項)。

なお、当該信託を設定した委託者の意思を尊重する観点から、公益信託の併合等は当初の信託と類似である場合に限り、することができる(公益信託法第22条第2項、第3項)。

また、公益信託の併合等は、公益信託認可基準(公益信託法第8条)に適合し、欠格事由

¹⁴³ 新受託者又は新信託管理人の選定についての認可申請を拒否する処分がされた場合、当該公益信託は終了する。

¹⁴⁴ 「信託の併合」とは、受託者を同一とする二以上の信託の信託財産の全部を一の新たな信託の信託財産とすること(信託法第2条第10項)をいう。

¹⁴⁵ 「信託の分割」とは、吸収信託分割又は新規信託分割をいい、「吸収信託分割」とは、ある信託の信託財産の一部を受託者を同一とする他の信託の信託財産として移転することをいい、「新規信託分割」とは、ある信託の信託財産の一部を受託者を同一とする新たな信託の信託財産として移転することをいう(信託法第2条第11項)。

(公益信託法第9条)のいずれにも該当しないと行政庁が認めて、認可を受けなければ効力が生じない¹⁴⁶(公益信託法第22条第4項、第7項)。

- 公益信託の併合等の認可の申請をしようとする受託者は、公益信託の併合等の区分に応じて、公益信託規則様式第七号から様式第七号の五により作成した申請書を行政庁に提出しなければならない(公益信託法第22条第5項、公益信託規則第50条第1項)。
- 公益信託の併合等の認可の申請書には、次の書類を添付しなければならない(公益信託法第22条第6項、公益信託規則第50条第2項)。
 - 1 (1)「信託の併合にあつては併合後」の、(2)「吸収信託分割にあつては分割信託及び承継信託」の、(3)「新規信託分割にあつては新たな公益信託及び当該新たな公益信託に信託財産の一部を移転する公益信託」の公益信託法第7条第3項各号に掲げる書類
 - 2 公益信託の併合等に係る信託法の規定又は信託行為の定めに基づく合意があつたことを証する書面
 - ・ 合意があつたことを証する書面は、以下の事項を明らかにした書面となる。
 - (1)「公益信託の併合」の場合(読替信託法第151条及び合同命令第6条に掲げる事項)
 - ア 信託の併合後の信託行為の内容(読替信託法第151条第1項1号)
 - イ 信託の併合がその効力を生ずる日(同項4号)
 - ウ 公益信託の併合をする他の公益信託についての次に掲げる事項その他の当該他の公益信託を特定するために必要な事項(合同命令第6条第1号)
 - (ア) 公益信託の名称及び行政庁
 - (イ) 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所
 - (ウ) 公益信託の年月日
 - エ 公益信託の併合をする他の公益信託の信託行為の内容(合同命令第6条第2号)
 - オ 公益信託の併合をする各公益信託において直前に作成された財産状況開示資料(限定責任信託以外の公益信託にあつては信託法第37条第2項の規定により作成する同項の書類又は電磁的記録をいい、限定責任信託である公益信託(限定責任公益信託)にあつては同法第222条第4項の規定により作成する同項の書類又は電磁的記録をいう。)の内容(財産状況開示資料を作成すべき時期が到来していないときは、次の(ア)又は(イ)に掲げる公益信託の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める事項)(合同命令第6条第3号)

¹⁴⁶ 公益信託の併合については併合後の公益信託を、吸収信託分割においては分割信託及び承継信託を、新規信託分割にあつては新たな公益信託及び当該新たな公益信託に信託財産の一部を移転する公益信託を、それぞれが引き続き公益信託認可の基準に適合するか審査する必要がある。

- (ア) 限定責任信託以外の公益信託 財産状況開示資料を作成すべき時期が到来していない旨
- (イ) 限定責任公益信託 信託法第222条第3項の規定により作成された貸借対照表の内容
- カ 公益信託の併合をする各公益信託について、財産状況開示資料を作成した後(財産状況開示資料を作成すべき時期が到来していない場合にあっては、信託がされた後)に、重要な信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(合同命令第6条第4号)
- キ 公益信託の併合をする理由(同条第5号)
- (2)「吸収信託分割」の場合(読替信託法第155条及び合同命令第8条に掲げる事項)
 - ア 吸収信託分割後の信託行為の内容(読替信託法第155条第1項第1号)
 - イ 吸収信託分割がその効力を生ずる日(同条第1項第4号)
 - ウ 移転する財産の内容(同条第1項第5号)
 - エ 吸収信託分割によりその信託財産の一部を他の信託に移転する信託(分割信託)の信託財産責任負担債務でなくなり、分割信託からその信託財産の一部の移転を受ける信託(承継信託)の信託財産責任負担債務となる債務があるときは、当該債務に係る事項(読替信託法第155条第1項第6号)
- オ 公益信託に係る吸収信託分割(吸収信託分割)をする他の公益信託についての次に掲げる事項その他の当該吸収信託分割をする各公益信託を特定するために必要な事項(合同命令第8条第1号)
 - (ア) 公益信託の名称及び行政庁
 - (イ) 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所
 - (ウ) 公益信託の年月日
- カ 吸収信託分割をする他の公益信託の信託行為の内容(合同命令第8条第2号)
- キ 吸収信託分割に際して、承継信託に属する財産を分割信託の信託財産に帰属させることとするときは、当該財産の種類及び数若しくは額又はこれらの算定方法(合同命令第8条第3号)
- ク キに規定する場合には、キに掲げる事項の定め相当性に関する事項(合同命令第8条第4号)
- ケ 吸収信託分割をする各公益信託において直前に作成された財産状況開示資料の内容(財産状況開示資料を作成すべき時期が到来していないときは、次の(ア)又は(イ)に掲げる公益信託の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める事項)(合同命令第

8条第5号)

(ア) 限定責任信託以外の公益信託 財産状況開示資料を作成すべき時期が到来していない旨

(イ) 限定責任公益信託 信託法第222条第3項の規定により作成された貸借対照表の内容

コ 吸収信託分割をする各公益信託について、財産状況開示資料を作成した後(財産状況開示資料を作成すべき時期が到来していない場合にあつては、信託がされた後)に、重要な信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(合同命令第8条第6号)

サ 吸収信託分割をする理由(合同命令第8条第7号)

(3)「新規信託分割」の場合(読替信託法第159条及び合同命令第10条に掲げる事項)

ア 新規信託分割後の信託行為の内容(読替信託法第159条第1項第1号)

イ 新規信託分割がその効力を生ずる日(読替信託法第159条第1項第4号)

ウ 移転する財産の内容(読替信託法第159条第1項第5号)

エ 新規信託分割により従前の信託の信託財産責任負担債務でなくなり、新たな信託の信託財産責任負担債務となる債務があるときは、当該債務に係る事項(読替信託法第159条第1項第6号)

オ ニ以上の公益信託による新規信託分割(新規信託分割)が行われるときは、当該新規信託分割をする他の公益信託についての次に掲げる事項その他の当該他の公益信託を特定するために必要な事項(合同命令第10条第1号)

(ア) 公益信託の名称及び行政庁

(イ) 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所

(ウ) 公益信託の年月日

カ オに規定する場合には、当該新規信託分割をする他の公益信託の信託行為の内容(合同命令第10条第2号)

キ 従前の公益信託(新規信託分割をする他の公益信託がある場合にあつては、従前の公益信託及び当該他の公益信託)において直前に作成された財産状況開示資料の内容(財産状況開示資料を作成すべき時期が到来していないときは、次の(ア)又は(イ)に掲げる公益信託の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める事項)(合同命令第10条第3号)

(ア) 限定責任信託以外の公益信託 財産状況開示資料を作成すべき時期が到来していない旨

(イ) 限定責任公益信託 信託法第222条第3項の規定により作成された貸借対照表の内容

ク 従前の公益信託について、財産状況開示資料を作成した後(財産状況開示資料を作成すべき時期が到来していない場合にあつては、信託がされた後)に、重要な信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(合同命令第10条第4号)

ケ 新規信託分割をする理由(合同命令第10条第5号)

3 行政庁が必要と認める書類

行政庁が必要と認める書類は、読替信託法第152条第2項、第156条第2項及び第160条第2項の規定による公告及び催告(同条第3項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該公益信託の併合等をして当該債権者を害するおそれがないことを証する書類とする(読替信託法第152条第2項、第5項・合同命令第7条、読替信託法第156条第2項、第5項・合同命令第9条及び第160条第2項、第5項・合同命令第11条)。

- 行政庁は、常に最新の信託行為を把握し、公表する必要がある。申請時に提出されるのは、変更案にとどまるため、公益信託の併合等の認可を受けた受託者は、変更後の信託行為の内容を証する書面を遅滞なく行政庁に提出しなければならない(公益信託規則第50条第3項)。

第7 公益信託の継続(公益信託法第24条)

- 信託の目的を達成したとき又は信託の目的を達成することができなくなり、公益信託が終了した場合(読替信託法第163条第1項)であっても、委託者(現存する場合に限る。)、受託者及び信託管理人は、その合意により、公益信託の目的を変更して、公益信託を継続することができる(公益信託法第24条第1項)。変更後の目的は、当該公益信託の目的に類似するものである場合に限り、することができる(同法第12条第2項)。
- 公益信託が終了した後は清算手続が開始しており、権利関係が不確定な状態を継続することは相当ではないことから、公益信託の継続に係る公益信託の目的の変更は、信託の終了の届出(同法第25条第1項)の日から3か月以内に、当該公益信託の受託者は行政庁による変更の認可(同法第12条第1項の認可)を受けなければならない(同法第24条第2項)。

第8 信託の終了の届出等(公益信託法第 25 条)

- 公益信託は、読替信託法第163条の規定によるほか、公益信託法第30条第1項又は第2項の規定により公益信託認可が取り消された場合に終了する(公益信託法第23条第1項)。

また、信託行為に別段の定めがあるときを除き、委託者及び信託管理人の合意により、公益信託を終了することはできない(公益信託法第23条第2項)。これは、公益事務を行うことのみを実施する公益信託が、委託者及び信託管理人の恣意的な判断で終了させることが適切ではないとの趣旨から規定されたものであり、信託行為の中に恣意的な終了が行われないことの担保が定められている場合には、委託者及び信託管理人の合意で別段の定めを置くことも可能である(第3章第1節第4参照)。

- 公益信託が終了した場合(信託の併合によって終了した場合(読替信託法第163条第5号)及び公益信託認可の取消しによって終了した場合(公益信託法第30条第1項及び第2項)を除く。)は、公益信託の終了について、受託者(信託財産についての破産手続開始の決定により公益信託が終了した場合にあっては、破産管財人)は、遅滞なく、公益信託規則様式第八号により作成した届出書を行政庁に提出しなければならない(公益信託法第25条第1項、公益信託規則第51条)。
- 行政庁は、届出があった場合には、その旨を公示しなければならない(公益信託法第25条第2項、公益信託規則第56条)。

【公益信託の終了事由】公益信託法第23条第1項

- ・ 信託の目的を達成したとき、又は信託の目的を達成することができなくなったとき(読替信託法第163条第1号)
- ・ 受託者又は信託管理人が欠けた場合であって、新受託者又は新信託管理人が就任しない状態が一年間継続したとき(当該期間が経過する日において新受託者又は新信託管理人の選任に係る公益信託法第12条第1項の認可の申請に対する処分がされていない場合にあっては、当該認可を拒否する処分があったとき)(読替信託法第163条第3号)
- ・ 受託者は信託事務を処理するために必要と認められる費用を固有財産から支出した場合に信託財産から相当額の償還を受けられるが、償還できるだけの信託財産が不足しており、委託者から費用の償還又は前払を受けられなかった場合に、読替信託法第52条(第53条第2項及び第54条第4項において準用する場合を含む。)の規定により信託を終了させたとき(読替信託法第163条第4号)

- ・ 信託の併合がされたとき(読替信託法第163条第5号)
- ・ 読替信託法第165条又は第166条の規定により信託の終了を命ずる裁判があったとき(読替信託法第163条第6号)
- ・ 信託財産についての破産手続開始の決定があったとき(読替信託法第163条第7号)
- ・ 委託者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた場合において、破産法(平成16年法律第75号)第53条第1項、民事再生法(平成11年法律第225号)第49条第1項又は会社更生法(平成14年法律第154号)第61条第1項(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成8年法律第95号)第41条第1項及び第206条第1項において準用する場合を含む。)の規定による信託契約の解除がされたとき(読替信託法第163条第8号)
- ・ 信託行為において定めた事由が生じたとき(読替信託法第163条第9号)
- ・ 公益信託法第30条第1項又は第2項の規定により公益信託認可が取り消された場合(公益信託法第23条第1項)

第9 清算の届出(公益信託法第26条)

○ 公益信託が終了した場合の手続として、清算受託者は、公益信託の(1)残余財産の給付の見込み及び(2)清算の結了について、行政庁に届け出なければならない。なお、公益信託の残余財産の帰属が定まらない場合に、残余財産は、行政庁が内閣総理大臣である場合は国庫に、行政庁が都道府県知事である場合は、当該都道府県に帰属することとされている(公益信託法第27条)。

(1) 残余財産の給付の見込みの届出は、公益信託の終了の日から3か月が経過したときは、遅滞なく、公益信託規則様式第九号により作成した届出書を行政庁に提出しなければならない。

なお、当該届出書には、当該公益信託に係る残余財産の給付を受ける法人が公益信託法第8条第13号イからトまでに掲げる法人である場合は、当該法人である旨を証する書類として、当該法人の登記事項証明書(公益信託令第5条第3号に該当する法人にあっては、登記事項証明書のほか同号イからホまでに該当することを証する書類)を添付しなければならない(公益信託法第26条第1項、公益信託規則第52条第1項、第2項)。

(2) 清算結了の届出は、(1)公益信託規則様式第十号により作成した届出書、(2)信託事務に関する最終の計算の内容を証する書類(最終計算書)及び最終計算書に係る信託管理人及び帰属権利者の承認があったことを証する書類を添付しなければならない(読替信託法第184条第1項、公益信託規則第52条第3項及び第4項)。なお、信託管理人及び帰属権利者の承認があったことを証する書類は、信託管理人及び帰属権利者の署名等をした書面のほか、当該者(本人)

からの電子メールなどが想定される。

- 行政庁は、清算終了の届出があった場合には、その旨を公示しなければならない(公益信託法第26条第3項、公益信託規則第56条)。

第5章 公益信託の財務規律・情報開示・会計等

第5章 公益信託の財務規律・情報開示・会計等

第1節 財務規律

財務規律の趣旨

- 公益信託は、その活動により公益の増進及び活力ある社会の実現に寄与することが期待されており、税制上の優遇措置の下、国民や企業からの寄附等の支援を受けるものである。
- 公益信託の趣旨に鑑み、公益信託に寄附された寄附金等を含む信託財産が、公益信託のために適切に活用されることを担保するための仕組みとして、

=====

・公益信託事務について、当該公益信託事務に係る収入をその実施に要する適正な費用に充てることにより、「内閣府令で定める期間」(5年間)においてその収支の均衡が図られること

→ 第1で扱う【中期的収支均衡】

・公益信託事務の処理に係る費用について、公益事務の「実施」に係る費用の割合として算定される割合が、一定割合(70%)以上であること

→ 第2で扱う【公益事務割合】

・公益信託事務のために現に使用されておらず、引き続き公益信託事務のために使用されることも見込まれない信託財産の額が、公益信託事務のための費用1年分の相当額を超えないこと

→ 第3で扱う【使途不特定財産額】

=====

を財務規律として設けている。

- 財務規律は、公益法人制度と整合的な仕組みとして設けられている。公益事務を行うことのみを目的とする公益信託は、公益法人制度と異なり、
 - ① 管理費を除き、公益事務以外の事務(公益法人制度における収益事業等)に係る費用は発生しない
 - ② 全ての信託財産は、(管理事務を除き)公益事務に使用し、処分しなければならず¹⁴⁷、公益信託の取消しは公益信託の終了事由となり¹⁴⁸、全ての残余財産が類似の公益信託等に帰属するとされている(このため、公益目的事業財産(認定法第18条)や公益目的取得財産残額(認定法第30条)に係る規律は存在しない)

¹⁴⁷ 公益法人制度においては、財産の一部を公益目的事業以外の事業のために使用し、処分することができることを前提に、公益目的事業のために使用・処分しなければならない財産(公益目的事業財産)の制度が設けられている。

¹⁴⁸ 公益法人制度においては、公益認定取消しの場合も、その時点で公益目的事業のために費消されていない公益目的事業財産相当額(公益目的取得財産残額)を類似目的の公益法人等に贈与した上で、一般法人として存続可能である。

③ 区分経理(認定法第19条)が求められていない

等の違いがあり、これに伴い取扱いを異にする必要はあるが、それ以外の財務規律の運用については、公益法人制度の運用に準じて運用することとしている。

- なお、特定資産公益信託については、その特性に鑑みて財務規律への適合性が公益信託認可基準から除外されている。

第1 公益信託事務の収入及び費用(公益信託法第16条第1項、公益信託規則第17条から第23条まで及び同規則第45条)

1 規律の趣旨及び概要

- 公益信託においては、公益信託事務に係る収入をその実施に要する適正な費用に充てることで、5年間で収支の均衡(以下「中期的収支均衡」という。)が図られなければならない。これは、公益事務に充てられるべき信託財産の最大限の活用を促すため、収入に見合う公益事務の実施、信託財産や寄附金等の公益目的のための活用を担保するための規律である。
- 中期的収支均衡は、公益信託の拡大を抑制する規律ではなく、公益信託の拡大を想定した制度設計としている。寄附者等が公益目的のために活用することを定めた財産(指定純資産)の受入れは「公益信託事務に係る収入」に含まれないほか、公益信託事務を充実させるために将来必要となる資金の積立ては、中期的収支均衡において費用とみなされる(詳細は第5章第1節第1の3参照)。
- また、認定法における中期的収支均衡は、管理業務を除いた「公益目的事業」が対象であるのに対し、公益信託法では、管理業務を含む「公益信託事務」が中期的収支均衡の対象である。これは、公益事務を行うことのみを目的とする公益信託においては、公益信託の管理に必要な事務も広い意味で「公益事務を行うための事務」であること等を踏まえ、法律上、措置されたものである。公益充実資金の積立目的も同様であり、認定法では「公益目的事業」の充実であるのに対し、公益信託法では、「公益信託事務」の充実のために積み立てることができる。

中期的収支均衡のイメージ

- 次ページに掲載した図では、令和8年度に赤字が100万円発生している。この場合、令和9年度から12年度にかけての4年度において黒字による充当が認められる。令和12年度終了後も令和8年度分の赤字のうち50万円が残存しているが、令和13年度に発生した黒字で令和8年度分の50万円は充当できない。
- 令和13年度に生じた450万円の黒字は、過去4年間(令和9年度から12年度)の赤字と通算できる。黒字が残存した場合も、令和18年度までの5年間で解消すれば中期的収支均衡は満たされる(図では令和18年度においても黒字が残存し、中期的収支均衡は満たされていない。)。

中期的収支均衡

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
単年度収支	-1,000,000	500,000	-500,000	-500,000	-500,000	4,500,000	-500,000	0	-100,000	-500,000	-500,000
R8	-1,000,000										
R9	-500,000	0									
R10	-500,000	0	-500,000								
R11	-500,000	0	-500,000	-500,000							
R12	-500,000	0	-500,000	-500,000	-500,000						
R13	通算不可	0	0	0	0	3,000,000					
R14			0	0	0	2,500,000	0				
R15				0	0	2,500,000	0	0			
R16					0	2,400,000	0	0	0		
R17						1,900,000	0	0	0	0	
R18						1,400,000	0	0	0	0	0

発生した黒字は、過去4年分の赤字と通算可能。
R13年度に450万黒字が発生した場合は、R9～R12年度の赤字と通算可能。その結果300万円が残存するが、この300万円については、R14～R18年度の5年間で発生した赤字と通算して解消していくことになる。

過去の赤字と通算し
R9年度の黒字を解消

R12までに
解消できなかった
50万は、
R13以降通算不可

5年経過した黒字が存在
→中期的収支均衡不適合

【図】中期的収支均衡の判定方法
※(2)の説明は、この図に掲載されている事例を元になっている

2 中期的収支均衡の判定方法及び行政庁による監督

- 毎信託事務年度終了後、以下(1)ア～エのプロセスで当該信託事務年度の収支や残存剰余額(黒字のこと)などに関する算定を行い、その数値及び計算の明細を行政庁に提出する(公益信託規則第40条第1項第3号)。
- 中期的収支均衡を図るべき期間(内閣府令で定める期間)は、5年間とされており、発生から5年間を超える残存剰余額がなければ、当該公益信託における中期的収支均衡は図られているものとされる¹⁴⁹(公益信託規則第17条、第21条)。

(1) 中期的収支均衡の算定方法

ア 当該信託事務年度の収支(剰余額・欠損額)算定(公益信託規則第18条第1項及び第2項)

- まず、当該信託事務における公益信託事務に係る「収入額」と「費用額」の比較を行い、以下により、「年度剰余額」又は「年度欠損額」を算定する。「収入額」及び「費用額」は、それぞれ次に掲げる額の合計額である。

算定に係る数値は、中期的収支均衡に関する計算の明細(公益信託規則第40条第1項第3号)として、記録する(参考。別表A. 公益信託事務に係る収支見込み)。

収入額の構成要素 (公益信託規則第18条第2項第1号)	費用額の構成要素 (公益信託規則第18条第2項第2号)
○ 当該信託事務年度の損益計算書に計上すべき経常収益(※)の額 ※ 経常収益のうち、指定純資産 ¹⁵⁰ (第5章第2節第1の3(4)参照)に係る経常収益として計上される額を除く	○ 当該信託事務年度の損益計算書に計上すべき経常費用(※)の額 ※1 指定純資産に係る経常費用として計上される額を除く ※2 公益充実資金の取崩しにより取得又は改良した公益目的保有財産に係る減価償却費

¹⁴⁹ 中期的収支均衡の趣旨に鑑み、欠損額(赤字)の残存については、収支の算定上通算可能な期間が限られている(発生後4年以内)以上の規定は存在しない。したがって、発生後5年を超えた欠損額(赤字)については収支の算定上通算不可能になるだけであり、「発生後5年を超えた欠損額(赤字)の存在」が中期的収支均衡を欠く要素にはならない。

なお、赤字の継続により、公益事務を実施するに足るだけの財政基盤が損なわれるような場合には、公益信託法第8条第2号の「経理的基礎」を有していないと判断されることがある。

¹⁵⁰ 貸借対照表において純資産の区分(指定純資産・一般純資産)を行う場合、損益計算書についても財源別(指定純資産・一般純資産)の内訳を作成する必要がある。このうち指定純資産を除いた一般純資産に係る経常収益・経常費用が中期的収支均衡の算定対象となる。なお、例えば助成型の公益信託の多くは信託財産に減価償却資産を含んでいないと想定され、そのような場合は貸借対照表において純資産の区分を要しないこととしている。この場合、純資産区分の全ての経常収益(指定寄附資金等を含む)・経常費用が中期的収支均衡の算定対象となる。

(収入額≧費用額の場合)	(収入額<費用額の場合)
年度剰余額＝収入額－費用額 ※収入額＝費用額の場合は0	年度欠損額＝費用額－収入額 ※なお、受託者の判断で、年度欠損額は0とすることができる(公益信託規則第18条第2項ただし書)。 ¹⁵³

イ 過年度の剰余額・欠損額との通算(公益信託規則第18条第3項及び第4項)

次にアで算定した「年度剰余額」又は「年度欠損額」について、前年度に算定・記録していた残存欠損額又は残存剰余額と通算する。その明細は、中期的収支均衡に関する計算の明細(公益信託規則第40条第1項第3号)として、記録する。

(ア) 当該信託事務年度に年度剰余額が生じた場合

- 当該信託事務年度において年度剰余額が生じた場合、前年度に算定した過去4年間の各年度の残存欠損額(詳細は第5章第1節第1の2(1)「エ 残存剰余額又は残存欠損額の算定」参照。過去4年間の欠損額の合計額を「過年度残存欠損額」という。)があれば、これらと通算を行う。
- 通算後に残る額を当該信託事務年度の「暫定残存剰余額」とする。暫定残存剰余額は下記のA～Cの場合に応じて算定される(適宜【図】の事例で補足する。)

類型	A	B	C
	過年度残存欠損額がない(通算する過去の赤字がない)場合	過年度残存欠損額があり、当該信託事務年度の黒字の全部を解消できる場合	過年度残存欠損額があり、当該信託事務年度の黒字の一部を解消できる場合
暫定残存剰余額の数値	年度剰余額	0	年度剰余額－過年度残存欠損額
【図】における具体例	【図】では該当事例はない ※例えば、【図】におい	令和9年度に50万円の年度剰余額が発生。 令和8年度に100万円	令和13年度に450万円の年度剰余額が発生。 過去4年度(令和9年度

¹⁵³ 年度欠損額を繰り越すことで、翌事業年度以降に剰余額が出た場合に通算することができるが、これを望まない場合は、残存欠損額の計算・管理の負担軽減のため、年度欠損額を0とすることができる。

	て、仮に令和14年度の残存欠損額があるた にも年度剰余額が発め、これと通算すると50 生した場合には、通算万円は全額解消され、 可能な過年度残存欠暫定残存剰余額は0と 損額はなく、年度剰余なる。 額がそのまま暫定残 存剰余額となる。	～令和12年度分)の残 存欠損額と通算可能で あるが、その合計は150 万円であるため、300万 円分が暫定残存剰余 額になる。
--	--	---

(イ) 当該信託事務年度に年度欠損額が生じた場合

- 当該信託事務年度に年度欠損額が生じた場合、前年度に算定した過去の各年度の残存剰余額(その合計額を「過年度残存剰余額」という。)があれば、これらのうち発生した年度が古いものから順に通算を行う。
- 下記のA～Cの場合に応じて当該信託事務年度当該年度の残存欠損額が算定される。

類型	A 過年度残存剰余額がない(解消すべき過去の黒字がない)場合	B 過年度残存剰余額があり、当該信託事務年度の赤字の全部を通算できる場合	C 過年度残存剰余額があり、当該信託事務年度の赤字の一部を通算できる場合
当該信託事務年度の残存欠損額の値	年度欠損額	0	年度欠損額－過年度残存剰余額
【図】における具体例	令和10年度に50万円の年度欠損額が発生。令和9年度終了時点で残存剰余額はないため(令和9年度に発生した50万円の年度剰余額は、令和8年度の残存欠損額と通算されて解消されている)、50万円の年度欠損額がそのまま残存欠損額になる。	令和14年度に50万円の年度欠損額が発生。令和13年度終了時点の残存剰余額は300万円(令和13年度に発生した450万円の年度剰余額は、令和9年度～令和12年度の欠損額と通算された結果、300万円分残存)と令和14年度の50万円の年度欠損額とを	該当事例はない。 ※例えば、令和14年度に400万円の年度欠損額が発生した場合、 $400万円 - 300万円 = 100万円$ (の残存欠損額)が算定される。

		し、令和14年度分の残存 欠損額は0になる。	
--	--	---------------------------	--

ウ 剰余額の解消策(公益信託規則第19条)

次に、イ(ア)A若しくはCで算定した暫定残存剰余額、又はイ(イ)Bで解消し切れない過年度残存剰余額(すなわち、イ(イ)Bの過年度分通算の計算を経てもなお、剰余額が残存する場合)には、それらの全部又は一部を、以下の事項に充てることで解消することができる(これらの方法で解消される暫定残存剰余額又は過年度残存剰余額を「解消額」という)。なお、【図】ではこれに相当する事例はない。¹⁵⁴

その明細は、中期的収支均衡に関する計算の明細(公益信託規則第40条第1項第3号)として記録する(別表A(1)、暫定残存剰余額又は過年度残存剰余額の解消)。

(ア) 公益目的保有財産に係る資産の取得又は改良(同条第1号)

- 公益目的保有財産とは、「継続して公益信託事務の用に供する財産(公益信託規則第36条第3項第1号)」を指す。固定資産(土地や建物といった実物資産のほか、その利息等で公益信託事務を実施するために保有する金融資産も含まれ得る。)が想定される。
- 公益目的保有財産の取得又は改良のための支出は費用とはならないが、公益信託事務のための支出であることから、剰余額の解消策として認めることとしている¹⁵⁵。この場合、解消額は「暫定残存剰余額又は過年度残存剰余額のうちから、公益目的保有財産に係る資産の取得又は改良に充当した額」となる。
- 剰余額の解消策として金融資産を取得する場合には、剰余金が単に金融資産に形を替えて活用されずに死蔵されるだけでは、中期的収支均衡の規律趣旨上適切な対応とは言えない。したがって、公益信託事務のために直接財産を費消することと比較して、中長期的に同程度以上の公益信託事務の拡大に繋がることが見込まれる場合や、過去にやむを得ず取り崩した公益目的保有財産の回復に充てる場合など、金融資産から生じる果実が公益信託事務の充実のために使用される見込み・必要性が認められる場合に限って、公益目的保有財産としての金融資産の取得が認められる。

¹⁵⁴ 【図】において、仮に令和12年度の暫定残存剰余額300万円に対し、解消策(公益目的保有財産の取得など)として100万円の解消額を計上した場合、次年度に繰り越す額(エで算定する残存剰余額)は200万円となる。

¹⁵⁵ 当該公益目的保有財産が減価償却資産である場合には、中期的収支均衡における二重計上を避けるための措置が講じられる。

(イ) 災害その他の公益信託事務の処理が著しく困難となる事態として内閣総理大臣が定めるものにあつて、公益信託事務を処理するために必要な資金の不足を補うために不可欠なものとして行った借入れに係る元本の返済(同条第2号)

○ 令和2年から発生した新型コロナウイルス感染症拡大という予測困難な事業環境の変化によって、公益法人制度においては運転資金が不足した法人が現れ、その状況下でも公益目的事業を引き続き実施するため、やむを得ずに借入れを行った事例が存在した。その際、借入金の発生年度(資金不足の発生)と元本の返済(剰余額の発生)との間が5年以上になってしまうと、過去の赤字を通算することができず、中期的収支均衡の規律を遵守すれば、借入金の返済をする原資が得られないという問題が生じた。本規定は、こうした問題に対応するために設けられたものであり、新制度施行後に生じる事態について、公益法人制度と同様の運用を行うことを想定している¹⁵⁶(詳細は、公益認定等ガイドライン第5章第1節第1(2)①ウ(ii)を参照)。

(ウ) その他行政庁の確認を得た支出(同条第3号)

○ 上記のほか、公益信託事務の内容やその他の個別事情を勘案し、「当該公益事務を処理するために必要不可欠であるとして行政庁の確認を得た」支出については、解消策として認める。その際の考え方については、公益認定等ガイドライン第5章第1節第1(2)①ウ(iii)を参照。

エ 残存剰余額又は残存欠損額の算定(公益信託規則第20条)

最後に、中期的収支均衡が図られているかを判定するために最終的に必要となる、過去の欠損額との通算(上記イ)及び剰余額の解消策(上記ウ)を経てなお残存する、当該信託事務年度分と過年度分の剰余額を算定する。また、翌信託事務年度に繰り越すことができる欠損額(当該年度分及びその直前3年度の各年度分)を算定する。その明細は、中期的収支均衡に関する計算の明細(公益信託規則第40条第1項第3号)として、記録する(別表A(1)、当該信託事務年度の残存剰余額・残存欠損額)

年度欠損額、年度剰余額、解消額の控除については、過年度残存剰余額や過年度残存欠損額のうち、発生年度の古いものから順に控除していくことになり、具体的には以下A～Dのとおりである。なお、A及びBについて、ウの解消額を適用できるのは解消策が執られている場合に限る。

¹⁵⁶ 新公益信託制度に基づく公益信託は、令和8年4月以後に認可されるものであることから、「令和2年度及び令和3年度新型コロナウイルス感染症の拡大」を内閣総理大臣が定める事態として定める必要はなく、現時点で告示を定める具体的な予定はない。

類型	A 当該信託事務年度前の各信託事務年度に係る残存剰余額	B 当該信託事務年度の残存剰余額	C 当該信託事務年度前の各信託事務年度に係る残存欠損額	D 当該信託事務年度の残存欠損額
残余剰余額 又は 残存欠損額の算定	過年度残存剰余額－（ある場合は）年度欠損額－ウの解消額 ¹⁵⁷	イ（ア）で算定した暫定残存剰余額－ウの解消額	過年度残存欠損額－（ある場合は）年度剰余額	イ（イ）で算定した残存欠損額
【図】における具体例	令和14年度には、過年度残存剰余額として、300万円（令和13年度分）が繰り越されていた。 令和14年度の年度欠損額（50万円）と通算することにより、残存剰余額は、 $300 - 50 = 250$ 万円となる。	【図】ではウの解消策が執られた事例はない。	令和9年度には、過年度残存欠損額として、100万円（令和8年度分）が繰り越されていた。 令和9年度の年度剰余額（50万円）と通算することにより、残存欠損額は、 $100 - 50 = 50$ 万円となる。	イ（イ）AA～Cにおいて算定された値が当該年度の残存欠損額となる。

- 中期的収支均衡の規律は、発生から5年間経過した黒字がなお存在してしまうと不適合となる。【図】においては、令和13年度に450万円の年度剰余額が発生し、令和9年度～令和12年度の欠損額（過年度欠損額）との通算により、300万円分が令和13年度の残存剰余額となった。令和14年度～令和18年度に発生した年度欠損額の合計は160万円にとどまり、ウの解消策も執られていないため、令和18年度における令和13年度分の残存剰余額が140万円残存している。これは、発生後5年経過した黒字がなお存在しているということであり、中期的収支均衡に不適合となる。

(2) 行政庁による監督

- 中期的収支均衡の制度は、各信託事務年度において、単年度で剰余額が生じることがあったとしても、5年間という中期的な期間内においてその剰余額を計画的に解消することができる制度としている。そのため、5年間という中期的な期間内において剰余額の解消ができず、収支均衡を欠く状態になった場合には、公益事務の構造に課題があると言える。

したがって、そのような公益信託については、公益信託制度の信頼性確保の観点から、原則として、行政庁が勧告を行い、公益信託事務の見直し等を求めることとする。

- その一方で、単年度で剰余額が生じた場合の対応は、一義的には公益信託の受託者等が公益事務の状況等に鑑みて判断すべき事項である。したがって、5年間という中期的収支均衡の期間が経過する前段階においては、行政庁は定期提出書類によって信託の状況を把握するとともに、原則として監督上の措置や指導を行わないものとする。

ただし、例えば4年前の残存剰余額が多額であり、現在までの各年度の収支状況に鑑みれば翌信託事務年度に中期的収支均衡が図られていないことが想定される可能性が高いような場合には、剰余額解消の見通し等について、受託者への報告徴収を行うことが想定される。

(3) その他

ア 公益信託の併合及び分割の場合の措置(公益信託規則第22条)

- 公益信託に係る信託の併合がされた場合は、終了する各公益信託の過年度残存剰余額又は過年度残存欠損額が、併合後の公益信託に引き継がれることになる(公益信託規則第22条第1項)。例えば、過年度残存剰余額が500万円分あった公益信託Aと、過年度残存欠損額が500万円分あった公益信託Bとが併合された場合、これらが合算され、この場合は過年度残存剰余額及び過年度残存欠損額はいずれも0円となる。
- 公益信託に係る信託の分割がされた場合は、信託の分割の種類に応じて以下のように処理されることになる(公益信託規則第22条第2項)。

類型	吸収信託分割	新規信託分割
類型の定義	公益信託Aの中に、 ① 奨学金助成事務 ② 美術品の展示事務 がある場合、②を他の公益信託B(既に公益信託事務を行っている既存の公益信託)に分割して承継させる。	公益信託Aの中に、 ① 奨学金助成事務 ② 美術品の展示事務 がある場合、新規に公益信託Cを設立し、②を公益信託Cの公益事務として分割する。
原則	公益信託Aの過年度残存剰余額又は過年度残存欠損額は、分割前の公益信託	

	Aにおける過年度残存剰余額又は過年度残存欠損額が原則としてそのまま残ることになる。
特例が適用される具体例	過年度の事務実績として、①の事務は継続的に収支均衡する一方、②の事務では3年前に生じた赤字を埋めるため、黒字を出していた。 この場合、今後公益信託Aでは①の事務しか行わないため、②の残存剰余額がそのままAに残ると、今後①の事務だけで中期的収支均衡を満たすことが困難になり得ることから、②で生じた欠損額の一部又は全部を、分割／設立後の公益信託B/Cに引き継がせることを認める。

イ 過去の数値がない場合の措置

- 公益信託認可を受けた信託事務年度においては、過去の数値（過年度残存剰余額及び過年度残存欠損額）が存在しないことから、これらの数値に係る部分は考慮する必要がない。
ただし、上記アで示したように、新規信託分割の場合は、過年度残存剰余額又は過年度残存欠損額が存在する可能性があることに留意する。

3 公益充実資金（公益信託規則第23条）

- 公益法人制度においては、令和6年の公益法人制度改革の際に、法人の実情や環境変化に応じた柔軟な資金管理が可能となるよう、公益充実資金の制度が創設された。
- 公益信託においても、将来の公益信託事務として多額の出費が見込まれる（例えば、複数年に一度定期的に全国から参加者が集う催しを開催するような場合）ことや、将来の資産取得（公益信託事務を行う建物が経年劣化したため、別の建物を購入し移転するような場合）が見込まれることが想定されるため、公益法人と同様に公益充実資金の規定を設けている。
- 公益充実資金は、複数の公益事務を行う場合であっても、大括りの設定（公益事務の単位を横断することが可能）ができるほか、公益信託事務の環境変化等に対応した分配（公益事務①から公益事務②への積立て目的変更、公益事務の実施という目的から資産取得という目的への変更）を行うことができることとしている。
- 公益充実資金の積立ては、中期的収支均衡だけでなく、他の財務規律（公益事務割合及び使途不特定財産規制）においても、費用の算定上加味されることとなる。また、公益充実資金は、使途不特定財産規制における控除対象財産（第5章第1節第3の2（1）参照）となる。公益充実資金として認められるためには、一定程度の使途の具体性（目的、時期、必要額等）が必要

であり、以下を満たす方法で積立てが行われる必要がある。¹⁵⁸

(1) 公益充実資金の要件(公益信託規則第23条第1項)

ア 公益充実資金の目的(公益信託規則第23条第1項第1号)

- 公益充実資金の積立ては、「将来の特定の事務の処理又は将来の特定の公益目的保有財産に係る資産の取得若しくは改良」(以下「公益充実活動等」という。)のための費用等の支出に充てるものである必要がある(既存の公益信託事務を維持するために、将来の収支変動に備えた積立てや将来の収入減少に備えた積立てを行うことも許容される。)¹⁵⁹。繰越金や予備費等、将来の単なる備えとしての積立ては、本要件を満たさない。
- 公益充実資金として積み立てられる額については、その額に相当する公益充実活動等が実施されることの見込みがあることが求められる。当該公益充実活動等は信託の本旨に沿った活動である必要があるとともに、事業計画において公益充実活動等の内容が明らかにされる必要がある。

イ 必要な情報開示がなされていること(公益信託規則第23条第1項第2号及び同規則第40条第6号)

- 積み立てている資金の用途等について、受託者は公益信託の関係者や国民への説明責任を全うする必要がある。したがって、公益充実資金の積立てがある場合には、信託事務年度の終了後、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、備え置くとともに、行政庁に提出する必要がある(公益信託規則第40条第1項第6号)。

また、受託者自らも、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該情報を速やかに公表する必要がある(公益信託規則第23条第1項第2号)。

なお、中期的収支均衡に関する計算の明細(公益信託規則第40条第1項第3号)として、別表Aに必要な記載がなされている場合には、当該書類の作成・備置き及び提出をもって、公益充実資金についての情報開示事項を記載した書類(同項第6号)の作成・備置き及び提出とす

¹⁵⁸ 公益法人制度では管理費(法人会計)に充てる費用・資産のための積立てを公益充実資金に含めることはできない(別途、特定費用準備資金又は資産取得資金として積み立てる必要がある)一方で、公益信託制度では、管理費に充てる費用・資産のための積立ても公益充実資金に含めることができるという違いがある。

¹⁵⁹ 「将来の収支変動に備えた積立て」は、過去の実績等を踏まえて活動の見込みやそのために必要な積立ての限度額を合理的に見積もることができることが、「将来の減収に備えた積立て」は、外的な要因により将来の収入減少が合理的に見込まれること(保有する有価証券の配当が減少傾向にあり、それが引き続く可能性が高いことや、これまで受けていた補助金制度の見直しが進められ、補助金を受け取れなくなる可能性が高いこと等)が必要である。

ることができる¹⁶⁰。

(ア) 当該信託事務年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期(公益信託規則第23条第1項第2号イ)

- 公益充実資金の目的とする公益充実活動等は、複数の公益事務の単位を横断して設定することも可能であることから、それぞれの公益充実活動等ごとに内容及び実施時期を明らかにする必要がある。その際、直近数年以内ではない将来に向けての積立てである場合には、不確実性が大きくなるため、その事情を明らかにする。

(イ) 当該信託事務年度の末日における積立限度額(公益充実活動等ごとの所要額の合計額)及びその算定根拠並びに公益充実資金の額(公益信託規則第23条第1項第2号ロ及び二)

- 公益充実資金として、必要と認められる額以上の資金が積み立てられることは資産の滞留に繋がるため、公益充実活動等ごとに必要となる金額(所要額)を見積もり、各公益充実活動等の所要額の合計額を積立限度額として、それらの額を算定根拠とともに明らかにする必要がある。

なお、所要額の見積りは、過去の実績や類似の事例等を踏まえ、その時点における合理的なものとなっていれば問題なく、実施時期が近づくことで見積りが精緻化されることで、必要な所要額が都度見直されることが想定される。

(ウ) 当該信託事務年度の公益充実資金の取崩額¹⁶¹及び積立額(公益信託規則第23条第1項第2号ハ)

- 公益信託の財務規律においては、上記のとおり公益充実資金の積立額は費用として、取崩額は収入(又は費用の控除)として加味されるため、当該信託事務年度における公益充実資金の取崩額及び積立額を明らかにする必要がある。
- なお、公益充実資金の積立ての段階では、積立額と各公益充実活動等は完全に紐付けられるわけではないことから、その段階では各公益充実活動等にそれぞれいくら積み立てたのかが一意に定まらないため、公益充実資金全体としての積立額を明らかにすれば足りる。

一方で、取崩しの段階では、実際に当該取崩しの額を用いて公益充実活動等が実施されていることから、各公益充実活動等に充てた公益充実資金の取崩額は一意に定まる。したがって、公益充実資金全体としての取崩額(合計額)及び各公益充実活動等に充てたそれぞれの取崩

¹⁶⁰ 受託者自身が説明責任を全うすることが求められており、公益信託規則第23条第1項第2号の「公表」は、受託者自身が実施する必要がある(行政庁による公表をもって同号の要件が満たされていると解することはできない。)。

¹⁶¹ 公益充実資金は、現金以外の預金、有価証券等の形態で保有することも可能とされている(公益信託規則第23条第1項括弧書き)。この場合、公益充実資金は積立額及び取崩額で管理されるものであるから、預金や有価証券等から生じた果実については自動的に公益充実資金として増額されるわけではなく、別途積立て処理を行うことで、果実分も公益充実資金とすることが可能である(必要な範囲での積立てに限る。)。

額を明らかにする必要がある。

(エ) 前信託事務年度の末日における公益充実資金に関する情報(公益信託規則第23条第1項第2号ホ)

- 中期的収支均衡の算定において、公益充実資金の積立て・取崩しを反映するため、当該信託事務年度の公益充実資金の情報に加え、前信託事務年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期、積立限度額及びその算定根拠並びに公益充実資金の額を明らかにする必要がある。

ウ 公益充実資金を公益充実活動等以外の支出に充てるために取り崩す場合について特別の手続が定められていること(公益信託規則第23条第1項第3号)

- 公益充実資金は、上記のとおりその積み立てた総額を管理するものであるから、公益充実活動等の実施時期や優先順位の変更により、当初想定していた公益充実活動等とは別の公益充実活動等のために資金を流用することは、公益充実資金の「公益充実活動等以外の支出に充てるために取り崩す」ことには該当しない。

これとは別に、予期せぬ事象に対応するために資金が必要になる場合や、社会経済の変化等に対応して機動的に公益事務を実施するための資金が必要になる場合などが想定される。その際に、それら公益充実活動等以外の目的のために公益充実資金を取り崩すことは、資金の有効活用の観点から妨げられるものではない。

- 一方で、公益充実資金は公益信託として一度使途が定められて積み立てられ、財務規律上費用額として算定したものである。これを公益充実活動等以外の支出に充てるために公益充実資金を取り崩すということは特例的な対応であり、慎重な判断を担保するための手続が定められている必要がある。
- 例えば、信託行為において、公益充実資金について「公益充実資金を公益充実活動等以外のために取り崩す場合には、受託者は信託管理人にその理由及び取崩額を説明し承諾を得なければならない」と規定を置くことが考えられる。

エ 信託事務年度の末日における公益充実資金の額が積立限度額を超えていないこと(公益信託規則第23条第1項第4号)

- 上記イ(イ)で算出した積立限度額は、当該公益信託において必要と考えられる公益充実資金の総額であることから、実際に積み立てている公益充実資金の額が積立限度額を超過していないか確認する必要がある。

オ 公益充実資金が、財産目録や貸借対照表において他の財産と明確に区分されていること(公益信託規則第23条第1項第5号)

- 公益充実資金を保有する場合、財産目録や貸借対照表において、総財産のうちどの財産が公益充実資金であるのかを把握するために、他の財産と公益充実資金とが明確に区分して表示される必要がある。具体的には、財産目録においては資産の部で「公益充実資金として管理している」旨を明記した上で他資産と記載を書き分けるほか、貸借対照表においてはその内訳や増減等について注記する。

(2) 公益充実資金の取崩しについて(公益信託規則第23条第2項及び第3項)

- 公益充実資金は、目的となる公益充実活動等のための支出がなされた場合に、その支出額を取り崩す必要がある。公益充実資金の目的としていた公益充実活動等を、公益信託事務に係る環境の変化等の「正当な理由」がないにも関わらず、当該資金の目的とする公益充実活動を行わなかった事実があった場合は、行われなかった公益充実活動等のための所要額を公益充実資金の積立限度額から控除しなければならない¹⁶²。
- 上記のとおり、事業環境の変化等に対応して公益充実活動等の内容を変更することや実施時期を遅らせることは可能である。しかし、「正当な理由」なく、繰り返し公益充実活動等の実施時期を延期するような場合には、当該資金の目的とする公益充実活動等は行われえないものと行政庁において判断することがあり得る。

4 公益信託認可申請時の確認(公益信託法第8条第8号)

- 公益信託の認可申請時には、行政庁は公益信託法第7条第3項第2号により提出する収支予算書の記載や、公益信託規則第2条第3項第3号の書類(公益信託法第8条各号に掲げる公益信託認可基準に適合することを説明した書類)を基に、当該公益信託において中期的収支均衡が図られることが見込まれるものを審査する。
- 公益信託規則第2条第3項第3号の書類には、最初の信託事務年度に係る収支の見込み等を記載する。なお、最初の年度や以降5年間に残存剰余額が発生することが見込まれる場合には、その解消見込み(公益事務の規模拡大や公益目的保有財産の取得等)を併せて記載する必要がある¹⁶³。

¹⁶² 控除した後の額が公益充実資金の額を上回る場合には、その上回る部分の額を取り崩す必要がある。

¹⁶³ 中期的収支均衡の規律は、事前に将来の収支に関する計画を求め規制するものではなく、期間が経過した時点で、結果として、残存剰余額が解消されずに残っている場合に中期的収支均衡が図られていないと判断するものである。したがって、公益信託認可の申請段階では、将来の各信託事務年度に関する具体的な収支の見込みまで求める必要はない。ただし、認可申請時の事業計画書、収支予算書等から剰余額の発生が見込まれる場合に、規模の拡大や公益目的保有財産の取得予定等の解消策があるかを確認することはあり得る。

中期的収支均衡の判定フロー(数字等はこれまでの説明部分の数字等に対応)

ア 当該信託事務年度の収入と費用を比較

収入 = 当該信託事務年度の経常収益の額(純資産区分における、指定純資産に係る部分を除く)
+ 当該信託事務年度の公益充実資金の取崩額(取崩額のうち公益目的保有財産の取得又は改良に充てた額を除く)

費用 = 当該信託事務年度の経常費用の額(純資産区分における、指定純資産に係る部分を除く + ※1)
+ 当該信託事務年度の公益充実資金の積立額
(※1) 費用を二重計上しないよう、公益充実資金の取崩しや剰余金の解消策として取得した公益目的保有財産に係る減価償却費の額を除く。

ア-1 収入 > 費用 の場合

⇒ 収入 - 費用 = **年度剰余額** が発生

ア-2 収入 < 費用 の場合

⇒ 費用 - 収入 = **年度欠損額** が発生

イ(i) 過去4年間の**残存欠損額**がある場合

⇒ 過年度の**残存欠損額**と**年度剰余額**を相殺

→ ①**年度剰余額** > **残存欠損額**の場合 ⇒ **ウ** へ

→ ②**年度剰余額** ≤ **残存欠損額**の場合 ⇒ **エ** へ

イ(ii) 過去の**残存剰余額**がある場合

⇒ 過年度の**残存剰余額**と**年度欠損額**を相殺

→ ①**残存剰余額** ≤ **年度欠損額**の場合 ⇒ **エ** へ

→ ②**残存剰余額** > **年度欠損額**の場合 ⇒ **ウ** へ

(当該信託事務年度又は過年度の**剰余額**がある場合)

ウ 剰余額の解消

以下の場合、それぞれの対応に充てた剰余額について解消されたものとする。

- (i) 公益目的保有財産に係る資産の取得又は改良
- (ii) 「災害その他の公益信託事務の処理が著しく困難になる事態として内閣総理大臣が定めるもの」について、公益信託事務の実施資金に充てるため必要不可欠な借入れをし、その元本を返済した場合
(信託財産責任負担債務から全額返済する必要がある場合に限る)
- (iii) 行政庁が当該公益信託の公益信託事務の内容その他の事情を勘案し、控除すべきものがあると認める場合

エ 残存剰余額等の算定/中期的収支均衡の判定

当該信託事務年度から次年度に繰り越す剰余額・欠損額 (**残存剰余額**・**残存欠損額**) を算定する。

(A及びB) **残存剰余額**

A: 過去の各信託事務年度の残存剰余額 = 過年度の**残存剰余額** - (イ(ii) ②の場合の**年度欠損額** + ウの解消額)

B: 当該事業年度の残存剰余額 = イ(i) で算定した「その残額」 - ウの解消額

(C及びD) **残存欠損額**

C: 過去の各信託事務年度の残存欠損額 = 過年度の**残存欠損額** - (イ(i) ②の場合の**年度剰余額**)

D: 当該事業年度の残存欠損額 = イ(ii) ①の場合の**年度欠損額** - **残存剰余額** (※)

(※ 過去の残存剰余額がない場合は年度欠損額)

で算定した額



当該信託事務年度時点で中期的収支均衡が満たされているか判定する。

判定基準: 発生後5年度経過したものの、解消されず残っている**剰余額**があるか否か(あれば不均衡)

第2 公益事務割合(公益信託法第 16 条第2項及び公益信託規則第 24 条から第 32 条まで)

1 公益事務割合の趣旨

- 認定法において、公益法人は、公益目的事業を行うことを「主たる」目的とし(認定法第5条第1号)、収益事業等を行うことができることを前提に、公益法人が行う全ての活動の規模に占める公益目的事業の割合が、少なくともその半分を占めていること(事業の規模を測る指標として費用を採用している。)が法律で定められている。
- 公益信託は、公益事務を行うこと「のみ」を目的とし、収益事業等を行うことはできないが、公益信託は、税制上の優遇措置を含め社会的サポートを受けて公益事務を行い、公益信託の認可・監督に行政コストも生じる中、管理費割合が大きくなるような費用倒れの公益信託は適切ではないことから、公益事務の実施に係る費用が内閣府令で定める割合以上であることを求めている。
- 「内閣府令で定める割合」については、70%と定められた(公益信託規則第25条)が、これは以下のような状況を踏まえたものである。

=====

- ・ 公益事務を行うことのみを目的とする公益信託においては、公益目的事業を行うことを「主たる目的」とし、収益事業等に係る費用が想定される公益法人の公益目的事業比率(50%)より高い割合とすることが適当であること
- ・ 公益法人の公益目的事業比率の実情や、既存の公益信託の実態¹⁶⁴
- ・ 委託者や寄附者が拠出した財産の多くが公益事務に使用されないことを許容するような制度は、国民の理解を得ることが難しいと考えられたこと

=====

2 公益事務割合の算定

- 「公益信託事務の処理に係る全ての費用」に対する「公益事務の実施に係る費用」の割合が公益事務割合であるところ、これらはいずれも一の信託事務年度において損益計算書に計上すべき数値を用いることとしている(公益信託規則第24条)。具体的な計算方法を以下に数式で示す。

$$\text{公益事務割合} = \frac{\text{公益事務の実施に係る費用(①)}}{\text{公益事務の実施に係る費用(①) + 公益事務の処理に係る管理費用(②)}}$$

¹⁶⁴ 公益法人のうち、収益事業等を行っていない公益財団法人の公益目的事業比率について、70%未満となる公益法人は 6.3%であった。また、従来の公益信託において公益事務割合相当額を試算したところ、93%は70%以上であった。

- 「公益事務の実施に係る費用」を(①)とし、「公益事務の処理に係る管理費用」を(②)とすると、「公益信託事務の処理に係る全ての費用」は(①)+(②)となる。

算定に係る明細は、「公益事務割合に関する数値及びその計算の明細を記載した書類(公益信託規則第40条第1項第4号)」として、記録する(別表B(1))。

公益事務の実施に係る費用(①) ⇒当該信託年度の損益計算書に計上すべき公益事務の実施に係る事業費(公益信託規則第24条第1号)を基礎として算定する。	公益事務の処理に係る管理費用(②) ⇒当該信託年度の損益計算書に計上すべき公益信託事務の処理に係る公益信託報酬その他の管理費(公益信託規則第24条第2号)を基礎として算定する。
損益計算書に計上される事業費(合同命令第31条第1項第2号) →公益事務に跡付けることができる費用が該当する。 例:公益事務を行う従業員の給与等 公益事務に関連する旅費等 公益事務の実施会場の賃借料等	損益計算書に計上される管理費(合同命令第31条第1項第3号) →各公益事務に跡付けることができない経常的な費用であり、公益信託の管理のために必要な経常的な費用が該当する。 例:受託者の信託報酬及び信託管理人の報酬 税務申告に係る税理士報酬等

- 受託者は、公益信託事務の処理に係る費用がそれぞれ事業費か管理費のどちらに相当するかを判断した上で、いずれかの費用として計上する。

事業費と管理費の双方に関連する費用額は、適正な基準¹⁶⁵によりそれぞれの費用額に配賦しなければならない。費用の性格上事業費と管理費のうちどちらに配賦すべきか判断するのが困難であると考えられるような費用については、その全額を管理費とすることができる(公益信託規則第32条)。

このほか、損益計算書の記載については、第5章第2節第1の3(4)イ(ウ)参照。

- なお、受託者・信託管理人の信託報酬については、管理費に計上する。公益法人制度にあつては、「役員報酬のうち、事業へ従事することの対価であると認められる部分」については事業費に該当し、「個別の事業実施に直接かわりのない役員報酬」は管理費に該当すると整理されているが、公益信託においては信託報酬等の一部を事業費に按分することは認められない。ただし、公益事務に跡付けることができる費用と整理できるのであれば、受託者の職員給与や役

¹⁶⁵ 配賦の基準は、損益計算書に注記(事業費・管理費の形態別区分)する。

員報酬を、信託報酬から切り分けて事業費に計上することは可能である。

- 引当金については、将来発生する支出や損失に備えてあらかじめ見積もった金額がそれぞれの信託事務年度において損益計算書上費用に計上されている。したがって、引当金の取崩益を計上する会計処理を行った場合、又は引当金を経常外増減の部で取り崩した場合には、当該信託事務年度における取崩額を費用額から控除する(公益信託規則第26条)。
- 信託財産の譲渡損失額、評価換えの損失、信託財産の運用により発生した損失については、公益事務に係る費用ではないため、公益事務割合における費用額には計上しない(これらは、通常は経常外費用として事業費・管理費には含まれない。損益計算書の事業費・管理費に含まれている場合は控除する。)(公益信託規則第27条)。

公益事務割合の調整

- 公益事務割合の算定の基礎となる費用額は、基本的には、損益計算書上の事業費・管理費となるが、公益事務の規模を測るという趣旨を踏まえると、ボランティアの支援を得て公益事務を行う場合や、数年に一度大きな公益事務を行うような公益信託にとって、単純に毎年度の損益計算書上の「費用」で規模を測ることが適当ではないため、以下の場合に、調整を行うことができることとしている。
- 各公益信託において適用の有無を選択できるが、一度これらの規定を適用することとした場合には、正当な理由がある場合を除き、以降もその取扱いを継続しなければならない(公益信託規則第28条第2項、第29条第2項及び第30条第3項)。
- (1)～(3)の調整を行った場合には、調整に係る明細は、「公益事務割合に関する数値及びその計算の明細を記載した書類(公益信託規則第40条第1項第4号)」として、記録する(別表B(2)～(4))。

(1) 土地の使用に係る費用額(公益信託規則第28条)

- 信託財産に属する土地を使用して公益事務を行う場合、他者所有の土地を使用して公益事務を行う場合と比べて、賃借料等が不要であるため、公益事務の内容は同一であっても費用額で測定した事務の規模は相対的に小さくなることが想定される。このため、公益事務割合の計算に係る事業費の算定において、受託者の判断で土地の使用に係る費用額の算入を可能としている。
- 費用額に算入できるのは、「土地の賃借に通常要する賃料の額から当該土地の使用に当たり実際に負担した費用の額を控除」した額である(公益信託規則第28条第1項)。この場合の「土地の賃借に通常要する賃料の額」については、不動産鑑定士等の鑑定評価、固定資産税の課税標準額を用いた倍率方式(倍率は、一般には3倍以内とする。)、賃貸事例比較方式や利回

り方式といった様々な算定方法が想定され、どの方法を用いて算定するかは受託者の選択に委ねる。なお、一度採用した算定方法については、合理的な理由がない限り翌年度以降もその方法により算定することが求められる。

(2) 融資に係る費用額(公益信託規則第29条)

- 自己資金を使用して無利子又は低利子の貸付を公益事務として行う場合、他者から資金を調達して公益事務を行う場合と比べ、公益事務の内容は同一であっても、費用額で測定した事務の規模が小さくなることが想定される。このため、無利子又は低利子の貸付を公益事務として行う場合には、公益事務割合の計算に係る事業費の算定において、「当該貸付金の資金を外部からの借入れによって調達した場合の利率¹⁶⁶により計算した利子の額」と「当該貸付金に係る利子の額」との差額の算入を可能としている。

(3) 無償の役務の提供等に係る費用額(公益信託規則第30条)

- 無償の役務提供(便宜供与及び資産の譲渡を含み、資産として計上すべきものを除く。)を受けて¹⁶⁷公益事務を行う場合には、実際は人的・物的資源が投入されているにも関わらず、無償であるために、公益事務の内容は同一であっても、費用額で測定した規模が小さくなることが想定される。このため、これらの人的・物的資源投入に当たって通常発生する費用を算定し、その額の算入を可能としている。

この場合は、実際の支払を伴わないことから領収書といった外部証憑はなく、これに代わる証憑を作成し、保存しなければならない(公益信託規則第30条第4項)。

=====

【ア「役務の提供」の要件】

- (ア) 当該「役務の提供」が、公益信託事務の実施に必要なものであること
 - (イ) 当該「役務の提供」が発生することを受託者があらかじめ把握しており、受託者の監督下において「役務の提供等」がなされること
 - (ウ) 当該「役務の提供」を受けようとする場合、通常は市場価値を有するものであること
- ※なお、信託報酬を無報酬とする場合、受託者の職務遂行は費用に算入可能な「役務」には含まれない

¹⁶⁶ 例えば、前信託事務年度末の市場貸出金利を用いることが考えられる。

¹⁶⁷ 「無償」の場合に限らず、通常想定される市場価格より低廉な価格で供与される役務等についても同様の対応を行うことが考えられる。

【「役務の提供があった事実を証するもの及び必要対価の額の算定の根拠」の要件】

- (ア) 受託者が「役務の提供」を行った者の住所・氏名・提供日時・具体的な「役務の提供」の内容・必要対価の額とその算定根拠・「役務の提供」が公益信託事務の実施に必要である理由を記載した書類を作成すること。
- (イ) (ア)の書類の概要をまとめて、「公益事務割合に関する数値及びその計算の明細を記載した書類」(公益信託規則第40条第1項第4号)とすること。これにより、(ア)の書類の概要部分は「財産目録等(第5章第2節第1参照)」となり、行政庁による開示対象文書¹⁶⁸に含まれる。

=====

(4) 公益充実資金に係る調整(公益信託規則第31条)

- 公益充実資金の内容については第5章第1節第1の3参照。その上で、公益充実資金は公益事務実施の費用に充てるための積立てと、特定の資産取得等に充てるための積立てとの双方を目的とすることが可能であり、中期的収支均衡における剰余額・欠損額の算定においては、いずれを目的とする積立てであっても区別せずに費用額とみなされる。
- 一方で、資産の取得等は、それをもって直ちに公益事務の規模を表すものとは言い難い¹⁶⁹ことから、公益事務割合の算定においては、当該信託事務年度における公益充実資金の積立額のうち、公益事務実施のために積み立てられたと想定される部分¹⁷⁰に係るものだけ費用額に算入し、取崩額も同様に公益事務実施のために充てた部分を費用額から控除する。具体的な計算式は以下のとおり。

=====

【費用額に算入する額の算定方法(式)と具体例】

公益充実資金(全体)の積立額 × 各公益充実活動等(公益事務実施に係るもの)の所要額の合計額
積立限度額(全ての公益充実活動等ごとの所要額の合計額)

例えば、

- 公益充実活動等A(公益事務関係)の所要額が1,000万円、公益充実活動等B(公益事務関係)の所要額が2,000万円、公益充実活動等C(資産取得関係)の所要額が4,000万円である。
- 公益充実資金全体の積立限度額は7,000万円

¹⁶⁸ 「役務の提供」を行った者の住所及び個々の氏名を概要書類に記載する必要はない。

¹⁶⁹ 減価償却資産の場合は、減価償却を行う各年度において事業費に計上される。

¹⁷⁰ 公益充実資金は、一つの資金として管理するため、複数の公益充実活動等がある場合に、積立時において、どの活動等のために積み立てたかは明らかではない。

○ 当該信託事務年度において、公益充実資金のために500万円を積み立てた
とすると、当該信託事務年度において「公益事務実施のために積み立てられた部分に係る額」は、
500万円(全体の積立額)×3,000万円(公益事務実施のための積立限度額)/7,000万円(積立
限度額)＝約214万円
になる(実際に積み立てた500万円のうち、214万円相当分が公益事務関係のために積み立てら
れたとみなす、ということになる)。

=====

3 公益事務割合の確認及び行政庁による監督

- 公益信託認可申請時においては、公益信託法第7条第3項第2号により提出する収支予算書や、公益信託規則第2条第3項第3号の書類(公益信託認可基準に適合することを説明した書類)を基に、公益事務割合が70%以上となることが見込まれるかを審査する。
- 公益事務割合が70%に満たない信託事務年度が発生した場合は、公益信託認可基準に抵触することになり、行政庁は、監督処分等を行うことを検討する。ただし、(1)公益信託認可を受けた初年度(変更認可を受けて公益事務の内容が大きく変更された場合等を含む。)、(2)公益信託の終了が1～2年の間に見込まれる年度、(3)公益信託の目的に照らして公益事務の拡大等が困難な場合等¹⁷¹で、公益事務割合が70%に満たないことがやむを得ない場合には、直ちに監督処分等を行うようなことはしないものとする。なお、公益信託がこのような状況にある場合には、その理由及び改善の取組について、信託概況報告に記載し、説明責任を果たす必要がある。

第3 使途不特定財産額の保有の制限(公益信託法第17条及び公益信託規則第34条から第37条)

1 使途不特定財産規制の趣旨

- 公益信託において、信託財産は公益信託の目的のために管理・処分しなければならないが、公益信託事務に活用できる範囲を超える収益(寄附金、運用収益、対価収益など)がある場合や、社会経済の変化等により公益信託事務を縮小する場合などには、使途が具体的に定まらない財産を保有することもあり得る。
- 公益信託は、公益事務を行うことのみを目的とし、広く社会的なサポートを受けつつ活動する

¹⁷¹ 例えば、特定地域における交通遺児の支援を目的とする公益信託において、当該特定地域において交通遺児が存在しないような場合が想定される。公益信託の目的や、公益事務割合が70%を下回る程度にもよるが、複数年にわたり、このような状況が継続する場合には、目的の変更等について検討が求められる。

存在であるため、公益信託の信託財産は公益信託事務のために有効に活用されるべきであり、公益信託事務の実施とは関係なく信託財産が過大に滞留されることは適当ではない。

一方、例えば、事業型の公益事務の実施を想定した場合に、社会経済情勢の変化等に対応しつつ、安定して公益信託事務を処理していくためには、一定程度、公益信託の目的のために柔軟に使用・処分できる財産が確保されていることも求められる。このため、公益信託の信託財産について、「公益信託事務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き公益信託事務のために使用されることが見込まれない財産」（公益信託法第17条第2項）を「使途不特定財産」と定義し、過度に使途不特定財産を保有することについて制限を設けるものである。

- 具体的には、公益法人制度と整合的な形で、公益信託における使途不特定財産の額が、当該信託事務年度において公益信託事務の実施に必要な額の相当額として算定される額（原則として過去5年間の実績から平均して算出する。詳細は第5章第1節第3の3(1)参照）を超えてはならないこととしている。

これは、1年分の公益信託事務の処理に必要な額に相当する額の信託財産があれば、基本的には社会環境・事業環境の変動があつたとしてもその信託財産を用いることで対応可能と考えられるためである。一方で、公益事務の内容等によっては、自然災害等、予見することが困難な規模の事象が発生した場合には、これでは安定的な公益事務の処理に支障を来すことも考えられることから、一定の要件を満たす「公益信託事務継続予備財産」（詳細は第5章第1節第3の2(3)参照)については、「使途不特定財産額」の算定となる対象には含めないこととすることができる（使途不特定財産額から控除できる。）。

- なお、公益信託においては、受託者は、「信託の目的の達成のために必要な行為をする権限」しか有しておらず、信託の目的の達成のために必要ではない、すなわち、公益信託事務に必要な財産を取得することは、受託者の権限に属しないと言える。上記のとおり、使途の定まらない財産を保有することもあり得るため、本規律の遵守は必要となるが、公益法人と比べるとあまり想定されないことから、本ガイドラインにおいては簡単な記載を置くにとどめる。

2 使途不特定財産額の算定

- 各信託事務年度の使途不特定財産額は、当該年度の貸借対照表に計上された資産の額から、負債の額、使途が特定されている財産の額（控除対象財産の額（対応負債の額を除く。）、公益信託事務継続予備財産の額を控除した額であり、計算式としては以下のとおりである（公益信託規則第36条第2項）。

$$\text{使途不特定財産額} = \text{総資産額} - (\text{負債額} + (\text{控除対象財産の額} - \text{控除対象財産の対応負債額}) - \text{公益信託事務継続予備財産額})$$

(1) 控除対象財産について

- 使途不特定財産額は「公益信託事務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き公益信託事務のために使用されることが見込まれない」信託財産の額である。以下の財産については、「使用又は使用される見込みがある」ことから、使途不特定財産に含まれない「控除対象財産」（公益信託規則第36条第2項、第3項）となる。

控除対象財産は、財産目録において他の財産と区分して表示するとともに、貸借対照表に期首純資産残高、当期増加額、当期減少額、当期末純資産残高を注記することとしている（貸借対照表の注記に関しては第5章第2節第1の3(4)ア参照）。

ア 公益目的保有財産（継続して公益信託事務の用に供する財産）

- 公益信託事務に継続的に使用している信託財産（断続的であっても、長期にわたって継続して使用している場合は「継続的に」使用しているものとする。）が該当する。複数年度にわたって保有し続ける財産であるため、基本的に固定資産（土地・建物等の実物資産のほか、運用目的の金融資産も含む。）が想定される。
- 運用目的の金融資産の場合は、原則として取り崩すことなく、その果実（配当金等の金銭）を継続的に公益信託事務の財源に充てることを目的として保有するものである必要がある¹⁷²。果実が公益信託事務に活用されていない場合には、公益信託事務の財源に充てることを目的として保有していると言えない。

なお、公益目的保有財産から生じた果実それ自体は、公益目的保有財産には該当しない。

イ 公益充実資金

- 詳細は【第5章第1節第1の3参照】。公益充実資金は将来使用する「見込みがある」から積み立てている資金であるため、控除対象財産に該当する。

ウ 指定寄附資金（寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産であって、当該財産を交付した者の定めた使途に充てるために保有している資金（当該資金から生じた果実を除く。））

- 委託者や寄附者から使途が定められた信託財産として受け入れた資金（金銭、預金のほか有

¹⁷² 公益信託の財務状況等に鑑みて必要がある場合に、当該金融資産を取り崩すことは妨げられない。

価証券等の金融資産を含む。)は、寄附者等による使途の定めに従い、公益事務に費消されるべく待機しているものであり、現に使用されていなくとも指定された使途のために使用されることが見込まれる財産であることから、控除対象財産に該当する。例えば「○年後に行われる公益信託Aの10周年記念行事(公益事務)のために使うこと」という使用時期の指定を受けて受け入れられた資金のような場合は、指定寄附資金に該当する。

- 公益信託の信託財産として拠出された財産は、当該公益信託の公益信託事務のために使用すべきものという意味で全て使途の定めがあるという見方もあり得るところ、控除対象財産としての指定寄附資金に該当するためには、委託者や寄附者から使途の指定について明確な意思表示がなされる必要がある。使途の指定については、ある程度具体的に示されることが望ましく、一例として上記のような「○年後に『公益事務△』のために使うこと」といった程度の指定を求める。

なお、指定寄附資金から派生して取得した果実は、寄附等により受け入れた財産そのものではないため、指定寄附資金には該当しない。

- 当該財産自体を費消するのではなく、継続的に運用することでその果実を公益事務の財源として使用することを目的とする場合は、公益目的保有財産として整理する(果実を公益事務の財源として使用することを目的としつつ、事情に応じて当該財産を取り崩すことが想定される場合でも同様である。)
- 指定寄附資金が控除対象財産として正当に位置付けられるためには、当該資金が「相当の期間」内に費消される見込みがあることが求められる。「相当の期間」については、委託者・寄附者の意思、使途の内容、財産の規模等に応じて変わり得るため一律に定めることはできないものの、長期にわたって使用されず、合理的な理由なく具体的な使用時期を明らかにできないような場合には、相当の期間内に費消される見込みがあるとは言えず、指定寄附資金には該当しない。

指定寄附資金は他の資金と明確に区分して管理されている必要があり(公益信託規則第36条第5項第2号)、貸借対照表において指定純資産に区分(合同命令第30条第3項ただし書の規定により指定純資産及び一般純資産の部を区分しない場合を除く。)するとともに、財産目録に区分して表示する。加えて、その使用見込みを明らかにするという観点から、貸借対照表の注記において、指定寄附資金の発生年度別残高及び使用見込みを開示することとする(第5章第2節第1の3(4)ア参照)。当該資金が長期(目安としては取得後10年)にわたり使用されておらずその理由等が明らかでない場合、行政庁において報告徴収により説明を求めることがあり得る。

- 指定寄附資金については、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができないことが原則であると考えられる。当該目的以外に取り崩すことができる場合には、その要件や手続について、信託行為(信託行為に基づく規程を含む。)において定められている必要がある(公益信託規則第36条第5項第3号)。

- 指定寄附資金については、寄附者に対する説明責任を果たし、透明性を確保する観点から、「広く一般に募集された」か否かに応じて、必要事項を記載した書類について備置き・閲覧等の措置を講ずる必要がある（公益信託規則第36条第4項。第5章第2節第1の2(11)参照）。

(2) 控除対象財産の対応負債額の算定

- 使途不特定財産額の算定上、公益信託の負債額を総資産額から控除するため、控除対象財産の取得のための負債が存在する場合は、その額が二重で減算されないことがないよう、控除対象財産の対応負債額は控除される必要がある。借入金により公益目的保有財産が取得された場合には、当該借入金は取得した公益目的保有財産の対応負債となる。なお、引当金に係る負債（退職給付引当金など）については、その性質上、対応負債とはならない。
- 上記のほか、公益信託においては基本的に想定し難いが、資産との対応との関係が明らかでない負債（引当金を除く。）がある場合について、個別対応方式（公益信託規則第36条第6項）及び簡便方式（同条第7項）がある。詳細は、公益認定等ガイドライン第5章第1節第3(2)②を参照。

(3) 公益信託事務継続予備財産と受託者の公表事項について（公益信託法第17条第2項及び第3項、公益信託規則第35条及び第37条）

- 使途の定まっていない財産のうち、「災害その他の予見し難い事由」が発生した場合においても公益事務を継続的に行うために必要な限度において保有する必要がある財産を「公益信託事務継続予備財産」（以下「予備財産」という。）と定義し、予備財産については使途不特定財産額の保有制限の算定対象には含めない¹⁷³（使途不特定財産額から控除する）こととしている。
- その上で、それぞれの公益信託において予備財産が必要な事情、必要な財産の額等は様々であるため、一律に予備財産の保有目的や上限額等を法令で定めることはせず、各公益信託において合理的に説明できる額の財産を保有できることとしている。一方で、使途不特定財産規制の趣旨に反するような蓄財が予備財産としてあってはならず、また、公益信託事務の内容、社会環境等の変化によっては予備財産が不要となることも想定されることから、継続的に説明責任を全うする必要がある。
- したがって、予備財産を保有する公益信託の受託者は、毎信託事務年度終了後、予備財産の要件である以下ア～ウについて、それぞれの要件を満たしていることを、インターネットの利用

¹⁷³ なお、予備財産はあくまで非常事態のために予備として保有しておく財産であるため、毎年度定期的に一定の活動の実施に向けて積み立てるような性格の財産ではない。したがって、予備財産の額は使途不特定財産規制では考慮されるが、中期的収支均衡・公益事務割合の算定上は考慮されない（要素として登場しない。）。

その他の適切な方法で自ら公表する必要がある。これらの情報が記載された書類は、定期提出書類の一部として行政庁に提出され、行政庁は予備財産の必要性を継続的に確認する。なお、予備財産の具体的な事例は、公益認定等ガイドライン第5章第1節第3(2)③を参照。

ア 予備財産を保有する必要性があること

- 予備財産の要件として、第一に「当該公益信託事務の内容、信託財産及び収支の状況、災害その他の予見し難い事由の発生により想定される公益信託事務の継続が困難となる事態、当該事由が発生した場合においても公益信託事務を継続的に行うための平時の取組の状況その他の事情に鑑み、当該事由が発生した場合においても公益信託事務を継続的に行うための資金を保有する必要性があること」が規定されている(公益信託規則第35条第1号)。

イ 予備財産の限度額が算定されていること

- 予備財産の要件として、第二に「前号(上記アの要件)に規定する事由が発生した場合においても公益信託事務を継続的に行うために必要な限度額が算定されていること」が規定されている(公益信託規則第35条第2号)。
- 「予見し難い事由」の継続期間や規模の大きさ等を事前に想定し、必要となる資産の額(限度額)を厳格に算定することは困難である。したがって、上記アの必要性や公的機関等における各種検討結果・研究内容、過去に発生した類似の事例を基に、社会通念に照らして不合理でない程度の説明・限度額の算定がされていると判断できれば足りるものとする。

ウ 予備財産額が限度額を超過していないこと

- 予備財産を必要以上(限度額以上)保有することは予備財産の趣旨を逸脱する行為であるため、予備財産額が限度額を超過しないことを求める。

3 使途不特定財産の保有上限額の算定等

(1) 保有上限額の算定方法<原則>(公益信託規則第34条第1項柱書)

- 使途不特定財産額の保有上限額となる額は、原則として、前信託事務年度までの過去5年間の各年度の公益信託事務の費用相当額の平均額としている。5年分の平均とするのは、単年度の数値だけで保有上限額を決定した場合、突発的に公益事務の実施費用が急激に増加又は減少した場合に、保有上限額も急変し安定性に欠けるためである。
- 具体的には、以下の計算式のとおり。

$$\text{○保有上限額} = \frac{\text{各信託事務年度の i の額の合計額}}{\text{信託事務年度数}}$$

i 各信託事務年度の公益信託事務費相当額(※1)＝A の合計額－B の合計額

AA＝「損益計算書に計上すべき合計費用額」＋「商品又は製品譲渡時の原価額」＋「公益充実資金の積立額(資産取得等に係る部分を除く。計算方法は、第5章第1節第2の2公益事務割合の調整(4)の費用額算入の算定式に同じ。)」

B＝「引当金の取崩額」＋「財産譲渡時の損失、評価損、運用損失」＋「公益充実資金の取崩額(資産取得等に充てた額を除く。)」

(※1)期間が1年でない信託事務年度については、「A の合計額－B の合計額」を信託事務年度の月数で割って12を掛けた額とする。

(2) 保有上限額の算定方法<特例>(公益信託規則第34条第1項ただし書及び第2項)

○ 公益信託事務の規模が急速に拡大しているような公益信託の場合は、上記(1)の<原則>による算定方法によれば、公益信託の現在の規模に応じた財産を確保できない事態も生じ得る。このため、当該信託事務年度又は前信託事務年度の数値を基礎とした方が、公益事務の規模を測る指標として合理的である場合、保有上限額を以下の計算式で算定することができることとするものである。

保有上限額＝当該信託事務年度又は前信託事務年度の上記Aの合計額
－当該信託事務年度又は前年度のBの合計額

○ この算定方法を採用する場合、受託者の意思決定で原則よりも保有上限額を高くすることから、その事情が対外的にも明らかになるよう、その事情(合理的な理由)について、使途不特定財産額に関する数値及びその明細を記載した書類(公益信託規則第40条第1項第5号)で開示しなければならない。

(3) 過年度の公益信託としての事務実績がない場合の調整

【過年度の公益信託としての事務実績がない場合の調整】

○ 新たに公益信託認可(移行認可を含む。)を受けた公益信託は、公益信託としての活動実績がある分について、上限額算定の基礎とする。

(例)令和8年度に認可(移行認可を含む。)された公益信託における令和10年度の上限額算定については、令和8年度の公益事務実施費相当額+令和9年度の公益事務実施費相当額の平均額(実績がある2年分の平均額)とする。

- なお、公益信託認可を受けた最初の信託事務年度においては、算定の基礎となる実績が存在しないため、当該年度の公益事務実施費相当額を保有上限額とする。

4 公益信託認可申請時の確認

- 公益信託認可申請時には、収支予算書の対象信託事務年度に係る見込額及び公益信託認可基準に適合することを説明した書類を基に、使途不特定財産規制に適合することが見込まれるものを審査する。

第2節 情報開示

第1 財産目録等の備置き・閲覧、公表等(公益信託法第20条及び第21条)

- 公益信託は、公益法人と同様、不特定かつ多数の者の利益のために公益事務を行うものであり、委託者や寄附者、信託管理人等の公益信託の関係者をはじめ広く国民に対して情報開示を行い、透明性の高い事務運営を行うことが受託者に求められる。情報開示は、公益信託の関係者や国民によるチェックの前提であり、受託者が説明責任を十分に果たすことで、公益信託の適切な運営が確保されることが期待される¹⁷⁴。
- また、情報開示の充実により、公益信託の運営状況や公益事務の実施状況等を具体的に把握できるようになるため、公益信託に対する企業や国民からの寄附等の支援が促進されることが期待される。
- 以上のことから、公益信託においては、次の4点の書類を「財産目録等」として、何人も閲覧等を請求することができる(受託者は正当な理由がない限り拒否できない)とするとともに、行政庁において公表することとしている(なお、「信託行為の内容を証する書面」と1～3の書類は別物である)。

=====

(公益信託の基本文書として、信託行為の内容を証する書面)

- 1 公益信託法第20条第1項に規定する書類(毎信託事務年度の開始前に作成する書類)
- 2 同法第20条第2項に規定する書類(毎信託事務年度終了後3か月以内に作成する書類)
- 3 信託法第37条第1項及び第2項に規定する書類(信託帳簿、計算書類及び信託概況報告)

=====

- これらの書類のうち、1の書類は当該信託事務年度の末日まで、2の書類は作成後5年間、受託者の住所(受託者が法人である場合はその主たる事務所)に備え置く必要がある(公益信託法第20条第1項及び第2項)。また、3の書類については、作成後10年間保存しなければならない¹⁷⁵(信託法第37条第4項及び第6項)。これらの書類は、電磁的記録として作成することができる(公益信託法第20条第3項及び信託法第37条第1項・第2項)。
- (これらの)備置きされた書類は、行政庁に提出しなければならない(公益信託法第21条第1項)、行政庁において公表される(行政庁における公表の際に個人情報秘匿等は行わない。)。このことを前提に、受託者は、行政庁への提出書類に個人情報を記載する場合には本人の了解を得るなど、個人情報の適切な取扱いに留意する必要がある。

¹⁷⁴ 公益信託法第20条に定めるもののほか、信託管理人は信託法第37条第5項に規定する信託事務処理関係資料等(信託財産の処分に係る契約書等)をも閲覧・謄写することが可能である。

¹⁷⁵ なお、信託法第37条第1項及び第2項に規定する書類は、信託法で作成・保存義務が規定されており、公益信託法第20条第1項及び第2項による備置きの義務がある書類とはしていない。

1 信託事務年度開始前に作成・備置きする書類(公益信託法第20条第1項)

○ 公益信託法第20条第1項は、信託事務年度開始前¹⁷⁶に作成することが求められる書類として、当該信託事務年度において実施する事業計画書等を定めている¹⁷⁷。これらの書類は、公益信託において実施される予定の公益事務の内容や公益信託の運営方針を、あらかじめ公益信託の関係者や国民に明らかにするものである。事業計画書等を変更した場合には、変更後の書類が備置き及び閲覧請求の対象となる。

○ 事業計画書及び収支予算書については、信託管理人の承認を受けなければならない。事業計画書及び収支予算書の変更についても同様である¹⁷⁸(公益信託規則第44条)。

これは、一の信託事務年度開始前から終了後までの公益信託のガバナンスとして、受託者が

(1) 毎信託事務年度開始前に、公益信託における公益事務の計画を、その裏付けとなる予算(資金調達・設備投資を含む。)とともに策定して信託管理人の承認¹⁷⁹を得る

(2) (1)で策定した事業計画書を踏まえて公益事務を実施し、信託管理人等は事業計画等により事業の進捗状況を確認する(確認を受けた上で、受託者は必要に応じて事業計画書及び収支予算書を修正する)

(3) 信託事務年度終了後に提出する計算書類及び信託概況報告において、事業計画を踏まえた事業の実施状況を記載することで、受託者としての説明責任を果たす

という毎年の業務プロセスを公益信託の関係者や国民に示すことで、公益信託の透明性を高め、寄附等の支援を考える企業や国民の利便性の向上に資するものである。

○ 信託事務年度開始前に作成すべき書類の具体的な内容は、公益信託規則第39条第1項に定められている。以下、一覧で示す。

=====

【信託事務年度開始前に作成する書類】

ア 事業計画書(公益信託規則第39条第1項第1号)

イ 収支予算書(同項第2号)

ウ 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(同項第3号)

※ウは特定資産公益信託の場合不要

¹⁷⁶ 公益信託認可を受けた日の属する信託事務年度では、認可後遅滞なく作成する必要がある。

¹⁷⁷ なお、事業計画書等を変更した場合は、変更後の書類が備置き・閲覧請求等の対象書類となる。

¹⁷⁸ 公益法人制度において、事業計画書及び収支予算書の策定・改定は、法人の「業務執行の決定」として理事会において決定される必要があると解されるが、法令上は自明ではない。公益信託においては、そのガバナンスを明らかにし、透明性を確保する観点から、公益信託規則上、明確にされている。

¹⁷⁹ 資金調達及び設備投資の見込みに係る書類についても信託管理人の承認を得ることが望ましいが、公益信託規則第44条において承認を受けなければならない対象ではない。

エ 信託事務年度開始の日における「公益事務の種類及び内容」及び「受託者及び信託管理人に関する信託行為の内容」を記載した書類(同項第4号)

※エは既に作成・備置きをされている前信託事務年度の書類の内容から変更がない場合には、前信託事務年度に作成・備置きされている書類を「当該信託事務年度開始前までに作成・備置きした書類」として取り扱う。

=====

ア 事業計画書(公益信託規則第39条第1項第1号)

- 事業計画書は、当該信託事務年度に行う公益信託事務の具体的内容や実施方法を記載するほか、翌年度以降、公益事務の拡大・縮小又は終了の予定がある場合には、公益事務の拡大・縮小又は終了に至る公益信託事務の計画を記載する。
- 信託行為及び公益信託認可申請書において各公益事務について抽象的・包括的に記載している場合、事業計画書においてはその具体的な実施方法(公益事務該当性を確保するための取組を含む。)、規模等について記載しなければならない。申請書において、事業計画書に記載する旨を定めた事項については、必ず記載する。また、申請書において規程・要綱等において定めることとしている場合には、当該規程(規程の変更があった場合は変更箇所が分かる書類を含む。)、要綱等を添付しなければならない。要綱等について、各公益信託に係るホームページにおいて公表されている場合には、当該ホームページのアドレスを記載することで足りる。
- このほか、資産運用の方針その他信託財産の管理等¹⁸⁰について、信託行為に具体的に定められておらず、公益信託のガバナンスに委ねられている場合には、方針等(方針を変更する場合は、変更内容及びその理由を含む。)を記載する。
- 公益信託は、信託行為の内容、事業計画書及び収支予算書の内容を踏まえて、公益信託の存続期間を通じて、公益信託事務が処理される見込みであることが求められており、公益信託事務の内容に大きな変更が予定されている場合には、その内容(方針を変更した場合は変更内容及びその理由を含む。)について、財務的に実現可能であることについての説明と併せて記載する。なお、中長期的な予測に関しては明らかに不合理なものでなければよく、確定的・具体的な記載を求めるものではない。また、翌年度以降も同様の公益事務を行うことを予定している場合には、記載は不要である。

¹⁸⁰ 第3章第1節第13の2で、特定資産公益信託において多額の追加信託や第三者からの多額の寄附があった場合には必要に応じて事業計画書を改訂する旨記載しており、特定資産公益信託でない公益信託の場合でも、多額の追加信託等があれば必要に応じて事業計画書の改訂が求められる。

イ 収支予算書(公益信託規則第39条第1項第2号)

- 当該信託事務年度の計画を予算面から裏付ける書類として、合同命令第31条の規定により、経常収益、事業費、管理費、経常外収益及び経常外費用に分けて区分する。公益事務の内容等に即して、適宜、細目を設ける。
- 特定資産公益信託であって、合同命令第19条第3項の規定により収支決算書を作成する公益信託においては、収支予算書と収支決算書の対応を容易に比較できるよう、収支決算書の区分に沿った区分を設け、収入及び支出の見込みを明らかにする。

ウ 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(公益信託規則第39条第1項第3号)

※特定資産公益信託の場合不要

- 公益信託において、資金調達(借入れ)や設備投資(固定資産の取得)の見込みがある場合、上記イの損益ベースの収支予算書においてはこれらの内容について明らかにならないため、記載を求めるものである。
- 具体的には、資金調達の見込みについては、当年度における借入予定の有無、借入先、金額及び用途などを、設備投資の見込みについては、当年度における重要な設備投資(除却又は売却を含む。)について、予定の有無、支出又は収入の予定、資金調達方法又は取得資金の用途について記載する。なお、設備投資の見込みについては、財産の価額、総資産に占める割合、財産の保有目的等を考慮の上、「重要な設備投資」であると判断するものについて記載を求めることとする。また、財源の見込みとして、公益充実資金を取り崩して使用する場合はその旨、借入金等による場合はその旨を明らかにする。
- 借入金による資金調達や、重要な設備投資は公益信託の運営において極めて重要な意思決定であり、これらを行う予定がある場合には信託管理人の承認を得ておくことが望ましい。
- なお、特定資産公益信託においては、借入れによる資金調達や設備投資は想定されないため、この書類の提出は求めないこととしている(公益信託規則第39条第1項柱書括弧内)。それ以外の公益信託でも、借入れや設備投資を行う予定がないものは多いと考えられる¹⁸¹。この場合におけるこの書類の行政庁への提出に当たっては、該当がない旨を記載すれば足りる。

エ 信託事務年度開始の日における「公益事務の種類及び内容」及び「受託者及び信託管理人に関する信託行為の内容」を記載した書類(公益信託規則第39条第1項第4号)

- 「公益事務の種類及び内容(公益信託法第7条第2項第4号)」及び「公益信託に係る信託行為の内容に関する事項(同項第5号)」は、公益信託認可申請書に、受託者が関係者の了解の

¹⁸¹ 公益信託の規模、公益事務の内容に照らして重要性の乏しいものは記載を要しない。

下で記載したものであり、当該記載を前提に、公益信託認可がなされた事項であるため記載を求めるものである。

- 行政庁が公益信託の認可をしたときは、その旨が公示される(公益信託法第11条)が、これだけでは、公益信託認可を受けた「公益事務の種類及び内容」、「公益信託に係る信託行為の内容に関する事項」の詳細が明らかになるわけではない。そこで、公益信託の透明性を確保するとともに、その公益事務及び公益信託のガバナンス等に関して公益信託関係者及び国民のチェック機能を高める観点から、これらについても開示対象としている。
- これらの書類について、変更を行う際には、変更認可又は変更届出の手続が必要であり、変更があったときは、変更後の書類を備置き及び閲覧の対象の文書として取り扱う。
- なお、法人の経営判断により公益目的事業の柔軟な展開が想定される公益法人と異なり、受託者が、信託行為に従って公益事務を実施する公益信託においては、認可申請時に提出した「公益事務の種類及び内容」や「公益信託に係る信託行為の内容に関する事項」が頻繁に変更される蓋然性が低いと考えられる。したがって、この書類も法令上毎信託事務年度の開始の日の前日までに作成・備置きする書類とされているものの、当該年度開始の時点で現に作成・備置きをしている書類の内容から変更がない場合には、同一の文書を改めて作成し、行政庁への提出等を行わなくても済むよう措置されている(公益信託規則第39条第2項)。

(備考)公益信託認可を受けた後遅滞なく作成・提出する書類について

- 公益信託の認可を受けた日の属する信託事務年度については、「当該公益信託認可を受けた後遅滞なく〔中略〕事業計画書、収支予算書その他の内閣府令で定める書類を作成」することとされている(公益信託法第20条第1項括弧書き)。この場合、公益信託認可申請書にウの文書は添付されていないため遅滞なく作成し、行政庁に提出することになる。ウ以外の文書は、公益信託認可申請書において提出された資料を流用すれば足りる(公益信託認可申請時から修正があれば、修正の上再度提出する必要がある。)
- 公益信託においては、申請書に添付した事業計画書及び収支予算書並びに申請書の記載内容が、公益信託認可を受けた初年度の事業計画書及び収支予算書並びに申請書の記載内容と異なることは想定し難いが、何らかの理由により修正等が必要な場合には、修正後の書類を遅滞なく作成し、提出等を行う必要がある¹⁸²。

¹⁸² 公益信託の認可の日より後に公益信託の効力が発生する場合には、原則に従い、信託事務年度開始前に書類の作成・提出が必要となる。なお、公益信託の認可の日と公益信託の効力が発生する日が近接している場合には、柔軟に対応する。

2 信託事務年度終了後に作成・備置きする書類(公益信託法第20条第2項)

- 公益信託法第20条第2項は、信託事務年度終了後3か月以内¹⁸³に作成することが求められる書類として、信託財産に係る財産目録や受託者等名簿、公益信託報酬の支払基準等を定めている。これらの書類は、過去5年間の公益信託の活動実績等について透明性を確保するために、受託者の備置き等及び行政庁による公表の対象となっている。
- 3に記載する書類と併せ、公益信託の実績等について、委託者等を含むステークホルダーに説明責任を果たすことは、公益信託のガバナンスを確保する上で重要であるとともに、寄附等の支援を考える企業や国民の利便性に資するものと言える。
- 信託事務年度終了後に作成し、備え置くことが求められる書類(このほか、3の書類がある。)を、以下一覧で示す(受託者の属性等に応じて作成の必要がある書類に差異がある。)

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

【信託事務年度終了後に作成する書類】

(1) 信託財産に係る財産目録(公益信託法第20条第2項第1号)(※3)

(2) 受託者等名簿(受託者及び信託管理人の氏名又は名称及び住所を記載したもの。同項第2号)(※1、※3)

(3) 公益信託報酬の支払基準を記載した書類(同項第3号)(※1、※3)

〔以下(4)～(11)は公益信託法第20条第2項第4号で規定する「内閣府令で定める書類」〕

(4) 受託者に関する以下(ア～オ)の事項を記載した書類(公益信託規則第40条第1項第1号)(※2、※3)

ア 理事、取締役、監事、監査役の数その他の役員に関する状況

イ 貸借対照表の要旨その他の財務に関する状況

ウ 職員又は従業員の数その他の状況

エ 寄附行為、定款、規則その他の基本約款に関する事項

オ 当該受託者の職業に関する事項

(5) 公益信託事務に関する以下(ア～カ)の事項を記載した書類(同項第2号)(※3)

ア 寄附を受けた財産の額

イ 金融資産の運用収入の額

ウ 資産、負債及び期末純資産の額

エ 他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の公益信託規則第9条で定める財

¹⁸³ 公益信託認可を受けた日の属する信託事務年度では、認可後遅滞なく作成する必要がある。ただし、この場合作成する必要がある書類は【信託事務年度終了後に作成する書類】※3にあるとおり、一部作成不要な書類が存在する。

産についての保有の有無

オ 関連当事者との取引に関する事項及びその明細

カ 海外への送金の有無及びそれに関連するリスクの軽減策の有無

- (6) 中期的収支均衡に関する数値及びその計算の明細を記載した書類(同項第3号)(※3、※4)
- (7) 公益事務割合に関する数値及びその計算の明細を記載した書類(同項第4号)(※3、※4)
- (8) 使途不特定財産額に関する数値及びその計算の明細を記載した書類(同項第5号)(※3、※4)
- (9) 公益充実資金について、公益信託規則第23条第1項第2号(公益充実資金に関する積立限度額及びその根拠等)に掲げる事項を記載した書類(同項第6号)(※3、※4)
- (10) 公益信託事務継続予備財産について、その限度額及び算定根拠並びに保有理由を記載した書類(同項第7号)(※3、※4)
- (11) 指定寄附資金について、広く一般に募集されたものである場合か否かに応じて公益信託規則第36条第4項の規定により備置き、閲覧等の措置が講じられるべき事項について記載した書類(同項第8号)(※3、※4)

※1…(2)及び(3)の書類については、1(4)の書類と同様に、既に作成・備置きをされている書類の内容から変更がない場合には、当該書類を「当該信託事務年度終了から3か月以内に作成・備置きした書類」として取り扱うことができる。

※2…(4)の書類の内容がホームページで公表されている場合は、そのホームページアドレスを記載した書類を提出することで代替することができる(公益信託規則第40条第3項)。

※3…公益信託認可を受けた信託事務年度にあつては、(1)～(3)の書類が「認可後遅滞なく作成する」必要がある対象になる。

※4…特定資産公益信託については、(6)～(11)の書類について作成不要。

=====

(1) 信託財産に係る財産目録(公益信託法第20条第2項第1号)

○ 公益信託において、どのような財産が保有・供用されているのか明らかにするため、財産目録の作成・備置き等を義務付けることとしている。財産目録は、全ての資産及び負債について、その名称、場所・物量等、使用目的、価額等を詳細に表示するものである必要がある。

財産目録は、公益信託規則第43条に従い、資産の部(流動資産及び固定資産)及び負債の部(流動負債及び固定負債)に区分しなければならない。各項目は、適当な項目に細分することができる。また、公益目的保有財産、公益充実資金又は指定寄附資金(第5章第1節第3

の2(1)ウ参照)を有する場合は、これを他の財産と区分して表示する(公益信託規則第43条第3項)とともに、使用目的等の欄に公益目的保有財産、公益充実資金又は指定寄附資金であることを明示しなければならない。具体的な物量等や使用目的が、貸借対照表の注記に記載されている場合には、当該記載を明らかにすることで、物量等や使用目的等の記載を省略できるものとする。このほか、信託行為により処分等が制限されている財産である場合には、使用目的等の欄にその旨を明示するものとする。

(2) 受託者等名簿(公益信託法第20条第2項第2号)

- 公益信託が、どのような者によって運営されているかを明らかにするため、受託者等(受託者及び信託管理人を指す。)の氏名又は名称及び住所を記載した名簿の作成・備置きを義務付けている。これらの者に関しては、公益信託認可基準(公益信託法第8条第2号、第3号及び第5号)適合性や欠格事由(同法第9条第1号及び第2号)非該当性等について、国民によるチェックの対象とする観点からも、透明性の確保が求められる。
- なお、個人情報保護の観点から、個人である信託管理人の住所については、開示等の義務の対象とはしていない(公益信託法第20条第5項及び第21条第2項)。受託者の住所については、当該住所において各種書類を備え付け、閲覧請求に応じる必要があるため、受託者が個人である場合にもその住所(自宅住所ではなく、受託者の事務所等の住所を記載して、当該箇所での閲覧請求等に対応することとしても問題ない。)を開示する必要がある。
- ※ 現行の内閣府のシステムにおいて住所を開示対象から除外する対応ができないため、行政庁への提出については、作成義務のある受託者等名簿に加え、受託者以外の住所を除外した受託者等名簿の提出を求めている。住所等を記載した受託者等名簿を作成すると、自動的に受託者以外の住所が除外された受託者等名簿が作成される仕組みになっているため、これら2種類の名簿を一緒に提出する。

(3) 公益信託報酬の支払基準を記載した書類(公益信託法第20条第2項第3号)

<第3章第1節第10参照>

[以下(4)～(11)は公益信託法第20条第2項第4号で規定する「内閣府令で定める書類」]

(4) 受託者に関する以下(ア～オ)の事項を記載した書類(公益信託規則第40条第1項第1号)

- 現に信託財産を管理し、公益事務を実施するのは受託者であり、公益信託の透明性を確保するためには、受託者についての透明性を確保することが不可欠である。受託者の氏名又は名称及び住所については、受託者等名簿により明らかにされるが、受託者がどのような組織や規模で、どのような活動を行い、どのような経済基盤を有しているかは、公益信託の透明性を確保

する上でも、公益信託に寄附等を考える国民にとっても重要である。これらの情報は、受託者の経理的基礎及び技術的能力(公益信託法第8条第2号)、継続処理能力(同条第4号)、特別の利益を与えるような運営がなされていないか(同条第5号及び第6号)等の観点から、公益信託の運営をチェックする上でも重要な情報である。

一方、公益信託の受託者は、「受託者」としての肩書き以外でも、法人や個人として活動しており、公益信託の「受託者」としての透明性の確保に当たっても、受託者の競争上の利益や、個人情報の保護にも配慮することが求められる。

以上を踏まえ、受託者が「法人その他の団体」である場合はア～エの事項について、受託者が個人である場合はオの事項を記載した書類を作成することとしている。

なお、受託者が複数存在する場合は、全ての受託者について、その属性に応じて以下の事項を記載した書類を作成する必要がある。

【法人その他の団体の場合】

ア 理事、取締役、監事、監査役の数その他の役員に関する状況

公益信託の受託者である団体が、どのような者によって運営されているかを明らかにするため、受託者である法人等の役員¹⁸⁴の役職及び氏名について情報開示の対象とする。

イ 貸借対照表の要旨その他の財務に関する状況

受託者がどのような経済基盤を有し、どのような経済活動を行っているかを明らかにするため、受託者の貸借対照表及び損益計算書並びに事業報告を情報開示の対象とする。ただし、受託者の競争上の利益その他の事情に鑑み、貸借対照表及び損益計算書を開示することが適切ではないと受託者が判断する場合には、他の法令において当該書類の開示が義務付けられている場合を除き、貸借対照表の要旨として差し支えないものとする。なお、受託者が株式会社の場合は、会社法(平成17年法律第86号)及び会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定として、貸借対照表の要旨のみを公告する場合は損益計算書に本来記載されるべき当期純損益金額を付記しなければならないこととされており(会社法第440条第2項及び会社計算規則第142条)、公益信託における貸借対照表の要旨についても同様に当期収益費用差額の付記を求めることとする。

貸借対照表の要旨を開示対象の書類としたときは、行政庁への書類の提出に当たり、貸借対照表及び損益計算書の本表を添付する必要がある(この場合、貸借対照表等の本表は

¹⁸⁴ 当該団体の業務を執行する役員(これに類する者を含む。)については、特別の利益を与えてはならない対象とされている(公益信託令第1条)。

公表されない。)。

なお、受託者によっては、公益事務と受託者の固有業務とを一体的に実施している場合が想定される。この場合には、受託者として利益相反行為が行われるおそれがあるほか、一体的に実施される受託者の活動について透明性が確保されている必要がある。したがって、公益事務と固有業務とを一体的に実施している場合には、貸借対照表及び損益計算書並びに事業報告を必ず開示対象の書類としなければならない。ただし、公益信託の透明性確保が開示を求める趣旨であることに鑑みて、これら書類の中に、公益事務と何ら関係がないことが明らかな部分があれば、当該部分については開示対象外とすることができることとする。

ウ 職員又は従業員の数その他の状況

受託者である団体の規模や事務処理能力等を明らかにするため、職員・従業員の数を情報開示の対象とする。なお、受託者である団体が他の法令等の規定により作成している資料に職員・従業員数が記載されていればその資料で足りることとするほか、人数が100人を超えるような法人等については、この(4)の書類を作成するためだけに1人単位までの把握は必要ではなく、概数での記載で良いこととする。

エ 寄附行為、定款、規則その他の基本約款に関する事項

受託者である団体の目的や組織・ガバナンスを明らかにするため、寄附行為、定款、規則等法人等の基本約款について、情報開示の対象とする。

【個人の場合¹⁸⁵】

オ 当該受託者の職業に関する事項

受託者が個人である場合、受託者の職業は受託者がどのような者であることを示す要素と考えられることから、開示対象とする。なお、「職業に関する事項」としてどこまでの情報を記載するかは、原則として受託者の自己申告に委ねるが、例えば士業の免許を有していないにも関わらず士業であると虚偽の記載をしたような場合には、罰則の対象となる。

また、受託者に対する誤解を招くおそれのある記載は、公益信託への寄附募集という観点で、公益信託規則第38条第3号違反にもなり得ることに留意する(寄附の募集に関する禁止行為については第5章第3節第2参照)。

¹⁸⁵ 個人が受託者である場合も、法人が受託者である場合のイに相当する書類として、財産目録等の提出時に「当該受託者の財産及び収入の状況を明らかにする書類」を添付する必要がある(公益信託規則第49条第1項第1号)が、個人情報保護の観点から開示対象とはならない。

(5) 公益信託事務に関する以下(ア～カ)の事項を記載した書類(公益信託規則第40条第1項第2号)

- 公益信託事務の実施状況について、その透明性を高める観点から、以下ア～カの事項について、作成・備置き等の対象とする。

ア 寄附を受けた財産の額

当初寄附のみならず、追加信託分の寄附額も含まれる。

イ 金融資産の運用収入の額

ウ 資産、負債及び期末純資産の額

ア～ウの情報については、貸借対照表や損益計算書においても確認することが可能であるが、公益信託における財産の状況について、他の情報と併せて公益信託事務に係る基本情報を国民に分かりやすく、一覧性をもって示す観点から書類の作成・備置きを求め、情報開示の対象とする。なお、今後、デジタル化を進める中で、受託者の負担軽減に取り組むことが求められる。

エ 他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の公益信託規則第9条で定める財産についての保有の有無

公益信託認可基準(公益信託法第8条第5号及び第6号)の適合性について、国民によるチェックの対象とする観点からも、透明性の確保が求められる。なお、上場企業の株式であって、当該企業の株式等の5%を超えない範囲で保有するものについては、記載を不要とする。

オ 関連当事者との取引に関する事項及びその明細

公益信託においては、公益信託のガバナンスにおいて、信託目的のために必要な支出とされたもののみを行うことが可能である。関連当事者であるか否かに関わらず、寄附その他の特別の利益を理由なく与えることは、金額の多少に関わらず許されるものではない。

その上で、関連当事者との取引のうち、一定規模を超えるものについて、ステークホルダーがチェックできるようにすることで、より一層の透明性の確保を図るものである¹⁸⁶。

公益信託の運営において、公益信託令第1条に定める公益信託の関係者に「特別の利益」を与えることは許されない。そうした公益信託の関係者との取引については、透明性を確保する必要性が高いことから、これらについて毎年度、開示の対象としている。

なお、公益法人制度においては、公益法人会計基準及び会計基準運用指針において、該当する取引は計算書類に注記しなければならないことを明らかにするとともに、関連当事者の定義、明細書に記載すべき事項などが定められている。

関連当事者との取引に関する情報は、財務報告を補完するものであり、公益信託制度におい

¹⁸⁶ 現実問題として、委託者や受託者が大きな法人である場合などには、「関連当事者」が多数に上り、誰が関連当事者であるかを継続的に把握すること自体が大きな業務負担となることも想定される。

ても、計算書類に注記し、一体のものとして信託管理人の承認を受けることが望ましい。なお、計算書類に注記されている場合には、オに係る書類として別に作成する必要はない。

=====

【(ア)関連当事者の範囲】

○ 関連当事者とは、以下のものをいう。なお、公益信託の透明性を確保するため、受託者等の判断により、関連当事者の範囲を拡大することは差し支えない。

① 当該公益信託の委託者、受託者及び信託管理人

② ①に掲げる者が個人の場合、その近親者等

※ 近親者等：配偶者（事実婚やいわゆる同性パートナーを含む。）及び三親等内の親族並びにその財産によって生計を維持する者をいう。

③ ①に掲げる者（信託管理人を除く。）が団体の場合、

・ 当該団体の業務を執行する役員（これに類する者を含む。）及びその近親者等

・ 当該団体の子法人及び親法人

（注1）子法人とは、委託者又は受託者である団体が、その財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合（※）における当該他の法人とする。

（注2）親法人とは、一の者が委託者又は受託者である団体の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合（※）における当該一の者とする。

（※）「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、支配する法人等が、被支配法人の意思決定機関（社員総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関をいう。）における

・ 議決権の過半数を有する場合

・ 当該意思決定機関の構成員の総数に対する以下（i）～（iii）に掲げる者の数の割合が50%を超える場合

（i）支配法人等の役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。）若しくは評議員又は職員

（ii）支配法人等によって当該構成員に選任された者

（iii）当該構成員に就任した日前5年以内に（i）又は（ii）に掲げる者であった者

【(イ)関連当事者との取引に含まれない事項】

○ 関連当事者との間の取引には、次の取引は含まれない。

① 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引

② 当該公益信託の受託者又は信託管理人に対する信託報酬の支払

③ 当該公益信託に対する寄附(信託を含む。)

【(ウ)関連当事者との取引として記載が必要な事項】

○ 当該年度において、関連当事者との取引の総額が100万円(公益信託の経常費用の額の十分の一の額が100万円を下回る場合にあっては経常費用の額の十分の一の額。以下の100万円基準における記載について同じ。)を超える場合、又は貸借対照表の各取引ごとの科目の残高が100万円を超える場合における当該取引については、重要性が高い事項であるため、関連当事者との取引としての記載を求める¹⁸⁷。

ただし、資金貸借取引、有形固定資産又は有価証券等の売買取引、債務保証・担保提供等に係る取引については、それぞれの残高が100万円以下であっても、取引の発生総額が100万円を超える場合には開示を要するものとする。

【(エ)関連当事者取引における記載事項】

○ 法人の名称又は個人の属性

※ 属性:委託者、受託者又は信託管理人の近親者等、受託者の役員 など

○ 法人の住所(個人の住所は不要)、法人と公益信託の関係(受託者、受託者の子法人など)

○ 取引の内容、取引金額、科目及び期末残高

=====

カ 海外への送金の有無及びそれに関連するリスクの軽減策の有無

公益信託が、テロ資金の供与に利用されることがあってはならず、特に海外送金等を行う場合には、その透明性を確保するとともに、リスク低減対策を執ることが求められる。こうした観点から、公益信託において海外送金の有無、テロ資金供与等のリスク低減対策の実施の有無を情報開示の対象とする。なお、海外への送金の当該信託事務年度の合計金額が100万円を超えず、かつ、下記(ア)～(ウ)の活動を行っていない場合には海外送金を行っていないとして差し支えない。

リスク低減対策としては、内閣府が特定したリスクのある活動(下記(ア)～(ウ))に応じた対策が執られているか否かを記載する¹⁸⁸。なお、公益信託において受託者は、個々の事務や取引におけるリスクの大きさに応じて、自らが直面するリスクを低減させるための措置を実施する必要がある、リスクが高い場合には、より厳格な対応が求められる一方で、リスクが低いと判断される場合には、より簡素な措置を行うことが許容される。更に具体的な内容については、公益法人制度における「公益法人におけるテロ資金供与対策について」(令和4年6月内閣府大臣官房公益法人行政

¹⁸⁷ 計算書類の注記として、公益目的保有財産や保証債務等について開示が必要としている。また、信託概況報告において、利益相反取引等について記載を求めている。

¹⁸⁸ (ア)～(ウ)に掲げる個別の措置が執られているかではなく、全体として必要なリスク低減対策が執られているかで判断する。(ア)～(ウ)の複数に該当する場合も同じ。

担当室)や、信託全般のマネーロンダリング対策について定めた「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画(2024-2026年度)」(令和6年4月17日マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議決定)を参照することとする。

=====

(ア) テロ行為にさらされている地域やその周辺¹⁸⁹で活動する場合

◎ 公益信託事務を実施している国・地域及びその周辺におけるテロ行為の発生状況を確認する。

◎ 現地での事務運営や事務実施に当たっての手續等を定める。

- ・ 現地の協力団体や現地職員、事業の受益者の選定等に当たっては、テロ組織等との関わりがないことを確認。
- ・ 現地での事務の実施状況について確認。
- ・ 現地での金融機関の口座からの引き出しや経費の支出に当たっての手續を定める。
- ・ 現地で目的外の資金等が悪用された(悪用される蓋然性が高い)場合の対応を定める。

など

(イ) 海外で公益信託事務を実施するため、事業者等への委託や助成等を行う場合

◎ 事務の委託先や助成団体、現地の協力団体等を選定する際の基準を設ける。

◎ 事務の協力団体や助成団体等の事務実施状況を確実に確認する。

(ウ) 相当量の資金を取り扱い、海外への送金や海外で現金の取扱いを行う場合

◎ 海外の送金先の口座等の確認を行う。

- ・ 金融機関を介して海外送金を行う場合、送金先の国・地域の金融機関宛ての送金を行っても問題がないことを確認する。
- ・ 海外の送金先の口座は、送金先団体等の正式な口座であることを確認する。

など

◎ 海外への資金送金や現金の移動を行った場合、相手側の受領を確認できる手段を持つ。

=====

(6) 中期的収支均衡に関する数値及びその計算の明細を記載した書類(公益信託規則第40条第1項第3号)

(7) 公益事務割合に関する数値及びその計算の明細を記載した書類(公益信託規則第40条第1項第4号)

(8) 使途不特定財産額に関する数値及びその計算の明細を記載した書類(公益信託規則第40条第1項第5号)

¹⁸⁹「テロ行為にさらされている地域やその周辺」の範囲については、最新の国際テロの情勢等を踏まえて判断する必要があるため、国際テロ情勢に係る動向を取りまとめている「国際テロリズム要覧」(公安調査庁)や、テロ情報を含めた各国の現地情勢を取りまとめている「海外安全ホームページ」(外務省)などの情報も踏まえて、事業の実施国・地域がテロ行為にさらされている地域やその周辺に該当するかどうかを確認することが重要である。

- (9) 公益充実資金について、公益信託規則第23条第1項第2号(公益充実資金に関する積立限度額及びその根拠等)に掲げる事項を記載した書類(公益信託規則第40条第1項第6号)
- (10) 公益信託事務継続予備財産について、その限度額及び算定根拠並びに保有理由を記載した書類(公益信託規則第40条第1項第7号¹⁹⁰)
- (11) 指定寄附資金について、広く一般に募集されたものである場合か否かに応じて公益信託規則第36条第4項の規定により備置き、閲覧等の措置が講じられるべき事項について記載した書類(公益信託規則第40条第1項第8号)

- 財務規律の適合状況等について、透明性を確保する必要があるため情報開示の対象とする。
(前記(9)、(10)に係る公益充実資金及び公益信託事務継続予備財産)

公益充実資金については公益信託法第16条第1項及び公益信託規則第23条第1項第2号(第5章第1節第1の3(1)イ参照)、公益信託事務継続予備財産については公益信託法第17条第3項及び公益信託規則第37条(第5章第1節第3の2(3)参照)に規定する必要事項を公表する必要がある。なお、公表が必要な情報が計算書類等又は(6)若しくは(8)の書類に含まれている場合には、(9)又は(10)の書類として改めて提出する必要はない。

(前記(11)に係る指定寄附資金)

指定寄附資金(第5章第1節第3の2(1)ウ参照)については、

- ・ 広く一般に募集されたものである場合には、その旨、募集期間、受け入れた財産の合計額、募集の方法、募集に係る財産の用途として定めた内容、金銭以外のものがある場合にその金銭以外のものの内容(公益信託規則第36条第5項第1号)
- ・ 広く一般に募集されたものでない場合には、当該財産を交付した者の個人又は法人その他の団体の別(国若しくは地方公共団体又はこれの機関である場合にはこれらの名称)、受入日、受け入れた財産の合計額、当該財産を交付した者の定めた用途の内容、金銭以外のものがある場合の金銭以外のものの内容(同項第2号)

について、備置き、閲覧等の措置が講じられていることが必要である。

〔補足〕 公益信託認可後遅滞なく提出する書類について(公益信託法第20条第2項括弧内)

公益信託認可を受けた信託事務年度(最初の信託事務年度が公益信託認可を受けた後に開始される場合を含む。)にあつては、公益信託法第20条第1項同様に、第2項に定める書類についても、遅滞なく作成する必要がある。¹⁹¹

¹⁹⁰ 同規則第37条に係る事項を記載した書類を指す。

¹⁹¹ ただし、この場合上記第5章第2節第1の2(4)～(11)の書類については当該公益信託における実績がないことから、「認可後遅滞なく作成する」書類からは除かれている(公益信託規則第40条第2項)。

3 信託法第37条第1項及び第2項に規定する書類(公益信託法第20条第4項)

- 公益信託においては、信託財産を活用した公益信託事務の実施状況及び信託財産の状況について、委託者、信託管理人、寄附者、取引関係者、行政庁など多様なステークホルダーに分かりやすく開示するため、受託者は、貸借対照表、損益計算書及び信託概況報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない(読替信託法第37条第2項・合同命令第18条第1項及び第24条第1項)。

また、受託者は、信託事務に関する計算等を明らかにするため、信託財産に係る帳簿その他の書類(信託帳簿)を作成しなければならない(読替信託法第37条第1項)とされており、貸借対照表や損益計算書は、信託帳簿に基づき作成される(合同命令第28条。なお、特定資産公益信託については、作成すべき書類等について特例が定められている。)

これらの書類は、公益信託法第20条第4項の規定に基づく閲覧請求の対象とされるほか、同法第21条の規定に基づき受託者が行政庁に提出し、行政庁によって公表される。

- 以下、(1)として信託法第37条第1項及び第2項に規定する書類について法令の枠組みを示した上で、(2)「信託概況報告」について、(3)以下で公益信託の財務報告について記載する。

(1) 法令の枠組み

- 読替信託法第37条に基づき、作成等が求められるのは、以下の書類である。

ア 信託帳簿

信託事務に関する計算並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を明らかにするため、内閣府令・法務省令で定めるところにより作成される「信託財産に係る帳簿その他の書類」である(読替信託法第37条第1項。第5章第2節第1の2(5)参照)。

イ 財産状況開示資料

毎年1回、一定の時期に、内閣府令・法務省令で定めるところにより作成される、内閣府令・法務省令で定める書類である(読替信託法第37条第2項)。

具体的には、貸借対照表、損益計算書及び信託概況報告並びにこれらの附属明細書(合同命令第24条第2項、第18条第1項)を作成する必要がある。

ただし、特定資産公益信託においては、上記の書類に替えて収支決算書、財産目録及び信託概況報告を作成することができる(合同命令第19条第1項、第3項)。

ウ 信託事務の処理に関する書類

信託財産に属する財産の処分に係る契約書その他の信託事務の処理に関する書類である。信託帳簿を作成するための補助簿など、いわゆる「会計帳簿」とされている書類の多くが含まれる(第5章第2節第1の2(5)参照)。

- 受託者は、上記書類について、ア・ウの書類は原則10年間¹⁹²(信託法第37条第4項、第5項)、イの書類は原則当該信託の清算の終了の日まで¹⁹³(信託法第37条第6項)保存しなければならない。
- 上記書類については、次のとおり開示等を行う必要がある。
信託法の規律：ア・ウの書類について、信託管理人は、閲覧等を請求できる(信託法第38条)
公益信託法の規律：ア・イの書類について、
・何人も、閲覧等を請求できる(公益信託法第20条第4項)
・行政庁に提出し、行政庁において公表される(公益信託法第21条)

(2) 信託概況報告

- 信託概況報告は、公益事務の実施状況その他の公益信託の状況に関する重要な事項について報告するものであり、公益信託の計算書類又は特定資産公益信託の計算書類と併せて、公益信託の運営状況について、委託者・信託管理人・寄附者・取引関係者・行政庁といった多様なステークホルダーに分かりやすく開示するために作成するものである。
- 信託概況報告には、公益事務の実施状況その他の公益信託の状況に関する重要な事項について記載する必要がある¹⁹⁴(合同命令第19条第5項、第33条第1項)。
- 信託概況報告は、受益者がいる一般の信託とは異なり、信託帳簿に基づき作成することとされていないが、財務報告に関連する事項については、その内容にもよるが、信託帳簿に基づき作成する必要がある。また、信託事務の処理に関して適切に記録することは当然に求められるところ、公益事務の処理に当たっては、信託法第37条第5項の規定に基づき、必要な書類を作成することが求められる。当該書類については、同項の規定に基づき、10年間保存しなければならない。また、同法第38条第1項の規定に基づき、信託管理人の閲覧請求対象となる。
- 信託概況報告には、公益事務の実施状況を記載する必要がある。具体的には、信託行為及

¹⁹² 信託管理人に当該書類を交付等したときは、この限りではないとされている(信託法第37条第4項ただし書(第5項において準用する場合を含む。))。なお、公益信託法の規律がかかるため、受託者は、アの書類について5年間は保存しなければならない。)

¹⁹³ 作成の日から10年間を経過した後において、信託管理人に対し当該書類等を交付等した場合には、この限りではないとされている。

¹⁹⁴ 私益信託においては、信託概況報告を含む信託として開示すべき資料(財産状況開示資料)について、「信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の概況を明らかにするものでなければならず(信託計算規則(平成19年法務省令第42号)第4条)、当該資料は信託帳簿に基づいて作成しなければならない(同規則第5条)」としており、信託財産の経済価値に着目した開示が想定されている。これに対し、公益信託においては、信託財産の経済価値にとどまらない公益事務の実施状況を明らかにすることに重点が置かれており、信託概況報告において記載が必要な公益信託の状況に関する重要な事項に、公益事務の実施状況が含まれる旨が合同命令第33条で明記されている。

び申請書に記載され、事業計画において具体的な実施方法や規模等が示された公益事務の実績(実際にどのように実施されたのか)を示す必要がある。その際には、事業計画に掲げられた内容との対応関係が分かるように記載する。公益事務の実績(規模、内容等)が事業計画と異なる場合は、異なる理由(年度途中で事業計画が変更された場合は、その理由)について記載する。ボランティアによる役務の提供を含め、無償・低廉な価格で資源の提供を受けて公益事務を実施した場合には、その内容等について記載することが望まれる¹⁹⁵。

- このほか、公益事務の実施に関する重要な事項を記載する。また、公益事務の質の改善の取組、公益事務の実績についての測定・評価(インパクト測定・マネジメント等)が行われている場合には、当該取組についても記載することが適当である。
- 当該年度における公益信託事務の実施に関して、次に掲げる事項について記載する。
 - ・ 公益信託に合議制の機関を置く場合には、その活動状況(開催回数やその内容、委員の状況(人数、構成、報酬の有無、その額)等)
 - ・ 公益信託事務の実施に当たり、利益相反行為(信託法第31条第1項各号)や競合行為(同法第32条第1項)が行われた場合には、その内容
 - ・ 公益信託において現物寄附に係るみなし譲渡所得課税の特例を受けるため必要になる行政庁の証明を受けた基金を有しており、その明細規程の制定・改廃(軽微なものを除く。)を行った場合は、その内容
- これら以外でも、信託の変更、信託関係者の変更その他公益信託における重要な変化があれば、その内容について記載する。
- 上記のほか、必ずしも「経営判断」を前提としない公益信託においては、公益法人¹⁹⁶と異なり、運営体制の充実を図るための取組を信託概況報告に記載する義務は課していないが、各公益信託において、公益事務の質の向上を図るためのガバナンスの改善や透明化の促進に取り組むことは重要であり、公益信託に対する国民の信頼を確保し、公益の増進及び活力ある社会の実現に向け、取組内容を信託概況報告において明らかにしていくことが望まれる。

(3) 公益信託の会計の考え方

(一般的な信託の会計に関する関係規定)

¹⁹⁵ 公益信託の計算書類において、無償又は低廉な価格での人的サービスや土地利用や事務所使用の無償提供について収益として認識することは、恣意性を排除した測定に課題があることから、収益として認識することは適切ではない。

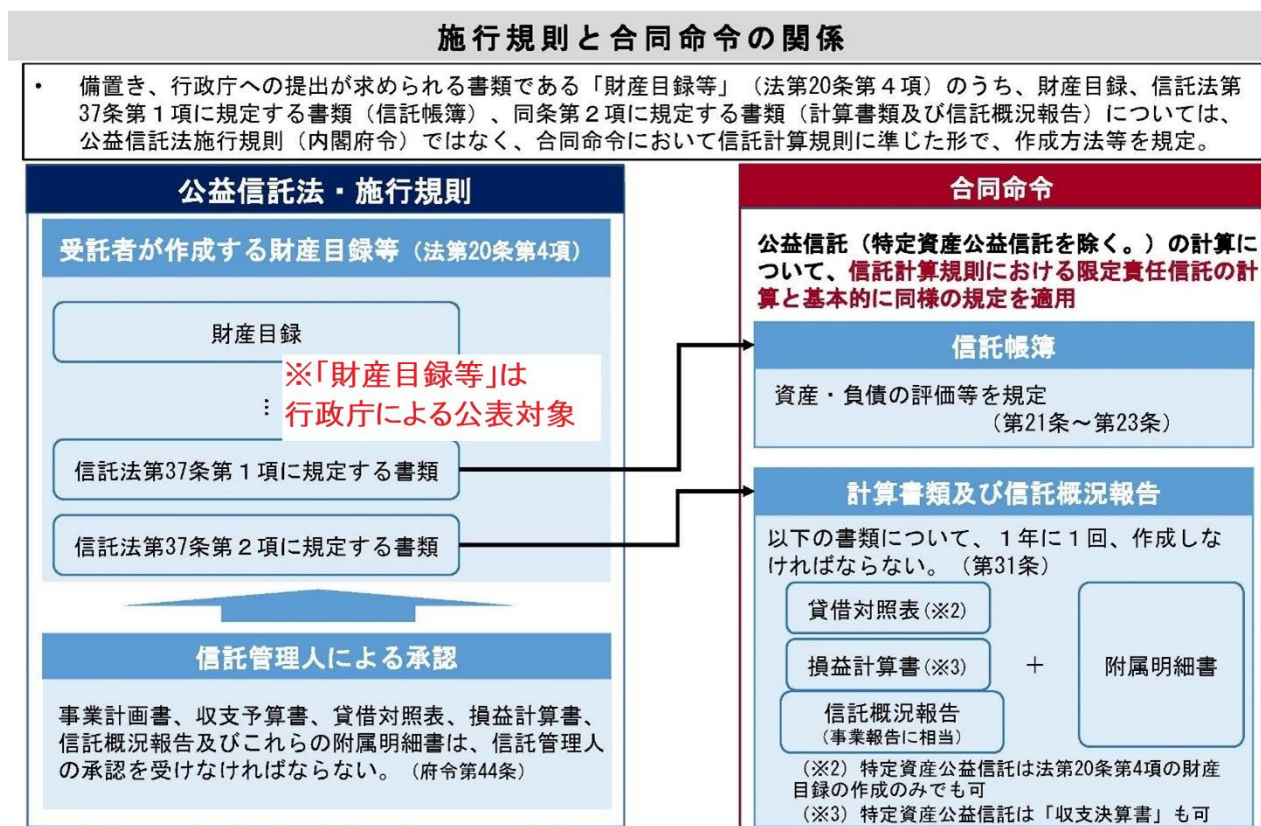
¹⁹⁶ 公益法人においては、多種多様な公益法人が、公益法人の経営判断を尊重し、それぞれの実態にあったガバナンス強化策を講ずることが重要であるとの考えの下、運営体制の充実及び透明性の向上を公益法人の責務とするとともに、事業報告においてその内容を開示することとしている。

- 「信託の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うもの」(信託法第13条)とされ、受託者は、毎年1回法務省令で定める書類を作成する義務を負う(同法第37条第2項)。
- 信託法第37条第2項の書類は、「信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の概況を明らかにするもの」とされ(信託計算規則第4条第4項)、信託帳簿に基づいて作成されなければならない(同条第5項)。
- なお、一般的な信託の計算(同法第37条)に加え、一般債権者の保護のために強行的な規律を置く限定責任信託の計算(同法第222条)について特例が定められている。

(公益信託の会計に関する関係規定)

- 公益信託に対しては、特別の規定がない限り信託法が適用される。会計に関しては、公益信託法第33条の規定により、信託法が法務省令(信託計算規則)に委任している事項について、内閣府令・法務省令に委任するとの読替え等を行った上で、信託法の規定が適用され、合同命令において受託者が作成すべき書類やその作成方法について定められている。

【参考図】公益信託法/公益信託規則と合同命令との関係



(公益信託制度における財務報告の基本的な考え方)

- 従前の公益信託制度については、受託者は信託銀行等に事実上限られ、信託事務は、信託財産として受け入れた金銭を預貯金等で運用し、奨学金や研究開発費の助成を行う事務に限定されていたこと等の理由から、統一的な会計基準はなく、それぞれの受託者が策定する経理規則に従い、収支決算書と財産目録が作成される運用であった。
- 新しい公益信託制度においては、多様な主体が受託者となり得、事業型も含めた様々な類型の公益信託について設定することが可能になるとともに、公益法人と整合的な枠組みの下、公益信託認可を受けた全ての公益信託が基本的に公益法人並みの税制が適用される。
- このような新たな公益信託制度において受託者が行う財務報告は、公益法人制度の財務報告の目的を踏まえて、委託者に対する受託責任を履行すること(信託財産の分別管理義務を担保すること等)や信託管理人による監督に対応することに加えて、ステークホルダーの多様なニーズに対応していくことが望ましい。
- 公益信託は財務規律の遵守が求められ、その適合状況の確認のための計算は信託当事者(委託者、受託者及び信託管理人)による恣意的な判断の可能性を排除する必要がある。そのため、公益信託の計算等は、信託当事者が定めるものではなく、一定のルール(資産・負債の評価等)に従って行われる必要がある。
- 以上のことから、公益信託の会計については、信託としての特異性を考慮しつつも、財務報告の目的を共通にし、全体として整合的な制度として設けられている公益法人の会計基準を基本として計算書類を作成する必要がある。

一方、公益信託制度では、

- ① 収益事業等が行われず公益事務を行うことのみが行われること
- ② 法人の経営判断が期待される公益法人と異なり、受託者は信託行為の定めに従い公益信託事務を行うものであること
- ③ 事務所のスペースなど受託者の人的・物的資源を活用することも多く、公益法人と比べて公益信託の計算書類に計上すべき資産等は少ないことが見込まれること
- ④ 多様な受託者において、受託者固有の会計処理と全く異なる会計処理を求めることは受託者の負担となり、公益信託の活用を大きく阻害すること

となる等から、公益信託における会計処理については、信託行為等に定められた公益信託の事務の内容・規模・信託財産の種類に見合った形で可能な限り簡素化をすることが相当である。

- 公益信託の会計については、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従う(信託法第13条)とされており、公益信託の会計に係る規定の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計の慣行を斟酌しなければならない(合同命令第17条)とされている。本節の規定についても同様に、一般に公正妥当と認められる会計の基

準その他の会計の慣行を斟酌して解釈される必要がある。

○ 公正妥当な会計の慣行に従った会計というためには、少なくとも、次の原則に従う必要がある。

=====

- ・ 公益信託の計算書類は、信託財産の状況及び公益信託事務の実施状況に関して、真実な報告を提供するものでなければならない(真実性の原則)
- ・ 公益信託の計算書類は、寄附者、取引先、信託管理人、行政庁といった関係者に対し、必要な会計事実を明瞭に表示し、公益信託に対する判断を誤らせないようにしなければならない(明瞭性の原則)
- ・ 会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法は、毎年度これを継続して適用し、みだりに変更してはならない(継続性の原則)
- ・ 計算書類を作成する目的は、公益信託の財務の内容を明らかにし、公益信託の運営状況に関する寄附者、取引先、信託管理人、行政庁といった関係者の判断を誤らせないようにすることにある。このため、法令に従う限りにおいて、重要性の乏しいものについては、本来の会計処理によらないで、他の簡便な方法により処理することも認められる(重要性の原則)

=====

○ 本ガイドラインで示していない会計処理の方法については、原則として、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の基準その他の公益法人の会計の慣行に従うものとする。ただし、軽量の公益信託である場合において、受託者の能力、公益事務の内容その他の事情に照らして合理的な理由があるときは、合同命令の遵守¹⁹⁷を前提に、公益法人会計基準・会計基準運用指針以外の一般に公正妥当と認められる会計の基準等¹⁹⁸(当該会計基準等の下で認められる会計の慣行を含む。)に従うこととして差し支えない。この場合には、注記として「計算書類の作成のための基本となる重要な事項」の項目で、適用した会計基準を明記するものとする。ただし、無償又は低廉な価格で物的サービス又は役務の提供を受けた場合において、必要対価の額を損益計算書に計上することが認められる会計の基準等が存在するところ、公益法人会計基準においてはこのような処理を認めてはおらず、公益信託における会計処理としても適当ではないと考えられることから、当該必要対価の額を損益計算書に計上することはできないものとする¹⁹⁹。

¹⁹⁷ 例えば、特定資産公益信託の特例を除き、減価償却(合同命令第 21 条第2項)や強制評価減・減損(同条第3項)、貸倒引当金等(同条第4項)等は義務規定であり、時価等に関する第5項・第6項のできる規定とは異なる。なお、計算書類は、会計帳簿に基づき作成しなければならない(合同命令第 29 条第2項)。

¹⁹⁸ 文書として作成され、管理されている会計基準等を指す。

¹⁹⁹ NPO法人会計基準の25項及び26項においては、一定の要件を満たせば活動計算書に計上することができるとされているが、これらについても恣意性を排除した測定に課題があることから、公益信託の損益計算書においては、収益・費用として計上しない(なお、財務規律との関係では、無償の役務提供が公益信託事務の実施に必要である限りにおいて、公益事務割合の算定に当たって事業費に含めることができる。)

- 受託者が、社会福祉法人、学校法人その他行政機関の指導・監督の下で活動を行う非営利法人（行政機関の関与の下で策定された会計基準等に従い会計を処理するものに限る。）である場合に、受託者が採用する会計基準等に従う場合も同様とする。これ以外の公益信託については、具体的な事例に即して判断する必要があるが、現時点において具体的な例を示すことは困難であるが、公益事務の規模等に応じて、上記以外の取扱いをすることはあり得る。

（４）公益信託の計算書類

- 計算書類の金額は、一円単位、千円単位又は百万円単位で表示する（合同命令第25条）。単位は、公益信託事務の規模等に応じて適切に判断する必要がある²⁰⁰。
- 計算書類には、その作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法²⁰¹その他計算書類作成のための基本となる事項であって、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記しなければならない（合同命令第26条及び第27条）。これらを変更した場合には、重要性の乏しいものを除き、（ア）会計の処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容、（イ）表示方法を変更したときは、その内容についても注記しなければならない。

=====

【計算書類作成のための基本となる事項】

- ・ 資産の評価基準及び評価方法（合同命令第26条第1項第1号）
- ・ 固定資産の減価償却の方法（同項第2号）
- ・ 引当金の計上基準（同項第3号）
- ・ 収益及び費用の計上基準（同項第4号）
- ・ その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項（同項第5号）

=====

- このほか、公益信託に係る財産及び損益の状態を正確に判断するために必要な事項は、計算書類に注記しなければならない。例えば、計算書類の作成日までに発生した重要な後発事象（寄附者等からの寄附金支出の重大な変更、災害による重大な損害の発生など）の注記が必要である。また、関連当事者との取引について注記の対象となる。

ア 貸借対照表

²⁰⁰ 例えば「一円」単位を選択する場合は、貸借対照表、損益計算書とその附属明細書全てについて「一円」単位にすることになる。特定資産公益信託においてもこれは同じである。

²⁰¹ 表示方法とは、会計情報を示すために採用した表示の方法（注記による開示を含む。）をいい、計算書類の科目分類、科目配列及び報告様式が含まれる。

（貸借対照表の区分等）

- 貸借対照表は、資産／負債／純資産に区分して表示しなければならない（合同命令第30条第1項）。資産、負債及び純資産は、総額によって記載することを原則とし、資産と負債又は純資産を相殺して貸借対照表に表示することは認められない。資産と負債の差額として、純資産の金額を示すものとする。
- 資産の部は、流動資産及び固定資産に、負債の部は、流動負債及び固定負債に区分しなければならない。各項目は、適当な項目に細分することができる（同条第2項）。

（流動資産・流動負債と固定資産・固定負債を区別する基準）

- 入金又は支払等の期限が貸借対照日から1年内に到来するものは流動資産又は流動負債とし、1年を超えるものは固定資産又は固定負債とする。
- 商品等の棚卸資産は流動資産に属するものとし、信託財産のうち加工又は販売を予定しない財貨は固定資産とする。なお、残存耐用年数が1年内となったものも、固定資産に含める。

（貸借対照表の科目等）

- 固定資産に属する財産は、有形固定資産、無形固定資産、その他固定資産に分類する。
- このほか、貸借対照表の科目については、会計基準運用指針「XI.財務諸表の科目」「第1.貸借対照表及び貸借対照表の注記に係る科目及び取扱要領」を参考にする。

（資産の貸借対照表価額）

- 原則として、当該資産の取得価額を基礎として計上する。寄附等によって取得した資産の取得価額は、取得時における公正な評価額とする²⁰²。
- 未収金、貸付金等の債権は、取得価額から貸倒引当金等を控除した額とする²⁰³。
- 固定資産は、取得原価から減価償却²⁰⁴累計額及び減損損失²⁰⁵累計額を控除した額とする。

²⁰² 資産については、会計帳簿にその取得価額を付さなければならない（合同命令第21条第1項）。取得価額は、原則として、資産の取得のために要した金額のことである。例えば、購入した商品であればその購入価格に付随費用を加えた額を指す。役務の提供等に係る契約に基づいて生じた金銭債権の取得価額については、当該役務提供等の完了時に、契約条件に従いその対価を認識することになる。

²⁰³ 取立不能のおそれのある債権については、信託事務年度の末日においてその額を控除しなければならない（合同命令第21条第4項）。倒産手続等により債権が法的に消滅したときは、その金額を貸倒損失として控除する。また、債務者の資産状況、資源能力等から見て回収不能のおそれのある債権については、その回収不能見込額を貸倒引当金として控除する。過去の貸倒実績率等で引当金額を見積もる方法等も考えられる。

²⁰⁴ 償却性資産がある場合には年度末日に相当の償却をしなければならない（合同命令第21条第2項）。当該資産の取得価額を、受託者が算出した耐用年数（無形固定資産である場合は有効期間）に応じて配分する。具体的な減価償却の方法については、定額法・定率法・その他資産の将来の経済的便益の費消予測を反映した適当な方法のいずれかによるものとする。なお、減価償却により每期、費用を計上していても、災害など予測することができない著しい資産価値の下落が生じた場合には、相当の金額を評価損として計上する必要がある（同条第3項）。

²⁰⁵ 予測することができない減損が生じた資産又は減損損失を認識すべき資産（固定資産）は、その取得原価から相当の減額をした額を付さなければならない（合同命令第21条第3項）。

- 棚卸資産は、取得価額²⁰⁶とする。ただし、正味売却価額が取得価額より下落している場合は、正味売却価額とする²⁰⁷。
- 外国通貨、外貨建金銭債権債務(外貨建預金を含む。)等については、決算時の為替相場による円換算額を付すものとする。
- のれんが信託財産となることは通常は想定されないが、信託財産にのれんが含まれる場合は、合同命令第23条により資産(又は負債)として計上することができる。
- 公益目的保有財産、公益充実資金又は指定寄附資金を保有する場合、その内訳、増減等について注記する。

(負債の貸借対照表価額)

- ・ 債務については、原則として、債務額で計上する²⁰⁸。借入金については、その内訳、増減額及び残高を注記する。
- ・ 将来の費用又は損失(収益の控除を含む。)であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合には、当該金額を引当金として負債に計上する(合同命令第22条第2項第1号)。引当金については、金額的に重要性が乏しいものについては、計上する必要はない。ただし、資産に係る引当金(貸倒引当金等)は、資産の控除項目として計上し、各資産の取得価額、引当金の当期末残高及び控除後の残高を注記する。引当金には、貸倒引当金、賞与引当金、退職給付引当金などがあり、引当金を計上する場合には、その内訳と増減額及び残高を注記する。
- ・ なお、債務保証、係争中の訴訟による損害賠償債務等の偶発債務の額は、貸借対照表には計上されないが、注記を要する。

(純資産の部の細目)

- 資源提供者の用途指定の有無を明確にし、財務規律を適正に適用する観点から、純資産の部は、公益法人制度と同様に、原則指定純資産及び一般純資産に区分しなければならない(合同命令第30条第3項本文)。しかし、純資産の区分は公益法人関係者以外には馴染みのない概念であり、かつ、信託財産に償却性資産が含まれることが見込まれず²⁰⁹、指定純資産に係る収益・費用と一般純資産に係る収益・費用が混在することがほとんど想定されない公益信託(例えば寄附された有価証券の運用益のみにより助成事務を行う公益信託)にまで純資産

²⁰⁶ 個別法、先入先出法、総平均法、移動平均法、売価還元法等により計算する。

²⁰⁷ 合同命令第21条第6項第1号

²⁰⁸ 負債については、原則として、会計帳簿に債務額を付さなければならない(合同命令第22条第2項)。

²⁰⁹ 減価償却資産が資源提供者からの用途の指定をもって信託財産とされた場合、当該減価償却資産から生じる費用(減価償却費等)については、損益計算書上、指定純資産に係る費用として一般純資産に係る費用と区別する必要が生じ、この場合、貸借対照表上、純資産を区分した上で、損益計算書において財源別内訳の表示をすることが求められることになる。

の区分表示を必須とする必要はないと考えられる。したがって、償却性資産が含まれることが見込まれない公益信託においては、区分を要しない²¹⁰こととしている(同項ただし書)。

- 純資産の部においては、その他有価証券評価差額について、純資産(指定純資産・一般純資産)の内書として記載する。
- 特定の目的(資産の取得を含む。)を前提として受け入れる寄附金、助成金・補助金等の資金、金融資産、固定資産等については、指定純資産を財源区分とする会計処理を行う。
- 一般純資産とは、委託者及び信託管理人の承認を受けた受託者が、信託契約書の範囲内で活動目的を達成する観点から、自ら用途を決定できる資産をいう。
- なお、用途指定のある財産を有するものの、上記(合同命令第 30 条第3項ただし書)により純資産の区分表示をしない公益信託についても、指定寄附資金は他の資金と明確に区分して管理されている必要があり(公益信託規則第 36 条第5項第2号)、また、貸借対照表の注記において、指定寄附資金の発生年度別残高及び使用見込みを開示することが求められる。

(貸借対照表の注記)

- 会計基準運用指針「Ⅶ.財務諸表様式及び注記・附属明細書関係」第4.財務諸表に対する注記「4. 貸借対照表の注記」に列挙された事項の取扱いは、以下のとおりとする。

〔注記が必要となる事項〕

・以下については該当があれば記載を必要とする(公益法人並びの規定)。

- 【(4)資産に係る引当金を直接控除した場合の各資産の資産項目別の引当金の金額】
- 【(5)有形固定資産及び無形固定資産の内訳と増減額及び残高】
- 【(6)担保に供している資産】
- 【(7)保証債務等の偶発債務】
- 【(8)引当金の内訳と増減額及び残高】
- 【(9)借入金の内訳と増減額及び残高】

〔公益目的保有財産、公益充実資金及び指定寄附資金に係る注記事項〕

・以下の財務規律に関する、公益目的保有財産、公益充実資金及び指定寄附資金の内容については、項目別に期首純資産残高、当期増加額、当期減少額、当期末純資産残高を注記する。指定寄附資金については、その受入年度別に残高及び使用見込みを注記する。

- 【(3)使途拘束資産(控除対象財産)の内訳と増減額及び残高】
- 【(13)補助金等の内訳、交付者と増減額及び残高】
- 【(14)指定純資産の内訳と増減額及び残高】

²¹⁰ 信託財産として減価償却資産を保有するに至った場合には、区分表示することができる。

【(15)指定純資産のうち指定寄附資金の受入年度別残高及び支出見込み】

イ 損益計算書

(損益計算書の区分等)

- 公益法人会計基準においては、損益計算書に該当する書類について、公益法人の活動状況を明らかにするという目的に鑑み、「活動計算書」という名称を付している。公益信託においても、公益事務に係る活動状況を明らかにするという目的は共通しており、「活動計算書」等と称する書類を法令上の損益計算書として取り扱うこととして差し支えない。
- 損益計算書は、経常収益/経常費用(事業費/管理費)/経常外収益/経常外費用に区分して表示しなければならない。各区分は、適当な項目に細分することができる(合同令第31条第1項)。「経常外収益」「経常外費用」については、「その他収益」「その他費用」など適当な名称にすることができる(同条第2項)。
- 損益計算書には、「財源区分別内訳」、「事業費・管理費の形態別区分」を注記する(合同令第30条第3項ただし書の場合を除く。)。
- 複数の公益事務を行う公益信託においては、公益信託規則第45条の規定に基づき、公益事務別の内訳を注記する。

【損益計算書の記載の詳細】

- 損益計算書は、公益信託事務の実施状況を明らかにするため、一信託事務年度に属する公益信託の全ての収益及び費用の増減並びにその結果としての純資産の変動を示すものとする。

(ア) 経常収益/経常費用(事業費/管理費) 関係

- ・ 収益は、原則として、
寄附金など対価の提供がない収入については、これを受け入れたとき、
商品等の販売又はサービスの提供を行い、これに対する現金、現金同等物や債権等を取得したときに計上する。
- ・ 費用は、原則として、
助成金等を支給したとき、広告宣伝費や信託報酬等の費用の発生原因となる取引が発生したとき又はサービスの提供を受けたときに計上する。
- ・ 収益とこれに関連する費用は、原則として、両者を対応させて期間損益を計算する。
- ・ 収益及び費用は、総額によって記載することを原則とし、収益と費用を相殺することによって、損益計算書から当該記載を消去することはできない。
- ・ 経常収益は、信託財産の運用益、公益事務の対価や公益事務に関連して受ける寄附金な

ど、公益信託事務の通常の処理に伴う収益が含まれる。

- ・ 中期的収支均衡は、損益計算書に計上すべき経常収益(指定純資産に係るものを除く²¹¹。)を基礎として算定することとされている(公益信託規則第18条第2項第1号イ)。

(イ) 経常外収益/経常外費用 関係

- ・ 経常外収益は、不動産や投資有価証券の売却益や、固定資産の受贈益などが含まれる。
- ・ 経常外費用は、不動産や投資有価証券の売却損や、固定資産の除却損などが含まれる。

(ウ) 事業費/管理費の区分関係

- ・ 事業費は、公益事務の実施に係る事業費であり、公益事務割合算定の基礎(公益信託規則第24条第1号)となる。助成費、助成先の選定のための合議制機関の開催経費、助成金の振込手数料、公益信託事務の実施のための人件費等が考えられる。
- ・ 管理費は、公益信託事務の処理に係る公益信託報酬その他の管理費であり、公益信託事務割合算定の基礎(同条第2号)となる。管理費としては、計算書類その他定期提出書類の作成のための委託費、信託報酬、信託管理人の報酬等が考えられる。
- ・ 公益信託事務のために要した経常的費用のうち、公益事務の実施と公益信託の管理の双方に関連する費用額は、適正な基準によりそれぞれの費用額に配賦しなければならない。ただし、配賦することが困難な費用額については、管理費とする(公益信託規則第32条)。

(エ) 純資産関係

- ・ 特定の目的(資産の取得を含む。)を前提として受け入れる寄附金、助成金・補助金等の資金、金融資産、固定資産等については、指定純資産を財源区分とする会計処理を行う。指定された目的に従って取得した資産も指定純資産を財源区分として取り扱う。なお、指定純資産を原資とする資産から生じた果実(配当金、利息等を含む。)は、損益計算書の財源区分内訳の注記における一般純資産区分に計上する。指定純資産を原資とする資産について、売却損益、評価損益(その他有価証券に係る評価差額を除く。)又は固定資産の減損が発生した場合、損益計算書の財源区分内訳の注記における指定純資産区分に計上する。
- ・ 一般純資産を原資とする資産について、配当等、売却損益、評価損益(その他有価証券に係る評価差額を除く。)又は固定資産の減損が発生した場合、損益計算書の財源区分内訳の注記における一般純資産の区分に計上する。

²¹¹ なお、信託財産に減価償却資産を含まない公益信託の場合は、経常収益全額が中期的収支均衡の算定対象となる(第5章第1節第1の2(1)表の注釈参照)。

(オ) その他

- 損益計算書の注記として、損益計算書全体の財源区分別、及び事業費・管理費の形態別区分の注記を記載する(合同命令第30条第3項ただし書の場合を除く。)。なお、貸借対照表において指定純資産及び一般純資産を区分保有する公益信託については、損益計算書についても、これを区分するものとする。ただし、収益について使途の指定が想定されない公益信託については、区分は必要ないものとする。
- 複数の公益事務を行う公益信託においては、資源配分等について説明責任を果たす観点から、公益信託規則第45条の規定に基づき、公益事務別の内訳を注記する。その際、複数の公益事務区分にまたがる費用又は収益がある場合は、適正な基準によりそれぞれの区分に配賦する必要があるが、各公益事務に配賦することが困難な収益及び費用がある場合は、これらを共通収益及び費用として表示することができる(公益信託規則第45条ただし書)。

ウ 有価証券の取扱い

有価証券については、時価が取得原価より著しく低くなり、回復の見込みがない場合に行う必要のある評価減(合同命令第21条第3項第1号)を除き、以下の取扱いとする。なお、公益信託において取り扱われることが想定されにくい「売買目的有価証券」及び「子会社及び関連会社株式」については、ガイドラインに記載を置いていない。

(満期保有目的債券)

- ・ 満期まで所有する意思をもって保有する国債その他の債券(満期保有目的の債券)は、原則として取得価額を貸借対照表価額とする。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、その差額に重要性がある場合には、償却原価法に基づいて算定された価額を貸借対照表価額とすることができる。

当該差額に重要性が乏しい場合は、償還時点において差額を当期の収益費用差額として認識する。なお、外貨建の場合は、決算時の為替相場による円換算額を貸借対照表価額とし、換算差額は経常収益又は経常費用に計上する。

(その他有価証券)

その他有価証券については、原則として、以下の取扱いとする。ただし、軽量の公益信託にあつては、取得原価を貸借対照表価額とすることができるものとする。

満期保有目的債券以外の有価証券(その他有価証券)は、原則として、

- ・ 市場価格のあるもの(上場企業株式等)については市場価格を貸借対照表価額とし、評価差額は、純資産の部に「その他有価証券評価差額金」を設けて記載し(売買目的有価証券ではないため、評価差額は損益計算書に計上しない。)翌期首に洗い替える。

- ・ 市場価額のないものは、取得価額を貸借対照表価額とする。

なお、外貨建の場合は、決算時の為替相場による円換算額を貸借対照表価額とし、いずれの場合も為替差額を「その他有価証券評価差額金」として計上する。

エ 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

- 附属明細書は、次の事項のほか、計算書類の内容を補足する重要な事項を表示する。計算書類の注記に記載している場合には、附属明細書においては、その旨の記載をもって内容の記載は省略することができる。

- ① 有形固定資産及び無形固定資産の内訳
- ② 引当金の内訳

(5) 公益信託の信託帳簿

- 公益信託の「信託帳簿」は、貸借対照表及び損益計算書(これらの附属明細書を含む。)を適正に作成するために必要な情報が記録されている必要がある。そのため、公益信託の信託帳簿及びその補助簿等(読替信託法第37条第5項の書類)において、全ての取引につき、正規の簿記の原則に従って、適時に、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に作成されなければならない。その際には、公益信託の「信託帳簿」が公表されることを前提に作成する必要があることに留意する。「信託帳簿」は、貸借対照表及び損益計算書等を適正に作成する上で、必要とされる項目(勘定科目、金額等)が網羅的に組み込まれていることが求められる。
- 具体的には、公益信託事務期間の全仕訳を勘定科目毎に集計し、期首残高に加減することで期末残高を表示する帳簿が該当する(一般的に会計帳簿と称される帳簿から作成される「合計残高試算表」が該当する)。一般的な会計の考え方では「合計残高試算表」は「帳簿」として扱われてはいないところ、公益信託における「信託帳簿」には「合計残高試算表」が該当すると整理している。貸借対照表及び損益計算書は、当該帳簿に基づき作成されなければならない(合同命令第29条第2項)。
- なお、当該帳簿が作成されていない場合には、次のア又はイの書類を信託帳簿として扱うことも可能である。

=====

ア 公益信託事務期間における、全ての取引を日付順に、借方勘定及び貸方勘定の各科目とその取引金額、摘要欄を網羅的に備えた帳簿(仕訳帳)

※各仕訳は起票された伝票、根拠証憑(請求書等)と紐付いている

イ アの帳簿から各勘定科目ごとに取引を抽出し、日付と相手勘定名、取引金額を備えた帳簿(総勘定元帳)

※勘定科目ごとの取引の内容を把握可能

=====

- 公益信託の会計を適正に処理するためには、上記の「信託帳簿」だけでは十分ではなく、仕訳帳・総勘定元帳(「信託帳簿」として作成される場合を除く。)、現金預金出納簿・有価証券管理台帳・固定資産台帳・賃金台帳等の作成が必要となる。これらは、読替信託法第37条第5項に基づき作成・備置きが求められる(信託管理人による閲覧請求は可能だが、公益信託法に基づく公表等の対象とはならない。)

(6) 特定資産公益信託の特例(合同命令第19条)

- 特定資産公益信託は、その信託財産の要件及び支出方法の要件(第3章第1節第13参照)を踏まえると、「償却すべき財産」、「評価減が生じる資産(棚卸資産やリスクの高い有価証券など)」、「取立不能の可能性のある債権」、「負債」、「のれん」などは想定されず、一般的には、
 - ・ 寄附金の受入れや、利子等の入金、
 - ・ 助成金等の支出や信託報酬に係る出金、などがあるにとどまる。このため、会計処理の原則として発生主義に立つ場合でも現金主義に立つ場合でも実質的な差異が生じないと考えられるため、信託法第37条第1項及び第2項の書類について、簡易な方法での作成を認めることとしている。
- 具体的には、信託法第37条第2項の書類として、合同命令第19条第3項に
 - ア 信託概況報告 (※ 通常の公益信託と差異はない。)
 - イ 特定資産公益信託の計算書類
 - ・ 信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務²¹²の概況を明らかにする収支決算書
 - ・ 財産目録が定められており、これを作成するために必要な信託帳簿(信託法第37条第1項の書類)について、合同命令第19条第2項に定められている。
- なお、合同命令第19条第1項は、「～することができる」とする規定であり、上述した原則的な取扱いをすることもできる。なお、帳簿に基づき計算書類を作成するという関係にあり、第19条の方法で帳簿を作成する場合には、第19条の方法で計算書類を作成することになる。

【特定資産公益信託の計算書類】

²¹² 特定資産公益信託においては通常負債は想定されないが、例えば助成金の交付が国や地方公共団体からの補助金交付のタイミングとの兼ね合いで期ずれを起こす(例：令和8年度に助成先と助成額は決定するが、令和9年度に実際助成を行う)場合の未交付配布金(未払金)等により、多額の負債が存在する場合には、原則的な会計処理を適用し負債計上することが望ましい。

- 特定資産公益信託の計算書類(収支決算書及び財産目録)は、信託帳簿に基づき作成されなければならない(合同命令第19条第4項)ほか、公益信託における会計が従うべき一般原則に従う必要がある。

(ア) 収支決算書

- 収支決算書は、当該信託事務年度における全ての収入(収益)及び支出(費用)の内容を明瞭に表示するものである必要がある。
- また、基本的には想定されないが、債務不履行に伴う有価証券の評価減や、不法行為等に伴い生じる債権・債務など、現金及び現金同等物に係る収入(収益)・支出(費用)に含まれない資産の変動が生じ得る。これらについて、原則的な会計処理を適用し、費用若しくは損失として計上することが望ましい。

(収支決算書の区分)

- 収支決算書は、収入(収益)／支出(費用)に区分して表示する。各区分は、適当な項目に細分して差し支えない。
- 収入(収益)の部は、信託財産の運用や寄附金等について、現金及び現金同等物を受け入れた場合に計上する。
- 支出(費用)の部は、公益事務や信託報酬等で、現金及び現金同等物を払い出した場合に計上する。

※なお、公益信託規則第42条第2項の規定により、この収支決算書を作成する特定資産公益信託においては、当該収支決算書の表示方法に倣い、収支予算書においても同様に「収入及び支出の見込みを明らかにする」必要がある。

(イ) 財産目録

- 第5章第2節第1の2(1)参照。なお、合同命令第19条の規定を適用する場合には、財産目録が信託法第37条第2項の書類として作成されることになるため、保存や閲覧等に関して信託法の規律が適用されることに留意する。

(ウ) 特定資産公益信託の信託帳簿

- 特定資産公益信託についても、公益信託事務について、適切に記録することが求められる。一方で、特定資産公益信託の要件に照らすと、基本的には、上記収支決算書の作成に必要な収入や支出が適切に記録されれば足りるといえる。
- 「全ての取引を借方及び貸方に仕訳する帳簿」及び「全ての取引を勘定科目の種類別に分類して整理計算する帳簿」との規定が合同命令第19条第2項にあるが、これは例示であり、上記の特定資産公益信託の性質を踏まえ、かつ、受託者の業務の簡素化を図る観点から、複式簿

記を原則としつつ、全ての場合に複式簿記による帳簿作成の義務を課す規定とはしていない。

- ただし、「償却すべき財産」や「取立不能のおそれのある債権」といった、特定資産公益信託において通常想定されない事象についても、それらが生じた場合には、当然に、当該事象について正規の簿記の原則を踏まえて適切に計上することが求められる。また、公益信託の会計の透明性・客観性を確保する上で、本来的には正規の簿記の原則に従い記載することが望ましい。
- 以上を踏まえ、特定資産公益信託における信託帳簿は、「公益信託事務期間の全仕訳を勘定科目毎に集計した帳簿(合計残高試算表相当。章末【参考②】(ウ)信託帳簿の様式例①にサンプルを掲載)とする。当該帳簿が作成されていない場合には、次のア又はイの書類を信託帳簿として扱うことも可能である。

=====

- ア 公益信託事務期間における、全ての取引を日付順に、借方(出金)及び貸方(入金)の各科目とその取引金額を網羅的に備えた帳簿(仕訳帳相当。同様式例②にサンプルを掲載)

※各仕訳は起票された伝票、根拠証憑(請求書等)と紐付いている。

- イ アの帳簿から各勘定科目ごとに取引を抽出し、日付と相手勘定名、取引金額を備えた帳簿(総勘定元帳相当。同様式例③にサンプルを掲載)

※勘定科目ごとの取引の内容を把握可能

=====

- なお、特定資産公益信託の場合は、複式簿記で処理がされていなくても(単式簿記であっても)問題ない²¹³。
- 様式等については公益信託認可時の申請書のような明確な様式は特に定めないが、各受託者はそれぞれが用いている様式等を継続して用いることとし、これを理由なく変更してはならない。参考として、計算書類及び信託帳簿の様式例を本章末に掲載する。
- 特定資産公益信託であっても、不法行為や錯誤により取立不能のおそれのある債権等を取得する可能性や、金融機関や地方公共団体等の破綻などによる評価減の可能性は存在するところ、こうした事態が発生したときには、適切に計上することが求められる。

4 閲覧請求等について(公益信託法第20条第4項)

- 公益信託の「財産目録等」(第5章第2節第1参照。「信託行為の内容を証する書面」、前掲

²¹³ 信託法第37条第1項の帳簿は公表対象となるため、記載される事項については個人情報等が記載されないよう注意する。

「1 信託事務年度開始前に作成・備置きする書類」、「2 信託事務年度終了後に作成・備置きする書類」及び「3 信託法第37条第1項及び第2項に規定する書類」をいう。) については、公益信託法第20条第4項の規定により、何人も受託者の「業務時間」内において閲覧の請求ができる。

- 受託者の「業務時間」については、受託者が個人や小規模な法人等である場合には「業務時間」が定められていないことも想定される。しかし、受託者の規模や属性を問わず受託者として適切に公益信託事務を処理し、書類の開示等を円滑に実施するためには、公益信託に関して外部からの問合せ等に対応できる時間を「業務時間」として設定し、インターネット上に記載するなど²¹⁴して明らかにしておくことが望ましい。「業務時間」が定められていない場合は、社会通念に照らし、受託者である当該個人や団体に対して、外部からの問合せ等を行うことが不適切と考えられる時間以外は、「業務時間」になると想定される。
- 受託者として公益信託の透明性を確保し、その適正な運営について説明責任を果たすという閲覧請求規定の趣旨を踏まえると、「業務時間」は、様々な者が問合せや閲覧等ができるような常識的・合理的な時間とすることが求められる。

また、受託者は「業務時間」内には常に閲覧請求等に対応できることが望ましいが、現実には、個人や小規模な団体において、対応が困難な時間が発生することも想定される。その場合は、受託者のホームページにおいて各種資料を分かりやすく公表する、電子メール等で閲覧請求（予約を含む）を受け付けるなど、実質的に閲覧請求等に対応し得る仕組みが確保されていることが望ましい。以上を踏まえ、受託者が閲覧請求等に対して適切に対応できていないと判断される場合には、監督上の措置を講ずることがあり得る。

- 「財産目録等」のうち、受託者等名簿の信託管理人（個人である場合に限る。）の住所についての情報は、受託者の判断で閲覧の対象から除外することができる（公益信託法第20条第5項）。受託者については、個人の場合でも²¹⁵法人等の場合でも、住所又は所在地（個人事業主である場合は個人事業主の事務所の所在地とすることができる。詳細は第4章第2節第2の1参照）を閲覧の対象から除外することはできない。
- 「財産目録等」は、行政庁に提出した状態で公表されることになる（第5章第2節第1の6参照）。したがって、個人情報など公表が適当ではない情報については「財産目録等」に記載すべきでないが、万一そのような情報が記載されており、当該情報を開示することが何らかの法令に違反する場合には、法令違反となる限度において閲覧の対象から除外することができる（公益信託

²¹⁴ 受託者が保有するホームページへの掲載のほか、受託者の情報について記載する書類の自由記述欄に受託者の業務時間その他必要な情報を記載することを想定している。

²¹⁵ 受託者が個人の場合、その者の住所において「財産目録等」を備え付け、閲覧請求を受ける必要がある。

法第20条第4項の「正当な理由」に相当する。)。また、当該個人情報等が記載されたままの書類を行政庁に提出していた場合には、速やかに行政庁にその旨報告し、当該個人情報等が記載された箇所の差替えを行う。

5 行政庁への提出等(公益信託法第21条第1項)

- 公益信託の受託者は、「財産目録等」のうち、上記1の信託事務年度開始前に作成する書類については、当該信託事務年度開始の日の前日までに、2及び3の書類については、当該信託事務年度経過後3か月以内に、行政庁に対して提出しなければならない(公益信託法第21条第1項)。

なお、これらの書類のうち、1の書類の提出時(信託事務年度開始前)には、1の各書類について信託管理人の承認を受けたこと(「資金調達及び設備投資の見込みに係る書類」については信託管理人の承認を受けることが義務ではないが、望ましい)を証する書面(公益信託規則第48条第1項)を併せて添付する必要がある。信託管理人の承認を受けたことを証する書面は、信託管理人の署名等をした書面のほか、当該者(本人)からの電子メールなどが想定される。

- ※ 上記1エの書類(信託事務年度開始の日における「公益事務の内容」及び「受託者及び信託管理人に関する信託行為の内容」を記載した書類)については、各年度で記載内容が大きく変容する蓋然性が低いと考えられることから、前信託事務年度以前に提出した書類から内容に変更がなければ、公益信託規則様式第五号の「直近提出書類より変更なし☑」というチェックボックスを埋めることで、提出は不要となる(同規則第48条第2項)。

- 上記2及び3の書類の提出時(信託事務年度経過後3か月以内)には、以下の書類を添付する(公益信託規則第49条第1項)。

=====

【2及び3の書類の提出時に添付する書類】

- ・受託者の固有財産に属する財産及び収入の状況を明らかにする書類(公益信託規則第49条第1項第1号)(趣旨等について、第4章第2の2(4)ウ参照)

- ・受託者の滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書(同項第2号)

→国税及び地方税の納税証明書については、公益法人や特定非営利活動法人等、他の法令の規定により公益信託法第9条第1号ロに掲げる者に該当しないことが明らかであると認められる者が受託者の場合は、受託者が同号ロに該当しないことを説明した書類の添付があれば、特段の事情により行政庁が必要と認める場合を除き、納税証明書の添付は不要である(公益信託規則第49条第2項)。

- ・通常の公益信託における信託法第37条第2項の書類(=「貸借対照表、損益計算書及び信託概況報告並びにこれらの附属明細書」)について信託管理人の承認を受けたことを証する書

類(公益信託規則第49条第1項第3号)

・行政庁が受託者による公益信託事務の適正な処理を確保するために必要と認める書類(同項第4号)

→ 公益信託の認可後、受託者に信託財産が移転されていることなどを確認するため、公益信託の認可を受けた受託者は、公益信託認可後に遅滞なく行政庁に提出することとされている財産目録等(公益信託法第21条第1項、公益信託規則第49条)と併せて、公益信託規則第49条第1項第4号の書類として、信託財産の移転を証する書類(登記事項証明書、金融機関の通帳等の写し等)を提出する。また、公益信託事務の適正な処理を確保するため、信託管理人が法人その他の団体である場合にあっては、当該法人その他の団体の役員の役職、氏名等の情報を記載した書類を添付するものとする(様式3・⑦参照)。

上記の書類を除き、現時点において、具体的に想定している書類はない。今後、「受託者による公益信託事務の適正な処理」を確保するために必要があると判断される場合には、追加で書類の提出を求めることとしている。行政庁が必要と認める書類については、必要最小限のものとするとともに、当該書類を必要とする理由を明らかにして、提出を求めることとする。

=====

6 行政庁による公表(公益信託法第21条第2項)

○ 行政庁は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定により公益信託の受託者から提出を受けた財産目録等を公表するものとされている。「この法律又はこの法律の命令の規定により公益信託の受託者から提出を受けた財産目録等」という規定であり、行政庁による公表対象書類は、公益信託法第21条第1項の規定により提出された書類に限らない。

【公益信託法第21条第1項以外の規定による提出書類のうち、「財産目録等」が含まれる手続及び該当書類】

- (1) 変更認可申請書及び添付資料(公益信託法第12条第4項・第5項・公益信託規則第12条)
- (2) 変更届出(添付資料を含む。)(公益信託法第14条・公益信託規則第14条)
- (3) 公益信託の併合等の認可に係る資料(公益信託法第22条・公益信託規則第50条)

※いずれも、詳細については第4章参照

○ 受託者から行政庁が提出を受けた財産目録等(受託者等名簿の個人(受託者であるものを除く。)の住所の記載部分を除く。))については、ホームページ(公益法人information)において公表する。提出された財産目録等については、提出された書類がそのまま、閲覧・謄写といった

手順を経ることなく、インターネット上で国民が見ることができる形で公表される。

- 提出された書類の公表においては、受託者から提出された書類がそのまま掲載される。そのため、個人情報等が誤って含まれていたような場合には、差替え（提出した書類の該当部分を公表用に黒塗りするなど）を行うことは可能である（上記4の末尾記載参照）。

第3節 その他規律

第1 名称等(公益信託法第5条)

- 公益信託の信託行為においては、公益信託の名称について「公益信託」という文字を用いて定めなければならない(公益信託法第4条第2項第1号)。これは、公益信託がその社会的信用を保つための名称保護規定であり、公益信託法第5条において
 - ・何人も、公益信託ではないものについて、その名称又は商号中に公益信託であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない
 - ・何人も、不正の目的をもって、ある公益信託が他の公益信託と誤認されるおそれのある名称又は商号を公益信託に使用してはならないこととされている。
- 上記2つの禁止規定に反する名称又は商号を用いようとしている者がいる場合、又は実際に用いている者がいる場合は、その名称又は商号の使用により不利益を被ることになり得る公益信託の受託者は、実際に名称又は商号を用いようとしている、又は実際に用いている者に対して、利益侵害の停止又は予防を請求することができる(同法第5条第3項)。

第2 寄附の募集に関する禁止行為(公益信託法第18条及び公益信託規則第38条)

- 公益信託の受託者又は信託管理人²¹⁶が、寄附の募集に当たり不適切な行為を行った場合には、公益信託制度に対する社会的信用が失われ、寄附などを通じた公益活動に対する国民の意欲が減退し、ひいては公益的な事業活動全体が阻害されるおそれがある。したがって、このような行為は、公益信託事務の適正な実施を期待して公益信託認可を与える公益信託法の目的に著しく反するものと言える。そこで、公益信託の受託者又は信託管理人による執拗な寄附の勧誘又は要求等寄附金の募集に係る一定の行為が禁止されている。具体的には、

=====

- 1 寄附を一度断った者に対して継続的に寄附の勧誘を行うこと
- 2 乱暴な言動や迷惑を覚えさせるような方法で寄附の勧誘又は要求をすること
- 3 寄附をする財産の用途について誤認させるおそれのある行為をすること
が公益信託法第18条において禁止されており、また公益信託規則第38条においては
- 4 寄附者に虚偽を告げる行為
- 5 寄附者に対し不確実な事項について断定的な判断を提供すること
- 6 信託行為の内容に関する重要な事項について誤解させるおそれのあることを告げる行為

²¹⁶ なお、公益信託は認可前には効力が発生しておらず、当該公益信託に係る受託者又は信託管理人も存在しないという建付けであるが、公益信託認可前に受託者又は信託管理人になろうとする者が、公益信託に対する寄附の募集に関して禁止行為に相当する行為を行うことも、当然に禁止されると解される。

=====

が禁じられている。

なお、4から6については、公益信託法第18条第4項の「寄附の勧誘若しくは要求を受けた者又は寄附者の利益を不当に害するおそれのあるものとして内閣府令で定める行為」という「内閣府令で定める行為」として公益信託規則第38条に定める行為である。公益法人制度においても認定法第17条で寄附の募集に関する禁止行為を定めているところ、認定法第17条第4項には「おそれのある行為」としか規定はない（内閣府令への委任はない。）。

これは、公益信託制度は信託の一類型であり、信託一般において委託者保護が重視される原則に鑑みて、今後1から6に当てはまらないが寄附の募集等に関して適当とは言えない事態が生じた際に、機動的な対応を確保する観点から規定されているものである。

公益信託規則第38条の制定に当たっては、信託業法第24条第1項及び信託業法施行規則（平成16年内閣府令第107号）第30条を参考としているが、今後寄附の募集に関して適当とは言えない事態が生じた際には、都度規定を追加・修正することが想定される。

- 3及び6については、受託者又は信託管理人が告げた内容が事実であるとしても、委託者・寄附者が誤解をするおそれがある伝え方等であれば、禁止事項に該当する。
- 公益信託は、公益法人同等の税制が適用される制度であるところ、例えばみなし譲渡課税の非課税措置といった事実を示して寄附の募集を行うことは禁止されるものではない。しかし、寄附の募集において、法令の説明を超え、例えば、具体的な税制に関して断定的な判断を提供し、あるいは、誤解を与えるようなことを告げて寄附の募集や委託者の勧誘が行われる場合は、禁止事項に該当する。
- これらの行為を受託者又は信託管理人が行った場合には、公益信託法第30条第2項第3号の規定により、監督処分等の対象となる。また、受託者又は信託管理人以外の者がこれらの行為を行った場合も、受託者又は信託管理人の意思に従って行われた場合には、受託者又は信託管理人が行ったものとして取り扱う。また、第三者が、これらの行為を行っていることを知りながら、受託者又は信託管理人が適切に対応しなかった場合には、公益信託事務を適正に処理する技術的能力がないと判断し得る。
- 公益信託の設定に当たっては、受託者になろうとする者が委託者（候補）を勧誘し、公益信託を設定することも想定される。不適切な勧誘により、委託者の意思に反した公益信託が設定されることは、制度の信頼を揺るがすものである。公益信託認可申請の審査に際して、上記1～6に該当する行為があったと認められる場合は、受託者の技術的能力又は信託管理人の監督能力を有していないものとして、不認可処分を行うものとする（認可した後に判明した場合、公益信託認可の取消事由となり得る。）。

なお、委託者は、受託者から必要な説明を受けた上で承諾書（第4章第2の2（6）カ参照）を

提出することとしており、必要な説明をすることなく、当該承諾書が作成されたことが明らかになった場合には、偽りその他不正の手段により認可を受けた（公益信託法第30条第1項第1号）と判断することがあり得る。

【参考①】 通常の公益信託における計算書類の様式例

- 第5章第2節第1の3(4)において、通常の公益信託における計算書類について記載しており、それら記載を元に、下記の計算書類について様式の一例を掲示する。

=====

- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・計算書類(貸借対照表・損益計算書)に関する注記
- ・財産目録

=====

- これらはいくまでも一例(サンプル)であり、具体的な費目等について該当事項がなければ記載不要である。法令に従って必要な区分を行った上で、計算書類において開示すべき事項が漏れなく記載されていれば良い。

<貸借対照表>

貸借対照表について、報告式及び勘定式の貸借対照表の様式例を示す。

【報告式 貸借対照表】

公益信託 A 貸 借 対 照 表

令和 年 月 日 現在

(単位:円)

科目	当期	前期
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
未収金		
貸倒引当金		
棚卸資産		
流動資産合計		
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
器具備品		
美術品		
有形固定資産合計		

(2) 無形固定資産		
ソフトウェア		
無形固定資産合計		
(3) その他固定資産		
長期性預金		
投資有価証券		
長期貸付金		
貸倒引当金		
その他固定資産合計		
固定資産合計		
資産合計		
Ⅱ 負債の部		
1. 流動負債		
未払金		
賞与引当金		
流動負債合計		
2. 固定負債		
退職給付引当金		
固定負債合計		
負債合計		
Ⅲ 純資産の部		
1. 指定純資産		
2. 一般純資産		
3. その他有価証券評価差額金		
(うち指定純資産に係る評価差額金)		
(うち一般純資産に係る評価差額金)		
純資産合計		
負債及び純資産合計		

【勘定式 貸借対照表】

公益信託A 貸借対照表

令和 年 月 日 現在

(単位:円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	当期	前期	科 目	当期	前期
I 流 動 資 産			I 流 動 負 債		

現金預金			未払金		
未収金			賞与引当金		
貸倒引当金			Ⅱ 固 定 負 債		
棚卸資産			退職給付引当金		
Ⅱ 固 定 資 産					
1.有形固定資産			負 債 合 計		
器具備品			純資産の部		
美術品			科 目	当期	前期
2.無形固定資産			Ⅰ 指定純資産		
ソフトウェア			Ⅱ 一般純資産		
3.その他固定資産			Ⅲ その他有価証券 評価差額金		
			(うち指定純資産に 係る評価差額金)		
長期性預金			(うち一般純資産に 係る評価差額金)		
投資有価証券			純 資 産 合 計		
長期貸付金					
貸倒引当金					
資 産 合 計			負債・純資産合計		

<損益計算書>

損益計算書について、様式例を示す。

※なお、公益法人制度では、認定法及び認定規則において「損益計算書」という名称が使用されているところ、令和6年公益法人会計基準から、公益法人の損益計算書における実務上の名称は、それまでの「正味財産増減計算書」から「活動計算書」に変更された。

公益信託制度においても、公益法人制度における取扱いと同様に、損益計算書について実務上「活動計算書」という名称とし、様式例においても「活動計算書」に代替することができる。

公益信託 A 損 益 計 算 書		
令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		
(単位:円)		
	当期	前期
I 経常活動区分		
経常収益		
資産運用益		
事業収益		
受取寄付金		
経常収益計		
経常費用		
事業費		
管理費		
経常費用計		
経常収益費用差額		
II 経常外活動区分		
経常外収益		
財産受贈益		
経常外収益計		
経常外費用		
〇〇除却損		
経常外費用計		
経常外収益費用差額		
当期収益費用差額		

<計算書類に対する注記>

【会計方針等】

(1)資産の評価基準及び評価方法

i.有価証券の評価基準及び評価方法→その他有価証券について、

- 市場価格のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)によっている。
- 市場価格のないもの…移動平均法による原価法によっている。
- 満期保有目的の債券…償却原価法(定額法)によっている。

ii.棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 出版物…総平均法による原価法を採用している。

(2)固定資産の減価償却の方法

- 有形固定資産…定額法によっている。

(3)引当金の計上方法

- 貸倒引当金…債権の貸倒損失に備えるため、回収不能見込額を計上している。

《貸借対照表の注記》

【控除対象財産の内訳と増減額及び残高】

次ページのとおり様式例を示す。

1. 公益目的保有財産(継続して公益信託事務の用に供する財産)

番号	財産の名称	場所	財産の使用状況 (概要、使用面積、使用状況等)	帳簿価額					取得時期	公益充実資金の取り崩し又は剰余金の解消策に充てた額の増加 【※】
		面積、構造、物量等		前期末	当期減少額	当期増加額	評価差額	期末		
				円	円	円	円	円		
				円	円	円	円	円		
計(A)				円	円	円	円	円		

【※】公益目的保有財産のうち、公益充実資金の取り崩し又は剰余金の解消策として取崩したものがあつた場合には、公益充実資金の取り崩し又は解消策とした額を明らかにする必要があります。

2. 公益充実資金(Aシートから転記)

帳簿価額				
前期末	取崩額	積立額	評価差額	期末(D)
円	円	円	円	円

3. 指定寄附資金(交付者の定めた用途に充てるために保有している財産)

番号	資金の名称	交付者の定めた用途	帳簿価額				
			前期末	当期減少額	当期増加額	評価差額	期末
			円	円	円	円	円
			円	円	円	円	円
計(F)			円	円	円	円	円

控除対象財産の額(A～Fの合計)	前期末	期末
	円	円

【指定寄附資金の受入年度別残高及び支出見込み】

(受入年度別残高)

(単位:円)

科目	内 訳	交付者	受 入 年 度 別 残 高			
			1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
	〇〇寄付金	個人〇名				
	△△寄付金	個人〇名				
	〇〇補助金	〇〇県				
合 計						

【5年超指定寄附資金の残高内訳別の支出見込み】

(単位円)

内訳	予定年	予定額	使途内容
〇〇寄付金	2035	500,000,00	〇〇プロジェクトの実行のための支出
	2040	500,000,000	〇〇プロジェクトの実行のための支出
△△寄付金	2038	100,000,00	△△購入のため支出

【資産に係る引当金を直接控除した場合の各資産の資産項目別の引当金の金額】

○ 貸倒引当金を控除する前の債権の取得価額、貸倒引当金の当期末残高及び控除後の当該債権の当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	取得価額	貸倒引当金の当期末残高	貸倒引当金控除後残高
未収金			
短期貸付金			
長期貸付金			
合 計			

【有形固定資産及び無形固定資産の内訳と増減額及び残高】

(単位:円)

資産の種類		前期末 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末残 高	期末 減価償 却 累計額	当期 償却額	期末 減損 損失 累計 額	当期 減損 損失	差引 残高
有 形 固 定 資 産	建物									
	構築物									
	土地									
	建設仮勘 定									
	その他									
	計									
無 形 固 定 資 産	ソフト ウェア									
	計									

(記載上の留意事項)

- ・期首又は期末のいずれかに残高がある場合に作成する。
- ・当期増加額と当期減少額は相殺せずに、それぞれ総額で記載する。

【担保に供している資産】

(資産)〇〇〇円(帳簿価額)は、長期借入金 〇〇〇円の担保に供している。

【保証債務等の偶発債務】

〇〇に対する保証債務は、〇〇〇円である。

【引当金の内訳と増減額及び残高】

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金					
賞与引当金					
〇〇引当金					
〇〇引当金					

(注)

貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、回収等による引当金の戻入れである。

〇〇引当金の「当期減少額(その他)」は、一部〇〇の支給額変更による引当金の戻入れである。

【借入金の内訳と増減額及び残高】

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	平均利率(%)	返済期限
長期借入金						
合計						

【純資産の内訳と増減額及び残高】

(単位:円)

受入区分	内 訳	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
一般	〇〇寄付金	個人〇名				
指定	△△寄付金	個人〇名				
指定	〇〇補助金	〇〇県				
合 計						

《損益計算書の注記》

【財源区分別内訳】

(単位:円)

科目	一般純資産	指定純資産	合計
I 経常活動区分			
経常収益			
資産運用益			
事業収益			
受取寄付金			
経常収益計			
経常費用			
事業費			
管理費			
経常費用計			
経常収益費用差額			
II 経常外活動区分			
経常外収益			
財産受贈益			
経常外収益計			
経常外費用			
〇〇除却損			
経常外費用計			
経常外収益費用差額			
当期収益費用差額			
期首一般純資産又は期首指定純資産			
期末一般純資産又は期末指定純資産			

【事業費・管理費の形態別区分】

(単位:円)

	事業費	管理費	合計	配賦基準
役員報酬				配賦基準:従事割合 共通費用〇〇円を(事業費3:管理費1)で配分
給与手当				

賞与引当金繰入				
退職給付費用				
福利厚生費				
旅費交通費				
通信運搬費				
減価償却費				
消耗器具備品費				
消耗品費				
修繕費				
印刷製本費				
賃借料				
保険料				
諸謝金				
光熱水道費				
委託費				
雑費				
合計				

【関連当事者との取引の内容】

(○)関連当事者が受託者である場合

(単位:円)

種類	名称又は 個人の属性	住所	資産総額	事業内容 又は職業	議決権の 所有割合
受託者	〇〇信託銀行	AAA	XXX	金融機関	—
関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
無し		運用委託業務	XXX	未払金	XXX

取引条件及び取引条件の決定方針等

(記載上の留意事項)

・関連当事者に対する債権については、債権の期末残高に対する貸倒引当金残高、当期の貸倒引当金繰入額等、当期の貸倒損失等の項目を開示する。ただし、債権の期末残高に対する貸倒引当金残高及び当期の貸倒引当金繰入額等については、当該者の経営状態等に重大な問題が生じていない場合には、開示の対象とはしないこととする。

・関連当事者が個人の場合は、委託者、受託者又は信託管理人の近親者等、受託者の役員の属性を記載し、住所の記載は不要とする。

【後発事象】

令和××年×月×日に寄附者から、〇〇〇円の多額の寄付金を受領しています。

《附属明細書》

【有形固定資産及び無形固定資産の内訳と増減額及び残高】

(単位:円)

資産の種類		前期末 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	期末 減価償却 累計額	当期 償却額	期末 減損損失 累計額	当期 減損損失	差引 残高
有形 固定 資産	建物									
	構築物									
	土地									
	建設仮勘定									
	その他									
	計									

無形 固 定資 産	ソフト ウェア									
	計									

（記載上の留意事項）

- ・期首又は期末のいずれかに残高がある場合に作成する。
- ・当期増加額と当期減少額は相殺せずに、それぞれ総額で記載する。

【引当金の内訳と増減額及び残高】

（単位：円）

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金					
賞与引当金					
〇〇引当金					
〇〇引当金					

（注）

貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は、回収等による引当金の戻入れである。

〇〇引当金の「当期減少額（その他）」は、一部〇〇の支給額変更による引当金の戻入れである。

<財産目録>

財産目録の様式例を示す。

公益信託 A 財産目録

令和 年 月 日現在

(単位:円)

科目	場所・物量等	使用目的等	金額
流動資産 現金預金	現金 手元保管 普通預金 〇〇銀行〇〇〇支店 〇〇銀行〇〇〇支店 〇〇信託銀行〇〇店	運転資金として 運転資金として 指定寄附資金であり、公益 事務用の資金として管理。 〇〇事務のために積み立て ている資産であり、公益充実 資金1として管理している。	
未収金 棚卸資産	〇〇に対する債権 書籍	公益事務用の在庫	
固定資産 1. 有形固定資産 器具備品 美術品 2. 無形固定資産 ソフトウェア 3. その他固定資産 長期性預金 投資有価証券 長期貸付金	パーティション一式 絵画 100 点 業務管理用ソフト 定期預金 〇〇銀行〇〇支店 第〇回利付国債 〇〇に対する貸付金	(公益目的保有財産1) (公益目的保有財産2) (公益目的保有財産3) (公益目的保有財産4) (公益目的保有財産5) (公益目的保有財産6)	
資産合計			
流動負債 未払金 賞与引当金	(株)〇〇に対する支払債務 従業員に対するもの	印刷費 従業員の賞与引当金	
固定負債 退職給付引当金	従業員に対するもの	従業員の退職給付引当金	
負債合計			
純資産合計			

【参考②】 特定資産公益信託における計算書類及び信託帳簿の様式例

- 参考①と同様に、第5章第2節第1の3(5)及び(6)において、特定資産公益信託における計算書類及び公益信託全般の信託帳簿について記載しており、それら記載を元に、下記にそれらについて様式の一例を掲示する。

=====

＜特定資産公益信託の計算書類＞

・収支決算書

・財産目録

＜信託帳簿＞

・合計残高試算表相当

・仕訳帳相当

・総勘定元帳相当

=====

- これらも参考①同様にあくまでも一例(サンプル)であり、具体的な費目等について該当事項がなければ記載不要である。法令に従って必要な区分を行った上で、開示すべき事項が漏れなく記載されていれば良い。

以下記載するのは、特定資産公益信託における計算書類及び信託帳簿の様式の例示であり、ここに記載されているような内容が記載されていれば、様式については各受託者の裁量による。

＜計算書類＞

(ア) 収支決算書

公益信託 A 収支決算書

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

(単位:円)

科目	金額
収入の部	
信託財産運用収入	2,500,000
金銭信託運用収入	2,000,000
〇〇運用収入	500,000
助成金返還収入	〇〇〇
助成金返還収入	〇〇〇
寄附金収入	〇〇〇
寄附金収入	〇〇〇
雑収入	〇〇〇

雑収入	〇〇〇
当期収入合計	〇,〇〇〇
支出の部	
公益事務費支出	23,000,000
助成金支出	20,000,000
(……)	3,000,000
管理費支出	〇〇〇
通信印刷費	〇〇〇
信託報酬	〇〇〇
(……)	〇〇〇
雑費	〇〇〇
当期支出合計	〇,〇〇〇
当期収支差額	〇,〇〇〇
期首信託財産残高	〇,〇〇〇
期末信託財産残高	〇,〇〇〇

(イ) 財産目録

公益信託A 財産目録

2020年3月31日現在

(単位:円)

科目	場所・物量等	使用目的等	金額
資産			
現金預金	現金		〇〇〇
	手元保管	運転資金として	
	普通預金		
	〇〇銀行〇〇〇支店	指定寄附資金として	〇〇〇
有価証券	国債		
	〇〇証券〇〇支店	資金運用目的として	〇〇〇
金銭信託受益権	〇〇信託銀行〇〇支店	資金運用目的として	
貸付信託受益証券	〇〇信託銀行〇〇支店	資金運用目的として	〇〇〇
資産合計	(AA)		〇,〇〇〇
負債			
該当なし			
負債合計	(B)		
信託財産残高合計	(AA)-(B)		〇,〇〇〇

(ウ) 信託帳簿

様式例① 合計残高試算表相当

令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

(単位:円)

借方残高	借方合計	勘定科目	貸方合計	貸方残高
	**	金銭信託運用収入	*****	*****
		〇〇運用収入	*****	*****
			*****	*****
*****	*****	助成金支出	**	
*****	*****			
*****	*****	通信印刷費	**	
*****	*****	信託報酬		
*****	*****	通信印刷費	**	
*****	*****	雑費		
*****	*****		**	
*****	*****	合計	*****	*****

様式例② 仕訳帳相当

令和○年○月					
伝票番号	日付	発生年月日	勘定科目	借方 (出金)	貸方 (入金)
0001	20260405	20260401	信託財産 運用収益		4,250,000
0002	20260409	20260405	信託元本 組入		23,000,000
0003	20260410	20260409	奨学金 給付費支出	5,000,000	
0004	20260411	20260410	信託報酬	2,500,000	
0005		20260411	通信印刷費	30,000	
0006	...	...	...	...	...
0007	...	...	...	...	...
0008	...	...	...	...	...

様式例③ 総勘定元帳相当

勘定科目名:現金				
令和○年○月○日～令和○年○月○日				(単位:円)
入出金日付	科目	借方	貸方	残高
20260412	雑費(切手代)		30,000	〇〇〇
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
勘定科目名:普通預金				
令和○年○月○日～令和○年○月○日				(単位:円)
入出金日付	科目	借方	貸方	残高
20260405	信託財産 運用収益	4,250,000		〇〇〇
20260410	助成金 給付支出		5,000,000	〇〇〇
20260411	信託報酬		2,500,000	〇〇〇
20260412	通信印刷費		30,000	〇〇〇
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

第6章 監督

第6章 監督

第1節 監督の基本方針

第1 監督の目的

- 公益信託は、法令に基づき、必要なガバナンスを確保し、情報開示等を行う仕組みの下で、信託財産を活用して公益事務を行うことのみを目的とする存在²¹⁷であり、行政庁から公益信託として認可を受け、行政庁の監督の下に置かれる中で、「公益」を名乗り社会的な信用を得るとともに、高い税制上の優遇措置を受けるなど広く社会的なサポートを受けることとなる。
- 行政庁が行う監督は、法令等で明確に定められた要件に基づき、公益信託認可の基準適合性等を確保する観点から行うものであり、委託者の意思に沿った、すなわち公益信託の目的に沿った公益信託事務の適正な処理は、その自律的なガバナンスの下で確保されるべきものである。仮に、受託者による公益信託事務の処理に問題があった場合には、信託管理人（及び委託者等）は、その権限（訴訟行為を含む。）を適切に行使して公益信託の適正な運営を確保する義務を有していると言える。
- 公益信託制度においては、法令及び信託行為において、公益事務の内容に応じた自律的なガバナンスを確保するとともに、情報開示の徹底を図り、国民によるチェック機能や公益信託関係者による自主的改善が確保されるようにしている。
- しかし、このような措置によっても、公益信託制度の悪用や不適切な運営が行われる可能性は排除できない。不適切な公益信託が存在し続けることは、公益信託制度に対する国民の信頼を失わせることになるため、公益信託の自律的なガバナンスを尊重しつつも、最後の防波堤である行政庁による監督の果たす役割は重要である。
- 以上を踏まえ、公益信託制度の適正な運営及び公益信託制度への信頼確保を図り、最終的には「公益の増進及び活力ある社会」を実現するため、適切に公益信託の監督を行う。

第2 監督の基本的な考え方

- 公益法人制度においては、令和6年の公益法人制度改革において、財務規律の柔軟化・行

²¹⁷ 公益信託は、契約であり、法人格を持たないが、独立した財産を有し、受託者とは別の意思決定の枠組み（信託管理人の関与等）を有している。このため、委託者及び受託者を含む枠組みを、疑似的に人格を有する「存在」として取り扱っている。

公益信託事務を実際に処理するのは受託者であるため、法律上は、受託者による「公益信託事務の適正な処理（公益信託法第28条第1項）であり、監督上の措置の名宛人は受託者に限られているが、公益信託の監督に当たっては、信託管理人や委託者を含めて公益信託の運用状況を視野に入れつつ、受託者に対する権限を行使することになる。

政手続の簡素化により、法人の経営判断で柔軟・機動的な事業展開を可能とする一方、法人のガバナンスの強化を図るとともに、開示情報の拡大等により法人の説明責任の強化を図るとともに、「事後的に実効性の高い措置を講ずる重点的なチェック」を行うこととされた。

- 公益信託制度は、令和6年の公益法人制度改革を踏まえたものであり、監督についても、基本的に、公益法人制度における取組と同様の考え方で行うことが想定されている。
- すなわち、公益信託のガバナンスが確保され、情報が適切に開示されて国民や寄附者等のステークホルダーが公益信託の実態を把握できることを前提に、仮に問題が発生したとしても、公益信託の自律的なガバナンスを尊重し、国民によるチェック機能と公益信託関係者による自主的改善により公益信託の適正な運営を確保することを第一に考え、それでもなお適正な運営が確保されない場合に、公益信託制度の信頼性を確保するために、行政庁が実効性の高い監督措置を講ずることを、監督の基本的な考え方とする。

（実態の把握）

- 行政庁は、公益信託認可等の審査、定期提出書類等の確認、点検調査（第6章第4節第3参照）、外部からの情報提供等、日頃から各種機会を活用して公益信託の実態の把握に努める。
- 受託者、信託管理人等の公益信託事務以外の業務（公益事務と一体的に実施されるものを除く。）については、行政庁による監督の対象ではないが、財務の状況やコンプライアンス確保等の状況は、受託者の経理的基礎及び技術的能力、信託管理人の監督能力等が確保されているか否かを判断する上で重要な要素となる。したがって、受託者における財務状況の急激な悪化や、受託者や信託管理人における重大な法令違反等についても適切に把握することが求められる。
- 受託者、信託管理人等に監督官庁があるときは、公益信託の実態把握及び監督上の措置の検討に当たり、当該監督官庁と適切に連携を図るものとする。
- 公益信託の適正な運営を確保する上で、外部情報の活用は極めて重要である。
情報提供があった場合には、公益認定等ガイドライン第6章第5節に準じて、秘密保護及び個人情報保護の徹底を図るとともに、情報提供の内容等に応じて適切に対応する必要がある。

（実態把握の結果を受けた対応）

- 実態把握の結果、公益信託のガバナンスが確保されており、十分な情報開示がなされていると認められる場合には、当該公益信託については、定期提出書類の確認等で仮に問題が発見された場合であっても、行政庁が直ちに監督処分等を想定して報告徴収等を行うことはせず、まずは自主的な問題解消を見守る等、公益信託のガバナンスを尊重した監督等を実施する。こ

れにより、公益信託関係者による自主的なガバナンス確保及び情報公開の徹底を促す。

- 実態把握の結果、公益信託のガバナンスが確保されているか疑義がある場合や、情報開示が不十分と疑われる場合等には、行政庁は、必要に応じ監督処分等の検討又は報告徴収・立入検査による事実関係の確認を行う(公益信託法第28条第1項)。

報告徴収や立入検査は、法令で定められた要件・手続に基づいて行う。また、是正・改善を求める指摘や報告徴収・立入検査による事実関係の確認は、これらが監督処分等の端緒として行われることを踏まえ、監督の最終的な目的(公益の増進及び活力ある社会の実現)に照らして必要な限度にとどめる。

- 他方、不適切な事態の発生に対して公益信託のガバナンスの中で改善を図っている旨、受託者や信託管理人等からの報告があり、客観的にも改善の事実が認められるような場合には、事案の重大性その他特段の事情がない限り、既に判明している事実について重ねて報告徴収・立入検査による事実関係の確認を行うことはしない。
- 報告徴収・立入検査の対象は受託者であって、信託管理人は対象外であるが、信託管理人による任意の協力を前提とした事情聴取等の事実確認等を行うことはある。信託管理人が、法令(信託行為を含む。)に定められた義務を果たしておらず、受託者を監督する能力を有していないと判断されるときには、監督処分等を行うことがあり得る。
- 実態把握や報告徴収・立入検査等により公益信託認可の基準に適合していない等、公益信託認可の取消事由に該当すると疑うに足る相当の根拠を得た場合は、速やかに勧告を行うとともにその内容を公表する。受託者が正当な理由なく勧告に係る措置を執らなかったときは、当該措置を執るべきことを命令し、その旨を公示する。勧告及び命令は、法令で定められた要件・手続に基づいて行う(公益信託法第29条)。
- 命令によっても必要な措置が講じられなかった場合や、公益信託認可の基準に適合しておらず、かつその状態を放置することが公益信託認可制度への信頼確保に悪影響を及ぼすと考えられる場合等は、速やかに公益信託認可を取り消し、その旨を公示する(公益信託法第30条)。
- 実態把握や報告徴収・立入検査等により、公益信託が欠格事由に該当していることが明白である等、公益信託法第30条第1項各号に該当する場合には、直ちに公益信託認可の取消しの手続に入る。公益信託認可の取消しは、法令で定められた要件・手続に基づいて行う。
- 法令に規定する監督処分等の要件に該当すると認められる場合は、いたずらに指導や報告徴収等を繰り返すのではなく、法令に基づき、監督処分等を迅速・厳正に行う。

なお、適切な情報開示は公益信託のガバナンスを尊重する大前提であり、適切な情報開示が実施されていない公益信託については、自律的なガバナンスの確保が十分でないことから、必要な監督処分等を講ずるものとする。

（複数の公益信託の受託者等である場合）

- 公益信託においては、一の受託者が複数の公益信託を受託することや、一の信託管理人が複数の公益信託の信託管理人となることも想定される。この場合、ある公益信託において問題が生じた場合には、当該受託者又は当該信託管理人が受託又は監督する他の公益信託についても、問題がある可能性がある。このため、行政庁が異なる場合には、適切に情報共有を行うことが求められる。

（内閣府の取組）

- 内閣府は、本ガイドラインを作成し、公益信託関係者が公益信託制度を容易に理解できるよう周知を図るとともに、受託者等の要望に応じた助言を行うことなどにより、各公益信託の取組を支援することとしている。あわせて、内閣府は、監督に係る透明性確保及び予見可能性の向上のため、行った監督処分等の内容を整理し、一覧性をもって公表することとしている。

第2節 定期提出書類の確認

- 事業計画書、信託概況報告をはじめとする定期提出書類は、受託者の責任において書類を作成し原則として信託管理人の承認を得て（公益信託規則第44条）提出することが求められるものであり、定期提出書類の内容は、それ自体が受託者等の制度理解及び公益信託のガバナンスの実情を示すものと言える。
- 定期提出書類が提出された場合は、速やかに確認を行い、記入漏れや明白な誤り等があれば事実上の行為として指摘を行う。しかしながら、受託者の責任において作成すべき文書の記載内容について、行政庁が細かく指導することは行わない。なお、「事実上の行為」とは、行政処分に当たらない行為という趣旨であり、あくまで受託者による任意の協力を前提とするものであることに留意する。
- 次の情報について、ホームページ等において公表されている場合は、定期提出書類として改めて提出することとはされていない（公益信託規則第40条第3項で準用する第2条第4項）ため、ホームページを確認する。
 - 1 受託者が法人である場合における
 - ・ 理事、取締役、監事、監査役の数その他の役員に関する状況
 - ・ 貸借対照表の要旨その他の財務に関する状況
 - ・ 職員又は従業員の数その他の状況
 - ・ 寄附行為、定款、規則その他の基本約款に関する事項
 - 2 受託者が個人である場合における当該者の職業に関する事項
- 二以上の公益信託を引き受ける受託者が、定期提出書類（受託者に係るものに限る。）を一

の公益信託の行政庁に提出したときは、当該提出に係る書類をもって、他の公益信託の行政庁に提出すべき書類に代えることができるとされており、行政庁間で当該書類は共有されることになる(公益信託規則第49条第3項で準用する第2条第5項)。

上記の場合における定期提出書類の確認に当たっては、行政庁毎に異なる指摘が行われることがないよう、確認事項がある場合には、主担当の行政庁から連絡を行うものとする。

- 定期提出書類の提出がない公益信託や、必要な事項の未記載や重大な誤りがある公益信託は、情報開示の適正性を欠き、法令遵守が徹底されていないと認められることから、経理的基礎や技術的能力の欠如が疑われるとして、速やかに監督処分等を行う。
- 定期提出書類の確認において、その公益事務の実態に疑義がある場合は、まずは、事実上の行為として確認を行う。それによっても疑義が解消されない場合は、報告徴収や立入検査等によって公益事務の実態を確認する。なお、疑義の程度や問題の重大性・切迫性によっては、速やかに報告徴収や立入検査を行うことも妨げない。

第3節 報告徴収の実施方針(公益信託法第 28 条)

第1 報告徴収の趣旨

- 行政庁及び公益認定等委員会(各都道府県設置の合議制機関)は、公益信託事務の適正な処理を確保するため、公益信託認可等の審査、定期提出書類等の確認、点検調査、外部からの情報提供等、日頃から各種機会を活用して受託者の実態把握に努めることとしているが、このような実態把握の手法だけでは更なる監督上の措置の必要性を判断するために必要な事実を把握できないことも想定される。そのため、公益信託法第28条において、「公益信託事務の適正な処理を確保するために必要な限度において」、受託者に対し、「その公益信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況に関し必要な報告」を求めることができることとしている。

立入検査と比べると、報告徴収においては、受託者として一定の時間をかけて実態把握や検討を行い、必要に応じ信託管理人や公益信託規則第1条第13号の合議制機関の同意等を得た公益信託としての回答(報告徴収の名宛人は受託者であるが、報告徴収の際に明示的に信託管理人等の同意等を求めることも想定される。)を得られるところに特長があると考えられる。

- 「公益信託事務の適正な処理を確保するために必要な限度」や「その公益信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況に関し必要な報告」の範囲は、個別の事案に応じ、第6章第1節第1で述べた監督の目的や上述の報告徴収の趣旨に照らして判断する。
- 例えば、公益信託制度の適正な運営及び制度への信頼を脅かす状況には至っておらず、監督処分等の検討の必要性が視野に入っていない段階(監督処分等を行うか否かの判断に当た

っては第6章第5節第2参照)では、「公益信託事務の適正な処理を確保するために必要な限度」には当たらないことが多いと考えられる。

- また、報告徴収に対する報告をしない場合や虚偽の報告をした場合には罰則を科すことにより、その実効性を担保することとしており、行政庁がその権限を行使するには、それにふさわしい必要性や相当性が求められる。一般には、事実上の行為としての確認で目的を達成できると考えられる場合は必要性や相当性は認められない。
- 「必要な報告」の範囲について、その後の監督処分等の検討に必要な事項を聴取することとし、単に適正な公益信託事務を確保する上での懸念点にとどまるような事項の確認は「必要な報告」には含まれないことが多いと考えられる。
- 受託者の公益信託事務以外の業務(公益事務と一体的に実施されるものを除く。)については、原則として、報告を求める対象とはならないが、受託者における法令違反、重要な財産の毀損その他の重大な事案について、受託者の経理的基礎又は技術的能力その他の公益信託認可基準の適合性を確認するために必要最小限の報告は求め得るものとする。
- また、受託者において、公益信託事務以外の業務と公益事務を一体的に実施している場合には、公益信託事務の処理と無関係であることが明確である場合を除き、一体的に実施されている業務全体の処理の状況(資産及び債務の状況を含む。)や費用の負担割合・負担方法について報告を求め得るものとする。

第2 報告徴収の実施方針

- 前述のとおり、報告徴収は、その後の監督処分等を検討するために行う。報告徴収を行う場面として、例えば、以下のような場合が考えられる。
 - 1 定期提出書類の確認の結果、申請書の記載に基づかない事務の実施や公益信託認可の基準不適合等の可能性がある認められる場合(受託者に対する事実上の行為としての事実確認のみでは、十分な事実確認ができない場合)
 - 2 点検調査の結果、申請書の記載に基づかない事務や公益信託認可基準不適合等の可能性がある事象が発覚し、受託者等に対して更なる確認を行う必要がある場合
 - 3 公益信託法等に基づく各種手続(変更認可申請等)の懈怠がある場合
 - 4 報道や外部からの情報提供等により、申請書の記載に基づかない事務の実施や公益信託認可基準不適合等の可能性、コンプライアンス上の課題があると認められる場合
- 4の場合、必要な範囲で当該受託者や関係府省への照会等により事実上の行為としての事実確認を行った上で、報告徴収の実施の要否を判断する。なお、外部からの情報提供については、取扱いに十分注意する。

また、不祥事案について受託者から自主的に報告があった場合は、当該報告内容を精査の

上、更に報告を求めるべき事項があれば報告徴収を実施する。

- 報告を求める内容は、個別の案件に応じて適切に判断する。公益信託認可の基準等適合状況に関する事実関係のほか、公益信託認可の基準等に不適合となった原因、受託者等の責任、今後の改善方策等について報告を求めることが考えられる。
- 報告徴収を受けた受託者は、必要な調査等を行い、必要に応じて信託管理人等の同意を得た上で報告する。
- なお、報告を求める期限は、発出後1か月後を標準とするが、個別事案に応じて、緊急性、受託者における調査等に要する期間等を勘案した上で判断する。

第3 報告徴収結果の処理

- 受託者からの報告書を受けた後の対応としては、概ね以下が想定される。
 - ・ 公益信託認可の基準不適合等の事実が認められる場合は、受託者に対し、監督処分等を行う。ただし、受託者の行為に悪質性がない場合や報告において公益信託としての自律的な改善措置が明確に示されている場合等、監督処分等を行う必要がないと判断される場合(第6章第5節第2参照)には、当該報告内容をもって一旦監督終了とし、今後行政庁において、改善状況を引き続き注視することとして差し支えない。
 - ・ 報告徴収事項に対する回答内容について事実確認等の必要がある場合は、受託者に対して事実上の行為としての照会を行い、その結果を踏まえ、必要な対応を検討する。
 - ・ 報告徴収事項に対し十分な回答がなされていない場合は、回答不十分な事項について、再度の報告徴収を求める。受託者が意図的に回答を拒否しているとみられる場合は、行政庁において罰則の適用(過料に係る裁判所への通知)を検討する。

第4節 立入検査の実施指針(公益信託法第28条)

第1 立入検査の趣旨

- 行政庁及び公益認定等委員会(各都道府県設置の合議制機関)は、公益信託法第28条において、「公益信託事務の適正な処理を確保するために必要な限度において」「その職員に、当該受託者の住所若しくは事務所に立ち入り、その公益信託事務及び信託財産に属する財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる」とされており、基本的には、報告徴収(第6章第3節参照)と同様の趣旨である。
- 報告徴収と同様、立入検査も監督措置の一環と位置付けられており、勧告、命令、公益信託認可取消しという監督処分等のための事実確認の手段である。ただし、報告徴収と異なり、職員が実地に確認することで受託者とコミュニケーションをとりつつ詳細な事実関係を確認することができる一方、受託者による調査を必要とするような事項の確認はできないこと、受託者が法人で

ある場合に担当者の見解が必ずしも受託者としての意思決定を得たものではないこと等が相違点である。

- 立入検査における検査や質問の対象についても、報告徴収の対象と同じであり、受託者の公益信託事務以外の状況については、原則として対象外である。
- 立入検査には、具体的な監督処分等の必要性の判断を念頭に置いて行う立入検査と、受託者による公益信託事務の実施状況等に問題がないか実地に確認することを目的とする立入検査が存在する。後者は、具体的な監督処分等の必要性の判断を念頭に置いて行うものではないものの、立入検査で問題が発見されれば監督処分等を行うものであるため、「公益信託事務の適正な処理を確保するために必要な限度」に含まれる。
- 内閣府では、内部的に、具体的な監督処分等の必要性の判断を念頭に置いて随時に行う立入検査を「重点検査」、実態把握のために定期的に行う立入検査を「点検調査」と区別して扱うこととしており、本ガイドラインにおいても重点検査と点検調査は区別して取り扱うが、両者の性質を併せ持つ立入検査も想定され、実際に行われた立入検査がどちらに該当するか整然と区別することが困難な場合もあり得る。

第2 重点検査

1 重点検査の実施方針

- 報告徴収と同様に具体的な監督処分等の必要性を検討することを想定している場合や、具体的な監督処分等の必要性の検討を想定しないまでも公益信託事務の内容の確認を要すると考えられる場合、公益事務の実施状況等を確認するために機動的・集中的に行う。
- 重点検査を行うに当たっては、直近の信託概況報告等を確認した上で検査に臨むこととする。
- 重点検査においては、事実を的確に把握し、受託者に対して客観的に問題点を示した上で、受託者の主張を十分に聴取し、受託者の理解や認識を確認することを基本とする。

2 重点検査結果の処理

- 重点検査の結果、公益信託認可の基準不適合等が認められた場合又はその疑いがあると認められた場合は、必要に応じて報告徴収により更なる事実確認を行った上で、監督処分等を実施する。

第3 点検調査

1 点検調査の実施方針

- 点検調査の在り方については、今後、認可される公益信託の受託者、公益事務の状況等を踏まえて検討し、見直していくことを前提とするが、当面、公益信託制度の円滑な施行・定着を

図る観点から、全ての公益信託を対象に、認可後、1～2年を目途に、遵守すべき事項についての注意喚起及び制度理解の醸成に努めることを目的として実施する。また、2回目以降の点検調査の在り方については、制度発足後の公益信託認可の状況及び1回目の立入検査の結果等を踏まえて検討する。

なお、一の受託者が二以上の公益信託の受託者である場合には、受託者の負担を考慮し、毎年、立入検査を行うようなことはせず、必要に応じて行政庁間で連携を図り、前回の立入検査から概ね3年以上の間隔を空けて立入検査を行うようにするものとする。

ただし、合理的な理由がある場合には、3年以内に立入検査を行っても差し支えない。

- 点検調査においては、公益信託の実態に応じた助言や注意喚起を行う。例えば、
 - (1) 新規に公益信託認可を受けて受託者となった者等、公益信託制度に習熟しておらず、今後の公益信託事務の処理に不安を抱いていると考えられる者に対しては、公益信託認可の後の手続や公益信託事務の処理について相談に応じ、疑問点を解消するとともに、制度理解不十分に起因する公益信託事務の処理や財産管理の不備、提出書類の漏れ等の防止を図る観点から、公益信託制度に係る助言等を行う
 - (2) 定期提出書類において、記載誤りや記載漏れなどが多く事務処理能力が十分でないと考えられる受託者等に対しては、公益信託のガバナンスの下で改善が図られるよう助言等を行う
 - (3) 定期提出書類の内容が不十分な公益信託やホームページ等による情報開示がほとんど行われていない公益信託については、情報開示の必要性に係る助言等を行うということが考えられる。

2 点検調査結果の処理

- 点検調査の結果、法令違反等の重大な問題点が発覚した場合は、必要に応じて、重点検査や報告徴収の実施を検討するなど、臨機応変に対応する。

第4 立入検査の手続について

- 立入検査を行うに当たっては、公益信託の規模、立入検査を行う目的、緊急性、検査内容、検査に当たる職員の数などを考慮して、必要な検査時間や通知方法(立入検査実施通知書、メール等)を決定し、原則、受託者へ事前に通知する。
- 立入検査を行うに当たっては、原則として、受託者からあらかじめ「自己チェックシート」及び「備置き書類一覧」の提出を受けるなどして、計画的、効率的に行うこととする。

第5節 監督処分等の適用方針(公益信託法第 29 条・第 30 条)

第1 監督処分等の趣旨

- 公益信託の監督は、「公益の増進及び活力ある社会の実現」を最終的な目的として、公益信託制度の適正な運営及び制度への信頼確保を図る観点から行うものであり、公益信託事務の適正な処理を担保する手段として、公益信託法は監督処分等を規定している。
- 不特定多数の者のために公益事務を行う公益信託については、継続的に公益信託認可基準に適合していることが要請される。そのため、公益信託認可基準に適合しない実態等が判明し、かつ、公益信託関係者による自主的改善が期待できず、当該問題を放置することが公益信託制度の信頼に影響を及ぼすと考えられる場合等は、公益信託認可基準不適合等の状況を是正するための強制力のある監督手段が必要となる。
- 一方で、公益信託の自律的ガバナンスを尊重する観点からは、初動の対応として行政庁がいきなり強制力を伴う命令を発することは望ましくないという考えから、公益信託法は、まずは受託者等が自ら改善措置を講ずることを促すよう、行政庁による勧告を行うこととしている。公益信託の受託者が勧告に正当な理由がなく従わない場合、行政庁は、勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。受託者がこの命令に従わないことは、公益信託認可の必要的取消事由となる。
- なお、公益信託事務を処理する権限は受託者にある(信託法第26条)ことから、監督処分等の名宛人は受託者とされているが、委託者、信託管理人等の関係者は、受託者に必要な措置を執るようその権限を行使することが求められる。

問題の原因が専ら受託者や信託管理人の適格性にあり、受託者等が交代することにより当該公益信託の運営が改善される余地がある場合、受託者等の解任権限(又は裁判所への解任申立権)の行使も必要な措置に含まれ得る。

第2 監督処分等の適用方針

- 公益信託法上、公益信託認可基準不適合は任意的取消事由とされており、少しでも公益信託認可基準に適合していない事実があれば、それら全てが監督処分等の対象になるというわけではない。公益信託の自律的なガバナンスを尊重する一方で、「事後的に実効性の高い措置を講ずる重点的なチェック」の観点からは、果断に監督処分等を行うことも必要であり、このバランスが重要である。
- どのような場合に監督処分等の対象とするかは、個別事情を踏まえて判断する必要があるが、当該公益信託を放置することが公益信託制度への信頼を損ねる可能性が高いと判断される場合に監督処分等を行うことを基本とする。なお、公益信託関係者による自主的改善が期待できず、かつ、当該公益信託を放置することが公益信託制度への信頼を損ねることが明白である場

合には、報告徴収や立入検査を行わずに監督処分等を行うこともあり得る。

- なお、公益信託は、委託者の意思、すなわち公益信託の本旨に沿って受託者が信託財産を活用する制度であるところ、委託者の真意に沿わない形で公益信託が設定されることはあってはならない。受託者は、委託者の真意を十分に確認した上で公益信託の認可申請をすることが求められるが、受託者が、委託者に対して申請に係る公益信託の内容（制度の趣旨を含む。）を適切に説明せず、又は公益信託法第18条に違反するような勧誘を行うことにより、公益信託の設定が行われたことが判明したときは、「偽りその他不正の手段により公益信託認可」（公益信託法第45条）等が行われたものとして、又は、受託者にはコンプライアンスを確保して公益信託事務を適正に処理する能力（技術的能力）を欠くものとして、厳格に監督処分等を行うものとする。

（参考1）「公益信託制度への信頼を損ねる可能性が高いと判断される場合」の例

一般に、公益信託認可基準不適合、財務規律違反、定期提出書類の提出懈怠（必要な事項の未記載や重大・明白な誤りを含む。）等は、「当該公益信託を放置することが公益信託制度への信頼を損ねる可能性が高いと判断される場合」に該当する。よって、やむを得ない事情があったと認められる場合を除き、見直し等の必要な措置を執るべき旨の勧告を行うことを原則とする。

一方、重要ではない事項の記載漏れ、軽微な誤りや誤解による誤りについて直ちに監督処分等を講ずる必要はなく、事実上の行為として改善事項等を指摘する。

また、法令違反（公益信託法第30条第2項第4号。個人情報保護法、消防関係法令等の違反）については、一義的には、これらは公益信託法に基づく監督ではなく、受託者等のガバナンスの下で法令遵守が図られるべきものであり、公益信託認可基準である技術的能力の欠如が疑われるような重大な場合を除き、法令違反があったからといって直ちに公益信託法に基づく監督処分等を検討することはしない。必要に応じ、事実上の行為として改善事項等を指摘し、公益信託のガバナンスの下での改善を促すことを基本とする。

- 上記を基本的な考え方とした上で、行政庁において、下記に掲げる点も考慮し、監督処分等を行うかどうかを判断する。
- ・ 公益信託認可基準不適合等の態様・程度（公益信託制度への信頼に対する影響はどの程度か、どの程度の関係者に不利益を及ぼしているか。）
 - ・ 故意性の有無（当該違法・不当行為が故意・過失によるものか。）
 - ・ 常習性の有無（当該違法・不当行為が反復継続して行われたものか、一回限りのものであ

たのか、期間はどの程度であったか。)

- ・ 組織性の有無(当該違法・不当行為が担当者個人の判断で行われたものか、あるいは役員等が関わっていたものか。)
- ・ 悪質性の有無(受託者として問題を認識した後に隠ぺいを図るなど悪質な行為が認められたか、合理的な理由なく是正改善に向けた姿勢がとられないなどの対応がないか、虚偽報告や虚偽答弁などの事実が認められるか。)
- ・ 自律的な改善の姿勢の有無(自律的・自発的な改善を図っているか。)
- ・ 受託者の処理管理体制等の適切性の有無(受託者等の法令及び制度等の認識の欠如、ガバナンス不全等が根本的な要因となっていないか。)

- なお、行政庁は、不利益処分の基準を設定し、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない点にも留意する(行政手続法第12条第1項)。
- また、監督処分等を進める中で、公益信託のガバナンス改善の兆しが見られ、自発的な改善に取り組む姿勢が見られた場合は、公益信託の自発的な改善を待つこともあり得る。

(参考2) 定期提出書類の提出^け懈怠に係る内閣府の対応

定期提出書類の提出^け懈怠は明確な法令違反であり、公益信託受託者のガバナンスが疑われる事案であることから、1によっても提出がなかった場合、速やかに2以降に進めることとしている。

1 提出期限後2週間提出がない場合

(ア)公文書による督促、(イ)報告徴収、(ウ)立入検査のいずれかを実施する。

2 上記1後、1か月間程度提出がない場合

勧告を実施の上、公表する。

3 提出期限後、2か月間程度提出がない場合

罰則の適用に係る手続(裁判所への過料事件の通知等)を行う。

4 勧告後、実施期限内に提出がない場合

命令を行い、公示する。

5 命令後、1か月間程度提出がない場合

公益信託認可の取消しを行う。

- 公益信託に関して不利益処分(行政処分)を行う場合(公益信託法に基づく命令と公益信託認可取消しを行う場合)、行政手続法に基づく意見陳述のための手続を執るとともに、不利益処分を行おうとする理由を示さなければならない(行政手続法第13条第1項、第14条第1項)。詳細は、公益認定等ガイドライン第6章第6節第3を参照する。

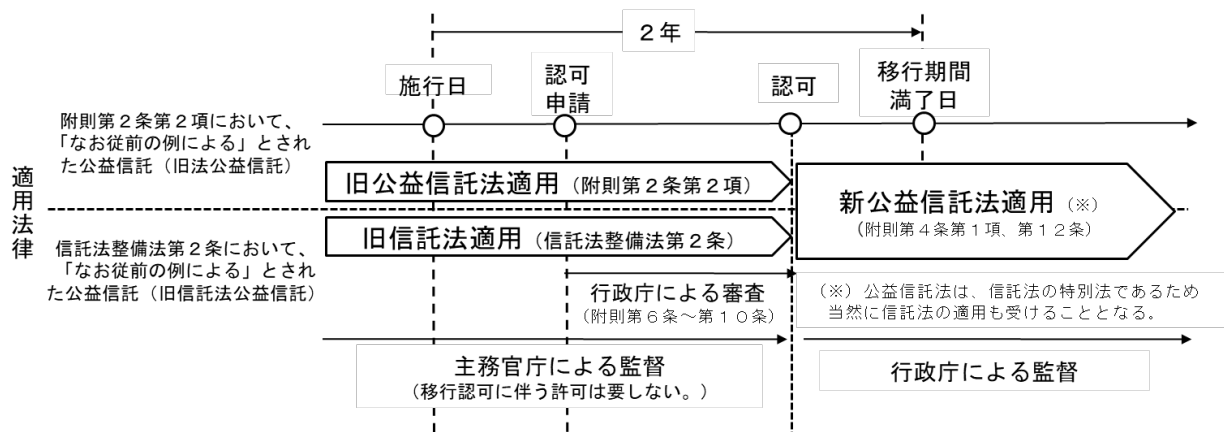
第7章 移行認可(公益信託法附則関係)

第7章 移行認可(公益信託法附則関係)

第1節 既存の公益信託に関する経過措置について

- 旧制度において効力が生じた公益信託(以下「旧公益信託」という。)は、公益信託法の施行日(令和8年4月1日)から2年間(以下「移行期間」という。)の間に、行政庁の認可(以下「移行認可」という。)の申請²¹⁸をして、公益信託法の公益信託となることができる(【図表】「適用法律の関係」参照)。
- 移行認可を受けた旧公益信託は、移行認可を公益信託認可とみなして、移行認可があった日以後、公益信託法の規定が適用される(公益信託法附則第12条)。
- 行政庁の認可を受けるまでの間は、従来どおり存続し、主務官庁の監督を受ける²¹⁹²²⁰。
- 移行期間満了日(令和10年3月31日)に、移行認可を受けていない旧公益信託は、同日(移行認可申請が行政庁において審査中である場合は、当該申請を拒否する処分がなされた日)に終了²²¹するものとされている(公益信託法附則第4条第1項、第2項)。

【図表】 適用法律の関係



²¹⁸ 移行認可申請が拒否された場合において、移行期間内であれば、再度移行認可申請を行うことは可能である。

²¹⁹ 法律上の根拠について、旧公益信託法の規定により許可を受けた公益信託は、旧公益信託法が廃止されて根拠条文が失われることを踏まえ、公益信託法附則第2条第2項により「なお従前の例による」とこととされている。

一方、平成18年の改正前の旧信託法の規定により許可を受けた公益信託は、信託法整備法第2条の規定による「なお従前の例による」状態が継続することになる。

²²⁰ 公益信託法附則第17条の規定により、旧公益信託は、同法第5条の名称制限の対象とはならず、「公益信託」を名乗ることができる。

²²¹ 清算手続については、旧公益信託法の許可を受けた公益信託は旧公益信託法の下で、旧信託法の許可を受けた公益信託は旧信託法の下で、なお従前の例により清算する。清算に当たり、信託行為の定めるところにより残余財産の帰属が定まらないときは、公益信託法第27条の規定が適用され、国庫(行政庁が都道府県知事の場合においては、当該都道府県)に帰属する(公益信託法附則第5条第2項)。

第2節 移行認可の申請について

第1 移行認可申請の準備等

- 移行認可の申請に先立ち、旧公益信託に係る信託の変更により、公益事務を行うことのみを目的とする旨(公益信託法第4条第2項柱書)のほか、同項各号に掲げる事項(公益信託法及び公益信託規則で信託行為に定めることとされている事項)を定める(公益信託法附則第9条第1項)ための、内部手続を行う必要がある。
- この手続は、信託行為の定めにより、又は委託者、受託者及び信託管理人(委託者が現に存しない場合は、受託者及び信託管理人)の合意によって行う(同法附則第9条第2項及び第3項)。当該信託の変更には、旧主務官庁の許可は不要(同条第5項)であり、移行認可を受けなければ、その効力を生じない²²²(同条第4項)。
- 信託行為の内容については、第4章第1節を参照する。受託者や信託管理人のガバナンス、公益信託の運営に当たっての柔軟性の確保の観点を踏まえ、変更認可申請が必要な事項(必要的記載事項及び相対的記載事項)、公益信託のガバナンスの下で変更できる事項(任意的記載事項など)、受託者の裁量により決定できる事項を意識して、信託行為の変更の案を作成することが望まれる。

なお、公益信託のガバナンス等については、旧信託法の例によることは許容されていないことに留意する²²³。
- 信託の変更の内容を証する書面については、行政庁による公表の対象であるが、個人情報保護の観点等から、個人である委託者の住所等を非開示とすることができるものとする。受託者は、申請に当たって委託者の意思を示すものとする。

第2 行政庁

移行認可に係る行政庁は、公益信託認可の行政庁と同じである(第4章第2節第1参照)。
旧主務官庁が国の機関(又は都道府県の機関)である場合であっても、行政庁が都道府県知事(又は内閣総理大臣)となることもあり得ることに留意する。

第3 移行認可の基準等

- 移行認可の基準は、公益信託認可の基準と同じである(公益信託法附則第7条)。
- 公益信託法第9条の欠格事由²²⁴(公益信託法附則第8条第1項)に加え、旧主務官庁の監

²²² 移行認可に先立って効力を生じさせる必要がある信託行為の変更については、旧主務官庁の許可が必要となる。

²²³ 新制度の公益信託には、信託法整備法第2条の規定は適用されない。

²²⁴ 旧公益信託について、公益信託認可の取消しがされていることはあり得ないので、条文上、第9条第2号イに係るものは除外されている。

督上の命令に違反している旧公益信託は、移行認可を受けることができない(同条第2項)とされている。

第4 申請書及び添付書類

- 申請書の記載内容は、公益信託法第7条第2項に掲げる事項とされ、公益信託認可と同じである。
- 添付書類についても以下の点を除き、公益信託認可と同じである。

なお、委託者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)(公益信託規則第1条第1号)について、委託者が現に存しない場合は、移行認可の申請に係る旧公益信託の信託行為に定められている委託者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を記載する。また、委託者の承諾書(公益信託規則第2条第3項第8号)について、委託者が現に存しない場合(遺言執行者の任務が終了している場合を含む。)は、提出を要しない。

- ・ 「信託の変更の内容を証する書面」(公益信託法附則第6条第2項第2号)²²⁵
- ・ 信託行為の変更について、信託行為の定めにより変更があったことを証する書面又は委託者、受託者及び信託管理人(委託者が現に存しない場合は、受託者及び信託管理人)の合意があったことを証する書面(公益信託規則第55条第2項第1号)
- ・ 直近²²⁶の信託概況報告、財産目録及び収支決算書(公益信託規則第55条第2項第2号)
原則として、旧主務官庁の府省令において定期提出書類として提出したものを添付する。

第5 移行認可の手続

- 行政庁は、公益信託認可申請の場合と同様の意見聴取を行う(公益信託法附則第10条において準用する同法第10条)ほか、旧主務官庁に対し、公益信託法第9条第5号及び公益信託法附則第8条第2項に規定する事由の有無について、意見聴取を行う。
- 行政庁は、移行認可の申請に対する処分をしようとする場合(欠格事由に該当し、又は行政

²²⁵ 公益信託認可の申請では、「公益信託に係る信託の内容を証する書面」を添付するが(公益信託法第7条第3項第1号)、移行認可の申請では、すでに信託行為等が存在しているため。

²²⁶ 原則として、移行認可申請をする日の属する信託事務年度の前信託事務年度のもの(公益信託規則第55条第2項)。移行認可の申請が当該公益信託の信託事務年度終了から3か月以内に行われ(信託事務年度終了日が3月31日であれば、4月1日から6月30日までの間)、前信託事務年度の信託概況報告、財産目録及び収支決算書が作成されていない場合には、前々信託事務年度における信託概況報告、財産目録及び収支決算書を添付する(同条第3項)。

手続法第7条の規定に基づき、認可を拒否する場合を除く。)には、委員会等に諮問しなければならない(公益信託法附則第13条第1項²²⁷)。その際には、公益信託法附則第10条の規定による許認可等行政機関の意見を付さなければならないとされている。

- 委員会の答申は公表される(公益信託法附則第14条において準用する同法第35条)。行政庁は、委員会の答申を尊重して処分を行う。

なお、行政庁及び受託者の負担軽減を図る観点から、移行認可処分を行う日付については、1年を下回る範囲で受託者の要請に応じるものとする。

- 行政庁は、申請書の提出を受け又は移行認可若しくは移行認可をしない処分をしたときは、直ちに、その旨を旧主務官庁に通知することとされている(公益信託法附則第11条)。
- 公益信託認可の申請は行政手続法上の申請であり、行政庁の決定は処分に当たる。行政庁の不作为に対しては不作为の審査請求(第1章第5節第3)や不作为の違法確認訴訟(行政事件訴訟法第3条第5項)によって、救済を求めることができる。また、不認可処分に対しては、受託者は審査請求(第1章第5節第3)や取消訴訟(行政事件訴訟法第3条第2項)によって、当該処分を争うことができる。
- なお、移行認可を受けた旧公益信託は、移行認可があった日以後、公益信託法の規定が適用され、公益信託の受託者は、公益信託法の規定を遵守する必要がある、遅滞なく、事業計画書の作成・備置き等が必要となる(第5章第2節第1の1、2参照)。

²²⁷ 都道府県知事が行政庁の場合は、公益信託法附則第16条の規定により準用される同法附則第13条第1項。

様式集

様式1(公益信託認可申請書類)	267
様式2(事業計画書等の提出書類)	290
様式3(信託概況報告等の提出書類)	293

様式1
(公益信託認可申請時書類)

- ① 公益信託認可申請書
(公益信託規則第2条第1項(公益信託法第7条で提出が求められる書類))

- ② 公益信託の基本情報
(公益信託法第7条第2項第1号、第2号)

- ③ 公益事務の種類及び内容
(公益信託法第7条第2項第4号)

- ④ 公益事務を行うのに必要な経理的基礎
(公益信託法第7条第3項第4号)

- ⑤ 受託者等の本人確認情報
(公益信託規則第2条第3項第1号等)

- ⑥ 受託者等の組織
(公益信託規則第2条第3項第3号(公益信託法第8条第2号に適合することを説明した書類)、第9号)

- ⑦ 信託財産における株式等の状況
(公益信託規則第2条第3項第3号(公益信託法第8条第12号等に適合することを説明した書類))

- ⑧ 別表A 中期的収支均衡
(公益信託規則第2条第3項第3号(公益信託法第8条第8号等に適合することを説明した書類))

- ⑨ 別表B 公益事務割合
(公益信託規則第2条第3項第3号(公益信託法第8条第9号等に適合することを説明した書類))

- ⑩ 別表C 使途不特定財産
(公益信託規則第2条第3項第3号(公益信託法第8条第10号等に適合することを説明した書類))

- ⑪ 確認書
(公益信託規則第2条第3項第4号から第6号(公益信託法第9条各号(第1号口を除く)に該当しないことを説明した書類))

- ⑫ 説明書
(公益信託法第9条第1号口に該当しないことを説明した書類)

- ⑬ 承諾書
(公益信託規則第2条第3項第8号)

令和〇年〇月〇日

●● ●●

殿

公益信託の名称

公益信託〇〇基金

受託者の氏名又は名称

□□ □□

受託者の代表者の氏名

△△ △△

公益信託認可申請書

公益信託に関する法律第 7 条第 1 項に規定する公益信託認可を受けたいので、同条第 2 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 受託者の住所又は主たる事務所の所在地
様式 1・②のとおり
- 2 信託管理人の氏名又は名称及び代表者の氏名
様式 1・②のとおり
- 3 信託管理人の住所又は主たる事務所の所在地
「公益信託〇〇基金信託契約書」のとおり
- 4 公益事務を行う都道府県の区域
「公益信託〇〇基金信託契約書」のとおり
- 5 公益事務の種類及び内容
様式 1・③のとおり
- 6 その他公益信託に係る信託行為の内容に関する事項
「公益信託〇〇基金信託契約書」のとおり

信託事務年度	自	〇〇	公益信託コード	〇〇
	至	〇〇	公益信託の名称	公益信託〇〇基金

公益信託の基本情報
(公益信託法第7条第2項第1号、第2号)

公益信託に関する事項				
フリガナ	コウエキシンタクマルマルキキン			
公益信託の名称	公益信託〇〇基金			
公益事務を行う区域	〇〇県			
公益事務の概要				
信託事務年度	4 月	1 日～	3 月	31 日
特定資産公益信託の該当の有無	有			
ホームページアドレス				
受託者に関する事項				
氏名(名称)	□□ □□			
住所 (主たる事務所の所在地)	郵便番号	都道府県名	市区町村・丁番地等	補足住所
	111-2222	東京都	港区虎ノ門3-5-1	虎ノ門37ビル12F
代表者の氏名	△△ △△			
代表電話番号	00-0000-0000		内線(担当連絡先)	
代表電子メールアドレス	daihyo@mail			
ホームページアドレス				
信託管理人に関する事項				
氏名(名称)				

【その他の受託者又は信託管理人】

受託者に関する事項				
氏名(名称)				
住所 (主たる事務所の所在地)	郵便番号	都道府県名	市区町村・丁番地等	補足住所
代表者の氏名				
代表電話番号			内線(担当連絡先)	
代表電子メールアドレス				
ホームページアドレス				
信託管理人に関する事項				
氏名(名称)				

信託事務 年度	自	〇〇	公益信託 コード	〇〇
	至	〇〇	公益信託の 名称	公益信託〇〇基金

公益事務の種類及び内容 (公益信託法第7条第2項第4号)

(事務単位ごとに作成してください。)

事務番号	公益事務名等

1. 公益事務の種類(別表該当性)＜申請書記載事項:記載内容の変更には、原則、変更認可申請が必要です。＞

信託行為上の根拠	
事務の種類 (別表の号)	(本事務が、左欄に記載した公益事務の種類に該当すると考える理由を記載してください。)

2. 公益事務の内容 ＜申請書記載事項:記載内容の変更には、原則、変更認可申請が必要です。＞

(1) 公益事務の目的	
(2) 公益事務の概要	
(3) 受益の機会	
(4) 受益対象者の義務・受益の条件	
(5) 公益事務の合目的性の確保の取組	
(6) その他	

(注1) 公益事務の内容については、ガイドライン第2章第2(申請書記載事項)に沿って記載してください。

3. 事務の公益性に関する説明

(本公益事務が公益目的及び不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注2)。)			
(下欄事務区分欄から、信託の事務に該当の区分を選択してください。事務区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事務区分がないと考える場合には、最後の(20)「19事務区分非該当」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
		(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事務を行うのかがわかるように記載してください。)	その他説明事項
事務区分	区分ごとのチェックポイント		

(注2) 必要に応じ、事業計画等の記載を参照して、公益信託ガイドライン第2章第1節第2(申請書記載事項)を参考に記載してください。

4. 本公益事務を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注3)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

(注3) 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください(公益信託法第7条第3項第3号)。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

信託事務年度	自	〇〇	公益信託コード	〇〇
	至	〇〇	公益信託の名称	公益信託〇〇基金

公益事務を行うのに必要な経理的基礎
(公益信託法第7条第3項第4号)

1. 信託財産の確保

〔1〕寄附金収入等(注1)がある場合の収入見積りの適切性

(1) 寄附金(追加信託を含む)受け入れを予定している場合

寄附金収入の額	円
---------	---

寄附金収入のうち、大口拠出者上位5者までの氏名又は名称及び寄附金の額について、記載してください。

順位	大口拠出者の氏名又は名称	寄附金の額
		円
		円
		円
		円
		円

(2) 借入れの予定がある場合(注2)

借入れ予定の額	円
---------	---

借入れの計画について、記載してください。

借入れ先	借入れ予定の額	借入れ予定の時期	借入れの目的及び返済計画
	円		
	円		

2. 情報開示の適正性

公益信託の規模に応じて、次の(1)から(3)までのいずれかを選択して記載してください。

(1) 費用の額又は収益の額が1億円以上で、信託管理人が公認会計士若しくは税理士又は法人(注3)である場合	当該公認会計士又は税理士の氏名	
	公認会計士・税理士の別	
	経理事務に従事等した経験を有する者の経理事務経験について右欄に記載してください。	
(2) 費用及び損失の額又は収益の額が1億円未満の場合	経理事務に従事等した経験を有する者の経理事務経験について右欄に記載してください。	
(3) (1)又は(2)以外の場合	公認会計士、税理士又はその他の経理事務の精通者による関与について説明してください。	

注1 申請書に添付した収支予算書の期首から期末までの間に寄附金収入がある場合には寄附金の大口拠出上位5者までの見込み、借入れの予定があればその計画について記載してください。

注2 複数の借入れ予定がある場合には、借入れ先ごとに記載してください。

注3 計算書類の承認に当たり、税理士又は公認会計士がチェックすることが確保されている法人に限ります。

注4 その他経理的基礎を明らかにする書類として、経理規程等(不適正な経理処理や財産管理を防止するためのルール)を添付してください。

受託者等の本人確認情報
(公益信託規則第2条第3項第1号等)

1 受託者

(1) 氏名等

フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		生年月日	性別	住所		
						郵便番号	都道府県	市区町村・丁番地等

(2) 略歴(現在の職業に関する事項を含む。)

--

2 信託管理人

(1) 氏名等

フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		生年月日	性別	住所		
						郵便番号	都道府県	市区町村・丁番地等

(2) 略歴(現在の職業に関する事項を含む。)

--

(注) 受託者又は信託管理人が個人である場合に記入し、本人確認書類の写しを添付してください。

受託者等の組織

(公益信託規則第2条第3項第3号(公益信託法第8条第2号に適合することを説明した書類)、第9号)

1 受託者(法人その他の団体である場合に記入)

(1) 役員に関する状況

ア 理事、取締役、執行役、業務を執行する役員又はこれらに準ずる者

役職	フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤	生年月日	性別	住所		
								郵便番号	都道府県	市区町村・丁番地等

イ 監事、監査役又はこれらに準ずる者

役職	フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤	生年月日	性別	住所		
								郵便番号	都道府県	市区町村・丁番地等

ウ その他

役職	フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤	生年月日	性別	住所		
								郵便番号	都道府県	市区町村・丁番地等

(2) 職員(従業員)の数

職員(従業員)の数	人	うち常勤	人
-----------	---	------	---

(注) 人数が100人を超える場合は、概数で記載しても差し支えありません。

(3) 公益信託事務に従事する体制(人員数等)

--

2 信託管理人(法人その他の団体である場合に記入)

役員に関する状況

(1) 理事、取締役、執行役、業務を執行する役員又はこれらに準ずる者

役職	フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤	生年月日	性別	住所		
								郵便番号	都道府県	市区町村・丁番地等

(2) 監事、監査役又はこれらに準ずる者

役職	フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤	生年月日	性別	住所		
								郵便番号	都道府県	市区町村・丁番地等

(3) その他

役職	フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤	生年月日	性別	住所		
								郵便番号	都道府県	市区町村・丁番地等

3 備考

--

信託事務年度	自	〇〇	公益信託コード	〇〇
	至	〇〇	公益信託の名称	公益信託〇〇基金

信託財産における株式等の状況(他の団体の意思決定に関与することができる財産の有無)
(公益信託規則第2条第3項第3号(公益信託法第8条第12号等に適合することを説明した書類))

信託財産に他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の公益信託規則第9条で定める財産が属しているかについて、その有無、属している場合には、その内容を記載してください。

なお、上場企業の株式であって、当該企業の株式等の5%を超えない範囲で保有するものについては、記載を不要とします。

有無			
他の団体の意思決定に関与することができる財産の内容		当該他の団体の主な業務の内容(注1)	議決権の割合(注2)
他の団体の名称	財産の名称		
			%
			%

(注1) 上場企業については、当該企業の業務の内容については記載不要です。

(注2) 正確な数字を把握していない場合には、概数を記載してください。

【別表A(中期均衡の計算)】

公益信託事務に係る収支見込み

公益信託事務に係る収入と費用を比較します。

		収入	費用		
損益計算書(指定純資産に係るものを除く)の経常収益、経常費用		円	円		
減価償却費に係る調整(経常費用の控除対象)		円	円	収入≧費用	収入<費用
公益充実資金の積立額を「費用」欄に記載		円	円	年度剰余額 (収入－費用)	年度欠損額 (費用－収入)
合計		0 円	0 円	A 0 円	B 0 円

年度剰余額の発生が見込まれる場合や認可後5年間で剰余額が発生する見込みがある場合には、その解消見込み(公益信託事務の規模拡大、公益目的保有財産の取得予定等)を記載

--

公益充実資金の詳細

積立見込額	今期末残高	積立限度額		
0 円	円	円		
各資金の明細(名称)	実施時期(年度)	所要額	備考	積立内訳※
A(5周年事業)	費用	円		円
B(施設改修)	資産	円		円
C(学術集会)	費用	円		円
		円		円

※ 公益実施費用額に算入

費用											
特定の事務又は資産取得等の名称	A(5周年事業)										
当該公益充実活動等の内容 ※直近数年以内ではない将来に向けた積立ての場合、その詳細を記載											
計画期間(目的設定～実施)	西暦		年		月	～		年		月	月数 (0 月)
所要額の算定根拠											

資産											
特定の事務又は資産取得等の名称	B(施設改修)										
当該公益充実活動等の内容 ※直近数年以内ではない将来に向けた積立ての場合、その詳細を記載											
計画期間(目的設定～実施)	西暦		年		月	～		年		月	月数 (0 月)
所要額の算定根拠											

費用											
特定の事務又は資産取得等の名称	C(学術集会)										
当該公益充実活動等の内容 ※直近数年以内ではない将来に向けた積立ての場合、その詳細を記載											
計画期間(目的設定～実施)	西暦		年		月	～		年		月	月数 (0 月)
所要額の算定根拠											

公益信託規則第24条等(公益信託法第8条第9号等に適合することを説明した書類)

【別表B(1)(公益事務割合の算定総括表)】

(公益信託法第8条第9号に定められた公益事務割合について審査します。)

公益事務割合 の 算 定			
公益事務実施費用額(12欄より)		1	円
公益事務実施費用額+公益信託管理費用額 (12、30欄の合計)		2	円
公益事務割合(1欄÷2欄)		3	%

公益事務実施費用額の 計 算			
公益事務実施に係る事務費の額		4	円
調 整 額	土地の使用に係る費用額※	5	円
	融資に係る費用額※	6	円
	無償の役務の提供等に係る費用額※	7	円
	公益充実資金積立額	8	円
	公益充実資金取崩額 (公益目的保有財産の取得又は改良に充てた額を除く) 認可申請時には記載なし	9	円
	引当金の取崩額(認可申請時には記載なし)	10	円
	財産の譲渡損等	11	円
公益事務実施費用額(4欄～11欄 合計額)		12	円

公益信託管理費用額の 計 算			
管理費の額		13	円
調 整 額	土地の使用に係る費用額※	14	円
	融資に係る費用額※	15	円
	無償の役務の提供等に係る費用額※	16	円
	公益充実資金積立額	17	円
	公益充実資金取崩額 (公益目的保有財産の取得又は改良に充てた額を除く) 認可申請時には記載なし	18	円
	引当金の取崩額(認可申請時には記載なし)	19	円
	財産の譲渡損等	20	円
管理運営費用額(13欄～20欄 合計額)		21	円

※…これらは調整額として算入するか否かが任意であり、一度参入とした場合には原則それ以降の信託事務年度においても算入すること。

【別表B(2) 土地の使用に係る費用額の算定】

(公益信託法第8条第9号に定められた公益事務割合の計算に必要な、土地の使用に係る費用額の算定に用います。
該当する土地が複数ある場合は、各種数値を記載する項目については全ての土地の合計値で記載してください)

土地の所在地 (複数ある場合は全て記載)	1				
面積	2	㎡	帳簿価額	3	円
1年度間の土地賃料相当額	4	円	土地の使用に当たり負担した 費用額(固定資産税額等)	5	円
			事業費に算入すべきみなし費用額合計 (4欄－5欄)	6	0 円
土地の賃料相当額 (4欄)の算定根拠	7				
		詳細資料の有無			
土地の使用に当たり負担した 費用額(5欄)の内容と算定根拠	8				
		詳細資料の有無			
9. 算入対象となる公益信託事務における土地使用方法、配賦額					
公益信託事務の内容及び土地使用方法				配賦額	
					円
					円
土地の賃料相当額の配賦計算 内訳	10				
		詳細資料の有無			

【別表B(3)融資に係る費用額の算定】

(公益信託法第8条第9号に定められた公益目的事業比率の計算に必要な、融資に係る費用額の計算に用います。)

公益信託事務の内容	1			
貸付の内容	2			
貸付利率	3			
借入れをして調達した場合の利率	4			
費用額に算入する額(6欄)の算定根拠	5			
		詳細資料の有無		
費用額に算入する額	6	円		

公益信託規則第24条等（公益信託法第8条第9号等に適合することを説明した書類）

【別表B(4)無償の役務の提供等に係る費用額の算定】

（公益信託法第8条第9号に定められた公益事務割合の計算に必要な、無償の役務提供等に係る費用額の算定に用います。
該当する役務提供があれば、それら全てについて記載してください。）

役務提供等の名称	1			
役務提供等の内容	2			
役務提供等を受ける場所	3			
役務の提供があった事実を証する方法	4			
必要対価の額（役務提供の対価額）	5	円	支払対価の額（役務提供に対し実際に支払う額）	6 円
費用額に算入する総額(5欄－6欄)	7	0 円		
必要対価の額(5欄)の算定根拠(役務提供の延べ日数や、延べ人数、単価等の算定根拠を、詳しく記載してください。)	8			
		詳細情報の有無		
支払対価の額(6欄)の内容と算定根拠	9			
		詳細情報の有無		
10. 算入対象となる事業と配賦額				
公益信託事務の実施に対し、この役務の提供等が不可欠である理由を説明してください。			配賦額	
			円	
			円	
各事業の費用額への配賦(10欄)計算内訳	11			
		詳細情報の有無		

公益信託規則第24条等(公益信託法第8条第9号等に適合することを説明した書類)

【別表B(5)(公益事務割合に係る計算表)】

各会計区分別に経常費用の形態別分類別(中科目別)の費用額を記載してください。

各公益信託事務別(公1、公2)や科目を細分化した記載も構いません。

(単位:円)

なお、配賦の判断が困難であるような費用については、全額管理費計上することが出来ます。

	事業費	管理費	合計	配賦基準
受託者の信託報酬/信託管理人報酬			0	配賦基準:
旅費交通費			0	配賦基準:
会場貸借料			0	配賦基準:
通信運搬費			0	配賦基準:
減価償却費			0	配賦基準:
消耗品費			0	配賦基準:
光熱水料費			0	配賦基準:
賃借料			0	配賦基準:
支払助成金			0	配賦基準:
委託費			0	配賦基準:
雑費			0	配賦基準:
合計	0	0	0	

別表B(2)～B(4)までに該当するものがあれば、それぞれの費用額について公益事務実施費用額・公益信託管理費用額のいずれかに記載ください。

① 土地の使用に係る費用額

名称	公益事務実施費用額	公益信託管理費用額
合計		

② 融資に係る費用額

名称	公益目的事業に係る事業費の額	管理費の額
合計		

③ 無償の役務の提供等に係る費用額

名称	公益目的事業に係る事業費の額	管理費の額
合計		

【別表C(1)(使途不特定財産額の保有制限の判定)】

この様式では、使途不特定財産額が、使途不特定財産額の保有上限額を超えていないことを確認します。
使途不特定財産額は、以下の計算により算定します。

使途不特定財産額＝総資産－（負債＋（控除対象財産の額－控除対象財産の対応負債額※）－予備財産額

※対応負債の額とは、控除対象財産に直接対応する負債の額とその他の負債のうち控除対象財産に按分された負債の合計額です。
なお、控除対象財産から対応負債の額を控除するのは、借入金等によって資産を取得している場合には、負債が二重で減算される
ことになってしまうためです。

1. 使途不特定財産額の計算に必要な数値の作成(下記3. 及び4. に必要な数値を作成します。)

資産の部			負債の部		
控除対象財産の額 (C(2)控除対象財産の額(A～Cの合計)から転記)	1	円	控除対象財産に直接対応する負債の額	5	円
流動資産(控除対象財産以外)の額	2	円	流動資産(控除対象財産以外)に直接対応する負債の額	6	円
固定資産(控除対象財産以外)の額	3	円	固定資産(控除対象財産以外)に直接対応する負債の額	7	円
			引当金勘定の合計額	8	円
			その他負債(各資産に直接対応しない負債)の額	9	円
			負債の合計額	10	円
純資産の部					
指定純資産の額	11	円			
一般純資産の額	12	円			
資産計	4	円	負債の部及び純資産の部合計	13	円

2. 使途不特定財産額の保有上限額(＝公益信託事務の実施に要した費用の額に準ずる額)の計算

上限額の見込み(18欄－21欄)	14	円			
収支予算書上の合計費用の額	15	円	収支予算書上の財産の譲渡損、評価損等の額	19	円
公益充実資金の積立額(事業実施のための積立のみ)	16	円			円
商品等の原価を予め費用計上していない場合のみ 商品等譲渡に係る原価相当額	17	円			円
計	18	円	控除額計	21	円

3. 使途不特定財産額の計算

資産 4欄	23	円	控除対象財産の額 1欄	26	円
負債 10欄	24	円	対応負債の額 39欄	27	円
			予備財産額	28	円
			使途不特定財産額 23欄-24欄-25欄-26欄+27欄-28欄 (0以下の場合は0)	29	円

4. 控除対象財産に対応負債の額の計算(次の2つの方法のうちいずれかをリストから選択してください。)

公益信託規則第36条第6項の方法			公益信託規則第36条第7項の方法		
控除対象財産の額 1欄	31	円	控除対象財産の額 1欄	31	円
控除対象財産に直接対応する負債の額 5欄	32	円			
指定純資産の額 12欄	33	円	指定純資産の額 12欄	33	円
31欄-32欄-33欄	34	円	31欄-33欄	34	円
引当金勘定の合計額 8欄	35	円	引当金勘定の合計額 8欄	35	円
各資産に直接対応する負債の額 5欄+6欄+7欄	36	円			
その他負債の額 9欄(10欄-35欄-36欄と同額)	37	円	その他負債の額 10欄-35欄	37	円
一般純資産の額	38	円	一般純資産の額	38	円
対応負債の額 32欄+34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	円	対応負債の額 34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	円

【判定結果】

使途不特定財産額の保有上限額 15欄	40	円
使途不特定財産額 30欄	41	円
使途不特定財産額の保有上限額の超過の有無	42	適合

<欄外> 公益信託事務年度が1年でない場合の第40欄の記入欄

使途不特定財産額の保有上限額	40	円
----------------	----	---

【別表C(2) (控除対象財産)】

1. 公益目的保有財産（継続して公益信託事務の用に供する財産）

番号	財産の名称	場所	財産の使用状況 （概要、使用面積、使用状況等）	帳簿価額					取得時期	公益充実資金の取り崩し又は剰余額の解消策に充てた額の管理（※）
		面積、構造、物量等		前期末	当期減少額	当期増加額	評価差額	期末		
				円	円	円	円	円		
				円	円	円	円	円		
計（A）				円	円	円	円	円		

（※）公益目的保有財産のうち、公益充実資金の取り崩し又は中期的収支均衡における解消策として取得したものがある場合には、公益充実資金の取り崩し又は解消額とした額を明らかにする必要があります。

2. 公益充実資金（Aシートから転記）

帳簿価額				
前期末	取崩額	積立額	評価差額	期末（C）
円	円	円	円	円

3. 指定寄附資金（交付者の定めた使途に充てるために保有している財産）

番号	資金の名称	交付者の定めた使途	帳簿価額				
			前期末	当期減少額	当期増加額	評価差額	期末
			円	円	円	円	円
			円	円	円	円	円
計（F）			円	円	円	円	円

控除対象財産の額（A～Fの合計）	前期末	期末
	円	円

<参考値>

公益事務の1から3の財産の合計額	期末
	円

【別表C(3)(公益信託事務継続予備財産)】

公益信託事務継続予備財産を保有する場合には、以下の事項について記載ください。

①保有の必要性		公益信託事務継続予備財産を保有する必要性を記載ください。以下の i ～ iv の観点からの説明が考えられます。 i 公益信託の事務内容、ii 信託財産及び収支の状況、iii 災害その他の予見し難い事由の発生により想定される公益信託事務の継続が困難となる事態、iv 不測の事態に備えた平時の取組			
②限度額		円	上記①の必要性に基づき必要となる金額とその理由・根拠を記載ください。		
③公益信託事務継続予備財産		使途不特定財産額から控除される予備財産額は、「上記②限度額」又は「使途の定まっていない公益信託財産(対応する負債を除く)の額」のいずれも超えることはできません。			
②限度額		使途の定まっていない公益信託財産(対応する負債を除く)の額(※)		公益信託事務継続予備財産	
円		円	⇒	円	

信託事 務年度	自	〇〇	公益信託 コード	〇〇
	至	〇〇	公益信託の 名称	公益信託〇〇基金

確 認 書

（公益信託規則第 2 条第 3 項第 4 号から第 6 号（公益信託法第 9 条各号（第 1 号ロを除く）
に該当しないことを説明した書類））

●● ●●

殿

公益信託の名称 公益信託〇〇基金

受託者の氏名又は名称 □□ □□

受託者の代表者の氏名 △△ △△

公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 3 0 号。以下「公益信託法」という。）第 7 条
第 1 項の認可の申請をするに際し、受託者は下記 1 から下記 4 までのいずれの事項にも
該当しないことを確認しました。

記

- 1 公益信託法第 9 条第 1 号イ及び第 2 号に規定する欠格事由
- 2 公益信託法第 9 条第 3 号及び第 4 号に規定する欠格事由
- 3 公益信託法第 9 条第 5 号に規定する欠格事由
- 4 公益信託法第 9 条第 6 号に規定する欠格事由

☐ : 確認しました

確認書の提出に当たっての注意事項

確認書に係る欠格事由の関連条文及びその内容は下記のとおりです。
 確認書の提出に当たっては、下記の欠格事由に該当しないことを必ず確認してください。

記

1 受託者の欠格事由（公益信託法第9条第1号イ、第2号）

受託者のうちに、次のいずれかに該当する者がいる。

- (1) 公益事務を行うに当たり法令上必要となる行政機関の許認可等を受けることができない者
- (2) 受託者（法人である場合にあっては、その業務を行う理事等（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。））のうちに、次のいずれかに該当する者がいる。

ア 公益信託認可を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実について責任を有する受託者又は信託管理人であった者（法人である場合にあっては、取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその業務を行う理事等であった者）でその取消しの日から5年を経過しない者

イ 次の事由により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

- ① 公益信託法の規定に違反したこと
- ② 信託法の規定に違反したこと
- ③ 担保付社債信託法（明治38年法律第52号）の規定に違反したこと
- ④ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）の規定に違反したこと
- ⑤ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）の規定（同法第三編に規定する投資法人制度に係るものを除く。）に違反したこと
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）に違反したこと
- ⑦ 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）の規定（同法第2編に規定する特定目的会社制度に係るものを除く。）に違反したこと
- ⑧ 著作権等管理事業法（平成12年法律第131号）の規定（同法第2条第1項第2号に規定する委任契約に係るものを除く。）に違反したこと
- ⑨ 信託業法（平成16年法律第154号）の規定に違反したこと
- ⑩ 刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2第1項、第222条又は第247条の罪を犯したこと
- ⑪ 暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）第1条、第2条又は第3条の罪を犯したこと
- ⑫ 国税又は地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税又は地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したこと

ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

2 信託管理人の欠格事由（公益信託法第9条第3号、第4号）

信託管理人のうちに、次のいずれかに該当する者がいる。

- (1) 当該公益信託の受託者の親族、使用人その他受託者と特別の関係がある者又は当該公益信託の委託者若しくは委託者の親族、使用人その他委託者と特別の関係がある者（特別の関係がある者としてガイドライン第3章第2節第2で定めるものをいう。）
- (2) 信託管理人（法人である場合にあっては、その業務を行う理事等）のうちに、上記1(2)アからエまで（イにあっては、国税等関係規定に係る部分を除く。）のいずれかに該当する者

3 信託行為又は事業計画書の内容の法令等違反（公益信託法第9条第5号）

信託行為又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反している。

4 暴力団員等による公益信託事務の支配（公益信託法第9条第6号）

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその公益信託事務を支配している。

信託事 務年度	自	〇〇	公益信託 コード	〇〇
	至	〇〇	公益信託の 名称	公益信託〇〇基金

説 明 書

(公益信託法第 9 条第 1 号ロに該当しないことを説明した書類)

● ● ● ● 殿

公益信託の名称 公益信託〇〇基金

受託者の氏名又は名称 □□ □□

受託者の代表者の氏名 △△ △△

受託者は、公益信託に関する法律施行規則（令和 7 年内閣府令第 6 3 号。以下「規則」という。）第 2 条第 3 項ただし書に規定する者であり、公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 3 0 号）第 9 条第 1 号ロに規定する欠格事由に該当しません。

【規則第 2 条第 3 項ただし書に規定する者に関する説明】

(注) 説明書の提出に当たっては、以下の欠格事由に該当しないことを必ず確認してください。

【受託者の欠格事由（公益信託法第 9 条第 1 号ロ）】

国税若しくは地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの

承 諾 書
(公益信託規則第 2 条第 3 項第 8 号)

私は、受託者である〇〇から、以下の事項その他信託契約書並びに公益信託認可の申請書及びその添付書類の内容に関する説明を受け、受託者及び信託管理人いずれからとも不当な寄附の勧誘や要求はなく、委託者の意思に沿った公益信託であることを確認しましたので、受託者が公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）第 7 条第 2 項の規定による公益信託認可の申請書を行政庁に提出することについて承諾します。

- ☐ 信託契約書の各項目を記載する趣旨
- ☐ 公益信託の目的及び公益事務の内容
- ☐ 公益信託事務の実施
- ☐ 公益事務の実施に係る受託者の能力
- ☐ 受託者が公益信託事務として行う業務内容、当該業務に通常必要となる費用、信託報酬の額又はその算定方法
- ☐ 公益信託に関する委託者の権限（個別の意思決定には、委託者は、原則として関与できず、受託者及び信託管理人の判断で運用されること）
- ☐ 公益信託が成立した後は、信託財産が委託者に戻ることはないこと
- ☐ 公益信託において、委託者及びその親族等に対する特別の利益の供与は禁じられていること
- ☐ 信託行為の内容を証する書面における委託者の住所及び印影については、非開示とすること

令和 年 月 日

【委託者又は遺言執行者】

（住所又は主たる事務所）

（氏名又は名称）

（代表者の氏名）

（注 1）□欄にチェックをする。

（注 2）委託者又は遺言執行者が法人その他の団体である場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載する。

様式2
(事業計画書等の提出書類)

- ① 事業計画書等に係る提出書
(公益信託規則第48条)
- ② 資金調達及び設備投資の見込み
(公益信託規則第39条第1項第3号)
- ③ 信託事務年度開始日における公益事務の種類及び内容
(公益信託規則第39条第1項第4号) ※ 様式1・③と同一の書類

公益信託コード	〇〇
---------	----

令和〇年〇月〇日

内閣総理大臣

●● ●●

殿

公益信託の名称

公益信託〇〇基金

受託者の氏名又は名称

□□ □□

受託者の代表者の氏名

△△ △△

事業計画書等に係る提出書

下記に掲げる事業計画書等について、公益信託に関する法律第 2 1 条第 1 項の規定により、提出します。

記

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- 4 信託事務年度開始の日における公益信託に関する法律第 7 条第 2 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項（第 5 号にあっては、受託者及び信託管理人に関する事項に限る。）を記載した書類（直近提出書類より変更なし□）
- 5 1 及び 2 に掲げる書類について信託管理人の承認を受けたことを証する書類

信託事 務年度	自	〇〇	公益信託 コード	〇〇
	至	〇〇	公益信託の 名称	公益信託〇〇基金

資金調達及び設備投資の見込み
(公益信託規則第39条第1項第3号)

(1) 資金調達の見込みについて

当期中における借入れの予定の有無を記載し、借入れ予定がある場合は、その借入先等を記載してください。

借入れの予定				
事務		借入先	金額	使途
区分	番号			
			円	
			円	

(2) 設備投資の見込みについて

当期中における重要な設備投資(除却又は売却を含む。)の予定の有無を記載し、設備投資の予定がある場合には、その内容等を記載してください。

設備投資の予定				
事務		設備投資の内容	支出又は収入の 予定額	資金調達方法 又は取得資金の使途
区分	番号			
			円	
			円	

様式3
(信託概況報告等の提出書類)

- ① 財産目録等に係る提出書
(公益信託規則第49条)

- ② 受託者に関する重要な事項
(公益信託規則第40条第1項第1号)

- ③ 公益信託事務に関する重要な事項
(公益信託規則第40条第1項第2号)

- ④ 別表A 中期的収支均衡
(公益信託規則第40条第1項第3号及び第6号)

- ⑤ 別表B 公益事務割合
(公益信託規則第40条第1項第4号)

- ⑥ 別表C 使途不特定財産
(公益信託規則第40条第1項第5号等)

- ⑦ 信託管理人に関する事項
(公益信託規則第49条第1項第4号)

- ⑧ 説明書
(公益信託法第9条第1号ロに該当しないことを説明した書類)

- ⑨ 受託者等名簿
(公益信託法第20条第2項第2号等 関係)

令和〇年〇月〇日

内閣総理大臣

●● ●●

殿

公益信託の名称

公益信託〇〇基金

受託者の氏名又は名称

□□ □□

受託者の代表者の氏名

△△ △△

財産目録等に係る提出書

下記に掲げる財産目録等について、公益信託に関する法律第21条第1項の規定により、提出します。

記

- 1 信託財産に係る財産目録
- 2 受託者等名簿（直近提出書類より変更なし□）
- 3 公益信託報酬の支払基準を記載した書類（直近提出書類より変更なし□）
- 4 信託法第37条第1項に規定する信託財産に係る帳簿等
- 5 信託法第37条第2項に規定する貸借対照表等
- 6 公益信託に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第40条第1項第1号に掲げる書類
- 7 規則第40条第1項第2号に掲げる書類
- 8 規則第40条第1項第3号から第8号までに掲げる書類
- 9 規則第49条第1項第1号に掲げる書類
- 10 規則第49条第1項第2号に掲げる書類
- 11 規則第49条第1項第3号に掲げる書類

（備考）

- ・ 2 及び 3 については、直近行政庁に提出した書類から記載事項に変更がない場合、チェックボックスを黒とすることで別途の提出は不要とする。
- ・ 8 は、公益信託に関する法律第8条柱書に規定する特定資産公益信託については、除く。

受託者に関する重要な事項
(公益信託規則第40条第1項第1号イ、ハ、ホ等 関係)

(1) 役員に関する状況

ア 理事、取締役、執行役、業務を執行する役員又はこれらに準ずる者

役職	フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤	生年月日	性別	住所		
								郵便番号	都道府県	市区町村・丁番地等

イ 監事、監査役又はこれらに準ずる者

役職	フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤	生年月日	性別	住所		
								郵便番号	都道府県	市区町村・丁番地等

ウ その他

役職	フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤	生年月日	性別	住所		
								郵便番号	都道府県	市区町村・丁番地等

(2) 職員(従業員)の数

職員(従業員)の 数	人	うち常勤	人
---------------	---	------	---

(3) 職業に関する事項

(4) 備考

注1 (2)は、人数が100人を超える場合は、概数で記載しても差し支えありません。

注2 受託者が個人である場合には、(1)及び(2)は記入不要です。

信託事務年度	自		公益信託コード	
	至		公益信託の名称	

公益信託事務に関する重要な事項
(公益信託規則第40条第1項第2号 関係)

(1) 寄附を受けた財産の額

寄附を受けた財産の額	円	うち個人から	円
		うち法人から	円

(2) 金融資産の運用収入の額

金融資産の運用収入の額	円
-------------	---

(3) 資産、負債及び期末純資産の額

資産額	円	負債額	円
		期末純資産額	円

(4) 他の団体の意思決定に関与することができる財産保有の有無

保有の有無			
他の団体の意思決定に関与することができる財産の内容		当該他の団体の主な業務の内容	議決権の割合 (注)
他の団体の名称	財産の名称		
			%
			%

※ 上場企業の株式であって、当該企業の株式等の5%を超えない範囲で保有するものについては、記載を不要とします。

また、上場企業については、当該企業の業務の内容について省略して差し支えありません。

(注) 正確な数字を把握していない場合には、概数を記載してください。

(5) 関連当事者との取引に関する事項及びその明細

関連当事者との取引の有無	
--------------	--

※ 関連当事者との取引がある場合には、財務諸表に注記されます。

(6) 海外への送金に関する事項

海外送金等取引の有無		リスク軽減策の有無	
------------	--	-----------	--

【別表A(1)(中期均衡の計算)】

前信託事務年度に算定した残存剰余額・残存欠損額

前事業年度から繰り越した、過去の黒字・赤字を確認します(認可初年度については記載不要)。

発生事業年度	残存剰余額	残存欠損額
a ~	円	
b ~	円	円
c ~	円	円
d ~	円	円
e ~	円	円

公益信託事務に係る当該信託事務年度の収支比較

公益信託事務に係る収入と費用を比較します。

		収入	費用				
損益計算書(指定純資産に係るものを除く)の経常収益、経常費用		円	円				
減価償却費に係る調整(経常費用の控除対象)		円	円	△			
公益充実資金の積立額を「費用」欄に記載		円	円				
合計		0 円	0 円	A	0 円	B	0 円

年度剰余額の発生が見込まれる場合や認可後5年間で剰余額が発生する見込みがある場合には、その解消見込み(公益信託事務の規模拡大、公益目的保有財産の取得予定等)を記載

年度剰余額／年度欠損額と残存剰余額／残存欠損額との通算

年度剰余額がある場合は、残存欠損額と通算し、年度欠損額がある場合は、残存剰余額と通算します(認可初年度については記載不要)。

年度剰余額がある場合	年度剰余額	通算額 (残存欠損額)	暫定残存剰余額 (A-C)	通算した残存欠損額の 発生事業年度	b	c	d	e	
	A 円	C 円	D 円	通算額					円
				E 通算後に 残る額					円

年度欠損額がある場合	年度欠損額	通算額 (残存剰余額)	残存欠損額 (B-J-F)	通算した残存剰余額の 発生事業年度	a	b	c	d	e	
	B 円	J 0 円	G 0 円	通算額	0	0	0	0	0	円
		通算額 (収支相償の剰余金)		H 通算後に 残る額	0	0	0	0	0	円
		F 円								

暫定残存剰余額又は過年度残存剰余額の解消

通算後に暫定残存剰余額又は過年度残存剰余額が残る場合、その額を公益目的保有財産の取得等に充てることで解消することができます。

	a/G-a	b/G-b	c/G-c	d/G-d	e/G-e	暫定残存剰余額(D)	
解消対象となる 剰余額							円
I 解消額							円
J 翌事業年度に繰り 越す残存剰余額							円

年度剰余額がある場合、a-eの残存剰余額とDを記載
年度欠損額がある場合、Gで計算したa-eを記載(「暫定残存剰余額(D)」の欄は0)

当該信託事務年度の残存剰余額・残存欠損額

翌事務年度に繰り越される黒字・赤字を基に、中期的収支均衡が図られているかを確認します。

発生事業年度	残存剰余額	残存欠損額
a ~	円	
b ~	円	円
c ~	円	円
d ~	円	円
e ~	円	円
f ~	円	円

← 0より大きい場合、中期的収支均衡が図られていないと判定されます。

【別表A(2)(公益充実資金)】

公益充実資金の詳細

1. 公益充実資金の前年度末明細

公益充実資金の前年度末値を確認します(公益信託の認可を受けた年度の場合は、前年度末明細はありませんので記載不要です)。

前年度末					
各資金の明細		実施時期(年度)	所要額		残高
				円	円
				円	円
				円	円
				円	円

2. 公益充実資金の本年度末明細

公益充実資金の本年度末値を確認します。

当該信託事務年度開始日(西暦)	
-----------------	--

本年度末							
前期末残高 ※認可を受けた年度には記載なし		取崩額(合計値)		取崩額のうち資産取得分以外	積立額	今期末残高	積立限度額
	円		円	0 円	0 円	0 円	0 円
各資金の明細		実施時期(年度)	所要額		取崩額(個別) ※認可を受けた年度には記載なし	備考	
A(5周年事業)	費用			円		円	
B(施設改修)	資産			円		円	
C(学術集会)	費用			円		円	
				円		円	

3. 公益充実資金と公益信託事務割合、使途不特定財産上限との関連値

公益信託事務割合及び使途不特定財産上限との関係で、公益充実資金における必要な値を確認します。

各資金の明細	積立内訳(算定値、公益実施費用額に算入)		取崩内訳(公益実施費用額から控除) ※認可を受けた年度には記載なし
		円	
		円	
		円	
		円	
合計	0	円	0 円

4. 公益充実資金の個別明細

費用												
特定の事務又は資産取得等の名称	A(5周年事業)											
当該公益充実活動等の内容 ※直近数年以内ではない将来に 向けた積立ての場合、その詳細を 記載												
計画期間(目的設定～実施)	西暦		年		月	～		年		月	月数 (0 月)	
所要額の算定根拠												

資産												
特定の事務又は資産取得等の名称	B(施設改修)											
当該公益充実活動等の内容 ※直近数年以内ではない将来に 向けた積立ての場合、その詳細を 記載												
計画期間(目的設定～実施)	西暦		年		月	～		年		月	月数 (0 月)	
所要額の算定根拠												

費用												
特定の事務又は資産取得等の名称	C(学術集会)											
当該公益充実活動等の内容 ※直近数年以内ではない将来に 向けた積立ての場合、その詳細を 記載												
計画期間(目的設定～実施)	西暦		年		月	～		年		月	月数 (0 月)	
所要額の算定根拠												

公益信託規則第24条等(公益信託法第8条第9号に適合することを説明した書類)

【別表B(1)(公益事務割合の算定総括表)】

(公益信託法第8条第9号に定められた公益事務割合について審査します。)

公益事務割合 の 算 定		
公益事務実施費用額(12欄より)	1	円
公益事務実施費用額+公益信託管理費用額 (12、30欄の合計)	2	円
公益事務割合(1欄÷2欄)	3	%

公益事務実施費用額 の 計 算		
公益事務実施に係る事務費の額	4	円
調 整 額	土地の使用に係る費用額※	5 円
	融資に係る費用額※	6 円
	無償の役務の提供等に係る費用額※	7 円
	公益充実資金積立額	8 円
	公益充実資金取崩額 (公益目的保有財産の取得又は改良に充てた額を除く)	9 円
	引当金の取崩額	10 円
	財産の譲渡損等	11 円
公益事務実施費用額(4欄～11欄 合計額)	12	円

公益信託管理費用額 の 計 算		
管理費の額	13	円
調 整 額	土地の使用に係る費用額※	14 円
	融資に係る費用額※	15 円
	無償の役務の提供等に係る費用額※	16 円
	公益充実資金積立額	17 円
	公益充実資金取崩額 (公益目的保有財産の取得又は改良に充てた額を除く)	18 円
	引当金の取崩額	19 円
	財産の譲渡損等	20 円
管理運営費用額(13欄～20欄 合計額)	21	円

※…これらは調整額として算入するか否かが任意であり、一度参入とした場合には原則それ以降の信託事務年度においても算入すること。

【別表B(2) 土地の使用に係る費用額の算定】

（公益信託法第8条第9号に定められた公益事務割合の計算に必要な、土地の使用に係る費用額の算定に用います。
 該当する土地が複数ある場合は、各種数値を記載する項目については全ての土地の合計値で記載してください）

土地の所在地 (複数ある場合は全て記載)	1				
面積	2	m ²	帳簿価額	3	円
1年度間の土地賃料相当額	4	円	土地の使用に当たり負担した 費用額(固定資産税額等)	5	円
			事業費に算入すべきみなし費用額合計 (4欄－5欄)	6	0 円
土地の賃料相当額 (4欄)の算定根拠	7				
		詳細資料の有無			
土地の使用に当たり負担した費 用額(5欄)の内容と算定根拠	8				
		詳細資料の有無			
9. 算入対象となる公益信託事務における土地使用方法、配賦額					
公益信託事務の内容及び土地使用方法				配賦額	
					円
					円
土地の賃料相当額の配賦計算 内訳	10				
		詳細資料の有無			

【別表B(3)融資に係る費用額の算定】

(公益信託法第8条第9号に定められた公益目的事業比率の計算に必要な、融資に係る費用額の計算に用います。)

公益信託事務の内容	1			
貸付の内容	2			
貸付利率	3			
借入れをして調達した場合の利率	4			
費用額に算入する額(6欄)の算定根拠	5			
		詳細資料の有無		
費用額に算入する額	6	円		

【別表B(4)無償の役務の提供等に係る費用額の算定】

(公益信託法第8条第9号に定められた公益事務割合の計算に必要な、無償の役務提供等に係る費用額の算定に用います。
該当する役務提供があれば、それら全てについて記載してください。)

役務提供等の名称	1			
役務提供等の内容	2			
役務提供等を受ける場所	3			
役務の提供があった事実を証する方法	4			
必要対価の額(役務提供の対価額)	5	円	支払対価の額(役務提供に対し実際に支払う額)	6 円
費用額に算入する総額(5欄－6欄)	7	0 円		
必要対価の額(5欄)の算定根拠(役務提供の延べ日数や、延べ人数、単価等の算定根拠を、詳しく記載してください。)	8			
		詳細情報の有無		
支払対価の額(6欄)の内容と算定根拠	9			
		詳細情報の有無		
10. 算入対象となる事業と配賦額				
公益信託事務の実施に対し、この役務の提供等が不可欠である理由を説明してください。			配賦額	
			円	
			円	
各事業の費用額への配賦(10欄)計算内訳	11			
		詳細情報の有無		

【別表B(5)(公益事務割合に係る計算表)】

各会計区分別に経常費用の形態別分類(中科目別)の費用額を記載してください。
各公益信託事務別(公1、公2)や科目を細分化した記載も構いません。
なお、配賦の判断が困難であるような費用については、全額管理費計上することが出来ます。

(単位:円)

	事業費	管理費	合計	配賦基準
受託者の信託報酬/信託管理人報酬			0	配賦基準:
旅費交通費			0	配賦基準:
会場貸借料			0	配賦基準:
通信運搬費			0	配賦基準:
減価償却費			0	配賦基準:
消耗品費			0	配賦基準:
光熱水料費			0	配賦基準:
賃借料			0	配賦基準:
支払助成金			0	配賦基準:
委託費			0	配賦基準:
雑費			0	配賦基準:
合計	0	0	0	

別表B(2)～B(4)までに該当するものがあれば、それぞれの費用額について公益事務実施費用額・公益信託管理費用額のいずれかに記載ください。

① 土地の使用に係る費用額

名称	公益事務実施費用額	公益信託管理費用額
合計		

② 融資に係る費用額

名称	公益目的事業に係る事業費の額	管理費の額
合計		

③ 無償の役務の提供等に係る費用額

名称	公益目的事業に係る事業費の額	管理費の額
合計		

公益信託規則第34条等（公益信託法第8条第10号等に適合することを説明した書類）

【別表C(1)（使途不特定財産額の保有制限の判定）】

この様式では、使途不特定財産額が、使途不特定財産額の保有上限額を超えていないことを確認します。
使途不特定財産額は、以下の計算により算定します。

使途不特定財産額＝総資産－（負債＋（控除対象財産の額－控除対象財産の対応負債額※）－予備財産額

※対応負債の額とは、控除対象財産に直接対応する負債の額とその他の負債のうち控除対象財産に按分された負債の合計額です。
なお、控除対象財産から対応負債の額を控除するのは、借入金等によって資産を取得している場合には、負債が二重で減算される
ことになってしまうためです。

1. 使途不特定財産額の計算に必要な数値の作成（下記3. 及び4. に必要な数値を作成します。）

資産の部			負債の部		
控除対象財産の額 (C(2)控除対象財産の額(A～Fの合計)から転記)	1	円	控除対象財産に直接対応する負債の額	5	円
流動資産(控除対象財産以外)の額	2	円	流動資産(控除対象財産以外)に直接対応する負債の額	6	円
固定資産(控除対象財産以外)の額	3	円	固定資産(控除対象財産以外)に直接対応する負債の額	7	円
			引当金勘定の合計額	8	円
			その他負債(各資産に直接対応しない負債)の額	9	円
			負債の合計額	10	円
純資産の部			純資産の部		
			指定純資産の額	11	円
			一般純資産の額	12	円
資産計	4	円	負債の部及び純資産の部合計	13	円

2. 使途不特定財産額の保有上限額（＝公益信託事務の実施に要した費用の額に準ずる額）の計算

信託事務年度(過去5年間)	公益信託事務の実施に要した 費用の額に準ずる額	14 保有上限額	
～	円	基本(過去5年間の平均値)	円
～	円	当該信託事務年度の値	円
～	円	前信託事務年度の値	円
～	円	(当該信託事務年度又は前信託事務年度を選択する場合理由を記載)	
～	円		

（当該信託事務年度における公益信託事務の実施に要した費用の額に準ずる額）

当該信託事務年度	円	15	円	19	円
損益計算書上の合計費用（一般純資産及び指定純資産に係るもの）額				合計費用額から控除する引当金の取崩額	
商品等の原価を予め費用計上していない場合のみ 商品等譲渡に係る原価相当額	16			財産の譲渡損、評価損等の額	円
公益充実資金の積立額（上限あり） (A(5)-1 4表合計から転記)	17	円		公益充実資金の取崩額（A(5)-1 4表合計から転記）	円
計	18	円		控除額計	円

3. 使途不特定財産額の計算

資産 4欄	23	円	控除対象財産の額 1欄	26	円
負債 10欄	24	円	対応負債の額 39欄	27	円
一般法人法 第131条の基金 11欄	25	円	予備財産額	28	円
			使途不特定財産額 23欄-24欄-25欄+27欄-28欄 (0以下の場合は0)	29	円

4. 控除対象財産に対応負債の額の計算（次の2つの方法のうちいずれかをリストから選択してください。）

公益信託規則第36条第6項の方法			公益信託規則第36条第7項の方法		
控除対象財産の額 1欄	31	円	控除対象財産の額 1欄	31	円
控除対象財産に直接対応する負債の額 5欄	32	円			
指定純資産の額 12欄	33	円	指定純資産の額 12欄	33	円
31欄-32欄-33欄	34	円	31欄-33欄	34	円
引当金勘定の合計額 8欄	35	円	引当金勘定の合計額 8欄	35	円
各資産に直接対応する負債の額 5欄+6欄+7欄	36	円			
その他負債の額 9欄(10欄-35欄-36欄と同額)	37	円	その他負債の額 10欄-35欄	37	円
一般純資産の額	38	円	一般純資産の額	38	円
対応負債の額 32欄+34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	円	対応負債の額 34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	円

【判定結果】

使途不特定財産額の保有上限額 15欄	40	円
使途不特定財産額 30欄	41	円
使途不特定財産額の保有上限額の超過の有無	42	

< 欄外 > 公益信託事務年度が1年でない場合の第40欄の記入欄

使途不特定財産額の保有上限額	40	円
----------------	----	---

【別表C(2)（控除対象財産）】

1. 公益目的保有財産（継続して公益信託事務の用に供する財産）

番号	財産の名称	場所	財産の使用状況 （概要、使用面積、使用状況等）	帳簿価額					取得時期	公益充実資金の取り崩し又は剰余額の解消策に充てた額の管理（※）
		面積、構造、物量等		前期末	当期減少額	当期増加額	評価差額	期末		
				円	円	円	円	円		
				円	円	円	円	円		
計（A）				円	円	円	円	円		

（※）公益目的保有財産のうち、公益充実資金の取り崩し又は中期的収支均衡における解消策として取得したものがある場合には、公益充実資金の取り崩し又は解消額とした額を明らかにする必要があります。

2. 公益充実資金（Aシートから転記）

帳簿価額				
前期末	取崩額	積立額	評価差額	期末（C）
円	円	円	円	円

3. 指定寄附資金（交付者の定めた使途に充てるために保有している財産）

番号	資金の名称	交付者の定めた使途	帳簿価額				
			前期末	当期減少額	当期増加額	評価差額	期末
			円	円	円	円	円
			円	円	円	円	円
計（F）			円	円	円	円	円

控除対象財産の額（A～Fの合計）	前期末	期末
	円	円

<参考値>

公益事務の1から3の財産の合計額	期末
	円

【別表C(3)(公益信託事務継続予備財産)】

公益信託事務継続予備財産を保有する場合には、以下の事項について記載ください。

①保有の必要性		公益信託事務継続予備財産を保有する必要性を記載ください。以下の i ～ iv の観点からの説明が考えられます。 i 公益信託の事務内容、ii 信託財産及び収支の状況、iii 災害その他の予見し難い事由の発生により想定される公益信託事務の継続が困難となる事態、iv 不測の事態に備えた平時の取組			
②限度額		円	上記①の必要性に基づき必要となる金額とその理由・根拠を記載ください。		
③公益信託事務継続予備財産		使途不特定財産額から控除される予備財産額は、「上記②限度額」又は「使途の定まっていない公益信託財産(対応する負債を除く)の額」のいずれも超えることはできません。			
②限度額		使途の定まっていない公益信託財産(対応する負債を除く)の額(※)		公益信託事務継続予備財産	
円		円	⇒	円	

(※)使途の定まっていない公益信託財産(対応する負債を除く)の額＝当該信託事務年度の資産額－負債額－控除対象財産(対応する負債を除く)の額で算定

当該信託事務年度の資産額	1	円
当該信託事務年度の負債額	2	円
控除対象財産額	3	円
控除対象財産の対応負債の額 ※公益信託規則第36条第6項の方法(個別対応方式)か 同条第7項(簡便方式)のいずれかの方法を選択	4	円

選択 (公益信託規則第36条第6項の方法/公益信託規則第36条第7項の方法)

公益信託規則第36条第6項の方法(個別対応方式)			公益信託規則第36条第7項の方法(簡便方式)		
控除対象財産の額 3欄	5	円	控除対象財産の額 3欄	5	円
控除対象財産に直接対応する負債の額 (C(1)5欄)	6	円			
指定純資産の額	7	円	指定純資産の額	7	円
5欄-6欄-7欄	8	円	5欄-7欄	8	円
引当金勘定の合計額	9	円	引当金勘定の合計額	9	円
客資産に直接対応する負債の額 (C(1)5欄+6欄+7欄)	10	円			
その他負債の額 2欄-9欄-10欄	11	円	その他負債の額 2欄-9欄	11	円
一般純資産の額	12	円	一般純資産の額	12	円
対応負債の額 6欄+8欄×11欄/(11欄+12欄)	13	円	対応負債の額 8欄×11欄/(11欄+12欄)	13	円

信託管理人に関する事項
(公益信託規則第49条第1項第4号)

(1) 役員に関する状況

ア 理事、取締役、執行役、業務を執行する役員又はこれらに準ずる者

役職	フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤	生年月日	性別	住所		
								郵便番号	都道府県	市区町村・丁番地等

イ 監事、監査役又はこれらに準ずる者

役職	フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤	生年月日	性別	住所		
								郵便番号	都道府県	市区町村・丁番地等

ウ その他

役職	フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤	生年月日	性別	住所		
								郵便番号	都道府県	市区町村・丁番地等

(2) 職員(従業員)の数

職員(従業員)の 数	人	うち常勤	人
---------------	---	------	---

(3) 職業に関する事項

(4) 備考

注1 (2)は、人数が100人を超える場合は、概数で記載しても差し支えありません。

注2 信託管理人が個人である場合には、(1)及び(2)は記入不要です。

信託事 務年度	自	〇〇	公益信託 コード	〇〇
	至	〇〇	公益信託の 名称	公益信託〇〇基金

説 明 書

(公益信託法第 9 条第 1 号口に該当しないことを説明した書類)

●● ●● 殿

公益信託の名称 公益信託〇〇基金

受託者の氏名又は名称 □□ □□

受託者の代表者の氏名 △△ △△

受託者は、公益信託に関する法律施行規則（令和 7 年内閣府令第 6 3 号。以下「規則」という。）第 2 条第 3 項ただし書に規定する者であり、公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 3 0 号）第 9 条第 1 号口に規定する欠格事由に該当しません。

【規則第 2 条第 3 項ただし書に規定する者に関する説明】

(注) 説明書の提出に当たっては、以下の欠格事由に該当しないことを必ず確認してください。

【受託者の欠格事由（公益信託法第 9 条第 1 号口）】

国税若しくは地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの

信託事務年度	自		公益信託コード	
	至		公益信託の名称	

受託者等名簿
(公益信託法第20条第2項第2号等 関係)

1 受託者

(1) 個人

フリガナ(姓/名)	氏名(姓/名)	住所		
		郵便番号	都道府県	市区町村・丁番地等

(2) 法人その他の団体

フリガナ(名称)	名称	主たる事務所の所在地		
		郵便番号	都道府県	市区町村・丁番地等

2 信託管理人

(1) 個人

フリガナ(姓/名)	氏名(姓/名)	住所		
		郵便番号	都道府県	市区町村・丁番地等

(2) 法人その他の団体

フリガナ(名称)	名称	主たる事務所の所在地		
		郵便番号	都道府県	市区町村・丁番地等

3. 備考

--